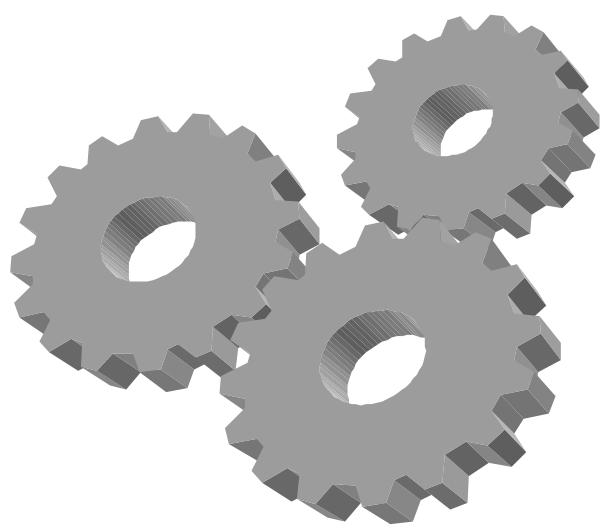


第4次高松市行財政改革計画

～地方分権時代の自立的で健全な公共経営をめざして～

平成19年7月

平成19年7月25日版



(記録)

平成19年

7月13日 計画決定

7月25日 部局計画等の調整

・8月1日付組織再編後に

組替え

・各部局の正規職員数等は

見込み

はじめに

私は、先に「高松・まちづくり」「高松・人づくり」「高松・行政改革」の三つの柱のもと、50の政策項目からなるマニフェストを策定し、その施策の推進に全力で取り組むことを市民の皆さんにお約束しています。



このうち、「行政改革」とは、市民本位の政策を実現するための土台や足腰をしっかりとさせることであると考えています。そのため、情報公開の徹底を図り、無駄を省くとともに、コミュニケーションを活性化して、説明責任を全うし、スピード感のある改革を実行していきたいと思います。

そして、すべての市民の皆さんがある暮らしに誇りを持てる、魅力と活力にあふれた新生高松の構築をめざして、この第4次行財政改革計画を策定します。

振り返りますと、私たちは、バブル経済の崩壊という大変な混乱を経験し、その終息に当たっては、「失われた10年」と呼ばれる苦難の道のりがありました。また、時期を同じくして、社会の少子高齢化に一段と拍車がかかりました。構造的な問題が顕在化し、様々な手立てが講じられましたが、今もなお、模索が続いている。

この十数年、特に民間部門では、血のにじむような改革が実行されました。昨今、「格差社会」との指摘はあるものの、日本経済は明るい兆しを拡大しています。これに比べて、行政部門の改革は道半ばと思えます。国と地方を合わせて775兆円もの借入金残高を抱え、医療や年金、税制など国民生活に直結する改革課題が目白押しです。

本市においても、借入金は1,500億円を超え、一般家庭の預貯金に相当する基金も激減しています。長引いた景気低迷の影響も受け、行政活動を支える財政は依然と厳しい状況にあります。また、地方分権改革は新たな段階を迎えており、今後ますます地方公共団体、とりわけ基礎的自治体である市町村の役割は増大し、その足腰の備えは待ったなしとなっています。

一方で、本市は、四国の州都を展望できる優位な都市機能と資質を有しており、税収規模も大きく、財政に地力はあります。

また、平成17年度の合併で市域は飛躍的に拡大しました。多島美の海、市街地から田園部を経て山河に至る豊かな自然環境は、穏やかな風土とともに、特色ある歴史と文化を根付かせています。

今後、必要なことは、負の遺産の影響を抑えながら、「高松」という私たちの共有財産を大きく育てることだと考えます。そのためには、市民の皆さんと行政のコミュニケーションを深め、同じ目線に立つことが必要です。ともに知恵を絞り、協働の汗をかくことによって、夢と誇りの持てる未来を切り拓くことができます。

さて、本市では、現在、新しい総合計画の策定を進めています。本年中に、私の政策を具体化するものとして、新生高松の都市理念とまちづくりの大綱を定めます。

この新しい総合計画に掲げる目標を効果的に実現するためにも、行政運営の体質と手法の改善が求められます。

このような考え方から、新総合計画の策定に先立ち、この第4次行財政改革計画を取りまとめました。市民の皆さんの負託に応え、信頼される市役所となるため、本市の行財政改革を積極的に進めます。市職員はもとより、幅広い市民の皆様方の御理解と御協力をお願いします。

高松市長 大西 秀人

※775兆円：平成18年度末見込の国および地方の長期債務残高(財務省資料)。

※1,500億円：高松市の一般会計市債残高1,528億円
(平成19年3月末見込)

《目 次》

第1章 序 論

1 行財政改革の必要性	2P
2 新たな視点と枠組の導入	4P
(1) これまでの取組の総括	
(2) その後の環境変化	
(3) 新たな視点と枠組	
3 基本姿勢	8P
(1) 公民の役割分担と市民協働の推進	
(2) 行財政システムの効率化と財政健全化	
(3) 職員の意識改革と良質な公共サービスの提供	
(4) 市民への情報提供とコミュニケーションの活性化	
(5) ニュー・パブリック・マネジメントの推進	

第2章 総 論

1 計画の名称と期間	10P
(1) 計画名称	
(2) 計画期間	
2 計画の目標	10P
(1) 全体目標	
ア 戰略的取組	
イ 戰略的目標	
ウ 財政健全化の目標値	
エ 職員数の適正化計画の目標値	
(2) 部局目標	
(3) 個別目標	
3 計画項目の体系	14P
4 計画の進行管理	15P
(1) 推進体制	
(2) 進行管理	
(3) 改革推進に対する評価	

第3章 計画項目

第1 戰略的取組(財政健全化)

1 資産・債務の改革	20P
(1) 債務改善計画	

(2) 未利用資産の売却・活用	
(3) 市税滞納対策	
(4) 債権回収の取組	
(5) 公会計の整備	
(6) 施設維持管理の適正化	
2 事務事業の改革	22P
(1) 事務事業の改革(業務の総点検)	
(2) 外部委託等民間活力の導入	
(3) 業務の協働化	
(4) 業務の廃止	
(5) 施設の効率的運営および利用率等の向上	
(6) 業務の電子化	
(7) 契約等の見直し	
(8) 補助金等の見直し	
(9) 業務コストの抑制	
(10) 公共事業の見直し	
(11) 受益者負担の適正化	
(12) 収入増対策	
(13) 合併協議事項	
3 定員・給与・組織の改革	27P
(1) 定員・給与の適正化	
(2) 組織機構の見直し	
4 外郭団体等の改革	28P
(1) 外郭団体等の見直し	
5 特別会計の改革	30P
(1) 特別会計の効率的運営	
6 企業会計の改革	30P
(1) 企業会計の効率的運営	

第 2 検討課題

1 検討課題	31P
---------------	------------

第 3 実効性のある計画推進

1 「新しい公共」を支える仕組づくり	32P
(1) 協働の推進と多様なパートナーシップの構築	
(2) 地域コミュニティの育成	
2 職員の意識改革と育成	35P
(1) 職員の意識改革	
(2) 人材育成・能力開発	
(3) 職員提案制度の活用	

3 わかりやすい情報の提供	36P
4 評価・監視等の体制整備(第三者機関)	37P
(1) 指定管理者選定組織	
(2) 行革取組結果・進捗状況の評価組織	
(3) 事務事業の評価組織	
(4) 外部委託化後の業務監視組織	
5 市民意識の把握と反映	38P
(1) 市民意識調査	
(2) 委託化業務調査	
(3) パブリック・コメントの運用	

第4 市民サービスの向上と業務の改善

1 市民サービスの向上と業務の改善	40P
(1) 市民サービスの向上	
(2) 業務の改善	

第4章 実施項目数・効果額一覧

1 総括	42P
2 部局一覧	44P

第5章 部局計画 (実施項目一覧)

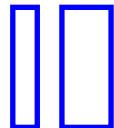
1 市民政策部	47P
2 総務部	59P
3 財務部	69P
4 健康福祉部	79P
5 病院部	89P
6 環境部	93P
7 産業部	99P
8 都市整備部	107P
9 消防局	117P
10 水道局	121P
11 教育部	127P
12 文化部	137P
13 監査事務局・選挙管理委員会事務局 ・農業委員会事務局・議会事務局	143P

第6章 様式と参考資料

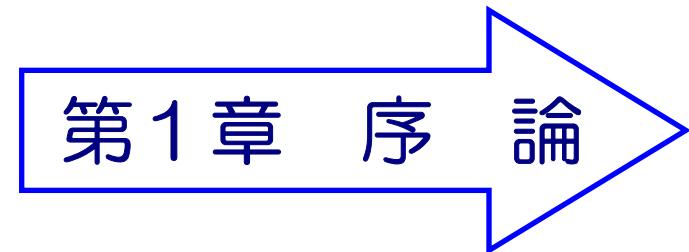
1 部局進行管理票(様式)	148P
2 市民意見等	150P
(1) 高松市行財政改革推進委員会意見書	
(2) 市民アンケートの結果(概要)	
(3) パブリック・コメントの結果と対応(概要)	
3 高松市職員数の適正化計画	162P
4 関係資料	174P
(1) 人口推計	
(2) 平成18年中期財政収支見通し	
(3) 平成17年度決算状況	
(4) 平成17年度高松市人事行政の運営等の状況について(抜粋)	
(5) 高松市の給与・定員管理等について(抜粋)	
(6) 計画策定の経緯	
(7) 用語解説	

別冊 第4次行財政改革計画 実施項目(体系別)





第1章 序論



- 1 行財政改革の必要性
- 2 新たな視点と枠組の導入
- 3 基本姿勢

1 行財政改革の必要性

ア 行政の役割は、限られた財源のもとで、その時々の社会が要請する公共サービスを効果的・安定的に提供することにあります。

イ 少子高齢社会の到来など社会構造の大きな変化をはじめ、複雑に交錯する時代の潮流は、新たな行政課題を山積させています。

このような状況に際し、的確で機敏な対応を怠ると、行政活動の有効性が失われ、市民生活に大きな影響を及ぼします。

将来人口の推計(高松市推計 「第6章 関係資料(p172)」参照)

(単位:人、%)

区分	総人口	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		高齢人口 (65歳以上)	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
H 17年	418,125	60,706	14.5	272,849	65.3	84,570	20.2
H 42年	372,000	39,000	10.5	207,000	55.6	126,000	33.9
H 62年	298,000	29,000	9.7	144,000	48.4	125,000	41.9

ウ 日本経済には明るい兆しが広がっていますが、本市は、国や他の地方都市と同様、多額の借入金を抱え、義務的な経費は増加の一途をたどっています。^{*}

今後毎年度、40億円近い財源不足が見込まれており、本市の財政運営は、厳しい状況が続いている。^{*}

※義務的な経費の増加

(一般会計決算)

区分	A 平成7年度	B 平成17年度	B/A
人件費	230 億円	250 億円	109%
扶助費	143 億円	217 億円	152%
公債費	83 億円	166 億円	200%

※財源不足とその影響の程度

- ① 平成19年度からの3年間で約140億円の財源不足が見込まれています。これは、一般会計の一般財源について試算したものです。ただし、昨年の推計時点では盛り込んでいた経費節減分を除いているため、「第6章 関係資料(p174)」で示している額と異なります。
- ② 市民生活に密着する福祉の費用(扶助費)を例にとりますと、毎年度の扶助費には、約110億円前後の財源(一般財源)を必要とするのに対し、平成18年度の推計(「第6章 関係資料(p174)」)では、毎年度の40億円近くの財源不足が見込まれることから財源不足が解消されない場合の影響は、扶助費の約1/3相当の事業を実施できない程度といえます。

※財政運営の厳しい状況

①財政運営の余裕度を示す経常収支比率の悪化

平成15年度	平成16年度(合併前)	平成17年度(合併後)
82.3%	87.5%	88.9%

「経常収支比率」:この率が低いほど財政運営に余裕があります。80%程度が望ましいとされており、平成17年度の中核市平均は87.0%です。

② 市債残高

平成19年3月末 2,611億円

(一般会計) 1,528億円 (特別会計) 1,083億円

一世帯当たり 約156万円

③ 基金残高

平成19年3月末 134億円(財源対策4基金の合計)

一世帯当たり 約8万円

※平成9年3月末 258億円の約52%

※「財源対策4基金」

財政調整基金、減債基金、生活環境施設整備基金、建設事業基金

工 このような状況の中で、行政が本来の役割を果して行くためには、行政運営の体質

と手法を改善するとともに、足腰のしっかりとした、簡素で効率的な行財政システム

を構築することが必要です。この取組を本市の行財政改革^{*}とします。

この取組は、新生高松を構築する根本です。市民の皆さんの理解と協力をいただき

ながら、「市民ぐるみ」で取り組むことが必要です。

※行財政改革の計画項目は第3章(p19)に整理しています。その内容を分かりやすくまとめる、次のとおりです。

- ① 行政が直接しなければならないことを厳選する。
- ② 行政活動の不効率な面を改善し、経費を節減する。また、行政活動の元手となる収入の確保と増大を図る。
- ③ 市民や企業との多様なパートナーシップによる協働の仕組を拡大する。
- ④ 費用対効果に留意し、行政サービスの品質を高める。
- ⑤ 改革内容をわかりやすく情報提供し、コミュニケーションを高め、相互理解を深める。



2 新たな視点と枠組の導入

第4次行財政改革計画では、これまでの取組を総括し、行政運営の体質改善を早急に始動させるため、新たな視点と枠組により改革を推進します。

(1) これまでの取組の総括

ア これまで、3次に及ぶ計画を策定し、行財政改革を積極的に進めました。

※計画策定の経緯

第1次:平成8年度 第2次:11年度 第3次:15年度

イ 平成18年度までの第3次計画^{*}では約150億円相当の経費節減等を図り、取組項目のほぼすべてを実施または着手済としました。

全体としては、順調な進捗といえますが、達成度の面では、予定を下回るものが約4分の1残りました。

※第3次計画の取組結果

計画項目284件に対する市の自己評価

実施・着手済 275件 中止 9件

(97%) (3%)

達成度 90%未満 67件(24%)

ウ このような成果や反省も含め、市民や有識者15名で構成する高松市行財政改革推進委員会からの提言や計画(素案)に対するパブリック・コメントの結果を踏まえて、

次のように総括をしました。

(ア) 改革の目標が抽象的で、具体的でない。市民にわかりやすい目標を定める必要がある。

(イ) 計画内容が網羅的である。何が重点なのかを明確にする必要がある。

(ウ) 公開される情報は、市民には複雑でわかりにくい。誰もが理解できる平易な内容や説明に改める必要がある。

(エ) 目標の達成度の把握が不明瞭である。進行管理の方法を改善する必要がある。

(オ) 職員の意識改革が遅れている。具体的な取組が必要である。

※参照

- ① 高松市行財政改革推進委員会意見書
提出 平成18年6月27日 「第6章 市民意見等(p148)」参照
- ② 第4次行財政改革計画(素案)
公表 18年11月28日
- ③ 計画(素案)に対するパブリック・コメント
実施 18年12月～19年1月 「第6章 市民意見等(p158)」参照

(2) その後の環境変化

平成15年度の第3次計画以降、様々な面で環境変化が生じています。

ア 三位一体改革による税財政制度の見直しが行われました。地方公共団体を取り巻く財政環境は大きく変貌しています。

また、本市は、平成17年度の合併により、行政活動の範囲が飛躍的に拡大し、組織・職員の規模も大きくなっています。新生高松としての一体性や均衡を高めることが必要となっています。[※]

※合併前後の比較

区分	平成17年4月 合併前(旧高松市)	平成18年4月 合併後	合併後/合併前 (倍)
①人口	334,004人	416,231人	1.25
②世帯数	137,115世帯	165,563世帯	1.21
③面積	194.34 km	375.09 km	1.93
④予算規模 (一般会計)	102,589百万円	129,532百万円	1.26
⑤職員数	3,198人	4,125人	1.29

イ 平成18年12月、地方分権改革推進法が成立し、第2期改革が着実に進められています。地方のさらなる自立が強く要請されています。

※第2期地方分権改革

- ① 平成7年5月に成立した地方分権推進法に基づく機関委任事務の廃止や市町村合併の推進、三位一体改革などの一連の制度改革を第1次または第1期の改革とすると、18年12月公布、19年4月施行の地方分権改革推進法に基づき、現在進められている地方分権改革のことを、一般に第2期改革と呼んでいます。
- ② 地方分権改革推進法第2条(改革推進の基本理念)において、『地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。』と定められています。

ウ 最大の行政改革といわれる合併の効果を目に見えるものにするとともに、新たな段階に入った地方分権改革への対応が必要となっています。

(3) 新たな視点と枠組

このような総括と今後の展望から、計画に取り入れる「新たな視点と枠組」を定めます。

ア 計画の役割を明確にし、計画内容を重点化する。

(ア) 計画の目的と役割

本市がめざす都市理念やまちづくりの目標を実現するため、行政経営の体質と手法を改善し、地方分権時代に即応した簡素で効率的な行財政システムを構築します。

(イ) 計画の重点化と目標の明確化

取組の重点を明確にするため、施策的な事業や取組を除外し、改善・改革の取組を中心とする実践的な行動計画とします。

また、計画としての総括的目標をわかりやすい数値(目標効果額)で設定します。

イ 「財政健全化」を戦略的取組とする。

行政活動の基礎は財政にあります。その中心である一般会計の「財政健全化」を戦略的取組とします。

これに併せて、計画期間における一般会計の財源不足見込額を念頭に目標効果額を設定し、これを戦略的目標とします。

ウ 「業務の総点検」を計画推進の中心機能とする。

P D C A サイクル(計画・実施・評価・改善)による改革をシステム化するとともに、職員の企画立案能力の向上や目的意識、コスト意識の浸透を図るため、事務事業評価を中心とする「業務の総点検」を中心機能とします。

なお、業務の総点検に当たっては、今後、導入を計画している行政評価システムを

活用します。

工 部局ごとの進行管理制^{*}を導入する。

健全な比較競争を促し、庁内の改革を活性化させるため、計画内容を部局ごとに仕分けし、各部局の取組課題と責任を明確にします。

※この部局進行管理制や「ウ」の業務の総点検を通じて、職員の意識改革を進めるとともに、行政分野ごとの課題と取組をわかりやすく示します。

才 実効性のある計画推進の仕組を充実させる。

実効性のある計画推進を図るため、次の取組を充実させます^{*}。

- (ア) 「新しい公共」を支える仕組づくり
- (イ) 職員の意識改革
- (ウ) 市民へのわかりやすい情報提供
- (エ) 監視・事後評価機能の充実
- (オ) 市民意識等の把握

※引き続き、総合計画、財政、人事その他の計画と連携して、この計画を推進します。



3 基 本 姿 勢

行政運営の体質と手法を改善する行財政改革の基本姿勢を定めます。

(1) 公民の役割分担と市民協働の推進

行政が担うべき役割を見直すとともに、市民と行政がともに支えるまちづくりをめざし、市民との協働による行政運営を推進します。

(2) 行財政システムの効率化と財政健全化

組織と業務のあり方を見直し、徹底して無駄を省くとともに、借入金残高を抑制するほか、特別会計への地方公営企業法の適用を検討するなど、行財政システムの効率化と財政健全化を進めます。

(3) 職員の意識改革と良質な公共サービスの提供

職員の意識改革と改革後の監視評価に取り組み、説明責任を果しながら、市民ニーズに応える良質な公共サービスを提供します。

(4) 市民への情報提供とコミュニケーションの活性化

「市民ぐるみ」の改革とするため、的確でわかりやすい情報提供と市民意識の把握、コミュニケーションの活性化に努めます。

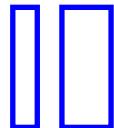
また、公共サービスの提供に当たり、密接な関係にある香川県との連携を強化します。

(5) ニュー・パブリック・マネジメント^{*}の推進

顧客主義や成果主義、費用対効果など民間の経営理念に学びます。

※ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)

民間企業で活用されている経営理念や手法を、公的部門へと適用することにより、公共部門のマネジメントの革新を図ろうとする新しい公共経営を総称してNPMといいます



第2章 総論

1 計画の名称と期間

2 計画の目標

3 計画項目の体系

4 計画の進行管理

1 計画の名称と期間

(1) 計画名称

『第4次高松市行財政改革計画』

副題：地方分権時代の自立的で健全な公共経営をめざして

(2) 計画期間

平成19年度から21年度までの3年間

2 計画の目標

第4次計画の目標を次のように定めます。

(1) 全体目標

ア 戰略的取組

一般会計の財政健全化

イ 戰略的目標

① 計画期間内に見込まれる一般会計財源不足額の^{*}2分の1程度を、

この計画に掲げる実施項目により解消します。

目標効果額 70億円^{*}

*一般会計財源不足額

計画3年間における一般会計(一般財源)の財源不足は約140億円が
見込まれています(再掲)。

*目標効果額

「部局ごとの効果額目標等(p13)」に示す効果額合計をもとに、目標値
70億円を設定します。

② なお、残る70億円については、日常的な経費節減等を積極的に取り組むほか、今後の事業計画・予算の査定および競争入札の適正な執行などにより対処し、財源不足140億円の解消をめざします。

ウ 財政健全化の目標値

財政指標 目標値	平成17年度決算値		
	高松市	中核市平均	全国平均
	指標の説明と選定理由		
①経常収支比率 85.0 %	88.9 %	87.0 %	90.2 %
	〔説明〕毎年度の経常的な収入を毎年度必要となる経常的・義務的な経費に使っている割合。この率が低いほど財政運営に余裕があり、新規事業を実施することができる。 〔理由〕全国統一の指標で類似都市と比較ができる。改革の効果額を反映しやすい指標である。		
②実質公債費比率 14.0 %	16.3 %	14.0 %	14.8 %
	〔説明〕毎年度の経常的な収入を実質的な借入金支払(公債費や公営企業繰出金など)に充てている割合 〔理由〕全国統一の指標で類似都市と比較ができる。借入金(市債)の発行に係る基準指標であり、18.0%以上になると借入に当たり国の許可が必要となる。		
	平成18年度末現在高		
③市債残高 1,300億円	高松市 1,528億円(見込) 〔説明〕市の一般会計に係る借入金の残高 〔理由〕一般家庭のローン残高に相当するもので、市民から見てわかりやすい。 プライマリーバランスとの関係では、市債残高増は「悪化」を、残高減は「好転」を示す。		
④財政調整基金残高 平成19年度末 残高見込を維持する	高松市 92億円 〔説明〕財源対策や調整に活用する主たる積立金の残高 〔理由〕一般家庭の預貯金に相当するもので、市民から見てわかりやすい。 行財政改革の取組などにより、平成19年度末残高見込額(約85億円)を設定		

※プライマリーバランス

一般会計において、市債発行などの借入を除く「歳入」から、過去に発行した市債など借金の元利払い費を除いた「歳出」を差引いた基礎的な財政収支のことです。この差引額が赤字の場合、住民福祉などの経常的な行政サービスが税収中心の歳入で賄えないことを意味し、新たに借金をして将来にツケを回すことになります。

※財政調整基金

この基金のほかに、特定目的の財源対策のために減債基金、生活環境施設整備基金、建設事業基金があり、4基金合計の平成18年度末残高は、約134億円です。

工 職員数の適正化計画の目標値

計画期間における正規職員数の適正化に係る目標を次のとおりとします。

(ア) 適正化人員(市全体)

計画人員数	削減率
▲ 305人	▲ 7.4%

※ この人数は、平成19年度から21年度までの3ヵ年の目標です。

- ① 別途、平成19年度から23年度までの「高松市職員数の適正化計画」を策定しています。
この5ヵ年計画では、▲431人(▲10.4%)の目標を設定しており、そのうちの3ヵ年分をここに掲載しています。「高松市職員数の適正化計画(p160)」参照

- ② 年度別内訳 (単位:人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職員数	4,034	3,948	3,820
増減(前年度比較)	▲91	▲86	▲128
累計	▲91	▲177	▲305

(イ) 効果額

効果額目標	内訳(千円)	
約34億円 (累積)	一般会計分	2,914,925 《(1)イ①の70億円に含みます。》
	企業会計分	528,494
	計	3,443,419

※ 効果額は3ヵ年の累積額であり、平均給与等を用いた推計値です。なお、「累積」の考え方は下記の表を参照してください。

※ 特別会計分は一般会計分とみなしています。

【累積効果額の考え方(単位:千円)】			
年度	19年度	20年度	21年度
当該年度の適正化計画人員	▲91人	▲86人	▲128人
18年度比較の人事費抑制額	586,533	987,325	1,869,561
累積額効果額	586,533	1,573,858	3,443,419

(2) 部局目標

全体計画を部局単位で仕分けし、部局ごとの計画項目および効果額目標を定めます。

[第4章（p41）、第5章（p45）を参照]

部局ごとの効果額目標等

部局名	実施 項目数	効果額目標(千円)	
		一般会計(一般財源)	特別・企業会計()
市民政策部	53	176,041	134,400
総務部	46	217,469	-
人件費抑制()		2,906,471	489,413
財務部()	42	345,563	-
市税增收		882,000	-
健康福祉部	55	355,756	81
病院部	5	0	332,750
環境部	28	743,935	-
産業部	33	97,479	159,332
都市整備部	49	751,501	319,762
消防局	6	232,026	-
水道局	()19	0	234,154
教育部	57	298,476	-
文化部	16	44,029	-
監査事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 議会事務局	5	2,094	-
合計 (効果額目標)	414	7,052,840	1,669,892

※「人件費抑制」欄は、総務部が総括管理する職員数の適正化と時間外勤務縮減に係る効果額推計です。消防局と水道局の職員数の適正化に係る効果額は各々の部局効果額に含めています。

※出納室は財務部に含めています。

※水道局の「高松市水道事業基本計画(高松市水道ビジョン)」に定める経営改革の取組を、便宜上、各実施項目に位置付けています。

※「効果額目標」の「特別・企業会計」欄は、特別会計および企業会計内部の目標効果額を示します。

(3) 個別目標

- ア 計画の各項目には、原則として、個別目標を設定します。
- イ 個別目標は、効果額等の定量的な目標のほか、定性的な目標により定めます。

3 計画項目の体系

戦略的目標の達成状況を容易に把握するため、計画項目を次のように編成します。

第1 戰略的取組(財政健全化)	第2 検討課題
1 資産・債務の改革 <ul style="list-style-type: none"> (1) 債務改善計画 (2) 未利用資産の売却・活用 (3) 市税滞納対策 (4) 債権回収の取組 (5) 公会計の整備 (6) 施設維持管理の適正化 	1 検討課題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 検討課題
2 事務事業の改革 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務事業の改革(業務の総点検) (2) 外部委託等民間活力の導入 (3) 業務の協働化 (4) 業務の廃止 (5) 施設の効率的運営および利用率等の向上 (6) 業務の電子化 (7) 契約等の見直し (8) 補助金等の見直し (9) 業務コストの抑制 (10) 公共事業の見直し (11) 受益者負担の適正化 (12) 収入増対策 (13) 合併協議事項 	第3 実効性のある計画推進 <ul style="list-style-type: none"> 1 「新しい公共」を支える仕組づくり <ul style="list-style-type: none"> (1) 協働の推進と多様なパートナーシップの構築 (2) 地域コミュニティの育成 2 職員の意識改革と育成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の意識改革 (2) 人材育成・能力開発 (3) 職員提案制度の活用 3 わかりやすい情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> (1) 財政状況 (2) 人事・給与の状況 (3) 外部委託業務の状況 (4) 行政コストの状況 (5) 外郭団体の組織・運営状況 (6) その他関連情報 4 評価・監視等の体制整備(第三者機関) <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者選定組織 (2) 行革取組結果・進捗状況の評価組織 (3) 事務事業の評価組織 (4) 外部委託化後の業務監視組織 5 市民意識の把握と反映 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民意識調査 (2) 委託化業務調査 (3) パブリック・コメントの運用
3 定員・給与・組織の改革 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定員・給与の適正化 (2) 組織機構の見直し 	第4 市民サービスの向上と業務の改善 <ul style="list-style-type: none"> 1 市民サービスの向上と業務の改善 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民サービスの向上 (2) 業務の改善
4 外郭団体等の改革 <ul style="list-style-type: none"> (1) 外郭団体等の見直し 	
5 特別会計の改革 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別会計の効率的運営 	
6 企業会計の改革 <ul style="list-style-type: none"> (1) 企業会計の効率的運営 	

【注】この表の「第1-1-(1)」の区分が、実施項目一覧表の体系番号「1-1-1」に対応します。

4 計画の進行管理

(1) 推進体制

ア 庁内体制

現行の庁内体制を継続し、総力を挙げて改革を推進します。

(ア) 行財政改革推進本部を設置(市長を本部長とし、部局長等で構成)します。

(イ) 各部局に行財政改革推進総括者を設置(部局長を充てる)します。この総括者が部局計画の進行管理に当たります。

(ウ) 各所属に行財政改革推進責任者を設置(所属長を充てる)^{*}します。

※「所属長」とは、一般的に「課長」のことです。

(エ) 各係に行財政改革推進員を設置(係長を充てる)します。

イ 市民参加体制

行財政改革は『市民ぐるみ』で進める必要があります。そのため、市民の皆さんへ関連情報をわかりやすく提供し、改革や結果の評価に参加できる体制を備えます。

(ア) 市民の立場から、行財政改革に係る提言や行政評価、改革の監視等を行う第三者機関として、引き続き行財政改革推進委員会を設置します。

なお、同委員会内に設置される部会は、この計画に沿って再編をします。

(イ) 幅広い市民の皆さんにも関わっていただけるよう、市民意識調査や委託化業務調査、パブリック・コメントなどを実施します。

(2) 進行管理

ア 進行管理の基本

(ア) 総括的な進行管理は、行財政改革推進本部が行います。

ただし、後述の「イ 部局進行管理体制」を導入し、各部局長の役割と責任を明確にします。

(イ) 総括的な進行管理は年2回行い、その結果は公表します。併せて、部局ごとの取組状況も公表します。

※年2回の進行管理

1回目 每年9月末現在(中間報告)

2回目 毎年度末現在(年度報告)

※部局ごとの取組状況の公表は、「第6章 様式と参考資料(p145)」参照

(ウ) 業務の総点検(事務事業評価)等の結果、民間活力の導入や嘱託化、協働化、電子化等をすることが適當とした業務については、計画体系の該当項目へ登載し、その取組を実施します。

※該当項目への登載

① 「第2 検討課題(p31)」に掲げる計画項目も、対応の方向性を定めた時点で、該当項目へ登載し、取組を実施します。

② 職員提案で採択された提案のほか、外部監査の指摘などにより改善すべき事項のうち、この計画へ登載して実施することを適當としたものも、同様に扱います。

(エ) 進行管理においては、改革の達成度を可能な限り数量評価します。

また、未実施や未達成項目については、その原因と理由を分析し、次期の取組方針を明確にするなど、計画目標の実行と達成を確実なものとします。

(オ) 計画策定後の状況変化等に対応するため、計画項目等については、必要に応じて、追加または変更等をします。

イ 部局進行管理制[※]

(ア) 計画の進行管理を確実なものとするため、計画全体を部局ごとに仕分けし、各部局が責任をもって取組課題を進行管理する体制を採用します。

これに伴い、「市民サービスの向上」および「業務の改善」の取組は、部局管理とします。

(イ) この制度を機能させることで、健全な比較競争を促し、庁内での改革を活性化させるとともに、職員の意識改革につなげます。

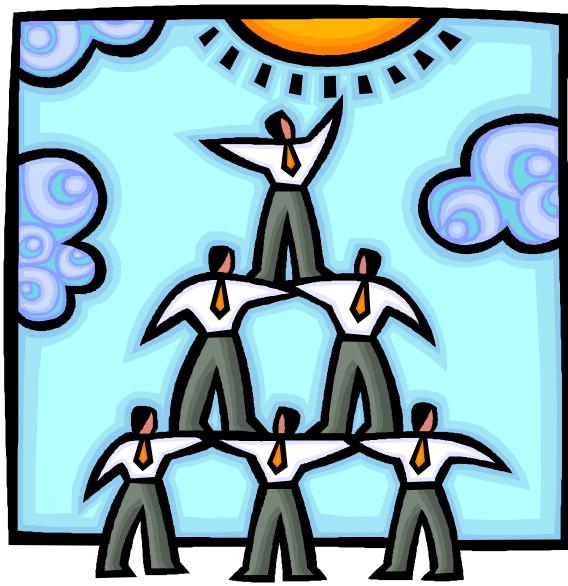
※部局進行管理制

この仕組みは、それぞれの行政分野を担当する部局ごとに計画内容を仕分けすることで、市民の皆さんに対する情報提供をわかりやすいものとし、行財政改革に対する理解を深めていただくことも目的とするものです。

(3) 改革推進に対する評価

改革により顕著な成果を挙げた部局等については、その努力が報われるような配慮をします。







第3章 計画項目

第1 戰略的取組(財政健全化)

- 1 資産・債務の改革
- 2 事務事業の改革
- 3 定員・給与・組織の改革
- 4 外郭団体等の改革
- 5 特別会計の改革
- 6 企業会計の改革

第2 検討課題

第3 実効性のある計画推進

- 1 「新しい公共」を支える仕組づくり
- 2 職員の意識改革と育成
- 3 わかりやすい情報の提供
- 4 評価・監視等の体制整備(第三者機関)
- 5 市民意識の把握と反映

第4 市民サービスの向上と業務の改善

各計画項目の概要は、次のとおりです。

第1 戰略的取組(財政健全化)

計画の戦略的取組とする「財政健全化」には、様々な課題があります。これに対処するため、計画体系に掲げる取組を実施します。

《財政健全化の課題》

1 財源の積極的な確保

- 市税等の収納対策などの効果的な推進
- 国・県補助金の積極的活用
- 使用料等の受益者負担の適正化等

2 地方分権に対応した行財政改革の推進

- 外部委託等の推進
- 補助金の見直し
- 事務事業の見直し・経費節減
- 定員管理および給与の適正化

3 施策・事業の厳しい選択

- 投資的経費の重点化・効率化
- 財政基盤に配慮した施策・事業の選択
- 費用対効果の重視

4 市債残高が累積しない財政構造の確立

- 後年度負担を考慮し、プライマリーバランスの黒字化を堅持する市債の発行

1 資産・債務の改革

資産・債務の実態把握や管理体制の再点検に取り組み、債務の圧縮、資産の有効活用および売却等を推進するとともに、財務書類の作成・活用等を通じた適正管理を行います。

▼ (1) 債務改善計画

将来における過重な財政負担を避けるため、施策事業を厳しく選択することを前提に、市債残高の増大を抑えます。

▼ (2) 未利用資産の売却・活用

- ア 土地・建物等の未利用資産を積極的に有効活用します。
 - イ 未利用の土地(普通財産)について、公平・適正かつ効率的な活用を推進するため、その現況および売却など有効利用の可能性を調査・把握し、管理および処分に関する基本方針を策定します。
- なお、合併支所の空きスペースについて、すみやかに利用方針を定めます。

▼ (3) 市税滞納対策

- ア 自主財源の確保と税負担の公平性を図るため、市歳入の基幹である市税の滞納整理を積極的に取り組みます。
- イ 滞納管理システムを活用し、香川滞納整理推進機構との連携を強化する中で、高額・悪質滞納者に対する滞納処分を重点的・機動的に実施するとともに、特別滞納整理班による取組を継続します。

▼ (4) 債権回収の取組

収入未済となっている各種債権を積極的に回収します。

▼ (5) 公会計^{*}の整備

資産・債務に関する情報提供と適正管理を行うため、国の作成基準に準拠し、「公会計」を計画的に整備します。

※公会計

従来の官庁会計(現金主義)に対し、民間企業の経理に採用されている、発生主義の活用および複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書などを標準形とする会計制度のことです。

▼ (6) 施設維持管理の適正化

- ア 施設の長寿命化や環境保全等を図るため、ライフサイクルコスト^{*}、時間コスト、社会コスト等の低減に努めます。

※ライフサイクルコスト(LCC)

建物にかかる生涯コストのことで、建築コストだけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物の全期間にわたるコストをいいます。

イ 主要施設(建物)の管理者における中長期的な維持補修計画(仮称)の策定を支援するため、計画づくりの標準モデルを作成します。

ウ 「イ」の計画の支援データともなる施設台帳・資産運用システムの整備を引き続き進め、運用を開始します。

エ 主要な土木施設に係る中長期的な維持管理計画[※](仮称)の策定に向けた検討を開始します。

※アセットマネジメント(資産管理)

近年、公共施設を資産とみなし、施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することで最も費用対効果の高い維持管理を行うことが提唱されています。

2 事務事業の改革

▼ (1) 事務事業の改革(業務の総点検)[※]

ア 公民の役割分担と費用対効果の観点から、従来の経緯にとらわれることなく、「業務の総点検」に取り組みます。

※業務の総点検

事務事業の全般を見直し、サービス提供主体の選択、徹底した簡素・効率化・経費節減、公共サービスの品質向上、事務事業の統廃合等を進める取組です。

イ 業務の総点検を効果的に進めるとともに、施策・政策の有効性を評価する仕組みとして、新たに行政評価システムを導入します。

※行政評価システム

現行の事務事業評価制度は、評価対象が個々の事務事業にとどまっていますが、行政評価システムは、その評価範囲を、より上位の施策・政策まで広げようとするものです。

この評価システムを導入する目的は、その事務事業を実施する理由を明確にすることはもとより、より上位にある施策・政策の有効性やその成果、達成度等を市民の皆さんにわかりやすく公表し、行政活動の説明性や透明性を高めることにあります。

また、システム導入に伴い、評価・計画・予算などの関連業務の効率化をめざします。

ウ 現行の事務事業評価制度を活用した業務の見直しを継続します。また、外部監査等の結果を踏まえた見直しを実施します。

※評価に当たっては、客観性や透明性をもたせるため、引き続き、市民等で構成する第三者機関による外部評価を実施します。
「4 評価・監視等の体制整備(第三者機関)(p37)」参照

▼ (2) 外部委託等民間活力の導入

ア 業務の総点検(事務事業評価等)等の結果、民間活力の導入等が望ましいとしたものは、

積極的に外部委託等を進めます。

※外部委託等

市の業務を「民営化」することのほか、「指定管理者制度導入」、「外部委託化(アウトソーシング)」または「嘱託化」など、正規職員以外の者に市の仕事をさせることをいいます。

イ 「指定管理者制度の導入」では、原則として毎年度、導入計画を策定し、計画的に取組を進めます。

※指定管理者制度の導入等に関して、次のような計画および基準を定めています。

- ① 高松市指定管理者制度導入指針
- ② 高松市指定管理者制度導入計画
- ③ 高松市公共施設管理運営基準
- ④ 高松市外郭団体の運営等指導基準

ウ 「指定管理者業務の見直し検討」では、指定管理者制度を導入した施設について、導入後の業務状況を検証し、必要に応じて業務仕様等を見直します。

※業務状況を検証するポイント

- ① 利用者サービスや安全管理の対策
- ② 利用率・業務効率の状況
- ③ 経費節減等の状況
- ④ 利用料金制の採用 など

エ 公共サービス改革法等に基づく先行事例を調査・研究するなど、制度導入に関する検討をします。

※公共サービス改革法

正式には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」といい、市場化テスト法と呼称されることもあります。

オ 民間活力の導入に当たっては、個人情報の保護および守秘義務の確保のための必要な措置を講じます。

▼ (3) 業務の協働化

NPO等に実施を委ねることが適切な業務については、NPO等との協働を進めます。

◀ (4) 業務の廃止

廃止することが適當と認められる業務については、適切な手続等を経て廃止します。

◀ (5) 施設の効率的運営および利用率等の向上

ア 市が直接、管理運営する施設については、管理運営の効率化と適正化に取り組みます。

※直営施設管理の主な課題

- ① 利用者サービスや安全管理
- ② 利用率の向上
- ③ 業務効率の改善と経費節減 など

※「高松市公共施設管理運営基準」(再掲)を定めています。

イ 指定管理者制度導入計画^{*}で検討対象としている「公の施設」については、利用料金制の採用も含め、制度導入に向けた検討と環境整備を進めます。

※「高松市指定管理者制度導入指針」(再掲)に基づき、毎年度「高松市指定管理者制度導入計画」を定めています。

◀ (6) 業務の電子化

ア 事務の効率化・省力化・迅速化と情報の共有化を図るため、電子市役所に対応する財務会計システムの再構築などを計画的に進めます。

※「高松市行政情報化計画」を定めています。

イ 電子申請・届出システムや電子調達システムなどの既存システムの拡充整備を進めるとともに、データ保護とシステムの安全対策や職員の研修等を実施します。

◀ (7) 契約等の見直し

ア 入札制度については、価格と品質で総合的に優れた調達が可能な総合評価方式の導入を進めます。

※「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定されています。

イ 隨意契約または指名競争入札によっている契約については、一般競争入札等への移行を検討し、より公正な競争性を確保します。

ウ 施設管理などにおいて、各施設共通業務の契約一元化や長期継続契約制度の活用、仕様発注による包括的民間委託契約を採用します。

エ 公共工事の実施に当たり、計画・設計の見直し、工事発注の効率化、新工法・新技

術の積極的活用などにより、直接的な工事コストを低減させます。^{*}

※「高松市公共工事コスト縮減新行動計画」等を定めています。

才 建設副産物の利用促進・発生抑制と再生材利用を推進し、良質で低成本の公共工事とします。

▼ (8) 補助金等の見直し

ア 補助金等を計画的に見直し、廃止、減額、終期設定、類似補助金の統合等を進めるとともに、新設・増額を抑制します。^{*}

※「高松市補助金等交付システム見直し基準」を定めています。主な見直しのポイントは次のとおりです。

補助事業の効果性	補助額・補助率
団体等の適格性	補助期間
補助対象経費の妥当性	など

※「3 わかりやすい情報の提供(p36)」では、「補助金交付の状況」の公開を検討します。

イ 地域の各種団体等に対する補助金については、地域の主体性を育み、効果的・効率的な執行等を図る観点から、支出先・支出元の一元化を段階的に実施します。

▼ (9) 業務コストの抑制

ア 市業務1件当たりの処理コストの水準や原価を分析し、類似都市の水準等と比較できるコスト算定基準の作成を検討します。

イ この基準に基づき、主要な業務1件当たりの処理コストを公表し、コスト抑制に役立てます。

▼ (10) 公共事業の見直し

ア 大規模な建設事業について、事務事業評価等の結果や県公共事業再評価委員会の意見において、事業計画の見直し等が示された場合は、原則として、計画の見直しを検討します。

イ 継続的な公共事業については、年次計画の見直しや事業費の平準化を検討します。

▼ (11) 受益者負担の適正化^{*}

ア 受益と負担の公平性を確保するため、計画的な見直しを進め、受益者負担を適正化

します。

- イ 使用料・手数料等については、常に見直しを行い、不均衡・不公平が生じないよう留意します。

※「高松市受益者負担見直し基準」を定めています。

◆ (12) 収入増対策

- ア 自主財源の確保と税負担等の公平性の観点から、課税客体を的確に把握し、市税を始めとする各種収入金の収入増に取り組みます。
- イ 新規財源の捕捉や既存財源の見直し、民間企業的な発想の取入れなどを積極的に進め、自主財源を拡充させるほか、特定財源の活用を検討します。

◆ (13) 合併協議事項

平成17年度の近隣6町との合併に伴う合併協議の経過措置事項を適切に実施します。



3 定員・給与・組織の改革

▼ (1) 定員・給与の適正化

地方公務員の定員および人件費については、国の基本方針2006において、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減▲5.7%と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する方針が明らかにされています。

このことを踏まえたうえで、本市としては、国が定める目標値以上の総人件費の抑制に取り組みます。

ア 行政組織の簡素・効率化を進めるため、引き続き、目標値を定めて正規職員数の適正化に取り組みます。

適正化人員(市全体) p12 の再掲

計画人員数	削減率
▲ 305人 [*]	▲ 7.4%

* この人数は、平成19年度から21年度までの3ヵ年の目標です。

① 別途、平成19年度から23年度までの「高松市職員数の適正化計画」を策定しています。この5ヵ年計画では、▲431人(▲10.4%)の目標を設定しており、そのうちの3ヵ年分をここに掲載しています。「高松市職員数の適正化計画(p160)」参照

② 年度別内訳 (単位:人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職員数	4,034	3,948	3,820
増減(前年度比較)	▲91	▲86	▲128
累計	▲91	▲177	▲305

イ 給与については、市民の理解が得られる適正な給与水準とし、健全な財政運営に向け、計画的に総人件費を抑制します。

ウ そのため、給料表の見直し、昇給時期の統一、地域手当の新設、管理職手当の定額化など、国に準じた給与構造の改革を行います。

エ また、さらに時間外勤務縮減に取り組むとともに、特殊勤務手当の見直しを進めるほか、国の制度に準拠した退職手当制度を確立します。

➡ (2) 組織機構の見直し

- ア 新たな行政課題や業務の増大・縮小に対応し、市民にわかりやすく簡素で効率的な組織機構の整備を進めるとともに、横断的な行政課題に対しても機動的・総合的な対応を迅速に行えるよう、地方分権時代に即応した市民本位の政策主導型組織への転換を図ります。
- イ 「ア」のうち、合併後の支所・出張所を含めた地域行政組織のあり方については、新しい総合計画で定める方向性や本庁機能のあり方とも関連付けながら見直しを検討します。
- ウ 多様化・複雑化する社会経済情勢を的確に把握・分析し、地方分権の動向も念頭においた政策および行財政運営を進めるため、政策形成機能や行財政の運営機能を強化します。
- エ 庁内分権を推進する観点から、地方自治法の改正に伴う副市長への市長権限の委任を検討するとともに、部局の主体性等を高めるため、人事・政策・予算面の部長権限を強化します。
- また、現場主義による迅速な対応を図るため、事務処理権限の出先機関や下位職への委譲等を検討します。

4 外郭団体等の改革

既に法律により示されている「公益法人制度改革^{*}」の方向を念頭に置きながら、外郭団体等の見直しを進めます。

※公益法人制度改革

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対処するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度が創設されています。

(関係法律) 公布 平成18年6月

施行 法律の公布日から2年6ヵ月を超えない範囲内で政令で定める日

- ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
- ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法

人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律
の整備等に関する法律

➡ (1) 外郭団体等の見直し

ア 市が出資等をしている外郭団体については、当該団体と密接な連携を図りながら、

経営の改善や適正化を指導し、団体に対する市支出金などの軽減に取り組みます。

※「高松市外郭団体の運営等指導基準」(再掲)を定めています。

主な指導項目は次のとおりです。

- ① 団体の組織および役員・嘱託職員を含む人事管理
- ② 給与等、職員の意識改革・研修
- ③ 事業および財務管理 など

イ 市が4分の1以上を出資している外郭団体に対しては、その経営状況、職員数、職

員の給与等に関する情報を公開するよう要請します。

ウ 非公募で指定管理者指定をしている団体については、次期更新時の公募選定に備え

るため、経営改善等を指導するほか、環境整備の対策を検討します。

エ 各種団体については、市からの事務支援や補助金交付の必要性・妥当性を見直し、

団体の自主性・自立性を尊重した運営への移行を促します。



5 特別会計の改革

▼ (1) 特別会計の効率的運営

- ア 各特別会計について、独立採算を確保する観点から、収入の確保と増大を図り、事業の効率化や経費の徹底した見直しを進めます。
- イ 一般会計からの繰出を受けている会計については、繰出金を抑制するなど、効率的な運営に取り組みます。
- ウ 下水道事業については、地方公営企業法の全部適用に向けた検討をします。

6 企業会計の改革

▼ (1) 企業会計の効率的運営

- ア 各企業会計について、独立採算を確保する観点から、収入の確保と増大を図り、事業の効率化や経費の徹底した見直しを進めます。
- イ 一般会計からの負担金等の繰出を受けている会計については、これを抑制するなど、効率的な運営に取り組みます。
- ウ 病院事業会計については、市民病院あり方検討の結果を踏まえ、様々な角度から経営改革の取組を進めます。
- エ 水道事業会計については、平成19年3月策定の「高松市水道事業基本計画（高松市水道ビジョン）」に定める経営改革の取組を進めます。

※水道局の「高松市水道事業基本計画（高松市水道ビジョン）」に定める経営改革の取組を、便宜上、各実施項目に位置付けています。



第2 検討課題

1 検討課題

➡ (1) 検討課題

- ア 組織、施設の運営・配置、業務のあり方などの検討課題には、中長期の展望に立ち、具体的な対応の方向性を定めなければならないものがあります。
- イ これらの課題については、良好な公共サービスを効果的・効率的に提供し、経費抑制を図る観点から、望ましいあり方を検討します。

※「別冊 実施項目(体系別)」第2検討課題(体系番号211)を参照



第3 実効性のある計画推進

地方分権の推進や行政の役割の見直しにおいては、地域分権や地域自治という考え方が大切な視点です。地域住民の皆さんの主体的な参加を得ながら、市民と行政が協働し、ともに支える「新しい公共」への取組がこれからのまちづくりに必要とされています。

また、行財政改革の内容は、市民生活に影響する場合があります。改革を円滑に推進し、その実効性を高めるためには、市民の皆さんの理解と協力が不可欠です。そのためには、市民の皆さんに信頼され、期待される市の姿勢や対応を示すことが求められています。

このようなことから、改革の実効性を高めるため、次に掲げる取組を推進します。

- ① 市民の皆さんとの協働や多様なパートナーシップ、そして地域コミュニティを育みます。
- ② 改革の第一線を担う職員の意識改革と育成を進めます。
- ③ 市民の皆さんへ必要な情報を分かりやすく提供します。
- ④ 改革の取組やその成果、評価などを、第三者の目を通して客観的で透明性の高いものとします。
- ⑤ 納税者であって、公共サービスの受け手である幅広い市民の皆さんの改革に対する評価(理解や満足の度合いなど)や意見を把握し、反映します。

1 「新しい公共」を支える仕組づくり

公共サービスの提供に関し、「新しい公共空間の形成」という考え方方が提唱されています。従来の「公共サービスは行政が提供する」という狭い枠組から脱却しようとするもので、公共の概念を広くとらえ直したうえで、地域の様々な力を結集し、必要な公共サービスを提供する枠組が志向されています。

このような「新しい公共」を創出するためには、市民やコミュニティ組織、NPO、企業など多様な主体が、行政とは異なる公共サービスの新たな担い手として、その特性を発揮す

るとともに、行政はその役割を重点化させるなど、市民と行政の領域整理を行うことが必要です。

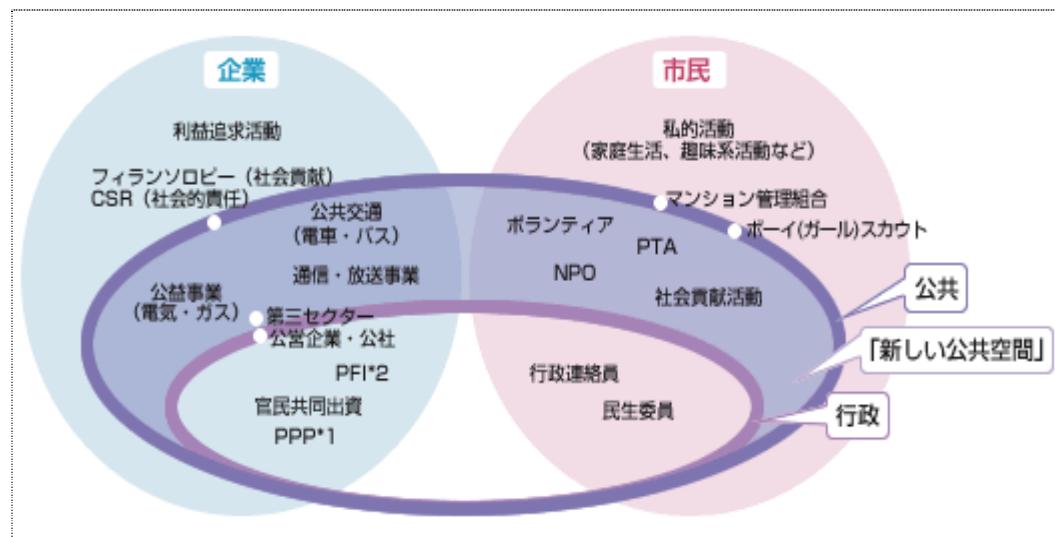
本市においては、地域分権を展望する中で、協働の重要なパートナーとして、地域コミュニティの構築を進めてきました。形を見せはじめた「新しい公共」が、自立的で力強いものとして育つためには、一定の区域を存立の基礎とする地域コミュニティ組織などの「地縁組織」と、地域にとらわれずに特定の社会的な課題やニーズに取り組む「NPO」が、お互いの特性を理解し、協力・連携することが一つの課題となっています。

このようなことから、本市においては、協働と多様なパートナーシップの構築を積極的に推進し、豊かで広がりのある「公共経営」に取り組みます。

※「新しい公共空間」の考え方

参照：総務省、分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会「分権型社会における自治体経営の刷新戦略～新しい公共空間の形成を目指して～」2005年4月15日

新しい公共空間の形成のイメージ みずほ情報総研HPより
<http://www.mizuho-ir.co.jp/kikou/egov0511.html>



*1:PPP(Public-Private Partnership:官民連携)

*2:PFI(Private Finance Initiative:民間資金やノウハウを活用して公共施設の整備、公共サービスを提供する手法)

➡ (1) 協働の推進と多様なパートナーシップの構築

「NPO^{*}と行政との協働に関する基本方針・基本計画〔改訂版〕(以下で「NPO計画」といいます。)」に基づき、積極的に市民との「協働」や多様なパートナーシップの構築を進め、行政運営の見直しにつなげます。

※ NPO

自発性、公益性、非営利性のある市民活動を行う組織体で、特定非営利活動法人格の有無は問いません。

※ 協働

それぞれの主体が、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いと特性、社会的な役割を踏まえて、共通の目標達成のため、共に取り組む関係を指します。

ア NPO計画では、次の施策を展開します。

施策の方向	基本施策
(ア) 協働推進の体制と仕組づくり	<ul style="list-style-type: none">・協働推進体制の充実・協働を進めるための仕組づくり
(イ) 活動拠点の整備充実	<ul style="list-style-type: none">・拠点施設機能の充実・公共施設の利用促進
(ウ) 情報収集・提供および相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none">・NPO等と行政双方向の情報発信と相互理解の促進
(エ) 協働を推進する人材の養成	<ul style="list-style-type: none">・職員および市民の意識改革と人材養成の推進

イ NPO計画の実施状況を把握し、積極的な取組を進めます。

➡ (2) 地域コミュニティの育成

本市では、全国に先駆けて地域コミュニティ事業^{*}を推進しています。地域分権を展望するこの事業は、「新しい公共空間の形成」をめざす施策といえます。この計画においても、地域コミュニティの育成を支援する取組を推進します。

※地域コミュニティ事業

近年の都市化や核家族化の進展などにより、地域の連帯感やふれあいが薄れつつある中で、福祉・環境・教育など、多様化する地域課題を地域の人たちが自らの問題として捉え、解決に向けて積極的に取り組む“地域みずからのもちづくり”が求められています。

地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりを「地域コミュニティ」と言い、この地域コミュニティが住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となります。

市では、おおむね小学校単位で、連合自治会をはじめ、地域の各種団体、企業およびNPOなどで地域コミュニティ組織の構築が進んでいます。

※以下の(ア)、(イ)は再掲です。

- (ア) 地域の各種団体に対する補助金等の一元化 「補助金等の見直し(p25)」
- (イ) 支所・出張所のあり方の見直し 「組織機構の見直し(p28)」

2 職員の意識改革と育成

市組織における改革の担い手となる職員の意識改革と育成に取り組みます。

◆ (1) 職員の意識改革

ア 事務事業評価制度や部局進行管理制などの運用と行政評価システムの開発・導入を通じて、職員の意識改革に取り組みます。

意識改革に当たっては、コスト意識の徹底を基本に、顧客主義・現場主義・成果主義の考え方を浸透させます。

イ 「さわやかサービス」を継続実施するとともに、日々の業務遂行の場において、職員意識に対する実践的な働きかけと自己啓発を積極的に促し、組織風土の改革につなげます。

◆ (2) 人材育成・能力開発

ア 自治体職員としての使命と責任を自覚し、意欲的に職務を遂行する職員を育てるとともに、複合化・多様化する行政制度を正しく運用し、新たな行政課題に対処するために必要な能力開発を進めます。

※「高松市人材育成基本方針」を定め、職員研修を実施しています。

イ ジョブローテーションを継続実施するほか、人事評価制度の見直しなど職員の活力を引き出す人事管理制度の検討を進めます。

ウ 職務遂行能力向上特別支援プログラム^{*}の実施などにより、公務能率の向上と組織の活性化に取り組みます。

※職務遂行能力向上特別支援プログラム

公務能率の向上や組織の活性化を図るため、勤務成績の不良、適格性の欠如など公務を遂行するうえで著しく問題がある職員に対する継続的な研修・指導等必要な措置を講じる制度のことです。

➡ (3) **職員提案制度^{*}の活用**

ア 職員提案への積極的な応募を促し、市民と身近に接する職員の問題意識の掘起しや問題解決能力の向上を図ります。

職員提案制度

職員の創意工夫や斬新な発想を、行政運営や事務事業の改革に反映するため、採択した提案で適當と認めるものは、計画項目として登載し、その取組を実行します。

3 わかりやすい情報の提供

情報の提供と公開は、長い目で見て、行政運営の体質を変える力を持っています。

その一方で、市民の皆さんに、本市の現状や改革の目的を正しく理解していただくための役割もあります。

市民の皆さんと現状と課題を共有し、『市民ぐるみ』の改革を進めるため、本市の行政活動や財政の現状、計画の目標と進捗状況、成果、課題などの関連情報を、積極的に公表します。

ア 情報の公表・提供に当たっては、類似都市との比較などの手法を取り入れ、市民の皆さんから見てわかりやすいものとなるよう、適切な工夫と平易な説明に努めます。

イ 計画の取組結果は年2回公表します。これに併せて、部局ごとに取組状況も公表します(再掲)。

ウ 計画の取組結果のほか、次に掲げる情報を公表します。

- ➡ (ア) 財政状況(補助金交付の状況や予算編成プロセスなどを含む。)
- ➡ (イ) 人事・給与の状況
- ➡ (ウ) 外部委託業務の状況
- ➡ (エ) 行政コストの状況
- ➡ (オ) 外郭団体の組織・運営状況
- ➡ (カ) その他関連情報

4 評価・監視等の体制整備(第三者機関)

改革の取組やその評価について、客観性や透明性をもたせるため、市民や有識者等で構成する第三者機関による評価または提言等を反映する仕組を設けます。

◆ (1) 指定管理者選定組織

指定管理者制度の導入に際し、必要となる指定管理者の選定を客観的に行い、透明性を高めるため、引き続き、市民委員等で構成する公の施設指定管理者選定委員会を設置します。

◆ (2) 行革取組結果・進捗状況の評価組織

ア 行財政改革に関する提言等を行う機関として、引き続き、市民委員等で構成する行財政改革推進委員会を設置します。

イ この計画の考え方方に沿い、委員会に設置される部会を再編します。

※同委員会設置要綱に定める手続を経て、平成18年度までの4部会体制を改め、後述の「(3)」および「(4)」の2部会体制とします。

◆ (3) 事務事業の評価組織

事務事業評価を中心とする「業務の総点検」の実施に当たり、その客観性と透明性を確保するため、上記委員会に担当部会を設置します。

◆ (4) 外部委託化後の業務監視組織

ア 民間事業者へ外部委託等を実施した業務については、良質なサービスを持続的に確保するため、事後の状況を把握し、必要に応じた対処や改善をすることが重要です。

イ この委託化業務の事後検証は、サービスの受け手である市民の立場から行うことが望ましいため、上記委員会に担当部会を設置します。

※事後検証では、業務状況が適切かどうか、苦情処理対応の良し悪しなどを確認し、必要な対処をします。

5 市民意識の把握と反映

行財政改革を円滑に進めるためには、幅広い市民の皆さんに関心を持っていただくことが必要です。

わかりやすい情報の提供に加え、納税者であり、公共サービスの受け手である市民の皆さんの意識や評価を把握し、改革の推進や見直しに反映します。

▼ (1) 市民意識調査

ア 行財政改革の取組や進捗状況、その結果等について、市民意識を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。

イ 調査結果は公表し、改革監視の取組や計画のさらなる推進に役立てます。

▼ (2) 委託化業務調査

ア 外部委託等を実施した業務については、事後の業務状況を把握するモニタリングや利用者アンケートなどの調査を実施します。なお、市のホームページに寄せられる意見等も参考にします。

イ 調査結果は公表し、改革監視の取組や計画の円滑な推進に役立てます。

▼ (3) パブリック・コメントの運用

ア 「第2 検討課題(p31)」に掲げる計画項目などについて、対応の方向性を定めようとする際は、必要に応じてパブリック・コメント^{*}を実施します。
※「高松市パブリック・コメント手続要綱」を定めています。

イ パブリック・コメントの結果は公表し、計画内容の決定や改革の円滑な推進に役立てます。

第4 市民サービスの向上と業務の改善

市民サービスの向上と業務の改善は、常に継続しなければならない課題です。この計画に登載する項目は、いずれもこの課題に対処するものです。

この項では、各部局の裁量で実施できるもの(市役所全体で取り組むことが望ましいもの等を除きます。)を、部局管理の項目とし、現場主義による改善を積極的に推進します。

※市役所全体で取り組むことが望ましいもの等

- ① 複数の部局に関係するため、その部局単独では取り組めない事項
- ② 部局長の権限や裁量を超えると認められる事項
- ③ 相応の改革効果額が見込めるため、「第1 戰略的取組(財政健全化)」に位置付けるとした事項
- ④ 取組項目の内容から、「第2 検討課題」または「第3 実効性のある計画推進」に位置付けるとした事項

1 市民サービスの向上と業務の改善

◆ (1) 市民サービスの向上

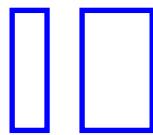
市民サービス(市民満足度)を向上させるため、費用対効果に留意する中で、市民の視点から事務事業を見直し、良質なサービスを迅速に提供します。

特に、窓口サービスの改善と公共施設におけるサービスの向上に努めるとともに、許認可・届出等における各種手続等の簡略化や電子化を進めます。

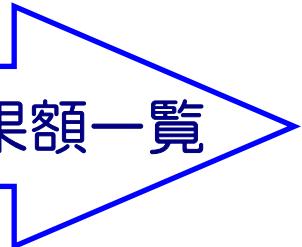
◆ (2) 業務の改善

事務事業のムダ・ムラを徹底的に見直し、事務の効率化と労務の省力化を図るため、日常的に身近な業務に着目し、継続的な改善に取り組みます。





第4章 実施項目数・効果額一覧



1 総 括

2 部局一覧

1 総 括

計 画 体 系				実 施 項目数	効 果 額		
					計	歳入	歳出
1	1	1	債務改善計画	3			
1	1	2	未利用資産の売却・活用	3			
1	1	3	市税滞納対策	2	120,000	120,000	
1	1	4	債権回収の取組	9	18,890	18,890	
1	1	5	公会計の整備	1			
1	1	6	施設維持管理の適正化	7	15,000		15,000
1	2	1	事務事業の改革(業務の総点検)	25	325,012		325,012
1	2	2	外部委託等民間活力の導入	47	200,804		200,804
1	2	3	業務の協働化	1	1,050		1,050
1	2	4	業務の廃止	3	26,187		26,187
1	2	5	施設の効率的運営および利用率等の向上	20	300,852	10,246	290,606
1	2	6	業務の電子化	18	145,082		145,082
1	2	7	契約等の見直し	12	17,195		17,195
1	2	8	補助金等の見直し	14	101,170		101,170
1	2	9	業務コストの抑制	1			
1	2	10	公共事業の見直し	3	233,550		233,550
1	2	11	受益者負担の適正化	5	83,904	6,630	77,274
1	2	12	収入増対策	14	1,413,348	1,359,175	54,173
1	2	13	合併協議事項	63	587,843	162,914	424,929
1	3	1	定員・給与の適正化 (一般会計・一般財源効果額) (企業会計効果額)	6	3,138,497		3,138,497
					489,413		489,413
1	3	2	組織機構の見直し	9			
1	4	1	外郭団体等の見直し	24	13,568	10,400	3,168
1	5	1	特別会計の効率的運営 (一般会計・一般財源効果額) (特別会計効果額)	15	310,810		310,810
					613,575	102,767	510,808
1	6	1	企業会計の効率的運営 (企業会計効果額)	5	566,904	340,564	226,340
2	1	1	検討課題	12			
3	1	1	協働の推進と多様なパートナーシップの構築	1			
3	1	2	地域コミュニティの育成	1			
3	2	1	職員の意識改革	2			
3	2	2	人材育成・能力開発	7			
3	2	3	職員提案制度の活用	1			
3	3	1	財政状況	3			
3	3	2	人事・給与の状況	1			
3	3	3	外部委託業務の状況	1			
3	3	4	行政コストの状況	1			
3	3	5	外郭団体の組織・運営状況	1			
3	3	6	その他関連情報	7			
3	4	1	指定管理者選定組織	1			
3	4	2	行革取組結果・進捗状況の評価組織	1			
3	4	3	事務事業の評価組織	1			
3	4	4	外部委託化後の業務監視組織	2			
3	5	1	市民意識調査	2			
3	5	2	委託化業務調査	1			
3	5	3	パブリック・コメントの運用	2			
4	1	1	市民サービスの向上	30			
4	1	2	業務の改善	26	78		78
小計		一般会計・一般財源 効果額 特別会計・企業会計 効果額		414	7,052,840	1,688,255	5,364,585
					1,669,892	443,331	1,226,561
合 計					8,722,732	2,131,586	6,591,146

(件)

該当部局													※	計画体系
市民政策部	総務部	財務部	健康福祉部	病院部	環境部	産業部	都市整備部	消防局	水道局	教育部	文化部	監査・選挙農業・議会		
		2							1					1 1 1
1		1							1					1 1 2
		2												1 1 3
1	1		4				1		1	1				1 1 4
		1												1 1 5
		1			1		3	1		1				1 1 6
1	8	1	2		5		2		1	3			2	1 2 1
6		4	12		3	10	6	1	1	2	2			1 2 2
							1							1 2 3
					1		1							1 2 4
3	1		3				1	3			3	6		1 2 5
4	5	5					2		1	1				1 2 6
		2	1		3		5		1					1 2 7
6		1			2		3		1		1			1 2 8
1					1		2							1 2 9
														1 2 10
1		1	1						1	1				1 2 11
		2	5			3		1			2	1		1 2 12
5	2	1	10		2	8	7		1	25	1	1		1 2 13
		3							1	1	1			1 3 1
3	1	2					1		1	1				1 3 2
1	3	1	7				6	1	1	1	2	1		1 4 1
2			4				5	4						1 5 1
			1	3					1					1 6 1
1	1	1	1		1		1	1		4	2			2 1 1
1														3 1 1
	2													3 1 2
4								1	1	1				3 2 1
1														3 2 2
		2							1					3 2 3
	1													3 3 1
1														3 3 2
														3 3 3
1														3 3 4
		6							1					3 3 5
		1												3 3 6
1														3 4 1
														3 4 2
1														3 4 3
1							1							3 4 4
		1							1					3 5 1
1														3 5 2
1	1													3 5 3
8	3	2	4	2			2			6	2	1		4 1 1
	1	5	5	5		6	2	2	1	3		1		4 1 2
53	46	42	55	5	28	33	49	6	19	57	16	5		実施項目数 414
24	18	21	13	2	11	7	20	6	19	16	8	4		計画項目数 ※

「監査・選挙・農業・議会」：監査事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、議会事務局

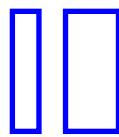
「計画項目数」：各部局が取り組む計画体系の数

2 部局一覧

部局名	計画 項目	実施 項目	(件)			(千円)
			計	歳入	歳出	
市民政策部	24	53	176,041 【134,400】	150 【69,500】	175,891 【64,900】	
総務部	18	46	217,469	13,180	204,289	
			2,906,471 【489,413】		2,906,471 【489,413】	
財務部	21	42	345,563	313,920	31,643	
			882,000	882,000		
健康福祉部	13	55	355,756 【81】	145,989	209,767 【81】	
病院部	2	5	【332,750】	【307,250】	【25,500】	
環境部	11	28	743,935	256,095	487,840	
産業部	7	33	97,479 【159,332】	【720】	97,479 【158,612】	
都市整備部	20	49	751,501 【319,762】	35,470 【32,547】	716,031 【287,215】	
消防局	6	6	232,026		232,026	
水道局	19	19	【234,154】	【33,314】	【200,840】	
教育部	16	57	298,476	32,175	266,301	
文化部	8	16	44,029	9,276	34,753	
監査事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 議会事務局	4	5	2,094		2,094	
小計 (一般会計・一般財源効果額)			7,052,840	1,688,255	5,364,585	
小計 (特別・企業会計効果額)	-	414	【1,669,892】	【443,331】	【1,226,561】	
合計			8,722,732	2,131,586	6,591,146	

【 】内の数字は、特別・企業会計効果額

「計画項目」は、各部局が取り組む計画体系の数



第5章 部局計画

《実施項目一覧》

- 1 市民政策部
- 2 総務部
- 3 財務部
- 4 健康福祉部
- 5 病院部
- 6 環境部
- 7 産業部
- 8 都市整備部
- 9 消防局
- 10 水道局
- 11 教育部
- 12 文化部
- 13 監査事務局・選挙管理委員会事務局
・農業委員会事務局・議会事務局



《1 市民政策部》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

市民政策部が所管する業務の性質から、基本姿勢のうち、特に公民の役割分担と市民協働の推進および行財政システムの効率化と財政健全化の面を重視した取組を進めます。

実施項目数

事務事業の改革（27件）定員・給与・組織の改革（3件）市民サービスの向上（8件）など53件の取組を実施します。

目標効果額等

指定管理者制度の導入等外部委託、特別会計の効率的運営などにより、効果額目標310,441千円を達成します。

【重点項目】

行政運営の体質を改善または行政運営を効率化するうえで、市民政策部の課題である次の項目を重点項目と位置付け、改革を進めます。

企画・予算・執行・決算・評価の一体化や会計事務の効率化、さらには、各種システムとの連携を図るため、「新財務システムの再構築」に取り組みます。

機動的・機能的な組織機構の再整備をするため、毎年度「組織機構の見直し」を検討・実施します。

部局ごとの進行管理を基本に、この改革計画を積極的に推進します。

合併地域の全地区（11連合自治会）において地域コミュニティ組織を構築し、平成21年度までに順次、地区公民館のコミュニティセンター化を進め、指定管理者制度を導入します。また、地域の自立促進の面から、各種団体への補助金等の一元化を図るとともに、自治会集会所新築等補助金および防犯灯設置補助金の見直しを進めます。

市民協働の推進の面から、N P O等との協働を推進します。

公民の役割分担の面から、市直営施設「やすらぎ苑」に平成20年度から指定管理者制度を導入します。

自動交付機の機能拡充

市民サービス向上の面から、住民基本台帳カード対応型の自動交付機を導入するとともに、対象証明の拡大に取り組みます。

国民健康保険事業（特別会計）の効率的運営について、収納率確保、債権回収の取組、口座振替制度の推進、保険料の適正賦課、退職者医療制度適用および医療費適正化に取り組みます。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
24件	53件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳入	歳出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	176,041千円	150千円	175,891千円
特別会計効果額	134,400千円	69,500千円	64,900千円
企業会計効果額	千円	千円	千円

(2) 基本情報 (平成19年8月1日現在)

1 正規職員数	管理職員	65人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	12,501,157千円
	係長級職員	105人		特別会計	80,954,983千円
	一般職員	222人		企業会計	千円
	計	392人		計	93,456,140千円
2 組織数	課	6	特別会計 国民健康保険事業特別会計 老人保健事業特別会計		
	室	2			
	係	39			
	支所・出張所	28			
4 所管事務	(1) 総合企画および総合調整に関する事項 (2) 事務管理に関する事項 (3) 地域振興その他市民生活に関する事項 (4) 女性施策に関する事項 (5) 戸籍および住民基本台帳に関する事項 (6) 人権啓発に関する事項 (7) 国民健康保険および国民年金に関する事項				



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 1 2	合併支所の空スペースの活用	合併支所の空スペースの有効利用について、全庁的に検討のうえ利活用の方針を定める。	19年度 ① 4月 ・空きスペースについて、全庁的な利用希望照会 ・全庁的な検討組織で協議、検討 ② 5月 ・地域の要望、意見を聴く ③ 6月以降 ・活用について、特別に予算化が必要なものは、補正対応。予算確定の後実施。		実施					3 地域振興課	
1 1 4	債権回収の取組	【平和公園墓園清掃手数料】 高松市収納対策推進本部会に収納率向上に係る施策を提出し、手数料滞納額を縮減するため、収納対策に取り組む。 17年度末滞納額 1,884千円	① 納付指導の強化・督促・催告状の送付(定期的) ② 電話による催促(徴収強化期間等の設定) ③ 転居先不明者の調査 ④ 臨戸徴収の実施(市内中心) 上記の対応により収納率1%増(現年、過年分)を目指す。		推進					4 市民やすらぎ課	
1 2 1	事務事業評価 (内部評価・外部評価)	公民の役割分担および費用対効果の観点から、「業務の総点検」として事務事業の全般を見直し、サービス提供主体の選択、徹底した簡素・効率化・経費節減、公共サービスの品質向上、事務事業の統廃合等に取組む。 ① 業務の総点検に当たっては、事務事業評価を計画推進の中心機能として活用する。 ② 事務事業評価では、第三者機関による外部評価を実施する。また、外部委託化等を実施した業務に対する監視・評価の手法を検討する。 ③ 現行の事務事業評価を施策・政策評価までを含む総合的な評価とするため、行政評価システムを構築する。	① 21年度までに検討・実施 ② 毎年度実施(後段は、19年度実施) ③ 21年度に導入		① 検討・実施 ② 実施 ③ 設計・開発			③ 導入・運用		4 企画課 (行政改革推進室)	市民政策部
1 2 2	市場化テストの導入	行政の役割を重点化する観点から、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく、戸籍・住民票や納税証明の交付事務など特定公共サービス等を、官民競争を経て、民間事業者へ委託する市場化テストについて、対象事務の現状を踏まえ、制度導入に係る課題や条件、経費節減の効果等、様々な角度から検討を実施する。	先行事例を調査・研究するなど、制度導入に関する検討を進める。		検討 (中間集約)					4 企画課 (行政改革推進室)	
1 2 2	指定管理者制度の導入	【合併地区コミュニティセンター】 旧高松市においては19年度から、合併地区においては20年度以降から順次当該コミュニティ協議会を指定管理者に指定し、コミュニティセンターの管理運営を委託することにより、コミュニティセンターを核とした、より一層地域に密着した市民サービスの提供を図る。	① 19年度に、旧高松市におけるコミュニティセンターへ指定管理者制度を導入する。 ② 20年度以降から、順次、合併地区におけるコミュニティセンターへ指定管理者制度を導入する。		① 導入 ② 順次導入					4 地域振興課	
1 2 2	指定管理者制度の導入	【やすらぎ苑】 管理運営については、指定管理者制度を導入(原則として、火葬業務については、概ね3年以上地方公共団体の実績を持つもの等)し、民間のノウハウを最大限に引き出し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。	20年度に、指定管理者制度を導入する。	H20:▲ 8,920 H21:▲ 8,920 累計 ▲17,840		▲8,920	▲8,920			4 市民やすらぎ課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 2	指定管理者制度の導入	①【木太北部会館】 ②【福岡会館】 管理運営については、指定管理者制度を導入非公募(地元のコミュニティ協議会を想定)し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。	① 19年度に、指定管理者制度を導入する。 ② 20年度に、指定管理者制度を導入する。	H19: ▲ 50 H20: ▲ 100 H21: ▲ 100 累計 ▲ 250	① ▲50	① ▲50 ② ▲50	① ▲50 ② ▲50		4	市民やすらぎ課	
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【男女共同参画センター】 18年度制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、指定管理者と協議する中で、同施設の名称変更の周知、PRや新たな講座の開設、登録団体の支援・拡充などにより、施設の有効利用の促進に取組む。	利用者サービスの向上と施設の有効活用により、来館者数の増加に努める。 18年度:51,000人 19年度:53,400人 20年度:56,000人 21年度:58,800人		53,400人	56,000人	58,800人		1	地域振興課(男女共同・市民参画室)	
1 2 2	外部委託化	【合併支所宿日直体制の見直し】 機械警備を導入し、管理経費を軽減する。	19年度より、機械警備を導入する。	H19:▲ 9,289 H20:▲ 9,289 H21:▲ 9,289 累計▲27,867	▲9,289	▲9,289	▲9,289		4	地域振興課	
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【香川町グリーンセンター】 【国分寺会館】 【庵治やすらぎ会館】 地域コミュニティ協議会が発足した段階で指定管理者制度に移行も含めた検討を行う。	19年度に、検討する。		検討	推進			4	地域振興課	市民政策部
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【斎場施設】 ① 斎場公園の指定管理者制度の導入について、引き続き検討する。 ② 平和荘集会室の利用促進を図るために、広報たかまつに掲載するなどPRを強化する。	② 利用率の向上 17年度35件/年を、21年度目標45件/年(約30%の利用件数増)		推進				4	市民やすらぎ課	
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【隣保・児童館等】 試行で実施している隣保・児童館の休日開館の本格実施や地域福祉事業、地域交流促進事業を拡充実施するほか、新たにデイサービス事業を実施するなど、市民サービスの向上と施設の有効活用を図る。	① 地域福祉・地域交流促進事業の拡充実施 ② 隣保・児童館の休日開館の本格実施 ③ デイサービス事業の実施		検討	① 拡充事業の実施	② 実施		1	人権啓発課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局	
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)				
1 2 6	財務会計システムの再構築	現在の財務会計システムは、3年度に稼働して以来、相当年月が経過しており、使用環境は当時に比べ大きく変化していることや、導入済みの電子申請システム、文書管理システム、電子入札システム、また、今後見込まれる各種収納金の電子収納等の他システムとの連携を図ることにより内部管理事務の業務効率の向上かつ簡素化を図り、さらには、総合計画・行政評価・予算決算を連携したシステムとして再構築を図る。 ① 予算・支出・決算事務の効率化(財政課) ② 会計事務(審査支払い、出納の効率化と多様化に対応)の効率化(出納室) ③ 企画・予算・執行・決算・評価の一体化(企画課、行政改革推進室、財政課) ④ 各種共通庶務事務の改善(人事課) ⑤ 各種システムとの連携(文書管理システム、電子入札・調達システム等)(庶務課、監理課、財産活用課)	一體的な行政評価システムを整備する。 ① 19・20年度 新システムの設計・開発 ② 21年度 新システムの試行・一部運用 ③ 22年度 新システムの本格運用		① 設計・開発		② 試行・一部運用	③ 本格運用	4	企画課		
1 2 6	財務会計システムの再構築	現在の財務会計システムは、3年度に稼働して以来、相当年月が経過しており、使用環境は当時に比べ大きく変化していることや、導入済みの電子申請システム、文書管理システム、電子入札システム、また、今後見込まれる各種収納金の電子収納等の他システムとの連携を図ることにより内部管理事務の業務効率の向上かつ簡素化を図り、さらには、総合計画・行政評価・予算決算を連携したシステムとして再構築を図る。 ① 予算・支出・決算事務の効率化(財政課) ② 会計事務(審査支払い、出納の効率化と多様化に対応)の効率化(出納室) ③ 企画・予算・執行・決算・評価の一体化(企画課、行政改革推進室、財政課) ④ 各種共通庶務事務の改善(人事課) ⑤ 各種システムとの連携(文書管理システム、電子入札・調達システム等)(庶務課、監理課、財産活用課)	一體的な行政評価システムを整備する。 ① 19・20年度 新システムの設計・開発 ② 21年度 新システムの試行・一部運用 ③ 22年度 新システムの本格運用		① 設計・開発		② 試行・一部運用	③ 本格運用	4	企画課 (行政改革推進室)	市民政策部	
1 2 6	戸籍事務総合管理システムの整備	戸籍事務(戸籍および戸籍附票のほか除籍の見出し管理等)の電算化を図るとともに、住民登録システムとも連動した総合管理システムの構築することにより、事務処理の迅速化による市民サービスの向上や事務処理の効率化、簡素化を図る。	① 待ち時間の短縮 ・戸籍謄本の発行 20分→10分 ・除籍謄本の発行 30分→10分 ② 事務処理の効率化 ・戸籍原本を保管していた支所および女木・男木出張所の9か所の戸籍事務処理を市民課で一元処理する。			整備完了				1	市民課	
1 2 6	自動交付機の機能拡充	現行の磁気カード対応型に加え、ICカード(住民基本台帳カード)対応型の機能を追加する。 また、対象証明を拡大するため、20年度以降で、戸籍証明について検討する。	19年度に、税関係証明書も対象証明とすることおよび自動交付機の増設について検討する。		ICカード対応型 の自動交付機 導入	対象証明の拡大検討			4	市民課		
1 2 8	補助金等の見直し	経常的な補助金等について、今後、実施時期・方法等の検討を経て、「高松市補助金等交付システム見直し基準」に基づき、見直しを行う。	実施時期・方法等の検討・実施		検討・実施				4	企画課 (行政改革推進室)		

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 8	補助金等の見直し	【地域の各種団体に対する補助金等の一元化】 地域の各種団体に対する補助金等については、支出先を地域コミュニティ協議会とし、支出元を地域振興課にそれぞれ一元化することにより、その地域全体が抱える問題の解決が主体的、包括的に図られ、効率的で、効果的な補助金等の活用が図られる。 事業実施型で、交付対象団体が、限定されていない補助金等については、統合・一元化し、地域みずからのかまちづくりを進める財源として、「地域まちづくり交付金制度」の創設に取組み、19年度から3補助事業を一本化した、地域の裁量の働く形の交付金として制度化した。 組織維持型または事業実施型であるが交付対象団体が特定されている補助金等についても、「地域包括補助金」として申請を一元化し、地域コミュニティ協議会に交付することとする。	19年度に、3補助金の再編・統合を進め、「地域まちづくり交付金(仮称)」として一元化を行い、地域コミュニティ協議会へ交付する。他の補助金についても地域での合意形成を促す中で、可能な限り20年度を目標に一元化を図り、地域の財源として担保することにより、一層の自立化を促していく。			① 3補助金の一元化実施 ② その他補助金は順次実施				2 地域振興課	
1 2 8	補助金等の見直し	【自治会集会所新築等補助金】 ① 自治会集会所新築等補助金について事前協議時に優先度の設定を行う。 ② 集会所改修補助金について補助対象工事の見直しをする。	① 集会所改修補助について補助対象工事の見直しをする。 ② 集会所改修補助金の10%の削減を目標にする。		実施					2 地域振興課	
1 2 8	補助金等の見直し	【防犯灯設置補助金】 21年度までに、防犯灯設置補助金について、連合自治会連絡協議会防犯灯研究班にて制度の見直しを行なう。 ・新設防犯灯補助については、地域負担の導入。	19・20年度 見直し検討 21年度 実施		検討	案作成	実施			2 地域振興課	
1 2 8	補助金等の見直し	【防犯協会補助金】 防犯協会の事業内容を精査し、補助基準を見直し、補助金総額で約10%削減する。	19年度に、防犯協会の事業内容を精査し、補助基準を見直し。 20年度に、補助金総額で約10%削減	H20: ▲1,300 H21: ▲1,300 累計 ▲2,600	見直し	▲1,300	▲1,300			2 地域振興課	
1 2 8	補助金等の見直し	【同和対策事業の見直し】 17年度に設置された「高松市同和施策の在り方検討委員会」での報告書により、18年度に委託職業訓練事業ほか1事業と運動団体補助事業を廃止し、それに伴い、運動団体委託事業を見直す中で、同委託事業を23年度までに段階的に削減しながら一般施策化する。	18年度に運動団体補助事業を廃止する。 23年度までに、運動団体委託事業を段階的に削減しながら一般施策化する。	H19: ▲ 2,368 H20: ▲ 4,513 H21: ▲ 6,459 累計 ▲13,340	▲2,368	▲4,513	▲6,459	23年度に運動団体委託事業の一般施策化	1 人権啓発課		
1 2 9	主要な業務コストの公表	(施設維持管理コストを除く) 市民および職員の行政コストに対する意識を高め、経費等の適正化に資するため、主要な業務に係る経費および市税負担額等を算定し、類似都市との比較などを用いて市民にわかりやすい形で公表する。 なお、コスト算定は行政評価システムの活用を含めて検討する。	① 類似都市との比較などによる業務コスト算定方式を開発する。(要綱整備) ② 主要100業務に係る業務コストを公表する。		① 検討・開発(実施要綱の策定)	① 試行(10業務程度)	② 実施		2 企画課(行政改革推進室)		
1 2 11	受益者負担(使用料等)の見直し	【軽印刷使用料 男女共同参画センター】 軽印刷使用料について、関連施設の使用料を勘案する中で、見直しを行う。講座の受講料の徴収については、現在、一部受益者負担としているが、更に指定管理者と協議する中で検討する。	軽印刷写し作成A3判以内100枚(1セット)につき@10円⇒@30円(20円増、3倍)	H19 : 50 H20 : 50 H21 : 50 累計 150	50	50	50		2 地域振興課(男女共同・市民参画室)		

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 13	合併協議事項	【夢励人プロジェクト事業補助金廃止】 21年度までに市民活動団体としての自主的な活動に移行し、21年度から事業補助金を廃止する。	21年度から、補助事業を廃止する。	H21 : ▲1,300 ▲1,300			▲1,300		3	企画課	
1 2 13	合併協議事項	【塩江後継者育成事業費】 塩江後継者育成事業は、21年度から廃止する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲2,200 ▲2,200			▲2,200		3	地域振興課	
1 2 13	合併協議事項	【自治会活動推進費】 合併地区に対する自治会活動補助金については、国分寺地区を除き、合併年度および18年度に限り、各旧町の制度のとおりとする。	19年度から、廃止する。	H19: ▲34,346 H20: ▲34,346 H21: ▲34,346 累計▲103,038 ▲103,038	▲34,346	▲34,346	▲34,346		1	地域振興課	
1 2 13	合併協議事項	【高松市婦人団体連絡協議会補助金】 女性団体育成費として、補助金を交付しており、18年度は合併初年度であったため、旧高松市分に合併地区分を含めて交付したが、19年度は見直しを行う。	19年度は、26.6%削減する。	H19: ▲492 H20: ▲492 H21: ▲492 累計 ▲1,476 ▲1,476	▲492	▲492	▲492		3	地域振興課(男女共同・市民参画室)	
1 2 13	合併協議事項	【高松市火葬料補助金交付事業】 国分寺町地区住民が綾川町設置の「綾川斎苑」を利用する場合、18年度から5年間の时限で利用することが出来ることとなり、これに伴い当該火葬料金の負担が増大するため、激変緩和措置として、18年度から3年間に限って火葬料補助金を交付する。	21年度から、廃止する。	H19: ▲1,640 H20: ▲1,640 H21: ▲2,700 累計 ▲5,980 ▲5,980	▲1,640	▲1,640	▲2,700		3	市民やすらぎ課	
1 3 2	組織機構の見直し	時代の要請に合致した機動的、機能的な組織機構の再整備について、合併も踏まえ、幅広い視点から検討する。 平成19年度 ・都市開発部と土木部を統合し、都市整備部とする。 ・歴史資料館と菊池寛記念館の業務組織を文化振興課へ統合する。 平成20年度以降 組織再編に係る課題である、主要項目を中心に見直しを図る。 主要項目 ・地域行政組織と本庁機能のあり方 ・開発・建設部門の再編 ・契約事務の一元化 ・市長部門と教育委員会部門の所掌事務のあり方 ・事務処理権限の下位職・出先への委譲	① 19年度～21年度 検討・実施 ② 19年度 主要な課題に係る検討体制を整備する。		① 検討・実施 ② 実施				1	企画課(行政改革推進室)	市民政策部
1 3 2	政策形成機能および総合調整機能を発揮できる有機的な組織づくりの検討	政策形成機能および総合調整機能を発揮できる有機的な組織づくりを検討する。 ① 企画部門の政策形成および総合調整機能の強化 ② 新たな政策課題および横断的課題等に即応できる体制の整備 ③ 各部局の自主性・自立性を高めるとともに、政策立案機能や調整機能等の充実を図る、部長の企画調整権限の充実強化 ④ 県との連携を図るため、調整機関を設置する。	① 19年度 検討 ② 20年度 実施 ④ 19年度 設置(継続) 検討・調整事項 ・共同実施する施策事業 ・関連事業の事前調整 ・情報交換	① 検討 ④ 設置・運用	② 実施・推進				1	企画課	
1 3 2	地域行政組織の見直し	「地域行政組織と本庁機能のあり方」の中で、再編・統合など、支所・出張所のあり方の見直しを行う。	19～21年度 検討・実施		検討・実施				4	地域振興課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 4 1	指定管理公募選定に伴う対策検討	「指定管理者制度導入計画」に基づき、非公募選定(指名)により指定管理者の指定をしている団体については、次期更新時(21年度)公募選定に備え、庁内検討組織を設置し、経営の改善指導など、環境整備の対策検討を進める。	① 19年度 庁内検討組織を設置する。 ② 19・20年度で、公募選定に係る方針を整理する。		① 設置 ② 検討	② 実施			4	企画課 (行政改革推進室)	
1 5 1	老人保健事業(特別会計)の効率的運営	① レセプト点検を充実強化する。 ② 20年度からは、事業の実施主体が、新たな後期高齢者医療制度の創設に伴い、県内の市町のすべてが加入する後期高齢者医療広域連合となるため、広域連合としての取り組みについて検討を進める。	医療費の適正化による一般会計繰入金の抑制をする。 19年度目標 再審査による査定額 35,000千円 17年度実績 委託料 5,040(千円) 査定額 32,534(千円)	H19 : 35,000	35,000				1	保険年金課	
1 5 1	国民健康保険事業(特別会計)の効率的運営	① 収納率確保 滞納者に納付しやすい環境づくりと積極的な納付指導を行う。短期被保険者証および被保険者資格証明書の活用等による滞納者対策を推進する。 ② 債権回収の取組み 徴収嘱託職員による収納、夜間電話催告、休日臨戸、休日夜間の開庁等により滞納者への納付指導を強化する。 現年度分については、短期被保険者証や被保険者資格証明書で対応するが、今後滞納額越分の増額を抑え不納欠損額を減額するために、預金給与等の債権を中心とした、滞納整理の実施に取組む。 ③ 口座振替制度の推進 ・国民健康保険料の当初納付書送付時に口座振替依頼書を同封する。 ・広報紙へ口座振替の勧奨記事を掲載する。 ・推進員による勧奨等口座振替促進の体制を整備する。 ・口座振替推進月間を設定し、受付窓口等で加入勧奨を行う。 ④ 保険料の適正賦課 ・居所不明者については、要領に基づき他課との連携を強め実態把握を行い、長期不在住者の資格得喪の適正化を行う。 ⑤ 退職者医療制度適用について ・届出勧奨を行い、本人からの申請に基づき、毎月被保険者資格の変更を行う。 ・届出がない者に対しては、再度勧奨通知文を送付し、退職者医療制度適用について理解を求める。 ・届出がない者のうち、国保連合会から提供される各被用者年金保険者からの年金受給権者一覧表に基づき、確認できる者については、当該届出を省略し、職権適用を行う。 ・被扶養者に対しては、届出時に聞き取りを行い、生計関係・収入状態など把握して適用する。 ・一般から切り替えをしない被保険者に対しては、電話や世帯訪問を通じて、退職者医療制度への切り替えを進める。 ⑥ 医療費適正化 医療費の削減と適正化の推進を実施する。 ・レセプト点検を充実強化する。 ・保健センター等との連携による医療費適正化を推進する。 ・20年度から県が作成する医療費適正化計画に基づき医療費の伸びを適正化する。	① 現年度分収納率 21年度目標 93.5% 17年度実績 93.18% ② 滞納額越分収納率 21年度目標 18.0% 17年度実績 15.48% ③ 口座振替率 21年度目標 40% 17年度実績 32.83% ④ 21年度目標 居所不明者全件の国保資格の職権消除 ⑤ 退職適用率 19年度目標 100% 17年度実績 退職適用該当者 839人 退職適用者 737人 退職適用率 87.8% ⑥ 医療費適正化(レセプト点検) 21年度目標 再審査による査定額 20,000千円 17年度実績 委託料 6,703(千円) 査定額 18,836(千円)	H19 : 11,500 H20 : 11,500 H21 : 11,500 累計 34,500 ① 9,500 ② 2,000 ⑤ ▲4,900 ⑥ ▲20,000	① 9,500 ② 2,000 ② 2,000 ⑥ ▲20,000	① 9,500 ② 2,000 ② 2,000 ⑥ ▲20,000	① 9,500 ② 2,000 ② 2,000 ⑥ ▲20,000	1	保険年金課	市民政策部	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
3 1 1	NPO等との協働の推進	「NPOと行政の協働を進めるための指針」を活用し、協働に関する研修等を実施することで意識啓発を行う。また、「NPOと行政との協働に関する基本計画〔改訂版〕」における重点項目を (1) 分権型社会に対応する協働推進体制の整備と効果的なしくみづくり (2) 広域化した市域に対応するための活動拠点機能の整備充実 (3) NPOや企業等と行政のコミュニケーションの促進 (4) 協働推進のための意識改革および人材育成として、各計画項目を全庁的に推進する。	NPOとの ・共催事業 ・補助金交付事業 ・事業委託 ・事業協力 ・スタッフ募集等の実施状況を把握し、協働を推進する。		推進				2	地域振興課(男女共同・市民参画室)	
3 1 2	地域コミュニティの構築・支援	合併地域においては、連合自治会組織が設立されたばかりであり、地域によって地域コミュニティ活動に対しての理解・認知度に温度差がある。 したがって、地域コミュニティ構築支援事業補助金、コミュニティまちづくり活動支援事業を継続して実施し、地域コミュニティ組織設立に向けて支援を行うほか、まちづくりセンター制度、まちづくりアドバイザー設置事業および地域コミュニティ人材養成事業を併せて実施することにより、組織の構築等に対して支援を行う。また、旧高松市域の地域コミュニティ組織に対しても、組織の運営自立の強化を図る。 長期的には、コミュニティビジネスの導入による自主的・自立的なまちづくり活動の導入を検討していく。	① 合併地域の全ての地区(11連合自治会)において地域コミュニティ組織を構築する。 ② コミュニティビジネスの導入を検討する。		① 構築着手	① 構築完了	② 導入検討		1	地域振興課	
3 2 3	職員提案の積極的な運用	職員の問題解決能力を図るとともに、職員の創意・工夫を事務事業の改善や施策等に反映するため、職員提案への積極的な応募を促し、提案・採択・実施の状況を公表する。	職員提案を積極的に運用する。 ① 提案件数 30件/年(毎年9月末締) ② 運用状況の更新公表 年4回以上		推進				1	企画課(行政改革推進室)	市民政策部
3 3 5	外郭団体等に係る組織・経営状況等の公表	外郭団体等の管理運営の適正化を図るため、組織・経営状況等を公開する。 (行政改革推進法第57条の規定に基づき、本市が出資等をしている外郭団体等に対し、当該団体の職員数および職員の給与に関する情報の公開を要請する。)	① 本市の4分の1以上出資法人に対し、情報公開を要請する。 ② 上記①に併せ、「第三セクターに関する指針(15年12月12日付総務省自治財政局長通知)」等に基づき、法人の経営状況を、わかりやすく情報公開する。		①② 実施要領の調整実施				2	企画課(行政改革推進室)	
3 3 3	外部委託業務の公表	外部委託業務の現状や今後の計画等について、市民に対して的確に情報提供する。 情報の公表・提供に当たっては、市民にとってわかりやすいものとなるよう、適切な工夫をする。	① 19年度 公表要領の作成 ② 20年度から公表する。		① 実施	② 実施			4	企画課(行政改革推進室)	
3 4 2	行財政取組結果・進捗状況の評価組織	行財政改革の取組結果・進捗状況の評価に当たり、その客観性を高め、透明性を確保するため、引き続き、「高松市行財政改革推進委員会」を設置し、市民の立場からの点検等を行う。	① 19年度 委員会を設置(継続)する。 ② 毎年度 委員会提言等を公表する。		① 設置 ② 実施				4	企画課(行政改革推進室)	
3 4 3	事務事業の評価組織	事務事業評価を中心とする「業務の総点検」の実施に当たり、その客観性と透明性を確保するため、市民の立場からの評価等を行う担当部会を行財政改革推進委員会に設置する。	① 19年度に、担当部会を設置する。 ② 每年度 外部評価を実施し、結果を公表する。		① 設置 ② 実施				4	企画課(行政改革推進室)	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
3 4 4	外部委託化業務に係る改革監視組織	民間事業者へ外部委託等をした業務の事後状況について、市民の立場からの監視・点検等を行う担当部会を、行財政改革推進委員会に設置する。	① 19年度 担当部会を設置する。 ② 19年度 手法を制度設計(要綱整備)し、施行する。 ③ 20・21年度 監視・点検を実施し、結果を公表する。		①② 実施 ③ 実施				4	企画課 (行政改革推進室)	
3 5 2	委託化業務調査	外部委託等を実施した業務については、事後の業務状況を把握し、改善・見直しに役立てるため、モニタリングや利用者アンケート等を実施する。 ホームページに寄せられる意見等も参考にする。	① 委託化業務調査要領を作成する。 ② 毎年度、市民意識調査を実施する。 ③ ①の要領に基づく取組を実施する。		① 作成 ② 実施 ③ 実施				4	企画課 (行政改革推進室)	
3 5 3	パブリック・コメントの実施・運用	パブリック・コメントの効果的な実施、運用 「高松市パブリック・コメント手続要綱」に基づき、「実施手続要領(仮称)」を定めるなど、パブリック・コメントの効果的な実施、運用を図る。	19年度に、手続要領を定める。 提出意見数、アクセス件数の増加		要領策定 推進				4	企画課 (行政改革推進室)	
4 1 1	接遇研修の充実	市民課と保険年金課が合同で実施している窓口応接研修に参加するなど、接遇研修の充実に取組む。	市民サービスの向上に取組む。 年1回開催する。		実施・継続				4	市民 やすらぎ課	市民政策部
4 1 1	窓口における市民サービスの向上	朝のあいさつを全員で行う。 職員が交代で、カウンターの前に出て、午前8時30分に市民に対するあいさつを全職員で行い、市民サービスの向上への意識高揚を図る。	市民サービスの向上に、窓口におけるあいさつは重要である。 市民満足度 80%超を目指す。						2	市民課	
4 1 1	フロアマネージャーの配置等	フロアマネージャーを配置(非常勤嘱託職員1名が常駐)し、届書等の記載指導や受付案内を実施し、市民サービスを推進する。	窓口サービスの向上に取組む。 市民満足度80%超を目指す。		推進				1	市民課	
4 1 1	接遇研修の充実	接遇研修を充実する。	市民サービスの向上に取組む。 市民満足度80%超を目指す。 年1回、毎年度実施する。		実施・継続				1	市民課	
4 1 1	繁忙期における窓口取扱時間の延長	繁忙期における平日の窓口取扱時間を午後7時まで延長し、利用者の利便性の向上を推進する。 休日における窓口開設について関係各課において検討し、日曜日の開庁を試行する。 休日開庁:19年度から、試行的に、3月末および4月初めの日曜日(2日間)を開庁し、平日(特に月曜日)の窓口混雑の緩和を図る。	繁忙期における平日の窓口取扱時間を延長し、利用者の利便性の向上を推進する。 ① 休日開庁:20年3月末および4月初めの日曜日に実施予定。 ② 市民満足度 80%超を目指す。	① 実施 ② 推進					1	市民課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
4 1 1	窓口における市民サービスの向上	朝のあいさつを全員で行う。 管理職職員等が、カウンターの前に出て、午前8時30分に市民に対するあいさつを全職員で行い、市民サービスの向上への意識高揚を図る。	市民サービスの向上に、窓口におけるあいさつは重要である。 市民満足度80%超を目指す。							2	保険年金課
4 1 1	フロアマネージャーの配置等	フロアマネージャーの配置、受付番号呼出表示設備・低記載台を設置し、市民の立場に立った施設環境を整える。	市民の苦情ゼロを目指す。		推進					1	保険年金課
4 1 1	繁忙期における窓口取扱時間の延長	繁忙期における平日の窓口取扱時間を午後7時まで延長する。 休日における窓口開設について関係各課において検討し、日曜日の開庁を試行する。	利用者の利便性の向上に取り組む。 ① 休日開庁:20年3月末および4月初めの日曜日に実施予定。 ② 市民満足度 80%超を目指す。		① 實施 ② 推進					1	保険年金課

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系 番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部 局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
		背表紙(以下余白)									

《2 総務部》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

総務部が所管する業務の性質から、基本姿勢のうち、特に行財政システムの効率化や財政健全化、職員の意識改革、市民への情報提供を重視した取組を進めます。

実施項目数

事務事業の改革（18件）定員・給与・組織の改革（4件）職員の意識改革と育成（6件）わかりやすい情報の提供（7件）など46件の取組を実施します。

目標効果額等

業務の総点検（200,635千円）定員・給与の適正化（3,395,884千円）などにより、効果額目標3,613,353千円を達成します。

新たな取組項目として、平成19年度から住民基本台帳カードの多目的利用や職員の意識改革などに取り組みます。

【重点項目】

行政運営を効率化するうえで、総務部の課題である次の項目を重点項目と位置付け、改革を進めます。

効果的かつ効率的な行政運営と財政健全化の面から、事務事業の見直しやアウトソーシングの積極的な推進等により、職員数の適正化を図ります。

職員一人ひとりが改革の必要性を認識し、実践につなげるよう、研修制度の充実などにより、職員の意識改革と育成を推進します。

人事給与等の状況や「市長への提言」の内容の公表、よくある問合せの回答集の作成と公表などにより、適時適切な情報提供に努めます。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
18 件	46 件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳入	歳出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	217,469千円	13,180千円	204,289千円
職員数の適正化等	3,395,884千円	千円	3,395,884千円
特別会計効果額	千円	千円	千円
企業会計効果額	千円	千円	千円

(2) 基本情報 (平成19年4月1日現在)

1 正規 職員数	管理職員	18人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	30,880,095千円
	係長級職員	32人		特別会計	千円
	一般職員	31人		企業会計	千円
	計	81人		計	30,880,095千円
2 組織数	課	6	特別・企業会計：なし		
	室	2			
	係	14			
4 所管事務	(1) 秘書、涉外および国際交流に関する事項 (2) 議会および市の行政一般に関する事項 (3) 文書に関する事項 (4) 職員の人事、給与および福利厚生に関する事項 (5) 電子計算組織および統計に関する事項 (6) 広聴および広報に関する事項 (7) 他の部の主管に属しない事項				



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 1 4	債権回収の取組	【塩江ケーブルネットワーク施設使用料】 督促、電話催告のほか、催告書および臨戸訪問により対応しているが、今後、臨戸訪問の強化などにより、収納対策の強化に取り組む。	21年度までに、 ①現年分収納率については99.50%（17年度：99.08%） ②滞納繰越分収納率については5.0%（17年度：1.8%）			① 99.20% ② 2.5%	① 99.35% ② 3.8%	① 99.50% ② 5.0%	4	広聴広報課	
1 2 1	外部監査制度の推進	専門的知識を有する包括外部監査人による外部監査を実施し、必要な場合は個別外部監査を実施する。	適正かつ効率的な行政運営に取組む。 契約する包括外部監査人： 年1人 実施する項目件数： 年2～3件		推進				1	庶務課	
1 2 1	文書処理事務の見直し	コピー用紙購入および複写機借上にかかる経費の削減を図る。	全庁的な経費削減が図れるよう、具体的方策を検討する。	H19: ▲ 16,600 H20: ▲ 16,600 H21: ▲ 16,600 累計▲ 49,800	▲16,600	▲16,600	▲16,600		4	庶務課	
1 2 1	被災証明書の迅速・公正な交付	【H17-18 職員提案】 災害発生後に、迅速で公正な被災証明の交付を行い、市民生活の安定につなげるとともに、いち早い災害復旧を図るために、市災害対策本部調査班において被災証明書の交付手続の見直しを検討させる。	19年度に、検討協議・報告書を作成する。 20年度に、実施する。		検討協議 報告書作成	実施			4	庶務課 (防災対策室)	
1 2 1	システム更新に伴う機器の見直し	他自治体との共同開発・運用、民間施設等を利用するASPシステム、アウトソーシングなど新たな手法を検討する。 各部署縦割りのシステムを横断的に見直（全体最適化）しシステム開発・運用の効率化を行う。	システム等更新に伴う最適化の実施 ・配置パソコンの使用年数の延長（4年⇒5年） ・サーバ等機器統合・更新による節減	H19: 68,421 H20: ▲100,330 H21: ▲ 48,530 累計▲ 80,439	(68,421)	▲ 100,330	▲48,530		1	情報 システム課	総務部
1 2 1	市政情報専用チャンネルの見直し	① 市民提供番組の本数増加を実施し、番組作成の効率化と市民参加型の番組づくりを進める。 ② 市政情報番組の制作方法について、経費面も含め、そのあり方を見直す。	① 市民提供番組を、19年度に、倍増する。（17年度24本→19年度48本） ② 19年度に、制作経費を20%以上縮減する。	② H19 : ▲ 2,736 H20 : ▲ 2,736 H21 : ▲ 2,736 累計 ▲ 8,208	① 実施 24本 増 ② ▲2,736	② ▲2,736	② ▲2,736		1	広聴広報課	
1 2 1	市民に読まれる広報紙づくり	① 現状の広報紙（月2回、16頁、2色刷り）について、情報の整理、レイアウトの工夫、取材を主とした新企画を実施し、広報紙の内容充実に取り組む。 ② より競争性を高めることにより、広報紙作成経費の縮減に取組む。	① 16年度の広報活動アンケートの広報紙の読む程度の調査において、「見出し程度以下」の割合15%を半減（50%減）させる。 ② 20年度に、作成経費を20%以上縮減する。	② H20: ▲ 29,525 H21: ▲ 29,525 累計▲ 59,050	① 10%減 ② ▲29,525	① 20%減 ② ▲29,525	① 20%減 ② ▲29,525		1	広聴広報課	
1 2 1	広報テレビ・ラジオ番組の見直し	広報テレビ・ラジオ番組について、今後、番組制作方法や放送時間・経費面も含め、そのあり方を見直す。	19年度に、制作経費を10%以上縮減する。	H19: ▲ 1,046 H20: ▲ 1,046 H21: ▲ 1,046 累計▲ 3,138	▲1,046	▲1,046	▲1,046		1	広聴広報課	
1 2 1	電子会議室の見直し	市民からの意見聴取のあり方や行政と市民の役割分担の見直しの観点から、廃止も含め、そのあり方を抜本的に見直す。	19年度に、電子会議室のあり方についての結論を出す。		決定				2	広聴広報課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【塩江ケーブルネットワーク】 スタジオ等の有効活用を図るとともに、施設の効率的な管理・運営のあり方について見直す。	① スタジオ等の施設利用率を高める。(17年度利用日数22日を2倍にする。) ② 施設の公設民営化について、国と協議を進め、20年度までにそのあり方についての結論を出す		① 実施	② 決定			3	広聴広報課	
1 2 6	電子市役所構築	次期情報化計画(平成20年～)を策定し、全体最適化を基本とした電子市役所の構築を実施する。 ① 戸籍事務総合管理システムの整備(市民課) ② 公共施設利用総合情報システムの拡充(市民スポーツ課、生涯学習センター) ③ 電子申請・届出システムの整備(情報システム課) ④ 電子調達(CALS/EC)システムの整備(監理課) ⑤ 情報提供システムの拡充(情報システム課) ⑥ データ保護システムの安全対策(情報システム課) ⑦ パソコン・ネットワーク等の充実(情報システム課) ⑧ 職員の情報活用能力向上(情報システム課) ⑨ 財務会計システムの再構築(庶務課、人事課、情報システム課、企画課、行革推進室、財政課、財産活用課、出納室、監理課) ⑩ 文書管理システムの構築(庶務課) ⑪ 住民基本台帳カードの多目的利用(情報システム課) ⑫ 電子申告システムの整備(市民税課) ⑬ 電子カルテシステムの整備(市民病院医事課) ⑭ 災害対策本部のオンライン化(庶務課防災対策室) ⑮ 地理情報システム(GIS)の整備(財産活用課公有財産管理室)	① 19年1月本稼働 ② 19年度拡充完了 ③ 16年度完了、随時拡充整備 ④ ⑤ 隨時拡充整備 ⑥ 隨時実施 ⑦ 12年度完了、随時拡充整備 ⑧ 隨時実施 ⑨ 21年度本稼働 ⑩ 17年度完了、情報公開サービス整備 ⑪ ⑫ 隨時検討 ⑬ 20年度本番稼働 ⑭ 18・19年度で整備 ⑮ 隨時拡充整備		計画策定	推進			1	情報システム課	総務部
1 2 6	財務会計システムの再構築	現在の財務会計システムは、3年度に稼働して以来、相当年月が経過しており、使用環境は当時に比べ大きく変化していることや、導入済みの電子申請システム、文書管理システム、電子入札システム、また、今後見込まれる各種収納金の電子収納等の他システムとの連携を図ることにより内部管理事務の業務効率の向上かつ簡素化を図り、さらには、総合計画・行政評価・予算決算を連携したシステムとして再構築を図る。 ① 予算・支出・決算事務の効率化(財政課) ② 会計事務(審査支払い、出納の効率化と多様化に対応)の効率化(出納室) ③ 企画・予算・執行・決算・評価の一体化(企画課、行政改革推進室、財政課) ④ 各種共通庶務事務の改善(人事課) ⑤ 各種システムとの連携(文書管理システム、電子入札・調達システム等)(庶務課、監理課、財産活用課)	一體的な行政評価システムを整備する。 ① 19・20年度 新システムの設計・開発 ② 21年度 新システムの試行・一部運用 ③ 22年度 新システムの本格運用		① 設計・開発		② 試行・一部運用	③ 本格運用	4	庶務課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 6	財務会計システムの再構築	現在の財務会計システムは、3年度に稼働して以来、相当年月が経過しており、使用環境は当時に比べ大きく変化していることや、導入済みの電子申請システム、文書管理システム、電子入札システム、また、今後見込まれる各種収納金の電子収納等の他システムとの連携を図ることにより内部管理事務の業務効率の向上かつ簡素化を図り、さらには、総合計画・行政評価・予算決算を連携したシステムとして再構築を図る。 ① 予算・支出・決算事務の効率化(財政課) ② 会計事務(審査支払い、出納の効率化と多様化に対応)の効率化(出納室) ③ 企画・予算・執行・決算・評価の一体化(企画課、行政改革推進室、財政課) ④ 各種共通庶務事務の改善(人事課) ⑤ 各種システムとの連携(文書管理システム、電子入札・調達システム等)(庶務課、監理課、財産活用課)	一體的な行政評価システムを整備する。 ① 19・20年度 新システムの設計・開発 ② 21年度 新システムの試行・一部運用 ③ 22年度 新システムの本格運用		① 設計・開発		② 試行・一部運用	③ 本格運用		4 人事課	
1 2 6	データ保護システムの安全対策/ パソコン・ネットワーク等の充実	高松市電子市役所の推進・強化(大量データを速く、安全に送信)のためネットワークの高速化を行う。 日々、進化するネットワーク脅威(ウィルス被害、情報漏えいなど)に対応するためにセキュリティ強化を実施する。	① 本庁舎内ネットワークの高速化(100M⇒1000M)とセキュリティ強化を実施し、技術的な情報漏えい防止率100%を維持する。 ② 出先機関のセキュリティ強化を実施する。 ③ 高速化・セキュリティ強化に対応したパソコンに更新する。		① 実施 ① マシン室の入退室管理を強化 ③ 設計	③ 実施	② 強化検討		4 情報システム課		
1 2 6	住民基本台帳カードの多目的利用	市民の利便性を向上させるための道具として「住基カード」の多目的利用を検討・導入する。	住民基本台帳カードが使用できる新住民票自動発行システム導入の検討を開始し、19年度中に多目的利用数を1項目増やす。		・多目的利用の調査検討		・自動発行機導入			4 情報システム課	総務部
1 2 12	収入増対策(駐車場)	職員間の公平性を確保するとともに、職員のマイカー通勤を自粛し、公共交通機関の利用を促進するため、出先機関等における職員の駐車場使用についての基準を作成する。	① 18年度 基準作成 ② 19年度 検討・協議 ③ 20年度 実施		② 検討・協議	③ 実施				1 人事課	
1 2 12	収入増対策(広告料)	自主財源のさらなる確保を図るため、広報たかまつへの広告掲載に係る広告料について見直す。	19年度に、広告料収入を2倍以上にする。	H19: 4,260 H20: 4,260 H21: 4,260 累計 12,780	4,260	4,260	4,260			4 広聴広報課	
1 2 13	合併協議事項	【牟礼エルバートン親善委員会への補助】 エルバートン市との交流事業について、住民の自主的活動へ移行するものとし、合併年度およびこれに続く3年間に限り、財団法人高松市国際交流協会を通じ、300千円を事業補助する。	21年度から、補助事業を廃止する。	H21: ▲300	▲300		▲300			3 秘書課 (国際交流室)	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 13	合併協議事項	【防災行政無線(同報系)の戸別受信機の経費負担】 合併地区に設置している防災行政無線(同報系)の戸別受信機の経費負担については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行どおりとしている。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲3,354 ▲3,354			▲3,354		3	庶務課 (防災対策室)	
1 3 1	職員数の適正化	合併効果の早期実現、事務事業の整理見直しやアウトソーシングを積極的に推進し、行政を簡素・効率化することにより行政コストを削減するため、職員の適正配置に努めるとともに、引き続き職員数の適正化に取り組む。	既存の計画を見直し、新計画を策定・実施する。	H19 : ▲ 573,340 H20 : ▲ 867,756 H21 : ▲1,731,216 累計 ▲3,172,312	計画策定・実施 ▲573,340	▲867,756	▲1,731,216		2	人事課	
1 3 1	市長等の給与の見直し	市長、副市長、水道事業管理者、教育長、議見を有する者たちから選任された常勤の監査委員の給料月額について、高松市特別職の職員の報酬等審議会の意見を聴きながら適正化を推進する。	市長等の給料の適正化に取組む。		推進				1	庶務課	
1 3 1	給与等適正化	国の給与制度に準ずるとともに、市民の理解を得られる適正な給与水準とし、健全な財政運営に向け、計画的に総人件費を抑制する。 ① 過重労働による健康障害防止の観点からの時間外勤務時間の上限設定、ノー残業デーや振替・代休制度の活用の徹底、ワークシェアリングによる非常勤嘱託職員等の配置などにより、時間外勤務を縮減する。 ② 特殊勤務手当の見直しを行う。 ③ 国の制度に準拠した退職手当の見直しを行う。 ④ 給料表の見直し、昇給時期の統一(年1回1月)、地域手当の新設、管理職手当の定額化など、国に準じた給与構造の改革を行う。	① 全所属において、毎年、時間外勤務の縮減に向けての具体的な方策を検討し、18年度を基準に、3年間で約15%の時間数を減ることにより、累計で約2.2億円の手当額を縮減する。 ② 支給額については、月額から日額への変更を検討するとともに、廃止を含めた見直しを積極的に進める。 ③ 国家公務員に準じた退職手当制度を確立する。 ④ 国家公務員に準じた給与構造の改革を行う。	① H19: ▲ 37,262 H20: ▲ 74,524 H21: ▲111,786 累計 ▲223,572	① ▲37,262 (▲13,550h) ② 検討、見直し	① ▲74,524 (▲27,100h) ③ 実施	① ▲111,786 (▲40,650h) ④ 実施		2	人事課	総務部
1 3 2	部長の権限強化(人事権)	効果的な行政運営を図るため、部内の責任者である部長に、部内の一定範囲の人事異動権を付与し、部長の権限を強化する。	① 19年度 先進都市の調査 ② 20年度 検討 ③ 21年度 實施		① 先進都市の調査	② 検討	③ 實施		1	人事課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 4 1	外郭団体等の見直し	【財】高松市国際交流協会】 ① 管理運営の効率化・適正化を図るため、事務事業のあり方を見直し、運営の自立化を推進する。 ② 協会職員の人材育成研修を実施するとともに、外国語に対応できる即戦力のある人材を雇用する。	① 行政、協会、民間交流団体の役割分担を明確化する中で、事務事業を見直し、協会の中間支援機能を充実する。 協会の自立化を高めるため、中・長期的な経営計画を策定する。 ② 協会職員の資質向上を図るために、意識改革・能力開発研修を実施するとともに、外国語に対応できる人材を雇用し、通訳・翻訳の有料実施を行い、自主財源の確保を図る。	H20：200 H21：200 累計 400	①-1 実施	①-2 実施 ② 200	② 200		4	秘書課 (国際交流室)	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【財】香川県市町村職員互助会】 当該法人に係る役員名簿、事業計画、予算書、決算書等を既にホームページ(公益法人情報公開共同サイト)に掲載している。	① 掲載内容の充実等を図ってもらいつつ、公表を継続してもらう。 ② 本市ホームページにリンクする。		① 推進 ② 実施				4	人事課	
1 4 1	指定管理公募選定に伴う対策検討	指定管理者については、平成21年度から基本的に公募制となることに伴い、 ① 外郭団体の組織の効率化を推進する方策 ② 外郭団体が指定を受けなかった場合のプロパー職員の処遇策を外郭団体関係課、行政改革推進室、人事課で検討する。	① 庁内検討組織を設置、対応策検討 ② 公募制対策実施		① 設置 ② 検討	② 実施			4	人事課	
2 1 1	技能職員の業務のあり方に係る検討	技能職員の業務について、内容を精査し、真に行政が直接実施しなければならないもの、または代替措置がとれないものを除き、基本的には、すべての業務について、廃止またはアウトソーシングすることを検討したうえで、中長期的な展望に立った方向づけを行う必要があることから、組合側と協議・検討するための組織として、「技能職員の業務のあり方に係る検討委員会」を設置し、同委員会を開催する中で、合意に至った業務について、順次、廃止またはアウトソーシングを進めていく。	① 「技能職員の業務のあり方に係る検討委員会」開催 ② 実施		① 検討委員会設置・開催 ② 推進				4	人事課	総務部
3 2 1	職員の意識改革	職員一人ひとりが、市民サービスの提供者として、また、行財政改革の担い手としての自覚を持ち、能力や資質の向上を図るとともに、改革の必要性を認識し、実践につなげていけるよう意識改革を進める。 このため、研修制度の充実や新たな人事管理制度の導入など、体系的な人材育成を推進し、職員の意識啓発に取り組む。	① 「さわやかサービス」の推進 ・さわやかサービス推進チームによる施策の検討および実施 ・接遇マナーの向上 ② 人材の育成の推進 ・職員研修(自主研修、職場研修、職場外研修)の充実 ・人材育成に関する情報の発信 ・育成後の人材の有効活用 ③ 職員の活力を引き出す人事管理制度 ・人事評価制度の検討 (目標管理制度、能力評価・実績評価の導入) ・人事・給与への人事評価結果の活用		① 推進 ② 推進 ③ 検討	③ 試行(管理職) ③ 検討 (全職員実施の検討) 人事・給与への評価結果の活用 検討	③ 全職員実施 人事・給与への評価結果の活用	③ 全職員実施 人事・給与への評価結果の活用	4	人事課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
3 2 1	「さわやかサービス」の推進	接遇マナーの向上推進、接遇マナー向上のための新たな施策を全庁的に推進し、実効性を確保する。	① 職員の意識改革、市民サービスの満足度の向上を図る。 ② 市民満足度80%超を目指す。 ③ さわやかサービス推進チームの公募・発足、新施策の検討・提言、施策の推進		①, ②推進 ③ チームⅢの新施策の検討・提言 ③ 施策の推進				③ チームⅣ(仮称)の公募・発足、新施策の検討・提言	③ 施策の推進	2 人事課
3 2 2	職員の活力を引き出す人事管理	地方分権の推進に向け、職員の意識改革を進めるため、人事評価制度を核として人材の育成、配置・異動、給与上の処遇などが相まった、新たな人事管理システムを確立する。 15年度から、職員として経験しておくべき分野の職場をできるだけ早い段階で経験できるように、新規採用職員のジョブローテーションを制度化し、「税務・福祉等部門」、「事業部門」、「管理・企画部門」に順次配置している。 新規採用後10年経過するまでの間は、一つの課への在課年数が3~4年を超えないよう、ジョブローテーションの運用を厳正に行う。	① 人事評価制度の検討(能力評価、実績評価の導入) ② 人事評価制度の試行(管理職) ③ 人事評価結果を人事異動に活用(管理職) ④ 人事評価制度・全職員実施の検討 ⑤ 給与・人事への人事評価結果の活用検討 ⑥ 人事評価制度・全職員を対象とした本格実施 ⑦ 給与・人事への人事評価結果の活用 ⑧ 活力を引き出すための人事配置制度の実施(ジョブローテーション管理など)		① 検討	② 試行(管理職)	③ 活用(管理職) ④ 全職員実施の検討 ⑤ 給与・人事への活用検討 ⑥ 全職員対象(本格実施) ⑦ 給与・人事への活用 ⑧ ジョブローテーション管理など実施			2 人事課	総務部
3 2 2	人材育成の推進	人材育成の総合的な取組みとして、職場会議の定期的な実施などを人を育てる職場環境、仕事の進め方、人事管理や職員研修を充実させる。 研修効果と人事管理との連携策について検討する。	職場の活性化を図り、市政の効率的運営を進め、市民サービスの向上を図る。		職員研修の推進 助成研修数10回					1 人事課	
3 2 2	職員の情報活用能力向上	庁内ネットワークシステムを安全かつ有効に活用し、効率的業務ができる職員を育成するとともに、提供システムの充実を図る。 ① 新入職員研修(グループウェア・文書管理システム操作研修) ② セキュリティー等情報関連講演会実施 ③ e-ラーニングコンテンツ等の充実 ④ グループウェア等の活用による内部事務の効率化 ⑤ セキュリティー内部検査、内部監査、外部監査の実施	①② 毎年継続・充実実施 ③ コンテンツの充実 ④ グループウェア機能を最大限に活用したシステム構築 ⑤ 内部・外部監査実施に向けての組織をつくる ⑥ 内部監査を20・21年度において全課の3分の1ずつ実施し、外部監査の実施に備える。		①②③ 充実 ④ 職員FAQシステム構築運用 ⑤ 内部検査拡張、内部監査実施準備	④ グループウェア機能を活用したシステム構築 ⑤ 内部監査実施(全課の3分の1) ⑤ 外部監査実施準備			1 情報システム課		

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
3 2 2	勤務成績不良者に対する研修制度の導入等	公務能率の向上や組織の活性化を図るため、勤務成績の不良、適格性の欠如等公務を遂行するうえで著しく問題がある職員に対し、継続的な、研修、指導を行うなど必要な措置を講じる「職務遂行能力向上特別支援プログラム」を実施する。	① 制度の導入 ② 研修の実施(毎年)		② 実施・継続					4 人事課	
3 3 2	人事給与等の公表	職員の人事、給与および福利厚生に関する状況を、ホームページ等で公表するとともに、市民が見やすくかつ理解しやすいものにし、人事行政の公平性、透明性をより高める。 ① 17年9月から、職員数、給与、勤務条件等を公表した「高松市人事行政の運営等の状況について」のホームページ掲載を継続して推進する。 ② 「市職員給与などの状況」の広報たかまつ、ホームページ掲載を継続して推進する。	他の中核市などの類似団体との比較や経年比較を行う等、内容の充実を図りながら、定員・給与等の状況の公表を継続する。		推進					1 人事課	
3 3 6	情報公開の推進	情報公開条例の趣旨に則り、同条例を適切に運用し、情報公開を推進する。	市の諸活動について市民に説明する責任を全うし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な市政を実現する。		推進					1 庁務課	
3 3 6	審議会等の公開の推進	審議会等の透明性を高め、市政への理解と参加を推進するとともに、幅広い市民の意見を反映させるため、18年10月1日から施行した新たな指針等に基づき、審議会等の会議の公開を推進する。	・会議開催通知をホームページに掲載するとともに、終了後は会議記録を作成・公表する。 ・会議は、原則公開とするほか、内容の一部に非公開情報が含まれている場合等は、審議順序の変更を行うなど、公開できる部分は極力公開するよう指導する。 ・会議の公開状況および会議記録作成状況を点検する。(年1回)		推進					2 庁務課	総務部
3 3 6	情報提供システムの拡充	インターネット等の双方向性の情報通信技術を利用して市民に情報を発信する。 ① 市民向けFAQデータベース対応のシステムを構築する。 ② 20年度までにホームページ上で地図を提供できる仕組み(WebGis)について方針を決定する。	① 19年度に、構築する。 ② 20年度までに、方針決定する。		① 構築	② 決定				4 情報システム課	
3 3 6	ホームページの総括管理	市民に対してわかりやすく、最新の情報を提供するツールとしてのホームページを統括管理する体制について、そのあり方を見直す。	19年度に、ホームページの総括管理の体制を見直す。 20年度までに、あり方についての結論を出す。		①検討	①実施				4 広聴広報課	
3 3 6	「市長への提言」の公表	多様な要望等に対する行政情報を市民と共有するためホームページへの公表を実施する。	19年度に、公表する。		公表					1 広聴広報課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
3 3 6	「市政出前ふれあいトーク」の推進	よりタイムリーなテーマを取り入れるなど、内容充実に取り組むほか、周知方法を見直す。	21年度までに、実施件数を17年度の30%増とする。 (参考)17年度157件 (30%増→200件)		実施件数の10%増				1	広聴広報課	
3 5 1	広聴広報機能の充実	市民満足度評価システムの整備等の検討 現行体制での処理を充実する中で、系統だった市民への周知機関として機能するよう取組む。	提出意見数、アクセス件数の増加		検討		実施		4	広聴広報課	
3 5 3	パブリック・コメントの実施・運用	パブリック・コメントの効果的な実施、運用 現行体制での処理を充実する中で、系統だった市民への周知機関として機能するよう取組む。	提出意見数、アクセス件数の増加		推進				4	広聴広報課	
4 1 1	申請書等押印の見直し	17年8月に、市が市民に提出を求めている申請書等の書類に係る押印および記載事項の見直しを実施したが、引き続き、当該規則の一部改正時等の機会を捉え、これらの見直しの促進を図る。	例規審査委員会の案件を審査する際、申請書等押印の見直しについて主管課と協議する。 (年4回)		推進				2	庶務課	総務部
4 1 1	市民を温かく迎えるさわやかな市役所づくりの推進	市民に親しまれる市役所づくりのため、市民ホールでのフロアコンサート、小学校訪問演奏会を実施する。	① フロアコンサート実施目標 4回/年 ② 小学校訪問演奏会実施目標 10回/年		① ② 推進				1	人事課	
4 1 1	電子申請・届出システムの整備	各種申請・届出を市民の身近な場所で提供できるようにする。 住民等の利便性の向上や業務の効率化において高い効果が期待できる手続きについて検討し、各種手続きが自宅からでも可能となるようにすると同時に、バックオフィス(内部事務)の見直し再構築を行い、住民サービスの向上、利用率の向上を図る。 かがわ電子自治体システムの更新時期に合わせ(20年度まで)、電子申請・届出システムに関する次期方針を決定する。	① 高い利用頻度が見込まれ、直接住民等の利便性の向上に繋がる申請・届出書の種類を増やす。 市民満足度 80%超を目指す。 ② 電子申請・届出システム利用に関する次期方針を決定する。		① 申請・届出書の電子化拡張				1	情報システム課	
4 1 2	電算システム開発・運用体制の見直し	他自治体との共同開発・運用、民間施設等を利用するASPシステム、アウトソーシングなど新たな手法を検討する。 各部署がシステムを導入検討する段階から積極的に参加し、効率のよいシステム構築を実現する。 各部署縦割りのシステムを横断的に見直(全体最適化)しシステム開発・運用の効率化を行う。	20年度までに、各業務システムの再構築や調達制度ならびに情報政策の組織等について具体的な最適化内容を決定する。		システム全体最適化検討		システム最適化実施		1	情報システム課	

《3 財務部》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

財務部が所管する業務の性質から、基本姿勢のうち、特に公民の役割分担および行財政システムの効率化と財政健全化の面を重視した取組を進めます。

実施項目数

資産・債務の改革(7件)、事務事業の改革(20件)、定員・給与・組織の改革(2件)など42件の取組を実施します。

目標効果額等

市税滞納対策および収入増対策(882,000千円)、合併協議事項(30,000千円)、業務の総点検(1,643千円)などにより、効果額目標1,227,563千円を達成します。

新たな取組項目として、「業務の電子化」として平成19年度から新財務システムの再構築、「資産・債務の改革」として公会計の整備のほか、広告料等の「収入増対策」などを実施します。

【重点項目】

行政運営の体質を改善または行政運営を効率化するうえで、財務部の課題である次の項目を重点項目と位置付け、改革を進めます。

市税の滞納整理の強化および収納率の向上を図るため、滞納管理システムを活用し、税負担の公平性の確保および「収入増対策」に取り組みます。

企画・予算・執行・決算・評価の一体化や会計事務の効率化、さらには、各種システムとの連携を図るため、「新財務システムの再構築」に取り組むとともに、公会計の整備、業務コストの公表など財務関係を始めとした積極的な情報公開を行います。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
21件	42件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳入	歳出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	345,563千円	313,920千円	31,643千円
市税	882,000千円	882,000千円	
特別会計効果額	千円	千円	千円
企業会計効果額	千円	千円	千円

(2) 基本情報 (平成19年8月1日現在)

1 正規職員数	管理職員	24人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	21,873,838千円
	係長級職員	61人		特別会計	千円
	一般職員	110人		企業会計	千円
	計	195人		計	21,873,838千円
2 組織数	課	6	特別・企業会計：なし		
	室	1			
	係	19			
4 所管事務	(1) 市の予算、税その他の財務に関する事項 (2) 財産管理に関する事項				



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 1 1	市債残高の抑制	市の債務を計画的に低減または抑制するための取組 後年度負担を考慮し、プライマリーバランスの黒字化を堅持 した市債の発行に取組むとともに、通常事業分は、市債発行額の範囲を公債費の元金償還額内となるよう努める。 ・大型プロジェクト事業は、各年度における事業費の平準化を図る。 ・用地の先行取得の計画的な実施 ・民間資金の活用に当たっては、競争原理の徹底を図る。	民間資金の活用(銀行等引受債)による借入については、19年度から、自由競争枠を拡大し、より競争原理を導入する中、低利な市債の借入に取組む。		推進			→		4 財政課	
1 1 1	繰上償還対策	19年度地方財政対策による財政融資資金等の繰上償還について、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画を策定し、行政改革を行うことが前提となることから、次期行財政改革計画の策定を受けて、早い時期に、国との協議を踏まえ、繰上償還の実施が図れるよう努める。	財政融資資金等の繰上償還の適用が受けられるよう、19年度中に、国と協議を進める。		協議					4 財政課	
1 1 2	未利用資産の有効活用	未利用資産(普通財産・土地)について、その現況および売却等の有効活用の可能性を調査・把握し、公平・適正かつ効率的な活用に資するため、管理および処分に関する指針(原則、有償による貸付または譲渡)を策定する。	① 公有財産有効活用等検討委員会の開催。 ② 公募(一般競争入札)による売却。 ③ 公募不調後の売却方法の検討(より広範かつ効率的な周知も含めて)。		調査・検討	実施				3 財産活用課(公有財産管理室)	
1 1 3	市税滞納整理の強化	債権回収に関する実務研修などを実施することにより、納税課職員各々のスキルアップをし、また、香川滞納整理推進機構との連携を強化する中で、高額・悪質滞納者への滞納処分を重点的かつ機動的に推進する。 また、以前は、臨戸による集金中心の滞納整理であったが、16年12月に特別滞納整理班が設置されてからは、高額・悪質なケースは呼び出しによる強い納税交渉を行っており、引き続き攻めの滞納整理に取り組む。 滞納額(17年度末) : 4,375,973千円	21年度までに滞納繰越分収納率21%を目指す。	H19 : 20,000 H20 : 40,000 H21 : 60,000 累計 120,000	20.0% 20,000	20.5% 40,000	21.0% 60,000			1 納税課	財務部
1 1 3	滞納管理システムの導入	滞納管理システム(税サーバー)を導入することにより、問題点等を解消する。 ① 17時以降も、納税者からの口座振替等に関する問合せに対応する。 ② 課税実績がなく、口座登録のみがある者を抽出して、その状態が一定期間経過すると、職権で廃止する。 ③ 対象者を抽出して、勧奨文書を作成・送付する。 ④ オンライン処理での登録にバッチ処理も組み合わせて対応することで、口座事務の省力化を図る。 ⑤ 納期後用納付書の作成業務の省力化を図る。 ⑥ ヒアリング等を行い早急な差押を行う。	19年度に税サーバーを導入し、実施する。		導入	拡充	→			4 納税課	
1 1 5	公会計の整備	国の公会計整備の方針に沿って、指針等を踏まえ、貸借対照表、行政コスト計算書の作成など、公会計制度の整備に取組む。	21年度までに、公会計を整備する。		推進			→		4 財政課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 1 6	本庁舎空調設備改修に伴うESCO事業の導入検討	庁舎整備後28年を経過した空調設備等の簡易省エネ診断を行い、その結果、国の支援が可能かどうかを判断し、省エネ効果が見込めるESCO事業の導入について検討する。	簡易省エネ診断の結果、導入可能であれば、20年度において、ESCO事業者から公募・選定を行い、工事を実施する。		導入準備 実施計画作成 業者選定	業者決定 工事開始	継続実施		4	財産活用課	
1 2 1	合併町固定資産評価システムの維持管理業務の見直し	現在、地籍情報については、合併地区(塩江町を除く5町)と旧高松市が個別のシステムで地籍データを管理運用しているが、今後、新高松市全域の航空写真データを作成し、旧高松市の地籍情報管理システムを用いて評価を行うことにより、合併地区から引き継いだシステムの維持管理業務を見直す。	① 21年度以降、合併地区引継ぎシステムに係る保守業務委託を廃止する。 ② 個別に契約している合併地区引継ぎシステム内の地籍データ異動更新業務は、21年度以降、旧高松市分の地籍データ異動更新業務に統合し、業務の効率化を図る。	H21:▲ 1,643 ▲1,643			① ▲1,143 ② ▲ 500		3	資産税課	
1 2 2	指定管理者制度の導入	15年9月施行の地方自治法の改正により、現在、改正前の地方自治法の規定に基づき管理委託を行っている公の施設について、設置目的等を再確認するとともに、施設のあり方や管理運営の全般について見直す中で、その管理運営主体を「公民の役割分担」の観点から検討し、18年9月までに、指定管理者制度を適用するか直営とするかを決定し、公の施設指定管理者制度の導入が適当と認められるものについては、アウトソーシング手法の一つとして指定管理者制度を導入する。	指定管理者制度の導入に当たっては、当該施設の現在の管理方法を踏まえるとともに、導入効果や導入環境等の観点から検討しその優先度により導入を進める。		6施設 (公募4, 非公募2)	5施設 (公募3, 非公募2)	56施設 (公募38, 非公募18) 更新予定 28施設	導入予定 20施設	2	財産活用課	
1 2 2	嘱託化等	【窓口業務】 アウトソーシングの観点から、定員適正化に努めるとともに、市民サービスの向上を図るために、正規職員を減員し、接客対応等の専門的な非常勤嘱託職員を配置することにより、窓口業務の嘱託化に取組む。	窓口業務の嘱託化に取組む。		実施				4	納税課	
1 2 2	嘱託化等	【窓口業務】 アウトソーシングの観点から、定員適正化に努めるとともに、市民サービスの向上を図るために、正規職員を減員し、接客対応等の専門的な非常勤嘱託職員を配置することにより、窓口業務の嘱託化に取組む。	窓口業務の嘱託化に取組む。		実施				4	市民税課	
1 2 2	嘱託化等	【窓口業務】 アウトソーシングの観点から、定員適正化に努めるとともに、市民サービスの向上を図るために、正規職員を減員し、接客対応等の専門的な非常勤嘱託職員を配置することにより、窓口業務の嘱託化に取組む。	窓口業務の嘱託化に取組む。		実施				4	資産税課	
1 2 6	財務会計システムの再構築	現在の財務会計システムは、3年度に稼働して以来、相当年月が経過しており、使用環境は当時に比べ大きく変化していることや、導入済みの電子申請システム、文書管理システム、電子入札システム、また、今後見込まれる各種収納金の電子収納等の他システムとの連携を図ることにより内部管理事務の業務効率の向上かつ簡素化を図り、さらには、総合計画・行政評価・予算決算を連携したシステムとして再構築を図る。 ① 予算・支出・決算事務の効率化(財政課) ② 会計事務(審査支払い、出納の効率化と多様化に対応)の効率化(出納室) ③ 企画・予算・執行・決算・評価の一体化(企画課、行政改革推進室、財政課) ④ 各種共通庶務事務の改善(人事課) ⑤ 各種システムとの連携(文書管理システム、電子入札・調達システム等)(庶務課、監理課、財産活用課)	一體的な行政評価システムを整備する。 ① 19・20年度 新システムの設計・開発 ② 21年度 新システムの試行・一部運用 ③ 22年度 新システムの本格運用	① 設計・開発 → ② 試行・一部運用 ③ 本格運用					4	財政課	財務部

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 6	財務会計システムの再構築	現在の財務会計システムは、3年度に稼働して以来、相当年月が経過しており、使用環境は当時に比べ大きく変化していることや、導入済みの電子申請システム、文書管理システム、電子入札システム、また、今後見込まれる各種収納金の電子収納等の他システムとの連携を図ることにより内部管理事務の業務効率の向上かつ簡素化を図り、さらには、総合計画・行政評価・予算決算を連携したシステムとして再構築を図る。 ① 予算・支出・決算事務の効率化(財政課) ② 会計事務(審査支払い、出納の効率化と多様化に対応)の効率化(出納室) ③ 企画・予算・執行・決算・評価の一体化(企画課、行政改革推進室、財政課) ④ 各種共通庶務事務の改善(人事課) ⑤ 各種システムとの連携(文書管理システム、電子入札・調達システム等)(庶務課、監理課、財産活用課)	一體的な行政評価システムを整備する。 ① 19・20年度 新システムの設計・開発 ② 21年度 新システムの試行・一部運用 ③ 22年度 新システムの本格運用		① 設計・開発		② 試行・一部運用	③ 本格運用	4	財産活用課	
1 2 6	財務会計システムの再構築	現在の財務会計システムは、3年度に稼働して以来、相当年月が経過しており、使用環境は当時に比べ大きく変化していることや、導入済みの電子申請システム、文書管理システム、電子入札システム、また、今後見込まれる各種収納金の電子収納等の他システムとの連携を図ることにより内部管理事務の業務効率の向上かつ簡素化を図り、さらには、総合計画・行政評価・予算決算を連携したシステムとして再構築を図る。 ① 予算・支出・決算事務の効率化(財政課) ② 会計事務(審査支払い、出納の効率化と多様化に対応)の効率化(出納室) ③ 企画・予算・執行・決算・評価の一体化(企画課、行政改革推進室、財政課) ④ 各種共通庶務事務の改善(人事課) ⑤ 各種システムとの連携(文書管理システム、電子入札・調達システム等)(庶務課、監理課、財産活用課)	一體的な行政評価システムを整備する。 ① 19・20年度 新システムの設計・開発 ② 21年度 新システムの試行・一部運用 ③ 22年度 新システムの本格運用		① 設計・開発		② 試行・一部運用	③ 本格運用	4	出納室	財務部
1 2 6	軽自動車税申告受取データの電子媒体化	軽自動車検査協会から紙ベースで收受している軽自動車税申告データを、事務の省力化、効率化のため、電子媒体による收受への移行を検討する。	① 19年度で香川県都市軽自動車税運営協議会における電子媒体化を調整する。 ② 20年度において軽自動車税電算システムを改修し、約63,000件の申告書、届出書の電子媒体による收受を図る。		① 調整・検討	② システム改修			4	市民税課	
1 2 6	新たな公金の収納システムの導入検討	地方自治法の改正により、クレジットカード収納など、新たな公金の収納が可能となったことから、市税・国民健康保険料等の収納主管課と出納室で、新たな収納システムの導入について、新財務システムの構築と連携しながら検討する。	① 市民サービスの向上 ② 収納率の向上 ③ 事務の効率化		検討		検討(導入)		1	出納室	
1 2 7	随意契約の見直し	随意契約による契約方法について、先進的な取組を参考に、見直すべき課題と問題点を整理し、計画的に見直しを実行する取組と方法を検討する。 現在、各部局が所管している施設の管理委託業務等の契約方法に競争原理を取り入れるため、競争見積りや入札制度を採用して経費の削減が図れる。	19年度 調査・分析 20年度 實施		調査・分析	実施	推進		4	財産活用課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 7	市有施設の維持管理にかかる契約情報の共有化	施設の維持管理に係る契約情報の共有化の有効性および実施体制について検討する。	① 経費の節減や事務処理の効率化、維持管理の適正化を図る。 ② 建築物等維持管理業委託に関する調査を実施する。 ③ 共有化の有効性および実施体制について検討する。		検討	実施			2	財産活用課	
1 2 8	補助金等の見直し	経常的な補助金等について、今後、実施時期・方法等の検討を経て、「高松市補助金等交付システム見直し基準」に基づき、見直しを行う。	実施時期・方法等の検討・実施		検討・実施				4	財政課	
1 2 11	受益者負担(使用料等)の見直し	受益者負担の適正化を図り、新たな収入源の確保について、毎年度、予算編成前に「高松市受益者負担見直し基準」等に基づく見直しを行うこととし、その見直し結果を全庁的に求めていく。	① 使用料・手数料については、19年度中に見直し方法の調査、検討する。 ② 20年度に、見直し要領を作成し、これに基づく見直し結果を21年度予算に反映する。		① 調査・検討	②要領作成・実施			4	財政課	
1 2 12	収入増対策(市税収納率の向上)	口座振替の加入促進に努めるなど納税者の納付の機会を拡大する。 ① 口座振替加入率の向上に努める。 ② 休日・夜間窓口開庁を充実する。 ③ コンビニ収納やクレジット収納などの導入を検討する。 ④ 国が21年度稼動を目指している地方税の電子(納税)システムに対応する。	① 21年度までに、現年度分収納率98.4%を目指す。 ② 口座振替制度優遇措置を導入するなど、21年度までに、口座振替加入率35%を目指す。 ③ 休日・夜間窓口開庁の実施を合併支所(3か所)を含め充実させる。 ④ コンビニ収納など新たな収納方法について、費用対効果を見極める中で、導入を検討する。 ⑤ 地方税の電子システムに対応できるよう税収納システムを再構築する。	H19: 120,000 H20: 240,000 H21: 360,000 累計: 720,000	現年度分収納率 98.0% 口座振替加入率 31% 120,000	98.2% 33% 240,000	98.4% 35% 360,000		2	納税課	財務部
1 2 12	収入増対策(市税収納率の向上)	特別徴収実施事業所に対する特別徴収対象者の拡大を図るため、これまでの特徴推進の効率化を図るとともに、新たに合併町の特別徴収未実施事業所に対して、文書および戸別訪問により特別徴収制度推進の協力依頼等を行い、特別徴収の利用拡大を推進する。	① 18年度から3年間で、合併町の未実施事業所勧奨を重点的に実施する。 ② 特徴比率は、指定都市平均値(56%)を目標とする。	H19: 7,000 H20: 14,000 H21: 21,000 累計: 42,000	特別徴収比率 52% 7,000	53% 14,000	54% 21,000		2	市民税課	
1 2 12	収入増対策(駐車場)	出先施設における職員の自家用車駐車を有料化する。自動販売機使用料の減免措置について見直し、検討する。(平成18年度対象台数156台)	① 駐車場使用料を一律の定額とする。 ② 市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部改正 ③ 自動販売機については、用途・目的を精査し、適正な使用料を徴収する。	H20: 150,000 H21: 150,000 累計 300,000	協議・検討	使用料決定 150,000	実施 150,000		4	財産活用課(公有財産管理室)	
1 2 12	収入増対策(広告料)	固定資産税および市・県民税の納税通知書発送用封筒を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、新たな財源確保を推進し、市民サービスの向上および地域経済の活性化を図る。	18年度の実績を踏まえ、19年度以降も広告主を公募する。	H19: 600 H20: 600 H21: 600 累計1,800	600	600	600		4	納税課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 12	収入増対策(広告料)	① 本庁舎西側駐輪場・五番町公用車駐車場フェンスに広告看板を設置し、広告料を確保する。 ② 共用公用車に広告を掲載し、広告料を確保する。 ③ 各課一般事務用共用封筒に広告を掲載することにより、印刷製本費を節約する。	19年度に、実施する。 20年度以降においても継続し、新たな広告場所についても検討する。	H19: 4,040 H20: 4,040 H21: 4,040 累計 12,120	4,040	4,040	4,040		4	財産活用課	
1 2 13	合併協議事項	【納期前納付報奨金の見直し】 合併地区にかかる固定資産税の納期前納付報奨金を、21年度から廃止する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲30,000	▲30,000			▲30,000	1	納税課	
1 3 2	部長の権限強化 (予算編成の見直し)	予算編成の効率化と部長権限の強化を図るため、現在、実施済みの施設の維持管理経費に加え、経常的経費(義務的経費を除く。)の枠配分の拡大について、効果的な方法を研究するとともに、新財務システムとの整合性の調査等を踏まえ、予算編成方法を見直す。	① 19年度・20年度 枠配分方法の調査・研究、新財務システムとの整合性調査 新財務システムの検討・開発 ② 21年度 経常的経費のうち、枠配分可能項目を抽出するとともに、枠配分方法の検討		① 調査・研究	→	② 抽出・検討	枠配分の実施・拡充	1	財政課	
1 3 2	契約事務担当課の一元化の検討	工事・物品・委託などの契約事務を一元的に所管する担当課の設置を検討する。	契約事務担当課の一元化		調査・検討	実施			2	財産活用課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	外郭団体が保有する基本財産等の資金を、安全かつ効率的に運用するための「資金運用ガイドライン」を作成・配布し、外郭団体において適正な資金運用を実施させる。	外郭団体(9団体)の監査時等において、適正な資金運用を行うよう指導することにより、運用収入(受取利息)の増加を図る。		推進				1	出納室	
2 1 1	市単独事業(扶助費)の見直し	扶助費などの個人給付的な市単独事業については、国の制度改革との整合性や、本市福祉施策全般にわたる検討、さらには事業効果なども勘案する中、将来の福祉施策のあり方も見据るとともに府内での幅広い検討を踏まえ、適宜、見直しに取り組む。	20年度から、可能なものについては、順次、見直しを検討する。		検討	→	随時実施		4	財政課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
3 3 1	財政状況の公表	① 本市の財政状況について、市民にとって、さらにわかりやすい公表方式にするとともに、公表内容を拡大する。 ・よりわかりやすい公表方式(内容・手法)を検討し、隨時実施する。 ・これまで公表していない情報等について、公表の拡大を検討し、隨時実施する。 ・貸借対照表、行政コスト計算書の作成など、公会計制度の整備に取り組む。 ・予算編成の方針、過程等、市の予算がよりわかる情報の提供に努める。 ② 補助金の交付状況の市民に対する公開については、その公開内容・時期について検討し、実施する。 公開を検討する補助金の内容・項目 ・補助金名称・補助内容・交付先 ・補助金積算内訳(件数、補助率)・補助金額 ③ 合併効果	① 情報開示を推進とともに、適宜、市民にわかりやすい財政状況の公表に努める。 ② 市民に対する補助金の交付状況の公開については、20年度予算分から公表を行う。		① 推進 ② 検討	② 公表			1	財政課	
3 3 1	市税状況の公表	市税収入および滞納整理の状況に関する情報を、ホームページ等の媒体を活用して、図表などを用いて市民に対してわかりやすく公表することにより、市民の納税意識と徴税コストに対する理解を深めるとともに、自主納税の推進を図る。	① 19年度中に、既に公表している中核市など他都市の状況を研究する。 ② 18年度分決算については、確定後の数値で19年度中に公表する。 ③ 20年度以降は、毎年前年度の決算数値確定後に公表する。 ④ ホームページを始め、広報たかまつやケーブルテレビ等あらゆる機会を捉えて、広く公表する。 ⑤ 単に数値だけの公表ではなく、図表等を使って、視覚的にわかりやすく配慮した公表方法とする。		研究	公表	推進・拡充		4	納税課	財務部
3 3 4	施設維持管理コストの公表	主要な施設に係る維持管理コストを、中核市等との比較や経年比較などにより、市民に対してわかりやすく公表するあり方について、公表実施時期も含めて、具体的に検討する。	18年度より多くの市民が利用されている主要34施設について、施設の維持管理コストの公表を行っているが、今後より分かりやすい表示方法等の検討を行う。		実施・検討				4	財産活用課	
3 4 1	指定管理者選定組織	19年3月末で現委員の任期が終了するため、行革の部会の委員を兼ねない新たな委員で構成した単独の委員会として、19年度以降も指定管理者の選定を行う。 新たに指定管理が行った事業について、所管部局からの評価について協議し、講評を実施する。	19年4月より単独の委員会として設置し、指定管理者の選定を行うと共に、指定管理者が行った事業報告の評価について、協議し、講評を行う。		実施				4	財産活用課	
4 1 1	市・県民税申告相談実施体制の確立	合併および税制改正により市県民税の申告者が増加するのに対応し、円滑な申告相談を行うため、18年度以降、継続的に申告相談実施方法を見直し、適正な申告体制を確立する。	① 自書申告・郵送申告の推進、電子申告の促進 ② 従事職員(一部従事者嘱託化、税理士派遣)・申告会場の見直し	自書申告率85% 自書申告率90% 自書申告率95%					3	市民税課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
4 1 1	合併に伴う地籍情報管理システムによる地籍図の交付	事務の迅速化と市民サービスの向上を図るため、合併地区の地籍データについて、国土調査実施済区域は、未整備の過去の異動分(分・合筆等)のデータ更新を行うとともに、調査完了地区は、調査完了次第、順次データを取り込み、地籍情報管理システムにより、本庁および各支所窓口で地籍図交付を行う。	19年度以降、毎年、異動分(分・合筆等)および国土調査実施済区域における過去の異動分について更新を行い、整備を終えた町から、順次、本庁および各支所の窓口で地籍図を交付する。		交付対象区域 塩江町 80% 庵治町 50% 牟礼町 65% 香川町 0%	交付対象区域 塩江町 85% 庵治町 55% 牟礼町 70% 香川町 0%	交付対象区域 塩江町 90% 庵治町 60% 牟礼町 75% 香川町 0%		3	資産税課	
4 1 2	予算編成時における調整方法	予算調整においては、主計員の主管課に対する要求内容ヒアリングを踏まえ、過去の実績調査等に基づき査定した結果により、予算額を調整、決定している。 施設管理経費の枠配分を除き、主管課の予算要求内容の1件ごとに、調整を行う状況であり、査定および調整に多大の時間と労力を要していることから、査定における枠配分の拡大など、効率的な調整方法を検討し、主計員の健康管理を図り、時間外勤務を縮減する。	19年度に、検討・実施する。		検討・実施				4	財政課	
4 1 2	文書規程の見直し	事務の効率化を図るため、財政審査の範囲を見直す。	財政課による財政審査範囲の縮小		推進				1	財政課	
4 1 2	固定資産評価補助員の評価技術・知識の向上について	固定資産の評価は、地方税法および固定資産評価基準等に基づき、評価を行っている。 固定資産税は評価知識と技術の集積が必要だが、近年、人事異動サイクルが短いことから、評価知識・技術の維持、向上を図るため、係長を講師とした係内研修を年6回程度、また、実務研修受講者を講師とした課内研修を年2回程度開催する。	習得した技術・知識を伝達する実務研修を充実することにより、各評価補助員のレベルアップを図り、より適正かつ公平な課税を行う。		実施・推進				4	資産税課	財務部
4 1 2	単価契約用品の納品場所の広域化に伴う対応の検討	単価契約用品(少額物品)等の調達に当たっては各地域の地元業者の育成・保護の観点を要すること、迅速で円滑、安定的かつ経済的に確保できる方策への改善が求められていること、さらには、契約事務の簡素化を図ることなど、諸課題に対応するため、19年度を目指して、各課の直接購入の範囲の拡大を検討し、単価契約用品(少額物品)等の購入に係る契約事務手続きを見直す。	① 各課の直接購入の範囲の拡大を検討する。 ② 市用品調達基金のあり方も含め、普通用品の購入手続きを廃止する方向で検討する。		検討・実施	拡充			3	財産活用課	
4 1 2	法定外公共物管理システム統合の推進	法定外公共物管理システムの統合を18年度から3か年の間で実施する。 ・管理システムのシステム変更及びデータ入力 ・合併地区分の台帳データの変換 ・整備内容の統一のための不足データ整備(地形図、航空写真、都市計画情報、その他道路情報等) ・地籍調査に伴う台帳データ修正	① 合併地区分のデータ入力(100%) ② 整備内容の統一のための不足データ整備(随時)		塩江町、国分寺町のデータ変換及び航空写真作成	香川町、庵治町(公園区域)のデータ変換及び地形データ更新	(各データの照合整理及び異動更新処理)	(異動更新処理)	3	財産活用課(公有財産管理室)	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系 番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部 局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
		背表紙(以下余白)									

《4 健康福祉部》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

健康福祉部が所管する業務の性質から、基本姿勢のうち、特に公民の役割分担と市民協働の推進の面を重視した取組を進めます。

実施項目数

事務事業の改革（29件）、市民サービスの向上と業務の改善（9件）、外郭団体等の改革（7件）など55件の取組を実施します。

目標効果額等

合併協議事項（187,930千円）、受益者負担等の適正化（77,274千円）、外部委託等民間活力の導入（62,365千円）などにより、効果額目標355,837千円を達成します。

新たな取組項目として、平成19年度から11項目の「外部委託等民間活力の導入」と介護保険事業を始め4項目の「特別会計の効率的運営」などを実施します。

【重点項目】

行政運営を効率化するうえで、健康福祉部の課題である次の項目を重点項目と位置付け、改革を進めます。

公民の役割分担の面から、保育所の民営化を進めるとともに、総合老人ホームひぐらし荘の運営形態を見直し、民営化を検討します。

外郭団体の自立化と市負担の抑制を進めるため、高松市福祉事業団の経営改善に取り組むとともに、高松市社会福祉協議会の自立化を推進します。

介護保険事業を始めとする特別および企業会計の効率的運営を図ります。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
13件	55件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳入	歳出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	355,756千円	145,989千円	209,767千円
特別会計効果額	81千円	-千円	81千円
企業会計効果額	千円	千円	千円

(2) 基本情報 (平成19年4月1日現在)

1 正規職員数	管理職員	55人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	33,907,882千円	
	係長級職員	142人		特別会計	24,674,295千円	
	一般職員	594人		企業会計	392,314千円	
	計	791人		計	58,974,491千円	
2 組織数	局等		特別会計 国民健康保険事業特別会計 老人福祉センター奥の湯温泉事業特別会計 介護保険事業特別会計 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 特別養護老人ホーム事業特別会計 企業会計 介護老人保健施設事業会計			
	課	10				
	室	4				
	係	44				
4 所管事務	(1) 社会福祉に関する事項 (2) 社会保障に関する事項 (3) 保健衛生に関する事項					



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 1 4	債権回収の取組	【災害援護資金貸付金】 ① 昭和62年度分 対象者の中に生活困窮者や既に死亡している者も多く、回収は極めて困難となっている中、相続者等に対する追跡調査を実施するほか、相談所を開設しての納付相談会の開催や分納誓約の徴収など、様々な手段を実施し、債権回収に努める。 ② 平成16年度分 20年度からの定期償還に際して、滞納が生じることがないよう、納付状況を的確に把握するなど、適切な債権管理に努める。	① 債権の回収向上: 償還率を3%上昇させる。 ② 滞納発生の抑制: 収納率90%以上を目指す。		① 償還率3%UP ② 90%維持	① 償還率3%UP ② 90%維持	① 償還率3%UP ② 90%維持		4	健康福祉 総務課	
1 1 4	債権回収の取組	【老人保護施設入所者負担金】 収入未済について、収納対策の推進に努める。	隨時収納対策を実施する。		推進			→	4	長寿社会 対策課	
1 1 4	債権回収の取組	【生活保護扶助費返還金・戻入】 滞納者に対して実効的な対策を講じ収納率の向上に取り組む。 ① 文書発送、電話、定期訪問、保護費の窓口支給時による納付指導。 ② 口座振替制度の推進と世帯に対する納入指導。 ③ 不正受給者に対する文書指導、保護廃止など厳しい対応。	19年度は、不正受給件数を前年度対比10%減の105件とする。		推進			→	1	保護課	健康 福祉 部
1 1 4	債権回収の取組	【保育料】 収入未済額、不納欠損額の減少を図るため、収納対策の手法について見直す。	毎年、現年の収納率を0.1%上昇し、17年度99.0%を22年度99.4%を目指す。	H19 : 2,130 H20 : 2,130 H21 : 2,130 累計 6,390	2,130	2,130	2,130		4	保育課	
1 2 1	高松市民健康まつりの見直し	高松市民健康まつりを毎年9月の第一日曜日に、テーマを設定し、健康チェック、健康相談や情報提供等を高松市保健センターにて実施しているが、市民は健康に関する情報等はあらゆる機会や場で収集していることから、市民に关心の高いものを実施するなど効率的・効果的な健康まつりを開催する。	① 19年度から規模を縮小し、市民の関心が高い健康チェックを実施し、自分の健康の見直しの機会とする。 ② 5年毎の節目(23年度)には、規模を膨らませたイベントを実施する。	H19 : ▲ 240 H20 : ▲ 240 H21 : ▲ 240 累計 ▲ 720	① ▲240	① ▲240	① ▲240	②平成23年度 節目開催 (規模をやや大きくして実施)	4	保健 センター	
1 2 1	インフルエンザ予防接種の通知方法の見直し	高齢者インフルエンザ予防接種の対象者へ封書で通知していたが、通知方法を見直し、はがきで通知する。	19年度から、封書からはがき通知に改める。	H19 : ▲2,520 H20 : ▲2,520 H21 : ▲2,520 累計 ▲7,560	▲2,520	▲2,520	▲2,520		4	保健 センター	
1 2 2	民営化	【高松市知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウス」】 障害者自立支援法の施行に伴う当施設の新体系への移行を踏まえるなかで、民営化を検討する。	① 利用料の徴収を、19年度から、実施する。 ② 合併後5年内を目途に、民営化する。		①実施			②実施	3	障害福祉課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 2	民営化	【総合老人ホームひぐらし荘】 社会福祉法人による民間施設の量的整備が進んでおり、公立施設が果たしてきた先導的役割は達成されつつあることなどから、今後、同荘の民営化等を含めた運営形態の見直しを行う。	19年度に、民営化の検討を行う。		検討				4	長寿社会対策課	
1 2 2	民営化	【保育所】 18年7月に一部改正の「高松市立保育所民営化計画」に基づき、高松市立保育所の民営化を実施する。 20年4月に1か所を、21、22年度にそれぞれ2か所の保育所を民営化する。	① 20年4月に高松市立城東保育所を民営化する。 ② 21年4月に中野保育所と花園保育所を民営化する。 ③ 22年4月に花ノ宮保育所と十河保育所を民営化する。	H20: ▲14,000 H21: ▲42,000 累計 ▲56,000		① ▲14,000 ② ▲28,000			1	保育課	
1 2 2	指定管理者制度の導入	【合併地区児童館】 合併町から引き継いだ11か所の児童館について、事業の適切な運営を行うため、地域に根ざした関係団体等(地域コミュニティ)を指定管理者にするのが望ましいこと、児童健全育成事業を行なうため、利用料は無料とし、非公募による導入を実施する。(関係団体等が指定管理者を希望しない場合は、公募とする。)。	20年度以降から、順次、指定管理者制度を導入する。			導入			2	こども未来課	
1 2 2	指定管理者制度の導入	【屋島ファミリーホーム】 DV被害者の常時の安全確保と施設の効率的な活用を図るために、指定管理者制度を導入(社会福祉法人等)し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。	20年度に、指定管理者制度を導入する。	H20 : ▲3,175 H21 : ▲3,175 累計 ▲6,350		▲3,175	▲3,175		1	こども未来課	健康福祉部
1 2 2	指定管理者制度の導入	【庵治ほっとびあん】 管理運営については、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを最大限に引き出し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。	20年度に、指定管理者制度を導入する。		決定	導入			4	保健センター	
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【高松市総合福祉会館】 指定管理者制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、次期指定管理更新時における業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。	20年度の指定管理者の公募を前提に委託業務の見直しを行う。		検討	公募	更新		2	健康福祉総務課	
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【リンリン園・コスマス園】 指定管理者制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、次期指定管理更新時における業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。	20年度に、指定管理者の募集条件等に係る見直し検討の結論を出す。		検討	公募	更新		4	障害福祉課	
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【茶寿荘・勝賀・源平荘・国分寺老人福祉センター】 ① 指定管理者に対して実施するモニタリングを踏まえ、次期指定管理更新時において、業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。 ② 次期指定管理更新時までに、利用料金制度の採用を検討する。	① 20年度に、指定管理者の募集条件等の見直し検討の結論を出す。 ② 20年度に、利用料金制度の採用について結論を出す。		①,② 検討	①,② 公募	①, ② 更新		4	長寿社会対策課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【タンボポ園】 18年度制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、指定管理者と協議する中で、年度協定締結時または次期指定管理更新時における、業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。	① 19年度に、事業内容の見直しを行う。 ② 20年度に、募集する。 ③ 21年度に、新たな指定管理者による業務委託を実施する。	H21: ▲15				▲15		4 保育課	
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【高松市夜間急病診療所】 18年度制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、指定管理者と協議する中で、年度協定締結時または次期指定管理更新時における、業務の範囲・内容、指定または募集条件等に見直しに合わせて、利用料金制度の導入または精算方式の見直しを検討する。	21年度からの利用料金制度の導入または精算方式の見直しについて検討する。			検討	決定	更新		4 保健センター	
1 2 2	外部委託化	【放課後児童クラブ】 合併町から引き継いだ9か所の放課後児童クラブと、15年度から民間委託で実施している川島放課後児童クラブがある。 合併町から引き継いだクラブについては、人件費等の経費削減や事務費削減など効率的な運営の課題があり、事業を適切に運営でき、保護者の信頼を確保できる団体などに対し、公設民営方式による運営の委託化を実施する。	① 20年度以降から、順次、委託を実施する。 ② 放課後児童クラブを児童館で開催している6クラブは、20年度以降から、順次、児童館に指定管理者制度を導入することから、児童館の指定管理者に放課後児童クラブを委託する。				実施			2 こども未来課	
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	①【老人福祉センター奥の湯温泉】【香南ふれあい館】 指定管理者制度の導入に向けた具体的な検討・手続きを進めしていく。 ②【牟礼老人福祉センター】 施設サービスの向上に努め、利用者の増加に取り組む。 ③【香南地域ふれあいセンター】 介護予防事業の充実に努める。	① 指定管理者制度導入に伴う各種課題に対して具体的な検討を行なうとともに、導入の手続きに着手する。 ② 21年度に、利用者数を17年度実績の110%とする。 ③ 介護予防事業の充実に努める。	H19: ▲ 71 H20: 43 H21: 143 累計 115		①, ③ 検討 ② 歳入 ▲71	①, ③ 着手 ② 歳入 43 ② 歳入 143			4 長寿社会対策課	健康福祉部
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【保育所】 旧高松市が31施設、合併地区が13施設で、あわせて44施設となり、施設の維持管理に係る事務の効率化、経費の縮減を図るため、可能なものから維持管理の一元化を実施する。	① 合併地区に係る施設の維持管理契約を旧高松市と一括して契約する。 ② 合併地区の事業費(契約金額)のうち、旧高松市と一括して契約することにより、5%を縮減する。	H19: ▲230 H20: ▲230 H21: ▲230 累計 ▲690	▲690	▲230	▲230	▲230		1 保育課	
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【香川・香南・国分寺・庵治・塩江保健センター】 合併町保健センターについては、3年間の経過措置により、1歳6ヶ月および3歳児健康診査等を各保健センターで実施することとしていることから、19および20年度において今後の施設のあり方を検討する。	19・20年度に合併町保健センターのあり方を検討する。			検討		実施		4 保健センター	
1 2 7	施設管理運営の一元化のあり方	契約関係事務の一元化を検討し、実施する。 ① 老人福祉センター奥の湯温泉 ② 牟礼老人福祉センター ③ 香南ふれあい館 ④ 香南地域ふれあいセンター	19年度から、各施設の共通契約事務を一元化し、18年度予算の施設の維持管理に係る委託料の1%を削減する。	H19: ▲ 48 H20: ▲ 48 H21: ▲ 48 累計 ▲ 144		▲48	▲48	▲48		4 長寿社会対策課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 11	受益者負担(使用料等)の見直し	【基本健康診査自己負担】 基本健康診査については、自己負担なし(無料)で実施してきたが、今後の高齢者の増加や受益者負担の観点から、自己負担を設定する。	19年度に、自己負担金1,000円を設定する。 (※20年度から制度改正により保険者による特定健診が開始されることになっており、実施方法等が変更することから効果額は変動がある。)	H19:▲25,758 H20:▲25,758 H21:▲25,758 累計 ▲77,274	▲25,758	▲25,758	▲25,758		4	保健センター	
1 2 13	合併協議事項	① 社会福祉法人もえぎの里に対し、土地(施設用地)を無償貸与しているが、有償貸与に切り替えることにより行政財産の有効活用および他の社会福祉法人との公平性を確保する。 ② 社会福祉法人洋々会に対し施設用地を無償貸与しているが、有償貸与もしくは売却に切り替えることにより行政財産の有効活用および他の社会福祉法人との公平性を確保する。	① 合併後3年を経過した21年度から、有償貸与に切替える。 ② 合併後3年を経過した21年度から、有償貸与もしくは売却に切替える。					①有償貸与 ②有償貸与もしくは売却	3	障害福祉課	
1 2 13	合併協議事項	①【在宅寝たきり高齢者等介護見舞金】 塩江町地区の支給額について、合併年度から4年度目において市の支給額と同額となるよう調整する。 ②【高齢者と施設の交流事業】 塩江町地区の利用者に係る負担額について、合併年度から5年度目において市の負担額と同額となるよう調整する。 ③【高齢者生きがいデイサービス事業】 デイサービスの利用回数について、合併年度に引き続く3年間に限り、塩江町地区においては週1回、香南町地区においては週2回とし、21年度からは月2回とする。	① 20年度から、市の制度に統一する。 ② 21年度から、市の制度に統一する。 ③ 20年度まで ・塩江町地区においては週1回、香南町地区においては週2回 ・21年度からは月2回	H19:▲ 330 H20:▲ 660 H21:▲3,836 累計 ▲4,826	▲4,826	① ▲330	① ▲660	① ▲660 ② ▲700 ③ ▲2,476	3	長寿社会対策課	健康福祉部
1 2 13	合併協議事項	①【ケアハウス「健祥会リブレ」】(旧塩江町) 土地使用貸借契約(23年10月15日までの20年間の無償貸借期間設定等を条件とした契約)を本市が承継した。 ②【特別養護老人ホーム「あじの里」】(旧庵治町) 土地使用貸借契約(使用目的が終了するまでの期間、無償での貸借等を条件とした契約)を本市が承継した。 ①、②については、市内の他の社会福祉法人と本市との間に同様の契約関係は存在せず、特定の法人に利益を供与することは、公平性の視点から解消を図る必要がある。	①② 21年度から、有償貸与もしくは法人への売却に切替える。	有償貸与の場合 H21 : 1,484	1484			有償貸与の場合 ① 533 ② 951	3	長寿社会対策課	
1 2 13	合併協議事項	【保育所通所バスの運行業務】 有料化を検討する。 香南保育所 合併年度の翌年度から一部負担の徴収を検討する。18年4月の利用者数:児童数147人中50人 塩江保育所 合併年度およびこれに続く3年度は現行どおりとし、その翌年度(21年度)から一部負担の徴収を検討する。18年4月の利用者数 児童数118人中60人	香南保育所 ① 19年度に、地元協議を行う。 ② 20年度から、一部負担金の徴収を検討する。 塩江保育所 ③ 19年度に、業務を委託化する。 ④ 20年度に、地元協議を行う。 ⑤ 21年度から、一部負担金の徴収を検討する。	H19:▲1,500 H20:▲2,100 H21:▲2,820 累計 ▲6,420	▲3,240	③ ▲1,500	③ ▲1,500	③ ▲1,500 ② ▲600 ⑤ ▲ 720	3	保育課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 13	合併協議事項	【保育料】 ①塩江 ②香川、国分寺、庵治、牟礼町 ③香南町 保育所入所者負担金を段階的に引き上げ、市の保育料に統一する。	① 段階的に引き上げ、23年度に高松市の保育料と同額にする。 ② 段階的に引き上げ、21年度に高松市の保育料と同額にする。 ③ 合併年度の翌年度から、高松市の保育料と同額にする。	H19 : 21,977 H20 : 45,459 H21 : 70,564 累計 138,000	21,977	21,977	21,977		3	保育課	
1 2 13	合併協議事項	【食生活改善推進協議会補助事業】 委託料(補助金)については、合併年度の翌年度から段階的に減額し、3年目に市の制度に統一する。	20年度から、廃止する。	H19 : ▲ 930 H20 : ▲ 900 累計 ▲4,590	▲4,590	▲930	▲930		3	保健センター	
1 2 13	合併協議事項	【母子愛育会補助事業】 補助金については、合併の翌年度から段階的に減額し、3年目に市の制度に統一する。(自主グループへの移行)	20年度から、廃止する。	H19 : ▲ 200 H20 : ▲ 210 累計 ▲1,020	▲1,020	▲200	▲200		3	保健センター	
1 2 13	合併協議事項	【総合検診(香川町における1日人間ドック)】 国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り現行のとおり実施する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲20,270	▲20,270			▲20,270	3	保健センター	
1 2 13	合併協議事項	【胃がん個別検診(国分寺町)】 胃がん個別検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲11,320	▲11,320			▲11,320	3	保健センター	健康福祉部
1 2 13	合併協議事項	【乳がん検診(集団)】 合併地区については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施する。 今後、個別検診および集団検診の受診状況、個別医療機関の状況等を考慮するなかで、集団検診の継続について検討する。	20年度に、集団検診の継続について検討する。 21年度以降も、必要に応じて、検診車による集団検診も実施する。			集団検診も実施			3	保健センター	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【財)高松市福祉事業団】 高松市総合福祉社会館の指定管理者に指定 ① 次期指定管理者更新時における公募選定に向け、団体の経営改善等に取組む。 ② 団体等に係る情報公開に取組む。	21年度指定更新			検討	改善	更新	2	健康福祉総務課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【高松市社会福祉協議会】 ① 決算状況を分析とともに、協議会の役割を明確にする中で、適正な補助割合とすることで自立化を推進する。 ② 団体等に係る情報公開に取組む。	① 21年度に、適切な補助割合の見直しを実施する。			検討		実施	1	健康福祉総務課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【高松市老人クラブ連合会】 ① 団体の運営自立化等の促進に取組む。 ② 団体等に係る情報公開に取組む。	19年度に、高松市老人クラブ連合会の自立化を図るために、市非常勤嘱託職員を連合会職員とする。			実施			4	長寿社会対策課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 4 1	外郭団体等の見直し	【社)高松市シルバー人材センター】 ① 事業の公益性や効果を見定めるとともに、決算状況の分析等を行うほか、当センターに対し、一層の自助努力による経費節減を促す中で、必要な支援を行う。 ② 団体等に係る情報公開に取組む。	事業の公益性や効果を見定めるとともに、決算状況の分析等を行うほか、当センターに対し、一層の自助努力による経費節減を促す中で、必要な支援を行う。	H19 : ▲ 497 H20 : ▲1,060 H21 : ▲1,611 累計 ▲3,168	▲497	▲1,060	▲1,611		4	長寿社会対策課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【地域組織活動団体(母親クラブ)】 地域組織活動団体(母親クラブ)の活動を、より一層積極的に地域に根ざしたものとするため、活動内容の見直しを図るほか、団体の選定方法の見直しによる適正化や、子育て支援団体の相互交流と情報交換を行うため設置した府内組織による子育て支援の効果的な推進を図る。	地域組織活動団体の、項目・事業の完全実施とネットワーク化を図る。		推進				2	こども未来課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【香川県母子福祉連合会高松支部】 ① 香川県母子福祉連合会高松支部が実施する「親子ふれあいデー」に、事業費の一部を補助(210千円)している。 ② 事業実施の情報公開を要請する。	高松支部の組織強化や自立化の促進を図るため、今後、参加者を増やすとともに、参加者に経費の一部を負担させる。 ① 参加者数97人(17年度の50%増以上) ② 主催者による参加者負担金の設定		① 130人 ② 検討	① 140人 ② 実施	① 150人		1	こども未来課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【保健委員会、献血推進協議会】 ① 地区組織活動の明確化と事務の簡素化を図るために、保健委員会と献血推進協議会を統合し、活動内容を具体的に明示する。 ② 各地区的地域コミュニティ協議会の動きの中で、自立化および組織そのもののあり方も検討する。	① 19年度に、保健委員会・献血推進協議会組織を統合する。 ② 統合の次の段階として、自立化および組織そのもののあり方を検討する。		① 統合	② 検討			4	保健センター	健康福祉部
1 5 1	介護保険事業(特別会計)の効率的運営	個人滞納経過票を収納検索システムで作成・保存し、対応の都度、端末機で閲覧できるようにし、職員相互の情報の共有化を図りながら効率的な収納事務を行い、前年度の収納率を上回るようにする。	19年度より収納検索システムの運営を開始し、収納率の向上を図る。 17年度収納率 特徴100% 普徴82.5% 計96.4% 19年度収納率 特徴100% 普徴82.7% 計97.1%を目指とする。		収納検索システム運営開始 推進				1	介護保険課	
1 5 1	特別養護老人ホーム事業(特別会計)の効率的運営	【ひぐらし荘】 ① 施設運営のあり方検討における民営化の実現までの間ににおいて、施設経営について、各保守点検等委託料など競争入札を実施するなど、経費の効率・適正化を行う。 ② 居宅サービスを必要とする養護の入所者および近隣の市民を対象に居宅介護支援、訪問介護および介護予防訪問介護事業を実施し、入所者等の処遇の向上、職員の体制充実、施設の安定運営を図る。	① 19年度から、各施設に共通する契約事務の一元化を行う。 19年度において、全委託料の18年度実績(予算)対比1%の削減を実現する。 ② 19年度から実施する。 ・居宅サービス事業全体として、収支黒字の確保 ・養護入所者の処遇向上 ・養護・特養全体として、職員の体制充実	H19 : ▲27 H20 : ▲27 H21 : ▲27 累計 ▲81	① ▲27 ② 実施	▲27	▲27		4	長寿社会対策課(ひぐらし荘)	
1 5 1	老人福祉センター奥の湯温泉事業(特別会計)の効率的運営	指定管理者制度の導入に向けた具体的検討・手続きを進めていく。	指定管理者制度導入に伴う各種課題に対して具体的な検討を行い、導入の手続きに着手する。		検討	着手			4	長寿社会対策課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 5 1	母子寡婦福祉資金貸付事務(特別会計)の効率的運営	貸付金償還のため、口座振替制度への加入を促進するとともに、滞納者には、母子自立支援員、償還促進員などによる電話相談や訪問徴収を行い、償還率を向上させる。 生活状況や滞納理由の実態把握を行い、より具体的な償還計画を作成し、分納など、償還しやすい方法を一層指導する。 返済能力に欠けると考えられる場合は、連帯借主、連帯保証人への催告を行い、償還を促すとともに、悪質滞納者には、法的な徴収方法を実施する。	20年度までに、償還率を40%(16年度全国平均)に引き上げる。	H20:▲ 4,700 H21:▲ 4,700 累計 ▲ 9,400	▲4,700	▲4,700			2	こども未来課	
1 6 1	介護老人保健施設事業会計の効率的運営	【こくぶんじ荘】 収益向上のため、入所者数78人以上を確保する。 18年度実績:延入所者数25,736人(平均70.5人/日) ① 地域の病院や居宅介護支援事業者との連携を強化する。 ② 利用者の生きがいづくりを推進するため、利用者と地域のボランティア団体等との交流に取組む。	19年度に、入所者数78人を確保 延入所者数28,548人(78人/日) ① 病院や居宅支援事業所に施設のPR活動を実施 ② ボランティア団体等の受入れ拡充(公民館活動団体等に発表の場を提供)	①, ②推進					3	健康福祉総務課(こくぶんじ荘)	
2 1 1	幼稚園・保育所の一体化の検討	幼稚園と保育所が隣接する施設を研究指定園・所として、交流保育等を実施するとともに、16年8月設置の高松市立幼稚園・保育所一体化検討会において、あり方を検討している。17年度においては、国の総合施設モデル事業として牟礼町の「はらこどもセンター」が指定を受けている。 幼保一体化については、認定こども園制度が法定されたことなどを受け、市議会常任委員会の教育民生所管事務調査が行われ、市立て実施するには、幼稚園教諭と保育士の勤務時間や、人事・給与制度が異なることなどから、現段階で一元化することは困難であるが、私立の施設に対しては、相談・情報提供等指導・支援を行うこととされた。	幼稚園・保育所の一体化について検討する。	検討					1	保育課	健康福祉部
4 1 1	接遇の向上	窓口や電話での問い合わせに対し、親切、丁寧、迅速な対応に努める。 担当者以外の職員全員が迅速に対応できるよう、勉強会の開催や、マニュアルの整備に取組む。	① 挨拶の励行、相手を待たせない、相手が話しやすい状況を作るなど、相手の視点に立った木目細やかな対応に努める。 ② 課内会議等で情報の共有化を図る。36回 ③ 勉強会を開催し、幅広い知識を習得する。6回 ④ 各業務に関するマニュアルを整備する。	実施					4	長寿社会対策課	
4 1 1	結核健康診断の機会の拡充	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核のまん延防止を図るために、勧告した結核患者の接触者が、健康診断を受けやすくなるように、受診体制を見直す。 現行開催日:定例(月2回) 臨時(年5~6回日曜日)	・月~金で健診が行える体制等を検討する。 ・受診率90%以上を目指す。	受診率90%以上					4	保健対策課(感染症対策室)	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
4 1 1	日曜子育てひろば等の実施	①「日曜子育てひろば」(両親学級)を休日に開催することで、働いている妊婦や父親の参加をしやすくする。 ② 乳がん・子宮がん集団検診を休日に開催することにより、平日に受診できない方に受診の機会を提供する。	① 年間9回開催 ② 19年度 年間1回開催 20年度以降 回数増		② 実施	② 推進			4	保健センター	
4 1 1	急性灰白髄炎(ポリオ)予防接種の接種方式の見直し	急性灰白髄炎(ポリオ)予防接種を各地域コミュニティセンター等で集団接種方式で実施していたが、保護者の利便性向上、乳児期に計画的な予防接種が可能になること、個人プライバシーの保護等のため接種方式を見直す。 ① 19年度に、接種方式を個別接種方式に改める。 ② 接種時期は春季と秋季の2回接種とし、市内の予防接種実施医療機関で行う。	19年度から、集団接種方式を個別接種方式に改める。		実施				4	保健センター	
4 1 2	福祉・保健・医療の連携・推進	福祉部門における窓口職員間の連携、国保担当課および病院部を含めた情報交換を進めるなど、福祉・保健・医療の連携・推進を図る。	原則として毎月(議会開会月を除く)、定例会議を開催する。		連携の推進				1	健康福祉総務課	
4 1 2	社会福祉法人・施設等に対する指導監査体制の見直しの検討	社会福祉法人、社会福祉施設(障害、高齢者、児童)および介護保険事業者に対する指導監査体制の効率的・効果的なあり方について、国の見直し方針や他都市の状況等を踏まえる中で、部内一元化や連携強化の方策を含め、検討する。	原則として毎月開催している福祉施策に関する連絡会において、適宜、体制一元化や連携強化の方策を含めて、検討を進め、21年度に見直す。		検討		実施		4	健康福祉総務課 介護保険課 障害福祉課 長寿社会対策課 保育課 こども未来課 保健対策課	健康福祉部
4 1 2	介護見舞金の申請・更新	症状が固定した重度の障害者が、更新の都度、医師の証明を受けるために受診するのは、証明書料や交通費用などの負担をかけている。一方、長寿社会対策課の介護見舞金は民生委員の証明で申請ができるため、更新時の証明の方法を検討する。	19年度から、身体状況、精神状況、介護の状況等についての証明(更新時)を、民生委員の証明で申請できることとする。		実施				4	障害福祉課	
4 1 2	食材調達方法の見直し	ひぐらし荘の食材の調達方法を見直し、栄養価、鮮度、数量を確保しながら、経費の縮減を図る。	1%の経費縮減を進める。		実施				4	長寿社会対策課(ひぐらし荘)	
4 1 2	依頼検査の受付時間の変更	検便の依頼検査の実態に応じた受付時間に見直す。	受付時間を、毎週月曜日の9時～17時および火曜日の9時～11時を、毎週月・火の9時～15時とする。		実施				4	生活衛生課	

《5 病院部》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

病院部が所管する業務の性質から、基本姿勢のうち、特に経営健全化の面を重視した取組を進めます。

実施項目数

企業会計の改革（3件）、市民サービスの向上と業務の改善（2件）の5件の取組を実施します。

目標効果額等

病院事業会計の効率的な運営により、効果額目標332,750千円を達成します。

新たな取組項目として、平成19年度から市立病院の将来におけるあり方事業の「新市民病院（仮称）の基本構想策定」などを実施します。

【重点項目】

病院運営を効率化するうえで、病院部の課題である「市立病院の将来におけるあり方」を重点項目と位置付け、「高松市民病院あり方検討懇談会」の提言を踏まえ、市立3病院を統合・再編し、新市民病院（仮称）基本構想を策定します。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
2 件	5 件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳入	歳出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	- 千円	- 千円	- 千円
特別会計効果額	千円	千円	千円
企業会計効果額	332,750 千円	307,250 千円	25,500 千円

(2) 基本情報 (平成19年4月1日現在)

1 正規 職員数	管理職員	19人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	千円
	係長級職員	63人		特別会計	千円
	一般職員	365人		企業会計	9,425,549 千円
	医師	57人		計	9,425,549 千円
	計	504人			
2 組織数	局等		企業会計 病院事業会計		
	課	5			
	室				
	係	9			
4 所管事務	病院事業に関する事項				



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 6 1	病院事業会計の効率的運営	市立3病院は、地方公営企業法の一部適用病院として、それぞれ独立して運営を行っているので、効率性に欠けるところがあることから、現行体制を維持する中で、連携を深め、より効率的な運営を図る。 ① 薬品・診療材料等共通物品等の購入価格統一化による効率化(3病院) ② 施設基準の積極的運用(3病院) ③ 治験事業(市民病院) ④ 医療情報システムの更新と診療録等の電子化の検討(市民病院) ⑤ 患者送迎バス運行路線の見直し(塩江病院) ⑥ 病棟の効率的運用(香川病院) ⑦ 訪問リハビリテーションの実施(香川病院) ⑧ DPC(診断群分類別包括評価)の導入(市民病院) ⑨ 医療費未収金の回収(市民病院) ⑩ 市民病院との病院連携による派遣診療の実施(塩江・香川病院) ⑪ 市民病院給食調理業務の運営のあり方の検討(市民病院) ⑫ 塩江病院自動車運転士のあり方の検討(塩江病院)	① 17年度から実施継続 ② 診療報酬の改定に合わせ随時対応 ③ 18年度から実施 ④ 20年度から実施・検討 ⑤⑥⑦ 19年度から実施 ⑧ 21年度から導入 ⑨ 19年度から実施 ⑩ 17年度から実施継続 ⑪⑫ 実施時期未定	H19: 101,550 H20: 102,700 H21: 103,000 累計 307,250 H19:▲ 7,000 H20:▲ 7,500 H21:▲ 11,000 累計▲ 25,500	101,550 ①④ ▲ 7,000	102,700 ①④ ▲ 7,500	103,000 ①④ ▲ 11,000		2	経営管理課 市民病院 塩江病院 香川病院	
1 6 1	市立病院の将来におけるあり方	有識者等で構成された「高松市民病院あり方検討懇談会」から、平成18年11月に「高松市民病院は、香川病院との統合を前提として、今後求められる役割・機能を果たすために病院移転を図り、塩江病院は新病院との機能連携をもとに附属施設として存続させるべきである。」との提言を踏まえ、市立3病院を統合・再編する。	市立3病院の統合・再編			新市民病院(仮称)基本構想の策定			3	経営管理課 市民病院 塩江病院 香川病院	病院部
1 6 1	香川県との連携強化	県立中央病院、市民病院がともに建て替えの時期を迎えることから、県市事務担当部署の連絡会を設置し、相互に情報を交換するなど、緊密な連携を図っているところであるが、今後さらに連携を強化し、県立中央病院との医療機能の役割分担など、地域医療体制充実のため協議を実施する。	「県立中央病院および市民病院のあり方にに関する連絡会」の開催 テーマ:県立中央病院および高松市民病院のあり方にに関する情報交換・意見交換 開催回数:適宜開催			適宜開催			4	経営管理課	
4 1 1	不妊治療の充実	不妊カップルの心理的サポートすることにより、患者サービスの向上を図るために、医師による不妊症の相談・検査・治療のほか、不妊看護認定看護師により心理的なサポートも実施する。	毎週木曜日に無料で不妊相談を実施する。			実施			4	市民病院庶務課	
4 1 1	総合検診・国保人間ドック・国保総合検診の申込みおよび受診申込み方法の見直し	香川町では、合併に伴う経過措置による総合検診および国保の人間ドックに合わせ、19年度から国保の総合検診を実施することとなるが、受付期間の重複および国保関係の受診要件から、病院での受診予約に加え、支所等での申込みが必要となる。 これを解消するため、支所等とも協力する中で、受診予約および受診申込みを支所1か所で済ませられるようにする。	19年度から実施する。			実施			3	香川病院	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系 番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部 局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
		背表紙（以下余白）									

《6 環境部》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

環境部の業務の性質から、基本姿勢のうち、特に財政システムの効率化、職員の意識改革と良質な公共サービスの提供の面を重視した取組を進めます。

実施項目数

事務事業の改革(20件) 市民サービスの向上と業務の改善(6件)など、28件の取組を実施します。

目標効果額等

収入増対策(293,868千円) 公共事業の見直し(233,550千円) 事務事業の改革(112,973千円)などにより、効果額目標743,935千円を達成します。

新たな取組項目として、平成19年度から、施設の運転管理業務や契約方法等の見直し、交付金制度の活用による収入増対策に取り組みます。

【重点項目】

環境部では、部の課題として次の項目を重点項目と位置付けて改革を進めます。

事務事業の総点検により、市民・事業者との協業を進め、業務の合理化や効率化に努めます。

市民サービスの向上と業務の改善の観点から、合併地区のごみ収集体制の統一や粗大ごみ受付システムの改善、高齢化社会に対応する収集方法の検討など、業務の改善を進めます。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
11件	28件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳入	歳出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	743,935千円	256,095千円	487,840千円
特別会計効果額	千円	千円	千円
企業会計効果額	千円	千円	千円

(2) 基本情報 (平成19年4月1日現在)

1 正規 職員数	管理職員	29人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	5,023,029千円
	係長級職員	53人		特別会計	千円
	一般職員	174人		企業会計	千円
	計	256人		計	5,023,029千円
2 組織数	局等		特別・企業会計：なし		
	課	7			
	室	3			
	係	26			
4 所管事務	(1) 廃棄物の処理および清掃に関する事項 (2) 環境保全に関する事項 (3) その他環境衛生に関する事項				



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 1 6	大気汚染監視機器整備の見直し	大気汚染監視機器の計画的な修繕により、延命化を図る。	19年度から、製造年度が古く、機能低下のおそれがある機器から、優先的に修繕を行う。	H19: ▲ 5,700 H20: ▲ 5,300 H21: ▲ 3,700 累計 ▲14,700	▲5,700	▲5,300	▲3,700		4	環境保全課	
1 2 1	ごみ収集カレンダー・ガイドブックの統一	3町(国分寺、香南、香川町地区)に別途作成・配布していたごみ収集カレンダーを、20年度から高松市に統一することにより廃止し、経費の削減を図る。	19年度以降において、ごみ収集カレンダーの統一により、印刷費を削減する。	H19 : ▲ 794 H20 : ▲ 794 H21 : ▲ 794 累計 ▲ 2,382	▲ 794	▲ 794	▲ 794		3	環境政策課	
1 2 1	散水車リースの見直し	南部クリーンセンター施設の進入道路上にごみ収集車から飛散した污水を除くため、2トン散水車をリースしているが、地元協議を行ない、軽四輪車にタンク等を搭載して清掃する方法に見直す。	20年度から、散水車のリースを廃止する。	H20: ▲ 2,050 H21: ▲ 2,050 累計 ▲ 4,100		▲2,050	▲2,050		4	南部クリーンセンター	
1 2 1	回収物(不適・重量不適物等)の搬出業務委託の見直し	南部クリーンセンターごみ処理施設と再生利用施設から回収する不適物・重量不適物等の処分先を、陶最終処分場から同センター内処分地に変更することにより、搬出業務委託の見直しを行う。	20年度から、不適・重量不適物等搬出業務委託を廃止する。	H20: ▲4,700 H21: ▲4,700 累計 ▲9,400		▲4,700	▲4,700		4	南部クリーンセンター	
1 2 1	し尿処理施設運転業務等の見直し	衛生処理センター中継所および衛生処理センターの運転業務を見直し、業務コストの削減に取組む。 中継所 ・ 短期臨時事務職員の段階的雇用廃止 ・ 脱臭用活性炭の交換期間の延長(1年更新から18か月更新)など。 ・ 合併町のし尿等運搬量を見直し、適切な中継輸送車両数を把握する。 衛生処理センター ・ 消耗品等の交換等の期間延長 ・ 一部委託業務の廃止	【中継所】 ① 短期臨時職員の雇用を19年度から段階的に廃止する。 ② 19年度から、脱臭用活性炭の交換期間を延長する。 ③ 19年度から、施設の良好な環境イメージを目的とした芳香剤・玄関マットの賃貸借を廃止する。 ④ 19年度から、し尿運搬車両総数を18年度延3,310台から延2,600台に変更する。 【センター】 ① 水処理用活性炭再生業務回数の回数減(11回から9回、7回に) ② 3機ある脱水機のろ布の交換機数の減など(毎年2機から毎年1機) ③ 低濃度脱臭用活性炭の更新を隔年とする。 ④ 場内水路清掃業務委託の廃止	H19: ▲26,791 H20: ▲22,217 H21: ▲30,843 累計 ▲79,851	【中継所】 ▲19,538 【センター】 ▲7,253	【中継所】 ▲13,352 【センター】 ▲8,865	【中継所】 ▲20,020 【センター】 ▲10,823		4	衛生処理センター	環境部
1 2 1	し尿中継貯留施設配置の適正化	合併地区のし尿中継5貯留槽は、地元の理解を得ながら集約配置する。	20年度に、集約配置する。	H20: ▲ 420 H21: ▲ 420 累計 ▲ 840		▲420	▲420		3	衛生処理センター	
1 2 2	指定管理者制度の導入	【環境プラザ】 管理運営については、個々の環境ボランティア団体の育成に努め、20年度までにネットワーク化を図るとともに、民間事業者の動向の把握に努め、21年度までに指定管理者制度を導入する。	21年度まで、に指定管理者制度を導入する。		検討	決定	導入		1	環境保全課	
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【健康増進温浴施設「ループしおのえ」】 指定管理者委託料の縮減を図るために、リピーター層の確保に積極的に取り組む。	21年度入場者目標 30,000人 18年度入場者数:27,000人 見込み(17年度:3,114人(12月から営業開始))				30,000人		4	南部クリーンセンター	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局	
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)				
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【西部クリーンセンタースポーツ施設】 ① 指定管理者制度導入後の業務実態を踏まえて、次期指定管理更新時における業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。 ② 利用料金制度の採用を検討する。 ③ 利用者に対する安全対策の見直しを実施する。	① 19年度の年度協定締結時までに、利用者に対する新安全対策マニュアルを指定管理者に策定させる。 ② 20年度までに、募集条件等の見直しを行う。 ③ 20年度までに、利用料金制度採用の検討を行う。		検討	決定	更新		4	西部クリーンセンター		
1 2 4	合併町の一般廃棄物処理施設の統廃合	合併町地域の焼却施設は運転を停止しており、埋立処分地施設はいずれも小規模であることから、継続して使用するには効率が悪く、維持管理に経費を要している。 焼却施設の解体には、国の財産処分の手続きが必要であること、また、ダイオキシン対策等に多額の経費を要することから、計画的に進める必要がある。 また、埋立処分地施設については、施設の廃止に必要な準備を進める。 合併により引き継いだ合併町地域の一般廃棄物処理施設 ① 焼却施設 香川環境センター:休止中 牟礼環境美化センター:休止中 庵治清掃工場:休止中 ② 埋立処分地施設 香川一般廃棄物埋立処分場(残余容量約6千m ³) 牟礼最終処分地(施設廃止手続き中) 庵治最終処分場(残余容量約2万m ³) ③ その他 国分寺町リサイクルセンター	① 20年度からの収集体制の統一の検討およびごみ処理基本計画の策定にあわせ、19年度において関係既存施設の統廃合計画を策定する。	H20 : ▲3,000 H21 : ▲3,000 累計 ▲6,000	▲6,000	計画策定	▲3,000	▲3,000	① 解体工事実施設計 ② 解体工事 ③ 跡地整備工事	3	環境政策課(環境施設対策室)	環境部
1 2 7	公衆便所管理の効率化	現在、24か所の公衆便所の維持管理を行っているが、個別に浄化槽の維持管理契約や清掃業務の契約を行っている。また、トイレットペーパー等の消耗品の補充を本庁職員が行っている箇所もあり、管理事務の効率化を検討する必要がある。 公衆便所管理業務について、ブロック分けによる複数施設の一括契約や長期継続契約の導入を検討し、可能な箇所から導入を進める。	19年度に、公衆便所のブロック化および委託業務の統合化を検討する。 20年度から、新方式による契約を実施する。	H20: ▲300 H21: ▲300 累計 ▲600		検討	▲300	▲300		4	環境政策課	
1 2 7	工事発生残土の有効活用	工事に伴い発生した残土を、陶最終処分場の埋立処分の覆土に活用することにより経費の節減に努める。	19年度に、活用方法のルール化を検討する。 20年度から、実施する。			検討	実施			4	西部クリーンセンター	
1 2 7	委託契約方法の見直しによる経費の節減	単年度契約としている破碎施設運転管理業務および場内清掃業務の委託契約について、契約方法を長期継続契約に見直すとともに、清掃業務については業務内容も見直し、委託料の節減に努める。	① 破碎施設運転管理業務は、契約期間を3年間に延長し、委託料の2%節減に努める。 ② 場内清掃は、合わせて業務内容も見直し、15%の節減に努める。	H19: ▲ 5,168 H20: ▲ 5,168 H21: ▲ 5,168 累計▲15,504		① ▲4,564 ② ▲ 604	① ▲4,564 ② ▲ 604	① ▲4,564 ② ▲ 604		4	西部クリーンセンター	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 8	補助金等の見直し	【分別収集推進活動補助金】 12年7月からの新収集体制への移行に伴い、新しく分別収集推進活動補助金制度を創設し、現在に至っているが、補助金は分別収集に対する協力や地域の環境保全・地区衛生組合等の各種団体の活動を支援し、分別収集の徹底やごみステーションの適正管理に活用されている。 分別収集に対する市民の意識も定着してきたことから補助金の見直しを行い、17年度まで1世帯当たり600円の補助単価だったものを、18年度には100円引き下げし、500円とした。	19年度以降についても引き続き補助金単価の見直しを行い、毎年100円づつ引き下げ、20年度には17年度補助単価の半額になる300円とし、21年度以降についても、この300円を維持する。	H19:▲12,900 H20:▲25,800 H21:▲25,800 累計 ▲64,500	▲12,900	▲25,800	▲25,800		4	環境業務課	
1 2 8	補助金等の見直し	【離島し尿収集事業交付金】 女木・男木町の離島し尿収集業務を見直し、効率性の維持・改善を図ることにより、経費の縮減に努める。	19年度から、離島し尿収集許可業者に対する交付金を縮減する。	H19:▲ 480 H20:▲ 880 H21:▲ 880 累計 ▲2,240	▲480	▲880	▲880		4	衛生処理センター	
1 2 10	市道檀橋谷線整備事業の見直し	地方道路整備臨時交付金事業として整備を進めてきた市道檀橋谷線整備事業について、19年度から地域再生法による「道整備交付金事業」に変更することにより、全区間が補助対象となり、交付金の増額と一般財源の減額を図る。 また、事業の進捗に伴い、事業費についても見直しを行う。	19年～21年(3か年計) 計画 見直し 事業費：858,000 → 673,100 交付金：149,050 → 330,000 市債：457,200 → 324,900 一般財源：251,750 → 18,200	H19:▲ 89,100 H20:▲ 96,700 H21:▲ 47,750 累計 ▲233,550	▲89,100	▲96,700	▲47,750		4	環境政策課 (環境施設対策室)	環境部
1 2 12	資源物売却方法等の見直し	市民から排出された家庭ごみのうち資源物については、これまで処理費用がかかっていた物が売払い可能になったり、売払いしていた物についても売払い単価が高騰している状況にあり、また、合併地区においては各地区ごとに資源ごみの中間処理方法および売払い先が異なっていたが、市全体で中間処理方法および売払い先ができる限り統合するなど、可能な限り売払い収益の確保に努める。	① 20年度に、合併地区も含めた全市の中間処理方法および売払い先を統一する。 ② 資源物の売払い価格は、様々な要因で変動しているため、あらゆる手段を駆使して情報収集にあたり価格変動の見込みをたてる。	H19:▲ 96,487 H20:▲ 96,487 H21:▲ 96,487 累計 ▲289,461	▲11,122	▲11,122	▲11,122		4	環境業務課	
1 2 12	ごみ収集カレンダー・ガイドブックの統一	19年度に、20年度からの収集体制の統一に向けて、新たに作成する合併地区の「ごみ収集ガイドブック、収集カレンダー」について、特定財源として合併支援県費補助金を充当し、一般財源を削減する。	19年度に、県費補助金を充当する。	H19 :▲ 4,407	▲4,407				3	環境政策課	
1 2 12	特定財源(国庫補助金(交付金))の確保	衛生処理センター北側遊水地に設置の水門改修事業を、国土交通省のまちづくり交付金対象事業として、特定財源を確保する。	19年度に、事業費に係る一般財源を縮減する。(補助率40%)	H19:▲ 16,400	▲ 16,400				4	衛生処理センター	
1 2 13	合併協議事項	【塩江町生活用水確保事業】 「生活用水確保対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度について現行の通り実施する。」との協議が整っている。 21年度以降の補助金のあり方について、塩江町地域審議会と協議する。	20年度を目指し、協議を行う。		協議	結論			3	環境政策課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局	
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)				
1 2 13	合併協議事項	【合併地区も含めたごみ収集体制の統一】 ごみの収集体制については、20年3月末までは従来の各市町の体制を維持することになっているため、20年度以降に市内全域で統一した効率的な収集体制にする。 一部を除き合併地区においては定期収集回数が増加し、また新たに臨時粗大ごみの戸別収集が開始されるなど合併地区住民の利便性が向上し、市民サービスの向上となる。	20年度から、合併地区も含めた全市共通の収集体制にする。(分別、定期収集回数、臨時粗大ごみの戸別収集などは市に合わせる。)				全市共通の収集体制に統一			3	環境業務課	
2 1 1	溶融固化物(スラグ)の有効活用	南部クリーンセンターから発生する溶融固化物(スラグ)の有効活用を図ることにより埋立処分場の延命化に取組む。 ① 溶融スラグ技術検討会に参加する。(情報収集、スラグの各種試験等の実施・骨材としての実用化のため) ② 管理運営会社(委託業者)による、道路用資材としての有効活用策も併用する。 ③ 市発注の公共工事に使用するため、関係課との諸条件の協議を行う。 ④ 17年度溶融スラグ約2,300トン発生	溶融スラグ技術検討会に参加するなどにより有効活用の調査研究を行い、21年度までにとりまとめる。		調査・研究		結論		4	南部クリーンセンター		
4 1 2	清掃事業概要の作成見直し	清掃事業概要を印刷本として毎年300部作成、60余りの市に郵便で送付しているが、印刷本の作成と発送の準備にとられる時間がかなりかかっているので見直しを行い、時間・紙・郵便代を節減する。	① 印刷本の作成もいかは行うが、それ以外はデータ書庫or市ホームページに載せる。 ② これまで発送してきた各市に対しては、データの送付あるいはホームページでの閲覧に変更する。		検討	実施			4	環境政策課		
4 1 2	生ごみ処理機等購入補助申請書交付方法の見直し	生ごみ処理機等の購入補助申請書は、窓口に取りに来るか、郵送により交付しているので、申請書の交付方法を市民にとって入手しやすい方法に改善する。	① 申請書と記載例をホームページに掲載し、ダウンロードできるようにする。 ② 支所・出張所の窓口に申請書を配置する。		検討	実施			4	環境政策課	環境部	
4 1 2	産業廃棄物処理業の許可業務の見直し	産業廃棄物処理業の許可事務の事前協議制について、県と協議する中で、事務処理の改善を検討する。	①調定決裁 ②申請受理 ③欠格照会 ④許可決裁の流れを確立し、事務処理の効率化を図る		県と協議し、見直しましたは中止の結論を出す。				4	廃棄物指導課		
4 1 2	粗大ごみ受付システムとステーション管理システムの統合	粗大ごみ受付システムとステーション管理システムを統合し、情報を共有することで、住民ニーズへの迅速な対応およびそれぞれの業務効率を上げる。 また、合併に伴う新市地区にも対応したシステムとすることで、合併地区でも旧高松市と同様なサービス提供が可能となる。	19年度に、実施する。		実施				4	環境業務課		
4 1 2	ごみの再資源化処理等に係る事務処理の一元化	南部クリーンセンターおよび環境業務課において、それぞれ行っているごみの中間処理業務および再資源化処理業務の委託事務全般、ならびに、有価物の売払いに係る事務全般について、一元化することで事務の効率化を図る。	19年度から、事務の一元化を図る。		実施				4	環境業務課		
4 1 2	委託業務監視における各種報告書の電子化・共有化	施設運転事業者から提出される膨大な報告書類を電子化し、データとして共有することにより、保管スペースの最小化、検索等の事務効率向上を図ると共に、環境負荷への低減も図る。	19年度から、日報の電子化による効率化を図る。	実施・推進					4	南部クリーンセンター		

《7 産業部》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

商工業や観光、農林水産業等の産業の育成と振興を進める産業部の性質から、基本姿勢のうち、行財政システムの健全化と財政健全化、良質なサービスの提供を重視した取組を進めます。

実施項目数

指定管理者業務の見直し（5件）や導入（5件）など、33件の取組を実施します。

目標効果額等

指定管理者業務の見直し（48,983千円）や導入（14,410千円）事業の効率的運営（一般会計22,347千円、特別会計159,332千円）などにより、効果額目標256,811千円を達成します。

【重点項目】

行政運営を効率化し、行財政システムの健全化と財政健全化を図るうえで、産業部では次の項目を重点項目と位置付け、改革を進めます。

市直営施設の運営について見直す必要があることから、高松テルサ、香南楽湯、鬼ヶ島おにの館等において指定管理業務の見直し検討を行うとともに、その他の塩江湯愛の郷センターや庵治太鼓の鼻キャンプ場等においては指定管理者制度を導入し、利用の促進と管理経費の縮減を図ります。

財団法人高松勤労者総合福祉振興協会や高松観光コンベンション・ピューロー等の外郭団体について、自主財源の確保と経費節減、サービスの向上など、経営改善指導を行い、自立化をめざします。

中小企業勤労者福祉共済事業や競輪事業などの特別会計については、業務の効率化や従業員の縮減等による経費の節減に努めます。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
7 件	33 件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳 入	歳 出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	97,479千円	- 千円	97,479千円
特別会計効果額	159,332千円	720千円	158,612千円
企業会計効果額	千円	千円	千円

(2) 基本情報 (平成19年4月1日現在)

1 正規職員数	管理職員	21人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	3,371,824千円			
	係長級職員	35人		特別会計	15,421,482千円			
	一般職員	60人		企業会計	千円			
	計	116人		計	18,793,306千円			
2 組織数	局等		特別会計					
	課	6	食肉センター事業特別会計					
	室		競輪事業特別会計					
	係	21	中央卸売市場事業特別会計					
4 所管事務	(1) 商業、工業および労政に関する事項							
	(2) 農業、林業および水産業に関する事項							
	(3) 農地に関する事項							
	(4) 観光に関する事項							
	(5) 土地改良に関する事項							
	(6) 競輪に関する事項							
	(7) 中央卸売市場に関する事項							



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 2	指定管理者制度の導入	【塩江湯愛の郷センター】 管理運営については、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを最大限に引き出し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。	19年度に、指定管理者制度を導入する。 3年以内に、施設の利用者数を15%増に努め、施設の管理経費15%減に努める。	H19:▲2,177 H20:▲2,357 H21:▲2,922 累計▲7,456	▲2,177	▲2,357	▲2,922	施設利用者数250,700人	4	観光課	
1 2 2	指定管理者制度の導入	【塩江奥の湯公園】 管理運営については、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを最大限に引き出し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。	19年度に、指定管理者制度を導入する。 指定管理者制度導入3年以内に、施設の利用者数を15%増に努め、施設の管理経費を15%減に努める。	H19:▲429 H20:▲429 H21:▲429 累計▲1,287	▲429	▲429	▲429	施設利用者数3,680人	4	観光課	
1 2 2	指定管理者制度の導入	【庵治太鼓の鼻オートキャンプ場】 管理運営については、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを最大限に引き出し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。	19年度に、指定管理者制度を導入する。 指定管理者制度導入3年以内に、施設の利用者数を15%増に努め、施設の管理経費を15%減に努める。		導入				4	観光課	
1 2 2	指定管理者制度の導入	【香川町農村環境改善センター】 管理運営については、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを最大限に引き出し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。	① 19年度に、経費内容の精査 ② 20年度に、実績を踏まえ、事業内容、効果などの精査 ③ 21年度に、指定管理者制度の導入		検討	決定	導入		3	農林水産課	
1 2 2	指定管理者制度の導入	【農村公園】 管理運営については、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを最大限に引き出し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。 対象: 加羅土農村公園、井原農村公園、流田農村公園、小鵜生原広場、岡の上農村公園、田渡池自然公園、宮の前農村公園、龍満池親水公園、梅ヶ井農村公園、大上親水公園、下谷農村公園、月見ヶ原公園、光栄農村公園、新居宮池親水公園、中央農村公園	① 19年度に、経費内容の精査 ② 20年度に、事業内容、効果などの精査 ③ 21年度に、指定管理者制度導入	H19:▲1,889 H20:▲1,889 H21:▲1,889 累計▲5,667	▲1,889	▲1,889	▲1,889		3	農林水産課	産業部
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【高松勤労者総合福祉センター(高松テルサ)】 18年度制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、指定管理者と協議する中で、年度協定締結時または次期指定管理更新時における、業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。	① 19年度に、事業内容の見直しを行う。 ② 20年度に、募集する。 ③ 21年度に、新たな指定管理者による業務委託を実施する。	H19:▲14,555 H20:▲14,555 H21:▲14,555 累計▲43,665	▲14,555	▲14,555	▲14,555		1	商工労政課	
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【香南楽湯】 18年度制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、指定管理者と協議する中で、年度協定締結時または次期指定管理更新時における、業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。	① 19年度に、事業内容の見直しを行う。 ② 20年度に、募集する。 ③ 21年度に、新たな指定管理者による業務委託を実施する。 契約期間終了にあわせて、公募選定による指定管理者制度を導入し、施設利用者の年5%増と経費の年5%縮減を図る。 また、現在の指定管理者においても、施設利用者の年5%増と経費の年5%縮減を目指しに管理運営に努める。	H19:▲978 H20:▲1,738 H21:▲2,602 累計▲5,318	▲978	▲1,738	▲2,602	施設利用者数(入浴者数)167,700人	1	観光課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【鬼ヶ島おにの館】 18年度制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、指定管理者と協議する中で、年度協定締結時または次期指定管理更新時における、業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。	契約期間終了にあわせて、地元と協議の上、公募選定による指定管理者制度の導入を図る。 ① 19年度に、事業内容の見直しを行う。 ② 20年度に、募集する。 ③ 21年度に、新たな指定管理者による業務委託を実施する。		検討	決定	更新	施設利用者数 19,000人	1	観光課	
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【香南アグリーム】 制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、19年度に、業務の範囲・内容に係る見直しを検討する。	20年度に、花卉栽培研修用施設として利用している花卉栽培温室を貸付け、利用料収入を増やす。		検討	更新			3	農林水産課	
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【食肉センター】 業務実態およびモニタリング等を踏まえて、指定管理者と協議する中で、年度協定締結時または次期指定管理更新時における、業務の範囲・内容、指定または募集条件等に見直しに合わせて、利用料金制度の導入を検討する。	23年度指定更新に当たり、22年度に公募を実施 21年度に、事業内容の見直しを行う。				検討	指定管理更新 のための公募手 続き	4	農林水産課	
1 2 4	補助事業の廃止	【香川町酪農研究会事業補助金】 【香南町由佐酪農組合事業補助金】 【牟礼和牛改良組合事業補助金】 香川町酪農研究会に対する補助金は、合併年度およびこれに引き続く3か年度に限り交付することとしていたが、交付団体との協議等により廃止する。	19年度に、廃止する。	H19: ▲ 145 H20: ▲ 145 H21: ▲ 145 累計 ▲ 435	▲435	▲145	▲145	▲145	3	農林水産課	産業部
1 2 5	施設の効率的運営 および 利用率等の向上	【研修集会施設】 市民サービスの向上や利用率の向上、経費の節減、業務の効率化などに取組む。 塩江町：多目的集会施設、高齢者活動促進センター、生活改善センター 香川町：多目的研修集会施設、高齢者活動促進センター、浅野地区集落研修センター、丸山地区構造改善センター 香南町：西庄集会所、原集会所、岡集会所、横井集会所、吉光研修センター、由佐農村環境改善センター、池西農村環境改善センター	19年度に、研修集会施設管理費について26%を縮減する。	H19: ▲1,479 H20: ▲1,479 H21: ▲1,479 累計 ▲4,437		▲1,479	▲1,479	▲1,479			3 農林水産課
1 2 13	合併協議事項	【牟礼町中小企業振興融資資金利子補給事業】 市の制度に統一するが、合併時に、牟礼町中小企業振興融資金利子補給規程に基づく利子補給対象事業者については、利子補給期間が満了するまでの間、旧牟礼町の制度を適用する。		H19 : ▲ 600 H20 : ▲1,233 H21 : ▲1,486 累計 ▲ 3,319	▲ 3,319	▲600	▲1,233	▲1,486	3	商工労政課	
1 2 13	合併協議事項	【企業立地促進助成金事業】 市の制度に統一するが、合併時に、香川町の企業立地促進条例に基づく助成金交付対象企業については、助成期間が満了するまでの間、旧香川町の制度を適用する。		H19 : ▲ 175 H20 : ▲1,816 H21 : ▲1,816 累計 ▲3,807	▲3,807	▲175	▲1,816	▲1,816	3	商工労政課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 13	合併協議事項	【園芸団体育成事業】 合併協議において、合併年度およびこれに続く3年度に限り、実施するものとする。 果樹産地整備促進事業 国分寺町みかん部会事業 国分寺町果樹研究同志会事業 国分寺町花振興事業 大平・国分パイロット組合事業 国分寺町町木振興事業	21年度に、廃止する。	H21 : ▲813 ▲813			▲813		3	農林水産課	
1 2 13	合併協議事項	【良質米・麦生産拡大推進事業】 合併協議において、合併年度およびこれに続く3年度に限り、実施するものとする。 景観作物推進事業 麦作推進対策事業 水稻種子消毒事業	21年度に、廃止する。	H19 : ▲ 30 H20 : ▲ 30 H21 : ▲3,030 累計 ▲3,090	▲3,090 ▲30	▲30	▲3030		3	農林水産課	
1 2 13	合併協議事項	【イノシシ等被害防除事業補助金】 合併年度およびこれに引き続く5年度に限り実施することとしているため、22年度までは実施する。	23年度以降の対応については、今後のイノシシ等による農作物被害の増加状況などを見極めながら検討する。		検討			→	3	農林水産課	
1 2 13	合併協議事項	【香川町養鶏組合事業補助金】 合併年度およびこれに引き続く3年度に限り交付する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲35 ▲35			▲35		3	農林水産課	
1 2 13	合併協議事項	【有害鳥獣駆除活動補助金】 香川県猟友会(香川支部、坂出支部、さぬき市北支部)に対する補助金は、合併年度およびこれに引き続く3年度に限り交付する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲210 ▲210			▲210		3	農林水産課	
1 2 13	合併協議事項	【香川県農協香川地区肉牛研究会補助金】 合併年度およびこれに引き続く3年度に限り交付する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲30 ▲30			▲30		3	農林水産課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【財)高松勤労者総合福祉振興協会】 市の出資比率が50%以上であることから、「高松市外郭団体の運営等指導基準」に基づいて、事業計画、予算の作成時には事前協議を求めており、経営の健全化に努める。 高松テルサの指定管理者に指定 ① 次期指定管理者更新時における公募選定に向け、団体の経営改善等に取組む。 ② 団体等に係る情報公開に取組む。	21年度指定更新 業務改善計画を策定し、計画に基づき事業収入の確保、経費節減、サービスの向上に努める。		検討	決定	更新		1	商工労政課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【香南地域振興(有)】 道の駅香南楽湯建設に併せて、施設の管理運営と地域の雇用促進を図るために、14年2月に設立され、現在、香南楽湯の指定管理者として管理運営を行っている。 ① 次期指定管理者更新時における公募選定に向け、団体の経営改善等に取組む。 ② 団体等に係る情報公開に取組む。	21年度指定更新 ① 利用者の増加と経費を縮減を図るためにの経営改善を指導する。 ② 19・20年度中に公募選定に向けて、会社存続を検討する。		検討	決定	更新		1	観光課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 4 1	外郭団体等の見直し	【(有)香南町農業振興公社】 香南アグリームの指定管理者に指定 ① 次期指定管理者更新時における公募選定に向け、団体の経営改善等に取組む。 ② 団体等に係る情報公開に取組む。	21年度指定更新 農地の生産性向上に取り組み、農産物の販売額を増やす。		検討	決定	更新		3	農林水産課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【(財)高松観光コンベンション・ビューロー】 国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とし、高松観光協会を統合し、15年に設立された。 ① 自主財源を増やすことができる、継続可能な事業を検討し、更なる国内外の観光およびコンベンションの誘致・支援に充てていく。 ② 団体等に係る情報公開に取組む。	自主財源を増やすことができる、継続可能な事業を検討し、更なる国内外の観光およびコンベンションの誘致・支援に充てていく。 賛助会員を150口増やす。		経営改善指導				1	観光課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【(有)湯遊しおのえ】 道の駅しおのえ観光物産センター建設に併せて、施設の管理運営を行なうため、9年に設立された。 観光地として観光客からの経済的な恩恵を地域に促すシステム(地域経済の循環)の構築を試験的に実践し、雇用の拡大や地場産業の育成、観光地形成の基礎づくりを担う。	① 売上の増加を図るための経営改善を指導する。 ② 観光地形成への貢献を目標として、会社独自の資本投資事業を確立する。		経営改善指導				1	観光課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【(株)高松市食肉卸売市場公社】 市の出資比率が50%以上であるため、「高松市外郭団体の運営等指導基準」に基づき、事業計画および予算の作成・変更を行う場合には事前協議を求め、健全経営を保持させる。 経営改善と情報公開に取組む。	食肉センターの集荷拡大に努める。		推進				4	農林水産課	産業部
1 5 1	中小企業勤労者福祉共済事業(特別会計)の効率的運営	市内の中小企業に働く勤労者の福祉の増進と中小企業の振興を図るため福祉共済事業を実施している。 事業を外部委託する。 (外部委託メリット) ・休日・夜間の書類受付、チケット販売を行うことで、福祉共済事業加入者の利便性の向上を図る。 ・市が運営していたときには実施できなかった収益事業(物品のあつ旋販売等)が実施できる。 ・多様な公演チケットのあつ旋販売など、より充実した福利事業の実施が可能である。	19年度に、市職員1人を派遣し、地方自治法施行令等の規定により委託できない事務を担当する。 なお、受託者側の担当職員(非常勤嘱託)1人分の人事費は、委託料に含めて支出する。 20年度からは、派遣職員を非常勤嘱託として、人事費の節減を図る。	H19:▲ 147 H20:▲ 5,098 H21:▲ 5,098 累計▲10,343	▲147	▲5,098	▲5,098		2	商工労政課	
1 5 1	食肉センター事業(特別会計)の効率的運営	と畜解体業務運営補助金の縮減に伴い、食肉センター事業特別会計繰出金を縮減する。 食肉センター事業特別会計繰出金を段階的に縮減し、18年度比較で7,000千円縮減する。	① 19年度予算で、3,000千円縮減する。 ② 20年度予算で、さらに2,000千円縮減する。 ③ 21年度予算で、さらに2,000千円縮減する。	H19:▲ 3,000 H20:▲ 5,000 H21:▲ 7,000 累計▲15,000	▲3,000	▲5,000	▲7,000		1	農林水産課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 5 1	農業集落排水事業(特別会計)の効率的運営	農業集落排水事業の維持管理費の削減を図る。処理施設の耐用年数は概ね30年、管渠は70年であるが、維持管理費削減のため、再度流入管渠のルートを調査し、現在13か所あるマンホールポンプの削減を検討する。施設は稼動中であり、耐用年数はまだ十分あるため、経済比較でよほどの利点がなければ、早期の対応は不可能であることから、21年までに削減が可能であるかを含め方針を策定する。	① 19年度に、現地調査・資料収集 ② 20年度に、ルート選定し、改修案をまとめる。 ③ 21年度に、削減が可能であれば、地元調整を行い、方針を出す。		調査・収集	検討	決定		4	土地改良課	
1 5 1	競輪事業(特別会計)の効率的運営	競輪事業の管理運営について効率性の観点から点検を行い、業務の見直しを行うことにより、一般会計への繰出金を確保する。 ① 退職者不補充により、従事員の配置見直しを行う。 ② 高松競輪臨時従事員の雇用調整等による配置見直しを実施しているところであるが、19年度において投票機器のリプレースによる発券作業等の効率化に伴い、更なる雇用調整を実施する。 ③ 競輪場の施設を広告媒体として利用し、企業等から広告を募る。	① 従事員56名の削減(19~21年度) ② 19年度に、延3,705人雇用調整をする。 20年度に、延3,420人雇用調整をする。 21年度に、延3,225人雇用調整をする。 ③ 広告料収入の確保	①② H19: ▲ 39,459 H20: ▲ 50,222 H21: ▲ 58,588 累計 ▲148,269 H19: 240 H20: 240 H21: 240 累計 720	①② ▲39,459 ③ 240	①② ▲50,222 ③ 240	①② ▲58,588 ③ 240		1	競輪局	
1 5 1	中央卸売市場(特別会計)の効率的運営	効率的な運営を図るため、事業を見直す。 ① 生鮮食料品流通情報提供事業については、市況情報を提供するため、(社)高松市有線放送電話協会へ委託して、テレホンサービス(NTT・有線)を実施しているが、近年、多方面からの市況情報収集が可能となり、利用者が低迷していることから、廃止し、業務課ホームページに、市況情報内容を充実して掲載する。 市場情報提供業務を中央卸売市場運営協議会に委託しており、その利用方法を廃止するテレホンサービスの利用者に周知する。 ② 空き小間の解消は、市場活性化や使用料增收につながる重要な課題であるが、これまで十分なPRが出来ていないので、関係組合を通じ業者開拓を依頼するとともに、市のホームページや広報たかまつ等に積極的に新規募集掲載を実施する。	① 19年度から、生鮮食料品流通情報提供事業を廃止する。 ② 空き小間を2店舗から1店舗に解消する。	H19: ▲ 970 H20: ▲ 970 H21: ▲ 970 累計 ▲ 2,910	① ▲250 ② ▲720	① ▲250 ② ▲720	① ▲250 ② ▲720		2	中央卸売市場	産業部
4 1 2	各種イベント(フェスティバル・フェア)等の見直し	イベントの時期や場所、形態、内容、規模等多様な観点から見直しを行い、市の特産品を広く宣伝紹介し、販路拡張を図る。	対象10イベントについて見直す。		見直し				1	商工労政課	
4 1 2	各種イベント等の充実	イベントの特色・魅力を最大限にいかしながら、本市を訪れる観光客等の誘致促進につながるよう、内容等の充実・発展を図る。	屋島、玉藻公園等、本市主要観光地の入り込み客数、本市の旅館・ホテル等の宿泊数、各イベントの参加者数の増加		推進				1	観光課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系 番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部 局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
		背表紙（以下余白）									

《8 都市整備部》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

都市整備部が所管する業務の性質から、基本姿勢のうち、特に行財政システムの効率化と財政健全化と職員の意識改革と良質な公共サービスの提供の面を重視した取組を進めます。

実施項目数

事務事業の改革（33件）資産・債務の改革（4件）市民サービスの向上と業務の改善（4件）など、49件の取組を実施します。

目標効果額

施設の効率的運営および利用率等の向上（248,421千円）、特別会計の効率的運営（603,262千円）、業務の廃止（19,752千円）、収入増対策（13,000千円）などにより効果額目標1,071,263千円を達成します。

新たな取組項目として、平成19年度から土木施設にかかる中長期的な維持管理計画（仮称）の策定事業の「施設維持管理の適正化」などを実施します。

【重点項目】

行政運営を効率化するうえで、都市整備部の課題である次の項目を重点項目と位置付け、改革を進めます。

部管理の施設維持管理費の適正化を図るため、土木施設にかかる中長期的な維持管理計画（仮称）の策定にとりかかるほか、市営住宅の保全台帳・修繕計画の作成を実施します。

公民の役割分担の面から、さらなる指定管理者制度の導入を検討したり、既存の指定管理者業務の見直し検討を開始します。

特別会計の透明性の向上や効率的運用を図るため、「下水道事業特別会計の改革」として、地方公営企業法の適用への取組を進めます。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
20件	49件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳入	歳出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	751,501千円	35,470千円	716,031千円
特別会計効果額	319,762千円	32,547千円	287,215千円
企業会計効果額	千円	千円	千円

(2) 基本情報 (平成19年4月1日現在)

1 正規職員数	管理職員	55人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	12,982,080千円
	係長級職員	109人		特別会計	18,904,334千円
	一般職員	177人		企業会計	千円
	計	341人		計	31,886,414千円
2 組織数	局等		特別会計 太田第2土地区画整理事業特別会計		
	課	14	駐車場事業特別会計		
	室	2	下水道事業特別会計		
	係	50			
4 所管事務	(1) 工事請負契約ならびに技術管理および検査に関する事項 (2) 道路に関する事項 (3) 交通安全対策に関する事項 (4) 河川および港湾に関する事項 (5) 都市計画に関する事項 (6) 区画整理に関する事項 (7) 建築指導に関する事項 (8) 公園、緑地および自然環境の保全に関する事項 (9) 下水道に関する事項 (10) 住宅および建築に関する事項				



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 1 4	債権回収の取組	【市営住宅使用料および駐車場使用料】 督促、電話催告、昼夜の臨戸訪問および催告書送付を行うほか、悪質なものについては、法的措置により対応している。収納対策の強化の方策を検討する。 ・口座振替制度の促進 ・長期および悪質滞納者への重点的対処 ・少額滞納者への迅速な対応 ・滞納者に対する納付相談の実施	21年度までに、現年分収納率について97%(17年度:96.41%)、滞納繰越分(過年度分)についても12%(17年度:11.44%)を目指し、結果として収入増を図る。	H19：2,000 H20：4,000 H21：6,000 累計 12,000	2,000	4,000	6,000		4	住宅課	
1 1 6	土木施設に係る中長期的な維持管理計画(仮称)の策定	下水道事業の地方公営企業法の適用等に留意しながら、アセットマネジメント(資産管理)の観点から土木施設に係る「中長期的な維持管理計画(仮称)」の策定に向け検討する。 (関連課:道路課、河港課、公園緑地課、下水道管理課、下水道施設課)	① 部内検討体制の整備 ② 先行自治体等の事例収集を行うほか、課題を整理する。 ③ 素案のとりまとめ		部内検討体制の整備 先進事例の調査 課題の整理	調査・検討	計画案の素案作成	計画のとりまとめ	4	道路課	
1 1 6	施設維持管理の適正化	【施設維持補修計画策定】 既存市有施設の効果的な運用を図る上で、ハード面における中長期的な維持管理経費の把握が必要とされることから、各施設管理者が検討する「維持補修計画」の策定を支援するため、その手順等を含めた標準モデルの作成を検討する。 また、その支援データの一つとなる建築課の「施設台帳・資産管理システム」について、引き続き、年度データを追加するとともに、主要な施設(合併町の施設を含む38施設)のデータ入力を完了させ運用を図る。	■標準モデル作成 ① 先行自治体等の事例収集を行うほか、対象となる施設の検討を行う。 ② 標準モデル策定を行う。 ③ 標準モデルを完成し、各施設管理者に説明を行う。 ④ 各施設管理者が維持補修計画の策定を始める。 ■施設台帳・資産管理システム ⑤ 19・20年度において、残る主要施設のデータ入力を行う。(本庁舎など38施設) ⑥ 21年度において、システム運用の追加施設について検討する。		① 検討 ⑤ データ入力	② 標準モデル策定	③ 完成 ⑥ 検討 追加施設の検討	④ 維持補修計画策定開始	4	建築課	都市整備部
1 1 6	市営住宅の保全台帳・修繕計画の作成	19年度の市営住宅ストック総合活用計画の見直しを踏まえ、市営住宅の保全台帳・修繕計画を21年度までに作成することにより、各団地(部屋単位)の過去の工事履歴を検索することができ、また、将来の修繕や改修に係る費用とその時期を予測し、財政計画の参考とする。	21年度までに、作成する。 対象4,340戸		準備	保全台帳・修繕計画の作成			1	住宅課	
1 2 1	自転車等駐車場管理事業の見直し	自転車等駐車場管理事業を見直し、経費を削減する。	委託料、工事請負費等を節減する。	H19：▲1,641 H20：▲1,641 H21：▲1,641 累計 ▲4,923	▲1,641	▲1,641	▲1,641		1	交通安全対策課	
1 2 1	市営住宅入居資格の事後審査制度導入	受付時に申込者全員に提出必須としていた住民票および所得証明書について、抽選により決定した入居予定者のみに提出を課すことにより、市営住宅申込者の負担軽減および受付事務の効率化を図る。	19年度から、受付事務に係る担当職員の時間外時間数を縮減する。 ▲80時間(2h*2人*5日*4回)	H19：▲160 H20：▲160 H21：▲160 累計 ▲480	▲160	▲160	▲160		4	住宅課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 2	指定管理者制度の導入	【端岡駅前自転車駐車場】 管理運営について、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを最大限に引き出し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。 ① 対象施設や業務範囲(使用許可、利用料金制度など) ② 導入年度(年月) ③ 市経費の節減方法と指定管理者に対するインセンティブ ④ 選定方法(公募・非公募)など	23年度から、指定管理者制度を導入する。					検討		4	交通安全対策課
1 2 2	指定管理者制度の導入	【合併地区公園】 合併により統合した公園の効率的維持管理等を行うため、そのあり方を抜本的に見直し、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを最大限に引き出し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。	① 大規模公園等7か所について、指定管理者制度の導入を検討する。 ② 導入時期は21年度を目標とする。	H21:▲16,472				▲16,472		3	公園緑地課
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【高松駅前広場地下自転車駐車場、瓦町地下自転車駐車場、栗林公園駅前自転車駐車場】 18年度制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、指定管理者と協議する中で、年度協定締結時または次期指定管理更新時における、業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。	23年度の指定更新時における、募集条件等の見直しを検討する。		検討				→ 23年度更新	4	交通安全対策課
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【玉藻公園、峰山公園、仏生山公園、中央公園ほか】 指定管理者制度を導入した施設について、指定管理者制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、次期指定管理更新時を見据えて、募集条件、業務の内容等を見直す。 ① 次期更新時までに募集条件を見直す。 ② 次期更新時までに再委託業務のあり方を抜本的に見直す。 ③ 次期更新時までに利用料金制度の採用を検討する。(玉藻公園、仏生山公園) ④ 19年度までに、駐車料金の有料化に向けて検討する。(玉藻公園) ⑤ 利用者に対する安全対策を実施する。	① 20年度または22年度までに、募集条件の結論を出す。 ② 20年度または22年度までに、再委託業務のあり方についての結論を出す。 ③ 20年度または22年度までに、利用料金制度採用の結論を出す。 ④ 19年度までに、駐車料金有料化についての結論を出す。 ⑤ 19年度協定締結時に利用者の安全対策を盛り込む。		④結論 ⑤実施	①②③結論 (以上仏生山公園)			① 募集条件の結論 ② 再委託業務の結論 (以上玉藻、峰山、中央公園ほか) ③ 利用料金制度の結論(玉藻公園)	4	公園緑地課
1 2 2	外部委託化	【漁港等施設の管理運営】 漁港等施設の安全かつ適正な利用および管理適正化を図るために、17年度より一部実施している管理運営の委託化を促進する。	管理委託契約を締結することによる漁港等施設の安全かつ適正利用、管理適正化を図る		協議	実施				1	河港課
1 2 2	外部委託化	【香西新開ポンプ場維持管理業務】 下水道施設維持管理業務の経費を縮減するため、委託範囲を拡大する。	21年度に、香西新開ポンプ場の運転操作業務を委託する。					実施		1	下水道施設課
1 2 3	道路愛護団体による道路愛護の推進	道路愛護団体により市管理の道路の清掃、緑化等の維持管理を行い、道路環境の美化を推進するとともに愛護意識の高揚を図り、道路利用者へのマナー向上を啓発する。(たかまつマイロード実施要領)	年間概ね10団体の形成を目指しに広報活動に取り組み、実施区間を延伸する。	H19 : ▲ 350 H20 : ▲ 350 H21 : ▲ 350 累計 ▲1,050	▲350	▲350	▲350			1	道路課
1 2 4	違法駐車防止啓発活動の廃止	道路交通法の改正(18年6月)により、違法駐車台数の減少や交通渋滞の緩和など大きな効果が表れてきたことに伴い、違法駐車防止嘱託交通指導員による街頭啓発活動の今後のあり方を検討する。	19年度から、違法駐車防止重点地域での交通指導員による街頭啓発活動を廃止する。	H19:▲ 6,584 H20:▲ 6,584 H21:▲ 6,584 累計▲19,752	▲6,584	▲6,584	▲6,584			1	交通安全対策課

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【道路】 【地下道(東ハゼ町他3地下道・サンポート地下道)】 【瓦町駅前広場】【高松駅前広場】 一般的通行に供する道路・広場については、安全性、機能性の確保および新規ルートの整備が重要であり、引き続き経費の節減、業務の効率化に取り組む。 新規施設の更新については、費用対効果の観点から常に見直しを行い、維持管理については、安全性を最優先に修繕等の箇所を選定し、経費の節減を図る。	19年度から、実施する。	H19: ▲140,587 H20: ▲ 52,967 H21: ▲ 52,967 累計 ▲246,521	▲140,587	▲52,967	▲52,967		1	道路課	
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【管理漁港】 19年度末の漁港改良事業完了に伴い、西浦漁港、浦生漁港の施設用地の利用率の向上を図る。 【管理港湾】 19年度末の男木港改修事業完了に伴い、利用施設用地の利用率の向上を図る。	20・21年度で、毎年、施設用地の利用率約30%の向上を図り、22年度以降利用率100%を目指す。	H20 : 570 H21 : 570 累計 1,140	① 300 ② 270	① 300 ② 270		4	河港課		
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【市営住宅】 老朽市営住宅の入居者の住替えと住宅の除却 19・20年度に老朽化した上之町団地(33戸)の入居者の住み替えを実施し、用途廃止の承認を受けて除却を行う。	戸数規模を適正化し、維持管理の効率化を図る。 21年度に、上之町団地に係る施設修繕料を削減する。	H21: ▲760	住替え推進		▲760	2	住宅課		
1 2 6	財務会計システムの再構築	現在の財務会計システムは、3年度に稼働して以来、相当年月が経過しており、使用環境は当時に比べ大きく変化していることや、導入済みの電子申請システム、文書管理システム、電子入札システム、また、今後見込まれる各種収納金の電子収納等の他システムとの連携を図ることにより内部管理事務の業務効率の向上かつ簡素化を図り、さらには、総合計画・行政評価・予算決算を連携したシステムとして再構築を図る。 ① 予算・支出・決算事務の効率化(財政課) ② 会計事務(審査支払い、出納の効率化と多様化に対応)の効率化(出納室) ③ 企画・予算・執行・決算・評価の一体化(企画課、行政改革推進室、財政課) ④ 各種共通庶務事務の改善(人事課) ⑤ 各種システムとの連携(文書管理システム、電子入札・調達システム等)(庶務課、監理課、財産活用課)	一體的な行政評価システムを整備する。 ① 19・20年度 新システムの設計・開発 ② 21年度 新システムの試行・一部運用 ③ 22年度 新システムの本格運用	① 設計・開発 ② 21年度 新システムの試行・一部運用 ③ 22年度 新システムの本格運用	② 試行・一部運用 ③ 本格運用			4	監理課	都市整備部	
1 2 6	漁港・港湾管理	現在、漁港管理条例に基づき12漁港を、港湾管理条例に基づき9港を管理しているが、安全かつ適正な利用および漁港環境の維持管理の適正化を図るために、管理システム構築による、占用使用情報および施設補修修繕情報等のデータベース化を行う。	20年度までに、完了する。			完了		4	河港課		
1 2 7	総合評価方式入札制度の導入	17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)に基づき、「価格のみの競争」であった従来の入札制度から、「価格と品質で総合的に優れた調達が可能な総合評価方式の入札制度を導入する。	18年度に、制度導入の具体的検討を行う。 19年度から、一部の公共工事に関して、同制度による入札制度の試行を実施し、その内容を検証するなかで、順次拡大を図る。		要綱設置 総合評価委員選任 2~3件で試行	適用範囲拡大・検証	適用範囲拡大・検証	適用範囲について検証	1	監理課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 7	随意契約の見直し	随意契約による契約方法について、先進的な取組を参考に、見直すべき課題と問題点を整理し、計画的に見直しを実行する取組と方法を検討する。 現在、各部局が所管している施設の管理委託業務等の契約方法に競争原理を取り入れるため、競争見積りや入札制度を採用して経費の削減が図れる。	19年度 調査・分析 20年度 實施		調査・分析	実施	推進		4	監理課	
1 2 7	「高松市公共工事コスト縮減新行動計画」の推進	「高松市公共工事コスト縮減新行動計画」に基づき取組み、公共工事の効果的、効率的な執行を図る。 ① 社会資本が備えるべき機能・品質の確保をしつつ、計画・設計の見直し、工事発注の効率化等により得られる「工事コスト」の縮減を図る。 ② 施設の効率化、環境保全、長寿命化等の観点から「時間的コスト」「ライフサイクルコスト」、「社会的コスト」、「長期的コスト」の施策についても取り組み、良品で低コストの公共工事を目指す。	対象建設工事、設計金額の10%以上のコスト縮減を図る。 ・工事計画・設計等の見直しあより工事発注の効率化等により6%以上縮減する。(直接的施策) ・工事構成要素のコスト縮減および工事実施段階での合理化等により4%以上縮減する。(間接的施策)		10%以上を目指し継続的実施		新コスト縮減新行動計画設定		1	監理課 (技術検査室)	
1 2 7	工事発生残土の有効利用と再生材の活用	「高松市公共工事コスト縮減新行動計画」に基づき建設副産物の利用促進・発生抑制および再生材を利用する。ISO14001で環境行動率先実行計画および建設副産物適正処理書により取組み、循環型社会の構築、環境保全、コスト縮減を図る。	コスト縮減行動計画の一施策のためコスト縮減算定式により算定職員のコスト意識の向上と継続		推進				1	監理課 (技術検査室)	
1 2 7	市営住宅の管理等の効率的な委託	市営住宅に係る委託業務を入居者の利便性・安全性を考慮のうえ、集約発注する。 ① 19年度に塩江町地域の市営住宅(4団地)の浄化槽維持管理委託の集約発注 ② 19年度に塩江町地域の市営住宅(2団地)の自動火災報知器等保守点検委託を高松地域の市営住宅(5団地)の委託とあわせて集約発注 ③ 19年度に給水施設維持管理委託8件を3・4件に集約発注	① 19年度に、浄化槽維持管理業務委託料の7.5%を縮減する。 ② 19年度に、自動火災報知器等保守点検業務委託料の5%を縮減する。 ③ 20年度に、給水施設維持管理業務委託料の3%を縮減する。	H19 : ▲ 237 H20 : ▲ 355 H21 : ▲ 355 累計 ▲ 947	① ▲109 ② ▲ 46 ③ ▲ 82	① ▲109 ② ▲ 46 ③ ▲200	① ▲109 ② ▲ 46 ③ ▲200		2	住宅課	都市整備部
1 2 8	補助金等の見直し	【自転車等駐車場整備促進事業】 「高松市自転車等駐車対策総合計画」に基づき、商店街振興組合が主体となって行う自転車等駐車場整備事業に対し、管理運営費(空き店舗等の賃借料)の85%を補助金として支出しているが、賃貸借契約日から5年経過している場合は、賃借料の見直しを求め、経費を削減する。	19年度から、補助金を節減する。	H19:▲ 727 H20:▲ 727 H21:▲ 727 累計 ▲2,181	▲727	▲727	▲727		1	交通安全対策課	
1 2 8	補助金等の見直し	【放置自転車等対策事業】 放置自転車等対策事業の事業を見直し、経費を削減する。	19年度から、委託料等を節減する。	H19:▲2,103 H20:▲2,103 H21:▲2,103 累計 ▲6,309	▲2,103	▲2,103	▲2,103		1	交通安全対策課	
1 2 8	補助金等の見直し	【古木・名木保護事業】 本市が指定した名木の所有者に対して、その保存について補助金を支給しているが、名木補助金が少額であり、効果や善良な保存費に使用されていることの確認が困難であることや、県内自治体においては補助金支給を行っていないことを踏まえ、あり方について検討する。	19・20年度で、見直し、あり方について検討する。 21年度に、実施する。		見直し・検討		実施		4	公園緑地課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 10	街路事業の見直し	街路事業において、事業の平準化、期間の延長等の見直しを行い、事業費の削減、平準化を図る。	20年度から、見直す。		計画の見直し検討	実施				4 都市計画課	
1 2 10	玉藻公園整備事業の見直し	玉藻公園整備事業において、事業期間の見直しを行い、単年度事業費の縮減を図る。	事業期間を3年間延長し、24年度を27年度とする。		事業期間の見直し	実施				4 公園緑地課	
1 2 12	収入増対策(駐車場)	19・20年度に寺井町団地に駐車場を整備(380台分)し、第一期供用開始予定の190台について20年度から、第二期供用開始予定の380台について21年度から、使用料を徴収する。	20年度から、徴収する。 20年度:約190台、21年度:約380台	H20: 4,000 H21: 9,000 累計 13,000		4,000	9,000			2 住宅課	
1 2 13	合併協議事項	【道路愛護会補助】 塩江町道路愛護会[46路線、38団体]に合併後3年間(18~20年度)、草刈等に対する補助(1,400千円)を実施することとしているが、21年度から補助を廃止する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲1,400	▲1,400			▲1,400		3 道路課	都市整備部
1 2 13	合併協議事項	【道路(請願)の用地買収単価の市制度への統一】 合併地区の道路(請願)新設における用地買収単価を合併後2年間(18~19年度)、旧合併町の単価で実施するとしているが、20年度から市制度に統一する。	20年度から、市制度に統一する。	H20: ▲41,603 H21: ▲41,603 累計 ▲83,206	▲ 83,206		▲41,603	▲41,603		3 道路課	
1 2 13	合併協議事項	【端岡駅前自転車駐車場駐車料】 合併年度及び翌年度は現行どおりとし、合併年度の翌々年度から自転車一時駐車1回100円、自転車定期駐車1か月1,500円、原動機付自転車一時駐車1回200円、原動機付自転車定期駐車1か月3,000円とし、学割、3か月割引制度は設けないこととする。	19年度から、端岡駅前自転車駐車場駐車料については、次のとおり引き上げる。 ① 自転車定期駐車1か月1,000円を1,500円に改定する。 ② 原動機付自転車1か月2,000円を3,000円に改定する。	H19: 3,110 H20: 3,110 H21: 3,110 累計 9,330	9330	3,110	3,110	3,110		3 交通安全対策課	
1 2 13	合併協議事項	【チャイルドシート購入助成】 合併年度およびこれに続く3年度に限り現行のとおり実施(塩江、香南、庵治、牟礼地区)し、21年度から廃止する。	21年度から、廃止する。	H21: ▲1,125	▲1,125			▲1,125		3 交通安全対策課	
1 2 13	合併協議事項	【庵治町・牟礼町地域の河川占用料等】 合併年度およびこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	21年度から、市制度に統一する。					実施		3 河港課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局	
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)				
1 2 13	合併協議事項	①【ふるさとづくり事業・世代間交流花づくり事業】 21年度から当該事業を廃止する。 ②【ミニ公園の土地賃借料】 現契約期間満了時に無料の方向で見直す。 (現契約満了時期:18年度末3件、19年度末4件、20年度末3件)	① 21年度から、廃止する。 ② 現契約期間満了後の継続については、無料とする。	H19 : ▲ 512 H20 : ▲ 800 H21 : ▲ 1,184 累計 ▲ 2,496	▲ 2,496	② ▲512	② ▲800	① ▲600 ② ▲584		3	公園緑地課	
1 2 13	合併協議事項	①【合併処理浄化槽設置整備事業】 牟礼・庵治・国分寺・塩江町地区については、20年度まで経過措置を設ける。 ②【排水設備設置助成事業】 旧町のときに下水道の供用開始をしたもので、供用開始から3年以内に下水道に接続したものに排水設備設置への助成を行う。	① 21年度から、市制度に統一する。 ② 19年度から、市制度に統一する。	H19:▲ 580 H20:▲ 580 H21:▲ 43,749 累計 ▲44,909	▲44,909	②▲580	② ▲580	① ▲43,169 ② ▲580		3	下水道管理課	
1 3 2	契約事務担当課の一元化の検討	工事・物品・委託などの契約事務を一元的に所管する担当課の設置を検討する。	契約事務担当課の一元化			調査・検討	実施			2	監理課	都市整備部
1 4 1	外郭団体等の見直し	【財】高松市花と緑の協会】 ① 仮生山公園(体育館、温水プールを除く)の指定管理者である高松市花と緑の協会の、次期指定管理者更新時の公募選定に向けた経営改善等について、そのあり方の抜本的な見直しを指導する。 ② 団体等に係る情報公開に取組む。	21年度指定更新 ① 20年度までに、経営改善の取りまとめ、事務局態勢の見直しを指導する。 ② 19年度中に、情報公開の適正運用の指導を行う。			検討	決定	更新		4	公園緑地課	
1 5 1	駐車場事業(特別会計)の効率的な運営	駐車場使用料の增收に努める。 ① 中央駐車場ほか7駐車場について公募による指定管理者制度を導入しており、今後、業務実態やモニタリング等を踏まえ、次期指定管理更新時における業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。 ② 国分寺駅前駐車場の利用者増を図るためPRに努める。	① 次期指定管理者更新時(23年度)における業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。 ② 現在70%ある利用率を21年度までに80%を目指す。	H21 : 120				② 120	次期指定管理者を公募する。	1	まちなか再生課	
1 5 1	太田第二土地区画整理事業(特別会計)の効率的運営	太田第二土地区画整理事業の効率的な運営を図る。 ① 換地処分の実施 20年秋を目途に換地処分を実施し事業の収束を図る。 ② 組織の見直し 換地処分への移行に伴い、係体制を見直す。 ③ 換地清算金特別会計の新設 21年度からの換地清算金徴収交付事務に対応するため、清算金の徴収交付だけを目的とした会計を20年度に新設する。 ④ 保留地処分の促進	① 20年秋を目途に換地処分を実施する。 ④ 保留地処分を17年度末の計画対比57.1%から21年度末の計画対比80.7%に引き上げる。				換地処分 換地清算金特別会計の新設	清算金徴収交付事務の開始	清算金徴収事務(25年度まで)	2	太田第二土地区画整理事務所	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 5 1	下水道事業(特別会計)の効率的運営	<p>下水道事業の効率的な運営を図る。</p> <p>① 下水道未接続世帯の解消 下水道整備区域内の未接続世帯へ個別訪問し、下水道への接続と水洗化の促進に取組む。</p> <p>② 下水道事業財政収支計画の策定 3年ごとに財政収支計画(22~24年度)を策定し、その収支にあわせて下水道使用料の改定を検討する。</p> <p>③ 下水道受益者負担金の滞納整理に、計画的に取組む。 受益者負担金の滞納者に対し、督促状の送付・臨戸訪問等により納付させる。</p> <p>④ 人件費については、これまで、補助対象の部分以外は、一般財源で負担していたが、下水道建設に係る単独事業費の6%程度は起債を借ることができるため、起債を利用する。なお、起債償還額の一部を下水道使用料で回収する。</p> <p>⑤ 下水道管更生工事については、これまで、一般財源で負担していたが、起債を利用する。 なお、起債償還額の一部を下水道使用料で回収する。</p> <p>⑥ 小下水管取付工事については、これまで、一般財源で負担していたが、起債を利用する。 なお、起債償還額の一部を下水道使用料で回収する。</p> <p>⑦ 東部下水処理場、牟礼浄化苑、庵治浄化センターおよび牟礼町ポンプ施設の運転管理業務において、単年度契約の「仕様発注」による民間委託を見直す。(下水道施設課) ・各施設ごとの委託業務を共同化の施設として見直す。 ・仕様発注を見直し、性能発注方式と工業薬品を含めた維持管理業務の包括的民間委託とする。 ・単年度契約より一層、安定的な維持管理体制とコスト縮減を図るため、平成19年度から21年度までの3か年契約とする。</p> <p>⑧ 下水道工事のφ800mm推進工(泥濃式)において、泥水再利用装置を採用することにより泥土処分量を減量し、コスト縮減を図る。(下水道建設課)</p>	<p>① 水洗化率 90.4%(18年度末89.8%の0.6%増) H19: 7,863 H20: 10,788 H21: 13,776 累計 32,427</p> <p>② 21年度:計画策定</p> <p>③ 18年度末合併地区滞納額 (30,893千円)の約半分を徴収する。</p> <p>④ 19年度から、人件費について起債を利用する。 H19: ▲203,105 H20: ▲189,705 H21: ▲177,905 累計 ▲570,715</p> <p>⑤⑥ 19年度から、起債を利用する。</p> <p>⑦ 19年度から、包括的民間委託業務を実施する。</p> <p>⑧ 20年度に、同工法の採用が予定されている仮生山1号汚水幹線工事において採用する。</p>	<p>① 水洗化率 (90.0 %) 2,863</p> <p>② 計画策定</p> <p>③ 5,000</p> <p>④ ▲94,500</p> <p>⑤ ▲42,100</p> <p>⑥ ▲36,400</p> <p>⑦ ▲25,905</p> <p>⑧ ▲4,200</p>	<p>① 水洗化率 (90.2%) 5,788</p> <p>② 計画策定</p> <p>③ 5,000</p> <p>④ ▲94,500</p> <p>⑤ ▲42,100</p> <p>⑥ ▲20,400</p> <p>⑦ ▲25,905</p> <p>⑧ ▲6,800</p>	<p>① 水洗化率 (90.4%) 8,776</p> <p>② 計画策定</p> <p>③ 5,000</p> <p>④ ▲94,500</p> <p>⑤ ▲42,100</p> <p>⑥ ▲15,400</p> <p>⑦ ▲25,905</p> <p>⑧ ▲6,800</p>	<p>建設費のうち、単独事業費の6%程度は起債対象となるので、建設が継続する間は同等の額が見込める。</p>	<p>1 2 2 2 2 2 2 2</p>	<p>下水道 管理課</p> <p>下水道 施設課</p> <p>下水道 建設課</p> <p>都市 整備 部</p>		
1 5 1	下水道事業(特別会計)への地方公営企業法の適用	下水道事業への地方公営企業法の適用についての検討を行うとともに、諸準備を行う。	19年度に、調査・研究する。 20年度以降に法適用に向けた準備を行う。			調査・検討	準備作業	準備作業	22年度 準備作業 23年度 法適用	2	下水道 管理課
2 1 1	コミュニティバス等の運行方法の見直し	合併に伴い引き継いだコミュニティバス等については、利用者が少なく、経常収支率が低いといった課題があり、現在の利用状況、地元の意向、経常収支率、欠損補助金の額などを総合的に勘案し、需要に見合った利用しやすい運行形態とするため、19年度に、コミュニティバスの運行形態を見直す。	19年度に、コミュニティバスの運行形態を見直し、利用率の向上を図る。			結論				3	都市計画課(交通政策室)

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
3 4 4	入札監視委員会	入札および契約手続きにおける透明性の確保と公正な競争を促進するため、15年度に設置した入札監視委員会による審議を引き続き行い、入札および契約手続きにおける透明性の確保と公正な競争の促進を図る。	年3回、1回当たり5件程度、入札監視委員会による審議を実施する。		入札監視委員会の開催(年3回)				2	監理課	都市整備部
4 1 1	接遇研修の推進	住民に心から満足してもらうため、職員の接遇能力開発研修を実施する。	四半期ごとに接遇研修を実施する。		実施				4	河港課	
4 1 1	住居表示に関する事務と住民基本台帳に関する事務の一元化の検討	住居表示に関する事務と住民基本台帳に関する事務の窓口一元化に取組み、住所届出等の手続き・処理の効率化・市民サービスの向上、住所管理の適正化を図る。(17年度住居表示番号設定件数:97件)	19年度に、一元化の方向性を集約する。		検討・集約				1	都市計画課	
4 1 2	道路台帳の効率的な修正の検討	合併地区の道路台帳は、長期的には市の道路台帳に統一する方向で考えていかなければならないが、多額の費用を要するため、費用対効果に留意した効率的な修正作業を実施する。 ・ 効率的な業務を図るうえで支障とならず、市民サービスも低下しないよう、毎年度の更新の中で修正作業を実施する。 ・ 早急に修正を要する内容とそうでないものを選別し、費用対効果に留意して効率的な修正作業を実施する。	毎年度の更新の中で修正作業を実施する。 早急に修正を要する内容とそうでないものを選別し、効率的な修正作業を実施する。		・効率的な修正作業の検討 ・更新(修正)業務				3	道路課	
4 1 2	開発登録簿の電子データ化を図る	開発登録簿の特定に時間を要していることから、登録簿の内容をパソコンに取り込み、検索時間の短縮、開発登録簿写証明書の発行時間の短縮を図る。	19年度から、開発登録簿の検索時間、証明書の発行時間の短縮を図る。		実施・推進				4	建築指導課	

《9 消防局》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

消防局が所管する業務の性質から、基本姿勢のうち、特に職員の意識改革と人材育成に取り組み、各種災害対応能力を高め、良質で効率的な消防サービスを提供します。

実施項目数

意識改革と人材育成（3件） 良質で効率的な消防サービスの提供（3件）計6件の取組を実施します。

目標効果額等

職員数の適正化等により、効果額目標 232,026 千円の達成をめざします。

新たな取組項目として、人材育成計画の策定や消防屯所をはじめ消防自動車等の年次整備計画を策定します。

【重点項目】

各種災害に迅速かつ的確に対応し、市民生活の安全確保に努めるとともに、消防行政の効率的運用を図るため、次の項目を消防局の重点項目と位置付け、改革を進めます。

平成19年度に消防職員の人材育成計画を策定し、職員の意識改革と人材育成を推進します。

本署を中心とした消防力の効率化を進めるとともに、消防署所の統廃合による職員配置の適正化に努めます。

新南消防署の建設に取り組むとともに、合併後の消防体制のあり方を踏まえて消防署所の適正配置に努めます。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
6 件	6 件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳入	歳出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	232,026 千円	- 千円	232,026 千円
特別会計効果額	千円	千円	千円
企業会計効果額	千円	千円	千円

(2) 基本情報 (平成19年4月1日現在)

1 正規職員数	管理職員	50人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	865,704千円
	係長級職員	116人		特別会計	千円
	消防吏員	341人		企業会計	千円
	計	507人		計	865,704千円
2 組織数	局等		特別・企業会計：なし		
	課	9			
	室				
	係	62			
4 所管事務	消防に関する事項				



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 1 6	施設維持管理の適正化	<p>①【常備および非常備消防車両整備】 常備および非常備消防車両について、合併に伴い増加した車両を加え、耐用年数や他都市の状況も考慮した新たな更新基準を設定し、計画的な運用を図るための年次整備計画の見直しを行う。</p> <p>②【消防屯所整備】 消防屯所整備計画について、合併町の消防屯所を加え、老朽度等緊急度合いや団員の増員状況を加味した計画に見直し、計画的な新築、改修等の実施を図る。</p> <p>③【常備および非常備消防ホース整備】 合併町を含めた常備および非常備消防用ホースの更新について、耐用年数や保有車両状況、さらには他都市の状況等を考慮し、更新計画を策定し、計画的な整備を図る。</p> <p>④【消防水利の整備】 合併町を含めた消防水利の指針に基づき、消防水利の不足場所への計画的な整備を図るため、今までの整備計画を見直す。</p> <p>⑤【防火水槽補強改修】 合併町を含め、経年劣化による漏水等発生防火水槽の計画的な補強改修を図る。</p>	19年度に、年次整備計画の見直し、更新計画を策定する。 ① 常備消防車両95台、非常備消防車両107台の計画的な更新整備を図る。 ② 消防屯所95施設の計画的な新築・改修等を実施する。 ③ 常備消防ホース2,472本、非常備消防ホース2,725本の計画的な更新整備を図る。 ④ 消防水利の計画的な整備を図る。防火水槽633基 消火栓7,143基 ⑤ 補強改修が不可能な防火水槽については、消防水利の整備での代替施設の確保を図る。		①②④ 計画見直し ③ 計画策定 ⑤ 実態把握	①～⑤ 実施			4	総務課	
1 2 2	嘱託化等	<p>【応急手当普及啓発活動】 市応急手当普及啓発活動実施要綱に基づき、一人でも多くの命を救うため、現在救急隊員が実施しているものを、退職する職員で資格(応急手当指導員)を有する者を積極的に活用する。 また、在職中の職員に対して計画的に資格取得を行う。</p>	退職職員で有資格者(応急手当指導員)を積極的に活用し効率化を図る。 救命士を含めて年間7人の資格取得者を確保する。		・普通啓発活動を積極的に推進 ・応急手当指導員の確保再雇用の促進				1	消防防災課	消防局
1 3 1	職員数の適正化	<p>【消防局】 本署を中心とした消防力を効果的に結集し、効率的な消防体制の確立を目指すほか、消防署所適正配置事業(南消防署、東消防署整備)による消防出張所の統廃合をも視野に入れた定員適正化計画を策定し実施する。</p>	消防局・消防署・分署・出張所の機能の見直しや、消防署所の適正配置に伴う配置人数の見直し・精査等を行い、定員適正化計画を策定し、適正な消防職員数の管理に努める。	H19:▲ 7,610 H20:▲108,403 H21:▲116,013 累計 ▲232,026	計画策定(南消防署) 計画策定			実施	1	総務課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	<p>【高松地区防火安全協会】 円滑な運営と自立化を促進し、予防課で行っている事務局の業務負担を軽減する。 各種会議、行事等の自主運営化、専従事務局員の雇用の促進に取り組む。</p> <p>【高松市婦人防火クラブ、高松市幼少年消防クラブ、高松市自主防災組織連絡協議会】 円滑な運営と自立化を促進し、予防課で行っている各団体の事務局の業務負担を軽減する。 各種会議、行事等の自主運営化に取り組む。</p>	自立度を高める。 担当職員の事務の軽減を図る。		推進				1	予防課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
2 1 1	消防署所の適正配置	昭和44年に整備された南消防署庁舎は、老朽化が進んだことや都市計画道路等の拡充等により移転整備するが、それに伴い周辺消防出張所の統合に取り組む。 分署施設の耐震化や東消防署の移転整備等については、合併後の消防体制のあり方を踏まえて消防署所の適正配置計画を策定する。	下記について検討・精査し、消防署所適正配置計画を策定する。 ・南消防署の建設工事 ・南消防署太田出張所および仏生山出張所の南消防署への統合 ・北消防署朝日分署、南消防署香川分署、東消防署牟礼分署の耐震診断とその後の耐震化および移転整備 ・東消防署の移転先等での整備		計画策定(南消防署)	合併後の計画策定		実施(南消防署)	1	総務課	
3 2 2	消防職員の意識改革と人材育成の推進	これまで以上に市民に信頼される高松市消防局を目指して、消防本来の使命・原点に立ち返り、仕事本位の「人と組織」を構築するとともに、組織として指揮命令が厳格に機能し、全消防職員が上司の指揮命令のもとに一致団結して業務に精励することが重要である。そのようなことから、新規採用後、定期的なジョブローテーション等を行うことにより、今、消防職員として何が求められているか、何が必要かを職員各自が共通のものとして認識するよう意識改革を図るとともに、複雑・多様化する消防業務に対して、適切に対応できる消防職員を育成するため、人材育成計画を策定する。 また、職場や外部教育機関等での研修の実施や、国等への職員派遣、県や市長部門との人事交流等を通じて、人材の育成を図る。	消防学校研修、消防大学校研修ならびに消防大学校教官派遣、消防学校教官派遣、防災航空隊員派遣、市長部門との人事交流等を通じて、高い洞察力・危機管理能力および広い視野を有する消防職員を育成するとともに、職場研修などにより意識改革を図り、部下や後輩を指導・育成する能力等を持つ、より良い人材の育成を図る。また、上記の視点に立って消防職員の人材育成計画を策定する。		計画策定 実施・推進			4	総務課	消防局	

《10 水道局》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

水道事業は公営企業であることから、企業経営の健全化を進めるため、水道事業経営の効率的運営が課題となっており、平成18年度に策定した水道事業基本計画の着実な推進により安全で安定した高水準の水道システムを構築し、持続可能な水道事業の確立に努めることとしており、基本姿勢のうち、特に行政サービスの提供の面を重視した取組を進めます。

実施項目数

債務改善計画(1件)、債権回収の取組(1件)、事務事業の改革(業務の総点検)(1件)、契約等の見直し(1件)など19件の取組を実施します。

目標効果額等

合併町の水道料金の統一(84,945千円)、県水依存率の低減(63,079千円)、滞納料金回収の取組強化(33,314千円)などにより、効果額目標234,154千円を達成します。

新たな取組項目として、平成19年度から給水台帳ファイリングシステムの構築事業の「業務の電子化」と広聴広報体制の見直し事業の「情報公開」などに取り組みます。

【重点項目】

行財政運営を効率化するうえで、水道局の課題である次の項目を重点項目と位置付け、改革を進めます。

業務コストの抑制と渇水に強い町づくりのため、合併に伴い5.8%にまで上昇した県水受水比率を、将来目標を5.0%とし、22年度には5.6%にまで低下させます。

債務改善計画を推進するため、企業債残高の漸減による元利金の経費負担軽減を図るため充当率を20%程度とし、企業債借入額の抑制に努めます。

安全でおいしい水対策として、平成19年度から25年間で約9万件の鉛製給水管全てを解消するため、鉛管引替工事助成金交付要綱を改正し、補助金を見直します。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
19件	19件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳入	歳出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	- 千円	- 千円	- 千円
特別会計効果額	千円	千円	千円
企業会計効果額	234,154 千円	33,314 千円	200,840 千円

(2) 基本情報 (平成19年4月1日現在)

1 正規 職員数	管理職員	19人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	千円
	係長級職員	48人		特別会計	千円
	一般職員	119人		企業会計	13,587,721 千円
	計	186人		計	13,587,721 千円
2 組織数	局等		企業会計 水道事業会計		
	課	6			
	室				
	係	19			
4 所管事務	水道事業に関する事項				



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 6 1	水道事業経営(会計を含む。)の効率的運営	高松市水道事業基本計画の推進により、安全で安定した高水準の水道システムを構築するとともに、経営基盤を強化し持続可能な水道事業を確立する。	各実施項目欄参照		実施					1	経営企画課 財務管理課
1 1 1	企業債借入額の抑制	企業債残高の漸減による元利金の経費負担の軽減を図るために、充当率の削減について、14年度までは起債充当率を50%程度、15・16年度には40%程度、17・18年度は30%を発行しており、19年度以降は20%程度とする予定である。 今後とも、財政面からの経営基盤の強化を図るため、将来の負担となる起債の発行額を抑制する。	起債充当率 19年度以降 20%	H20 : ▲2,973 H21 : ▲5,848 累計 ▲8,821	起債充当率20%以下	起債充当率20%以下 ▲2,973	起債充当率20%以下 ▲5,848	起債充当率20%以下		4	財務管理課
1 1 2	未利用地の有効活用	水道局が所有する土地のうち、未利用になっている土地について、合併町分も含め、当該未利用地の実態を把握し、有効かつ適正な活用方策を検討する。 ① 未利用地の実態調査 ② 公募(一般競争入札)による売却 ③ ホームページ掲載等による周知	18年度末、旧高松市水道局所 有分2箇所622.8m ² 、合併地区 については、19年度中に調査す る。 未利用地の売却・貸付等により 有効活用を図る。		ホームページや 広報紙への掲 載により、積極 的な売却促進を 図る。 土地鑑定評価に による再度公売、 貸付等有効活 用					1	財務管理課
1 1 4	債権回収の取組	滞納整理システムの導入により、センター職員が滞納者情報を共有化し、係間の連携強化とともに収納業務の円滑化を図る。 また、高額・悪質滞納者には、複数職員による休日・夜間訪問を実施するとともに、支払約束不履行者など特に悪質な滞納者には迅速かつ厳正な停水執行を実施する。	① 21年度までに未収額の20%減を目指す。(18年度末未収額166,571千円) ② 高額・悪質滞納者への休日・夜間訪問等料金収納体制を強化する。 ③ 滞納者への停水執行を迅速かつ厳正に実施する。	H19 : 11,660 H20 : 13,326 H21 : 8,328 累計 33,314	19年度末料金 未収額 対18年度末比 ▲7% 11,660	20年度末料金 未収額 対18年度末比 ▲15% 13,326	21年度末料金未 収額 対18年度末比 ▲20% 8,328			4	お客さま センター
1 2 1	県水依存率の低減	県水依存率については、6年の渇水以降、渇水に強い町づくりを推進するため、香川用水を水源とする県営水道は渇水リスクの高い水源となっていることから、既得水利権の有効活用を図り、受水比率を50%まで引き下げ、渇水時の影響を軽減したが、平成18年度には県水受水比率100%の近隣5町との合併により、県営水道の受水比率が58%と再び上昇したため、新たな自己処理水源の確保を図り、目標の50%まで低下させることとしている。	① 県水依存率の目標 50% ② 県水受水量削減に伴う経費縮減 19年度 県水59.7% 自己水40.3% 20年度 県水58.2% 自己水41.8% 21年度 県水56.2% 自己水43.8% 30年度 県水53.4% 自己水46.6%	H19 : ▲10,965 H20 : ▲17,184 H21 : ▲34,930 累計 ▲63,079	①県水59.7% 自己水40.3% ②▲10,965	①県水58.2% 自己水41.8% ②▲17,184	①県水56.2% 自己水43.8% ②▲34,930			4	浄水課

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 2	アウトソーシング(外部委託化)	安定給水の確保やお客さまサービスの向上、経営の効率化のため、公営企業職員が担うべき業務の整理・仕分けを行い、これらの業務の明確化および重点化を図るとともに、各種業務の委託や嘱託化(再雇用職員を含む)などアウトソーシングを推進する。	公民役割の分担やアウトソーシング検討基準に基づき、アウトソーシングに適した業務について、お客さまサービスの向上を図るための業務執行の円滑化や迅速化の観点から委託、嘱託化(再雇用職員を含む。)など導入形態を検証しつつ、導入時期も考慮しながら、効率的かつ効果的にアウトソーシングを行う。			アウトソーシングに適した業務の仕分けと導入形態の検討、実施				4 経営企画課	
1 2 6	給水台帳ファイリングシステムの構築	給水台帳ファイリングシステムについては、事務の省力化、効率化とともにお客さまサービスの向上を図るために、16年度から2か年で合併町を含む既存給水台帳についてのファイリング作業が完了したことにより、18年度から給水台帳ファイリングシステムからの閲覧業務を試験稼働し、19年度からシステムの本稼働を行う。	電子ファイリング管理による対応時間の短縮 ・給水装置工事施工申請書の検索作業時間の短縮 ・施工申請書審査業務の効率化		本格稼働				ペーパーレス化に向けた電子申請の導入検討	4 給水維持課	
1 2 7	随意契約の見直し	① 随意契約による契約方法について、先進的な取組を参考に、見直すべき課題と問題点を整理し、計画的に見直しを実行する取組と方法を検討する。 現在、各部局が所管している施設の管理委託業務等の契約方法に競争原理を取り入れるため、競争見積りや入札制度を採用して経費の削減が図れる。 ② 清掃委託業務の複数年契約	① 19年度 調査・分析 20年度 実施 ② 19年度 実施	② H19 : ▲2,457 H20 : ▲2,457 累計 ▲4,914		①調査・分析 ②実施 ▲2,457	①実施 ②▲2,457	①推進		4 財務管理課	
1 2 8	補助金の見直し	水質基準改正(4年12月改正)に伴い鉛製給水管の早期解消を図ることを目的に、10年度に鉛管引替工事助成金交付制度(限度額5万円)を創設し、15年度には「高松市水道事業鉛製給水管解消基本計画」の策定とともに助成金交付額の増額(限度額10万円)を行ってきたが、19年度で再度、鉛管引替工事助成金交付制度の要綱を改正し、鉛製給水管の解消を推進する。	19年度から25年間で、約9万件の鉛製給水管全てを解消する。 19年度から21年度:助成取替目標件数 助成件数2,400件			助成件数 800 件	助成件数 800 件	助成件数 800 件		4 給水維持課	
1 2 11	使用料の見直し	現在、水道事業経営は黒字を維持しているが、今後は水需要の減少など収益環境の悪化が見込まれる中、県営水道料金の改定が想定されているほか、予備水源の確保、老朽化した浄配水施設の更新、鉛管・石綿管の解消、さらには震災等災害対策等に多額の経費が見込まれ、財政状況は厳しくなる見込みである。 こうした中、水道事業基本計画に掲げる施策を推進することにより現在の料金を可能な限り維持することとしているが、料金体系については、別途、需要構造の変化の分析や節水に配慮した体系、維持管理時代に対応した体系について検討する。	新料金体系の検討			検討				4 財務管理課 お客さまセンター	
1 2 13	合併協議事項	合併時に水道料金を高松市に統一したことにより、旧庵治町、旧牟礼町、旧香川町および旧香南町において、負担が増加する場合に急激な増加を避けるため、その増加額について、合併後3か年の段階的緩和措置を適用し、4年目に高松市の料金に統一する。	(18年度 水道料金増加額の75%減免) 19年度 50%減免 20年度 25%減免 21年度 制度の統一	H19 : ▲56,645 H20 : ▲28,300 累計 ▲84,945	▲84,945	50%減免措置 ▲56,645	25%減免措置 ▲28,300	高松市の料金に統一		3 お客さまセンター	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 3 1	職員数の適正化	合併効果の早期実現や事務事業の整理統合、公民役割の分担による簡素で効率的な組織体制とともに、技術力の維持や組織の活性化の人材育成に取り組む中、長期的に安定した経営・技術基盤を確保するため定員適正化計画を策定し、実施する。	第3次水道局職員定員適正化計画に基づき、19年度から21年度までの3年間で、職員数を4人程度減員する。	H19 : ▲5,583 H20 : ▲11,166 H21 : ▲22,332 累計 ▲39,081	▲5,583	▲11,166	▲22,332		1	経営企画課	
1 3 2	組織機構の見直し	良質で安定した給水の確保とお客さまサービスの向上のため、公営企業職員として担うべき業務の明確化および重点化を推進するとともに、各種業務のアウトソーシングや再雇用・再任用職員、非常勤嘱託職員の活用を図り、維持管理時代に対応した簡素で効率的・機動的な組織機構を目指す。	19年度 給水維持室を独立した給水維持課とする。		検討・実施			→	2	経営企画課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	(財)高松市水道サービス公社は、職員の高年齢化や正規職員の減少により業務処理体制の維持が困難な状況にあり、また、規制緩和や公益法人制度改革など官民の役割の見直しが求められている中、これらに対応するため、より公益性の高い業務に縮小し、高水準のお客さまサービスの提供と効率経営によるコストダウンに努める。	① 公社が担うべきコア業務への重点化を図る。 ② 公社職員の業務処理能力の開発研修を実施する。 ③ 公社組織の在り方について検討する。		公社改革の方針・手順を作成・実施			→	4	経営企画課	
3 2 2	人材育成の推進	水道局人材育成計画に基づき、企業職員としての資質向上と意識改革を図るため、専門実務・接遇研修および講座等を実施する。 職員の資質向上および組織の活性化を図るために、他水道事業への派遣交流や他部門への職場体験研修を行う。	① 研修所(仮称)を活用した専門技術研修の充実 ② 岡山市水道局との交流 毎年度5人以上 ③ 職場体験研修の参加者増加 毎年度10人以上		①研修開始 ②交流5人 ③研修10人	①研修充実 ②交流5人 ③研修10人	①研修充実 ②交流5人 ③研修10人		2	経営企画課	水道局
3 3 1	市民にわかりやすい情報提供	水道事業経営の透明性・公開性を高めるため、広報紙「みんなの水」や水道局ホームページで、次の①～⑤の事項について、引き続き、公表していく。 また、水道事業の効率化やサービス水準の向上のため、多方面にわたる業務を定量化し、評価する水道事業ガイドラインの業務指標等を活用し、公表する。 公表は、水道局独自の広報紙やホームページに掲載し、他の水道事業体との比較や経年比較を行うとともに表やグラフ化により、お客さまに分かりやすく公表する。公表時期は、個々の内容により速やかに対応する。 ① 財政状況(損益計算書、バランスシート、企業債残高、財政収支計画等) ② 水道料金収入および滞納整理状況 ③ 施設維持管理コスト ④ 業務コスト ⑤ 人事・職員給与等の状況	次の内容について業務指標等を活用して分かりやすく、速やかに公表する。 ① 財政状況(損益計算書、バランスシート、企業債残高、財政収支計画など) ② 水道料金収入および滞納整理状況 ③ 施設維持管理コスト ④ 業務コスト ⑤ 人事・職員給与等の状況		検討・実施			→	4	経営企画課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局	
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)				
3 3 6	広聴広報体制の見直し	合併地区を視野に入れた効果的かつ広域的な広報活動を行うため、合併町で既に運用されている広報媒体の積極的活用や旧市区域で従来から行ってきた広報活動の拡充など新たな取組を加味した広報体制の整備・見直しを行う。 具体的な取組みとして、水道事業経営に関する情報をより一層積極的に公開・提供するため、広報紙(みんなの水)の発行回数を増やすなどにより、その公開性・透明性を高めていくとともに、危機管理上の広報体制の整備を行うため、危機管理マニュアルに合併地区で既に運用されている広報媒体を組み入れ、非常事態における広報体制の整備などを行う。	① 広報紙(みんなの水)の発行回数を増やす。年4回発行→年5回発行 ② 発行回数増に伴う経費の一部を広報紙への広告掲載による広告料収入により充当する。 ③ 危機管理マニュアルへの合併地区における新たな広報媒体(防災無線網・CATV網)による広報体制を登載する。		実施					2	経営企画課	
3 5 1	広聴広報機能の充実	水道事業全般にわたりお客さま満足度を把握するため、水道週間、水道教室、ボランティア清掃等の行事にあわせてアンケートを実施する。 また、水道事業基本計画や財政収支計画、水質検査計画等の策定に合わせて、経営懇談会および水道事業協力員から意見・提言をいただくとともに、パブリックコメントを実施する。	① 水道事業アンケートの定期的な実施 ② 個別事業ごとのアンケート実施 ③ パブリックコメントの実施		②③実施			①実施		4	経営企画課	水道局
4 1 2	水道料金収納制度の改善・効率化	水道料金収入の確保と収納率向上およびお客さまの利便性向上の観点から、口座振替制度のより一層の推進に努めるとともに、クレジット収入制度の導入や収納業務の外部委託について検討する。 また、水道料金収納業務の効率化のため、料金調定サイクルの見直しを検討する。	① 口座振替制加入率の向上を目指す。21年度 90% ② 口座振替制度優遇措置の導入を検討する。 ③ 費用対効果を考慮した上で、クレジット収入制度の導入を検討する。 ④ 外部委託の検討を含めた収納業務の見直しを検討する。		①(口座振替制)/(調定件数) 88% ④ 調定サイクルの見直し、収納業務外部委託検討	①(口座振替制)/(調定件数) 89%	①(口座振替制)/(調定件数) 90%			1	お客さまセンター	

《11 教育部》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

教育部では、基本姿勢のうち、特に行財政システムの効率化と財政健全化および職員の意識改革と良質な公共サービスの提供の面を重視した取組を進めます。

実施項目数

事務事業の改革(37件)、市民サービスの向上と業務の改善(9件)など57件の取組を実施します。

目標効果額

施設の効率的運営および利用率等の向上(24,380千円)、業務の電子化(145,082千円)、外部委託等民間活力の導入(12,617千円)などにより効果額目標298,476千円を達成します。

新たな取組項目として、平成19年度から学校建設公社などの「外郭団体等の見直し」や高松市生涯学習情報システムのかがわ電子自治体システムへの移行などに取り組みます。

【重点項目】

行政運営を効率化するうえで、教育部の課題である次の項目を重点項目と位置付け、改革を進めます。

教育委員会の所掌事務のあり方を検討し、効率的な運営を図ります。

幼稚園・保育所の一体化などが課題となっているため、幼稚園のあり方を検討し、平成19年度にとりまとめます。

公民の役割分担の面から、合併町の25の体育施設の運営方式の見直しが課題となっているため、平成21年度に指定管理者制度を導入するとともに、すでに制度を導入している施設についても指定管理者業務の見直しを検討します。

行財政システムの効率化の面から、外郭団体の見直しが課題となっているため、平成19年度中に(財)高松市学校建設公社を廃止します。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
16件	57件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳入	歳出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	298,476千円	32,175千円	266,301千円
特別会計効果額	千円	千円	千円
企業会計効果額	千円	千円	千円

(2) 基本情報 (平成19年4月1日現在)

1 正規 職員数	管理職員	24人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	11,217,881千円
	係長級職員	56人		特別会計	千円
	一般職員	261人		企業会計	千円
	指導主事	21人		計	11,217,881千円
	教員	161人			
	計	523人			
2 組織数	局等		特別・企業会計：なし		
	課	7			
	室	1			
	係	15			
4 所管事務	(1) 教育委員会の会議に関する事項 (2) 教育委員会職員の人事、給与および福利厚生等に関する事項 (3) 学校、社会教育、スポーツ等の教育機関に関する事項 (4) 学校教育に関する事項 (5) 学校給食に関する事項 (6) 生涯学習に関する事項 (7) 人権教育に関する事項 (8) 市民スポーツに関する事項				



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 1 4	債権回収の取組	【入学準備金貸付金】 高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付けているが、未償還金を計画的に回収する取組みを検討する。	債務者への督促、臨戸訪問等による債権回収の継続実施	H19 : 100 H20 : 100 H21 : 300 累計 500	100	100	300		4	学校教育課	
1 1 6	新設統合校の電力契約の見直し	施設・設備等の関係で、現在の学校では学校本体の電力と学校開放用の電力を別途契約しているが、新設統合校の建設に伴い、契約を一本化し、学校開放に係る電気料金の縮減を図る。	新設統合第一小・中学校および第二小学校の、それぞれの建設時に、電力契約を一本化し、開校後の学校開放に係る電力料金の縮減を図る。 従来の方式と比較して、1校当たり年間30万円の縮減を図る。 ①第一小・中学校 21年度から、実施する。 ②第二小学校 22年度から、実施する。	H21 : ▲300	① 工事		① ▲300	② 実施	4	総務課(新設統合校整備室)	
1 2 1	教育委員会行事にかかる主催団体の教育委員会から各団体への移行	教育文化祭(児童生徒科学体験発表会、音楽会、展覧会等)、中学校体育大会(総合体育大会、新人大会、駅伝大会等)、小学校体育活動(陸上記録会、水泳記録会)等の行事について、より効率的な運営を図るために、教職員の研究団体への実施主体の移管について検討し、体制の整ったものから移管する。	・ 中学校体育大会については、20年度までに体制を整備し、21年度から段階的に高松市中学校体育連盟に実施主体を移管する。 ・ 教育文化祭・小学校体育活動については、実施主体となるべき団体を育成する。	H21 : ▲1,522	検討		▲1,522		4	学校教育課	
1 2 1	各種イベント等の見直し	従来の屋島クオーターマラソンを廃止し、高松ファミリー＆クォーターマラソンinAJIIに変更することにより、合併町との融和を図るとともに、できるだけ多くの人が参加できるようにする。	新たな市民層のスポーツ人口の拡大を目指す。 19年度から、大会に要する経費節減を図って実施する。	H19:▲ 2,000 H20:▲ 2,000 H21:▲ 2,000 累計 ▲ 6,000	▲2,000	▲2,000	▲2,000		2	市民スポーツ課	教育部
1 2 1	テレビ会議システムの見直し	へき地の学校の休校等に伴い、へき地の学校等6校を接続していたテレビ会議システムの運用を見直し、教育情報通信ネットワークシステム内での代替運用を実施するなどの見直しを行う。	19年度に、代替のシステム運用の可能性を探る。 20年度から、現システムの運用を中止する。	H20: ▲1,728 H21: ▲1,728 累計 ▲3,456			▲1,428 ▲ 300	▲1,428 ▲ 300	2	教育文化研究所	
1 2 2	指定管理者制度の導入	【合併町体育施設25施設】 管理運営について、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを最大限に引き出し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。	21年度に、指定管理者制度を導入する。 管理運営費 7%削減 18年度:180, 243千円 21年度:167, 626千円	H21:▲12,617			▲12,617		4	市民スポーツ課	
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【高松市総合体育館ほか9施設】 制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、指定管理者と協議する中で、年度協定締結時または次期指定管理更新時における、業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。 (指定管理者業務の見直し検討) ① 次期更新時までに募集条件を見直す。 ② 次期更新時までに利用料金制度の採用を検討する。 ③ 利用者に対する安全対策の見直しを実施する。	① 20年度までに、募集条件の結論を出す。 ② 20年度までに、利用料金制度採用の結論を出す。 ③ 19年度の年度協定締結時までに、利用者に対する新安全対策マニュアルを策定する。		検討	決定	更新		4	市民スポーツ課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局	
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)				
1 2 5	施設の効率的運営 および 利用率等の向上	【公民館】 ① コミュニティセンター化されることを視野に入れて整備し、地域振興課と連携し、地域コミュニティ協議会の構築を側面から支援する。 ② 各公民館の現状、規模に応じ、清掃委託等の回数や内容を見直す。 ③ 防災設備等の保守点検委託の内容を見直す。	② 19年度から、18年度予算比32%を縮減する。 ③ 19年度から、18年度予算比15%を縮減する。	H19: ▲3,844 H20: ▲3,844 H2 : ▲3,844 累計▲11,532	① 支援 ②▲3,227 ③▲ 617		②▲3,227 ③▲ 617	②▲3,227 ③▲ 617		2	社会教育課	
1 2 5	施設の効率的運営 および 利用率等の向上	【生涯学習センター】 ① 設備保守点検委託の見直し、効率的運営を図り、貸館による収入増に取り組む。 ② 魅力的な講座等の開催等により、来館者数の増加に取り組む。	① 貸館による収入(多目的ホール等使用料)を10%増加する。 ② 19年度以降の来館者数を毎年、前年度実績の約4%増加させる。	H19: 305 H20: 305 H21: 305 累計 915	305	305	305		4	社会教育課(生涯学習センター)		
1 2 5	施設の効率的運営 および 利用率等の向上	【合併地区体育施設】 合併地区的体育施設の維持管理について、現在の状況等を十分把握した上で、近隣他施設との一括発注など仕様の見直しを行い、経費削減を図る。	管理運営費(各種業務委託料) 20年度目標 対18年度予算比20%削減 18年度:31,181千円 20年度:24,945千円	H19: ▲ 5,697 H20: ▲ 6,236 累計▲11,933	▲5,697	▲6,236	指定管理者へ移行		3	市民スポーツ課		
1 2 6	公共施設利用総合情報システムの拡充	高松市生涯学習情報システムをかがわ電子自治体の施設利用申込システムへ移行し、運用管理費を削減する。	19年度から、移行する。	H19: ▲ 44,398 H20: ▲ 50,342 H21: ▲ 50,342 累計 ▲145,082	▲44,398	▲50,342	▲50,342		4	社会教育課(生涯学習センター)	教育部	
1 2 11	受益者負担(使用料等) の見直し	【高松第一高等学校授業料】 従来、国の地方財政計画における単価について、その翌年から改定し実施していたが、受益者負担の原則と住民負担の公平性の確保から、県と同様、新年度入学者から月額9,600円を月額9,900円に改定する。	19年度授業料の改定を行う。	H19 : 1,080 H20 : 2,160 H21 : 3,240 累計 6,480	1080	2,160	3,240		4	高松一高		
1 2 12	収入増対策(広告料)	高松市立第一高等学校の印刷物について広告を載せ広告料を得る。	19年度から、封筒の印刷依頼時に広告を載せる。	H19: 30 H20: 60 H21: 90 累計 180	30	60	90		4	高松一高		
1 2 12	市立小・中学校施設耐震化実施計画の財源見直し	22年度までの高松市立小・中学校施設耐震化実施計画において、当初計画案の財源について、合併特例債を活用するなど、特定財源(国費、市債)の比率を高め、一般財源の削減を図る。	19年度から、実施する。		実施				2	総務課		
1 2 13	合併協議事項	【奨学生貸付事業】 合併時において制度の適用を受けている者に限り、高等学校・大学等の修学年限に相当する期間、支給するものとする。		H19 : ▲2,232 H20 : ▲3,576 H21 : ▲ 600 累計 ▲ 6,408	▲6,408	▲2,232	▲3,576	▲600	3	学校教育課		
1 2 13	合併協議事項	【高等学校生徒を育てる修学金等補助】 合併年度およびこれに続く3年度に限り実施する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲2,790	▲2,790			▲2,790	3	学校教育課		

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 13	合併協議事項	【中学校の学校行事等参加補助】 合併年度およびこれに続く3年度に限り実施する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲4,048 ▲4,048			▲4,048		3	学校教育課	
1 2 13	合併協議事項	【運動部活動生徒派遣補助】 合併年度およびこれに続く3年度に限り実施する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲7,744 ▲7,744			▲7,744		3	学校教育課	
1 2 13	合併協議事項	【障害児学級活動補助(旧牟礼町)】 合併年度およびこれに続く3年度に限り実施する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲230 ▲230			▲ 230		3	学校教育課	
1 2 13	合併協議事項	【学校図書館専任司書配置事業(旧牟礼町)】 合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。	21年度から、廃止する。	H21 : ▲4,807 ▲4,807			▲4,807		3	学校教育課	
1 2 13	合併協議事項	【旧庵治町区域におけるスクールバス運行業務】 20年度から嘱託化により、効率的な業務の運用を図り、経費の削減を行う。	20年度から、嘱託化する。	H20: ▲ 5,985 H21: ▲ 5,985 累計 ▲11,970 ▲11,970	検討	▲5,985 ▲5,985			3	学校教育課	
1 2 13	合併協議事項	【牟礼町青年会運営事業補助金】 高松市青年連絡会への加入を促し、補助金については、合併年度に続く3年度間で調整し、4年度以降市の制度に統一する。	① 18年度(17年度の7割) ② 19年度(17年度の5割) ③ 20年度(17年度の3割) 21年度から、廃止する。	H19: ▲ 30 H20: ▲ 60 H21: ▲105 累計 ▲ 195 ▲195	▲30	▲60 ▲60	▲105 ▲105		3	社会教育課	教育部
1 2 13	合併協議事項	【国分寺町青年会運営事業補助金】 高松市青年連絡会への加入を促し、補助金については、合併年度に続く3年度間で調整し、4年度以降市の制度に統一する。	① 18年度(17年度の7割) ② 19年度(17年度の5割) ③ 20年度(17年度の3割) 21年度から、廃止する。	H19 : ▲ 20 H20 : ▲ 40 H21 : ▲ 70 累計 ▲130 ▲130	▲20	▲40 ▲40	▲70 ▲70		3	社会教育課	
1 2 13	合併協議事項	【香川地区子ども会補助金】 校区子ども会の高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促し、補助金については、合併年度に続く3年度間で調整し、4年度以降市の制度に統一する。	① 18年度(17年度の7割) ② 19年度(17年度の5割) ③ 20年度(17年度の3割) 21年度から、校区子ども会補助金に統一する。	H19: ▲ 72 H20: ▲144 H21: ▲178 累計 ▲ 394 ▲394	▲72	▲144 ▲144	▲178 ▲178		3	社会教育課	
1 2 13	合併協議事項	【国分寺地区子ども会補助金】 校区子ども会の高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促し、補助金については、合併年度に続く3年度間で調整し、4年度以降市の制度に統一する。	① 18年度(17年度の7割) ② 19年度(17年度の5割) ③ 20年度(17年度の3割) 21年度から、校区子ども会補助金に統一する。	H19: ▲ 62 H20: ▲124 H21: ▲149 累計 ▲ 335 ▲335	▲62	▲124 ▲124	▲149 ▲149		3	社会教育課	
1 2 13	合併協議事項	【香南地区子ども会補助金】 校区子ども会の高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促し、補助金については、合併年度に続く3年度間で調整し、4年度以降市の制度に統一する。	① 18年度(17年度の7割) ② 19年度(17年度の5割) ③ 20年度(17年度の3割) 21年度から、校区子ども会補助金に統一する。	H19: ▲ 34 H20: ▲ 68 H21: ▲ 96 累計 ▲ 198 ▲198	▲34	▲68 ▲68	▲96 ▲96		3	社会教育課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 13	合併協議事項	【庵治地区子ども会補助金】 校区子ども会の高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促し、補助金については、合併年度に続く3年度間で調整し、4年度以降市の制度に統一する。	① 18年度(17年度の7割) ② 19年度(17年度の5割) ③ 20年度(17年度の3割) 21年度から、校区子ども会補助金に統一する。	H19: ▲ 30 H20: ▲ 60 H21: ▲ 85 累計 ▲ 175	▲175	▲30	▲60	▲85		3 社会教育課	
1 2 13	合併協議事項	【牟礼地区子ども会補助金】 校区子ども会の高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促し、補助金については、合併年度に続く3年度間で調整し、4年度以降市の制度に統一する。	① 18年度(17年度の7割) ② 19年度(17年度の5割) ③ 20年度(17年度の3割) 21年度から、校区子ども会補助金に統一する。	H19: ▲ 90 H20: ▲ 180 H21: ▲ 251 累計 ▲ 521	▲521	▲90	▲180	▲251		3 社会教育課	
1 2 13	合併協議事項	【牟礼地区ジュニアリーダークラブ補助金】 高松市ジュニア・リーダー・クラブへの加入を促し、補助金については、合併年度に続く3年度間で調整し、4年度以降市の制度に統一する。	① 18年度(17年度の7割) ② 19年度(17年度の5割) ③ 20年度(17年度の3割) 21年度から、廃止する。	H19: ▲ 33 H20: ▲ 67 H21: ▲ 117 累計 ▲ 217	▲217	▲33	▲67	▲117		3 社会教育課	
1 2 13	合併協議事項	【香川地区子ども会子ども交流大会事業補助金】 地区的行事として、合併年度に続く2年度に限り助成する。	20年度から、廃止する。	H20: ▲ 46 H21: ▲ 46 累計 ▲ 92	▲92		▲46	▲46		3 社会教育課	
1 2 13	合併協議事項	【香川地区子ども会わんぱく寺子屋事業補助金】 地区的行事として、合併年度に続く2年度に限り助成する。	20年度から、廃止する。	H20: ▲ 194 H21: ▲ 194 累計 ▲ 388	▲388		▲194	▲194		3 社会教育課	教育部
1 2 13	合併協議事項	【香川地区子ども会凧揚げ大会事業補助金】 地区的行事として、合併年度に続く2年度に限り助成する。	20年度から、廃止する。	H20: ▲ 46 H21: ▲ 46 累計 ▲ 92	▲92		▲46	▲46		3 社会教育課	
1 2 13	合併協議事項	【香川地区子ども会卓球大会事業補助金】 地区的行事として、合併年度に続く2年度に限り助成する。	20年度から、廃止する。	H20: ▲ 78 H21: ▲ 78 累計 ▲ 156	▲156		▲78	▲78		3 社会教育課	
1 2 13	合併協議事項	【香川地区学校週5日制関連地域づくり補助金】 学校週5日制関連地域づくり事業として、合併に続く2年度に限り助成する。	20年度から、廃止する。	H20: ▲ 700 H21: ▲ 700 累計 ▲ 1,400	▲1,400		▲700	▲700		3 社会教育課	
1 2 13	合併協議事項	【国分寺地区やつてんまいスポーツ事業補助金】 地区的行事として、合併年度に続く2年度に限り助成する。	20年度から、廃止する。	H20: ▲ 105 H21: ▲ 105 累計 ▲ 210	▲210		▲105	▲105		3 社会教育課	
1 2 13	合併協議事項	【国分寺町女性教室開設補助金】 21年度より、市女性教室に統一する。	① 18年度(17年度の7割) ② 19年度(17年度の5割) ③ 20年度(17年度の3割) 21年度から、市制度に統一する。	H19: ▲ 128 H20: ▲ 256 H21: ▲ 387 累計 ▲ 771	▲771	▲128	▲256	▲387		3 社会教育課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 13	合併協議事項	【体育協会、スポーツ少年団、市民運動会への補助事業】 合併年度の翌年度から段階的に調整し、4年度目において統一する。	① 18年度(17年度の7割) ② 19年度(17年度の5割) ③ 20年度(17年度の3割) 21年度から、市制度に統一する。	H19:▲ 3,306 H20:▲ 6,558 H21:▲ 10,224 累計 ▲20,088	▲20,088 ▲3306	▲6,558	▲10,224		3	市民スポーツ課	
1 2 13	合併協議事項	【体育施設使用料の減免措置】 合併年度およびこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	21年度から、廃止する。	H21: 14,100	14100		14100		3	市民スポーツ課	
1 2 13	合併協議事項	【生涯スポーツ推進費(県派遣社会教育主事受入事業)】 市の制度に統一するため、合併地区の社会体育担当の県派遣社会教育主事受入事業(牟礼町・香川町・香南町各1人)を廃止し、負担金(人件費2分の1相当分)の削減を図る。	19年度から、取止める。	H19:▲ 3,500 H20:▲ 3,500 H21:▲ 3,500 累計▲ 10,500	▲10,500 ▲3,500	▲3,500	▲3,500		3	市民スポーツ課	
1 3 1	市長等の給与の見直し	市長、副市長、水道事業管理者、教育長、議見を有する者の中から選任された常勤の監査委員の給料月額について、高松市特別職の職員の報酬等審議会の意見を聴きながら適正化を推進する。	市長等の給料の適正化に取組む。		推進				2	総務課	
1 3 2	教育委員会の所掌事務のあり方	市長部門と教育委員会部門の所掌事務に関し、関係法令の改正動向に留意し、行政の総合性の確保、効率的な運営の観点から検討する。	行政の総合性の実現、効率的な運営を図る。		調査・研究		検討・実施		2	総務課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【財】高松市スポーツ振興事業団】 高松市総合体育館ほか9施設の指定管理者である高松市スポーツ振興事業団の次期指定管理者更新時の公募選定に向けた経営改善等について、そのあり方の抜本的な見直しを指導する。	21年度指定更新 20年度までに、公募選定に向けて、経営改善の取りまとめと事務局体制の見直しを指導する。		検討	決定	更新		4	市民スポーツ課	教育部
1 4 1	外郭団体等の見直し	【財】高松市学校建設公社】 自治体が金融機関に対して損失補償を行うことができなくなり、公社の事業運営が困難となったことから、廃止を検討する。	19年度中に、廃止する。 ・今後の活用法等について検討 ・関係機関(県等)と協議 ・新公益法人制度における認定の可能性等検討	H19 : 10,000	10,000				4	総務課(新設統合校整備室)	
2 1 1	幼稚園・保育所の一体化の検討	市立幼稚園・保育所の一体化については、幼稚園と保育所が隣接する施設を研究指定園・所として、交流保育等を実施するとともに、16年8月設置の高松市立幼稚園・保育所一体化検討会において、あり方を検討する。	・検討会を、年間2回以上実施する。 ・幼・保連携に関する研究指定の取組みを、他の幼稚園・保育所にも広めていく。 ・幼稚園教員・保育所保育士合同研修会等を深めていく。		幼保一体化検討				1	学校教育課	
2 1 1	幼稚園のあり方の検討	庁内検討委員会や懇談会を設置し、市立幼稚園・保育所一体化や連携、民営化や統合など運営形態のあり方、私立幼稚園とのかかわり方等、市立幼稚園のあり方を検討する。	・高松市立幼稚園・保育所一体化検討会とともに幼児教育のあり方に関する懇談会を設置し実施する。 ・幼保一体化、連携、民営化、統合など運営形態のあり方、就学前教育のあり方について方向性を取りまとめる。		懇談会で取りまとめ 今後の対応方向について検討	計画に基づく対応			2	学校教育課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
2 1 1	留守家庭児童会事業と放課後児童クラブ事業の所管の一元化	国において、学童保育事業を含めた総合的な放課後対策事業の「放課後子どもプラン(仮称)」が示されたことから、今後、国の動向を見ながら所管の一元化に向け、検討を進める。	教育委員会が所管している留守家庭児童会事業と福祉部門が所管している放課後児童クラブ事業の所管を一元化する。		検討	条件整備		一元化	2	社会教育課	
2 1 1	高松第一高等学校のあり方と施設整備の検討	「高松第一高等学校整備計画庁内検討委員会」で教育のあるべき姿を含む基本方針を取りまとめ、「(仮称)高松第一高等学校のあり方検討懇話会」を設置し、幅広く意見を聴き、市の具体的対応方針を策定する。 ① 19年度に、高松一高のあり方検討についての対応方針を取りまとめる。 ② 20年度に「(仮称)高松第一高等学校のあり方検討懇話会」を設置し、21年度末を目指して提言を受け、具体化に取組む。	21年度末を目指して「(仮称)高松第一高等学校のあり方検討懇話会」の提言を受け、具体化して取組む。		検討			→ 提言を踏まえた具体的対応方針を策定し、具体化に取組む。	1	高松一高	
3 2 2	教職員の資質向上に資する研修機能の充実	① 研修機能を高めるために、TENS環境を整備し、カリキュラムセンター機能の検討と整備を行う。 ・教育関係情報の収集と活用等に関する機能の充実整備 ・研究紀要、文献、参考書籍等の収集とTENSポータルサイトの整備(利用しやすいポータルサイトの提供) ② 今日的な教育課題に応える研修支援機能の整備 ・調査研究事業の成果の活用と研修プログラムの開発	① TENS(高松市教育情報通信ネットワークシステム)環境を活用した研修情報の提供については、よりよいポータルサイトの構築に向け、今後とも継続して充実させていく。 ② 参加教員の研修評価の平均値を3.7点以上(4点満点中)になるような研修プログラムの開発に努める。		①TENS環境を活用した研修情報の提供と活用 ②研修内容の不断の見直し				2	教育文化研究所	
4 1 1	子ども向けホームページの開設	市の情報を小・中学生にわかりやすく提供し、高松市地域に対する興味・関心を高めてもらうとともに、自然とのふれあいや体験活動をすることができるよう市ホームページに子ども向けホームページ「きつずの森」を開設し、管理・運営する。	掲載内容の定期的な更新や見直しを通じて、より子どもたちに親しみやすいホームページとして充実するとともに、学校等に広く周知して利用の促進を図る。		実施				4	社会教育課	教育部
4 1 1	少年相談員養成事業の推進	子どもや保護者が気軽に相談できる地域の少年相談員を養成するために、相談員研修を開催し、受講者を少年相談員として登録する。	小学校区ごとに、少年相談員が配置できるよう養成を行う。		相談員研修受講登録者数5名(新規)			→	4	社会教育課(少年育成センター)	
4 1 1	不審者情報提供の拡充	子どもの安全確保のために、関係機関・団体等に不審者情報をメール配信して、不審者に対する注意喚起を図るとともに、地域で子どもを見守る体制の充実を図る。	不審者情報メール配信の迅速化と配信先の拡大を図る。		拡充			→	4	社会教育課(少年育成センター)	
4 1 1	インターネットを利用した講座の無料公開	インターネットを利用した講座を無料公開し、市民サービスの向上に努める。	8講座の公開(17年度に公開した6講座の33%増)		8 講座の公開	8 講座の公開	8 講座の公開		4	社会教育課(生涯学習センター)	
4 1 1	情報を集約したホームページづくり	人権教育・啓発の促進のために、より市民に利用される、市民が利用しやすいホームページづくりに取り組む。人権学習をする人が人権教育課のホームページを見れば、人権教育に関する情報がすべて得られるように情報を集約したホームページづくりをめざす。	毎年度、表示の改善、情報の充実を図る。		改善・充実			→	4	人権教育課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
4 1 1	教育相談等の相談窓口の多元化	適応指導教室での不登校に関する適応指導業務(教育相談業務)にかかる相談窓口が、適応指導教室への直接の訪問や電話に限られていることから、相談窓口の多元化を検討する。	電子メール・ホームページの積極的な活用		推進					4	教育文化研究所
4 1 2	就学援助費の支給方法の見直し	就学援助費の支給事務は、各学校の担当教諭の事務量が多く、また、教育委員会から学校長、学校長から保護者と就学援助費を支給するまでに時間を要することから、支給方法の見直しを検討する。	19年度から20年度にかけ見直しに向けた検討を行い、21年度から保護者の口座に直接振り込みする。		検討			保護者の口座に直接振込		4	学校教育課
4 1 2	留守家庭児童会保護者負担金の収納方法の見直し	保護者負担金の収納については、現在、指導員が各教室で現金収納しているが、現金を子どもが持参したり、受領金を教室に保管するなど、公金の管理上好ましい状態でないので、指定期日に銀行口座から振り替える口座振替制度を導入する。	収納事務を軽減する。 導入校区数17校区(導入率50%)		口座振替制度の導入					4	社会教育課
4 1 2	留守家庭児童会指導員勤務体制の見直し	留守家庭児童会指導員の勤務体制の見直しを検討する。	21年度から、指導員の勤務体制を見直し、効率化を図る。		検討			実施		1	社会教育課

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系 番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)		実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
				うち合併効果 額目標		19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
		背表紙（以下余白）										

《12 文化部》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

【概要】

文化部が所管する業務の性質から、基本姿勢のうち、特に公民の役割分担と市民協働の推進、職員の意識改革と良質な公共サービスの提供およびニュー・パブリック・マネジメントの推進の面を重視した取組を進めます。

実施項目数

事務事業の改革（11件）など16件の取組を実施します。

目標効果額等

電子化業務の更新（14,733千円）、補助金の見直し（10,000千円）、事業内容や受益者負担の見直し（10,020千円）などにより、効果額目標44,029千円を達成します。

新たな取組項目として、文化芸術ホールの施設予約について、新たなシステムを構築するなど、施設の効率的運用および利用率等の向上を図ります。

【重点項目】

行政運営を効率化するうえで、文化部の課題である次の項目を重点項目と位置付け、改革を進めます。

公民の役割分担の面から、市直営施設「庵治文化館」の運営方式が課題となっているため、平成20年度に指定管理者制度の導入を実施します。

（財）高松市文化芸術財団の自立化と市負担の抑制を図るため、指定管理者制度の見直しに当たっては、成果指標に偏った評価の弊害や、地域住民への幅広い効果を視野に入れ、真に公立ホールの活性化につながるような見直しを検討します。

施設の効率的運営と市民サービスの向上を図るため、5館ある図書館の休館日を異なる曜日に変更します。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
8 件	16 件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳 入	歳 出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	44,029千円	9,276千円	34,753千円
特別会計効果額	千円	千円	千円
企業会計効果額	千円	千円	千円

(2) 基本情報 (平成19年4月1日現在)

1 正規職員数	管理職員	15人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	1,683,929千円
	係長級職員	26人		特別会計	千円
	一般職員	46人		企業会計	千円
	計	87人		計	1,683,929千円
2 組織数	局等		特別・企業会計：なし		
	課	4			
	室				
	係	16			
4 所管事務	(1) 市民文化の振興に関する事項 (2) 文化財の保護および活用に関する事項 (3) 歴史資料館に関する事項 (4) 図書館に関する事項 (5) 菊池寛記念館に関する事項 (6) 美術館に関する事項 (7) 市民文化センターに関する事項				



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 2	指定管理者制度の導入	【庵治文化館】 管理運営について、地元団体と連携・協働による地域の活性化を目指し、業務範囲(施設管理および事業実施)等を念頭におき、指定管理者制度を導入し、利用の促進を図るとともに、管理経費の縮減を図る。	① 18年度に、庵治地区の地元団体に施設受付等の業務委託を実施する。 ② 19年度に、指定管理者を選定する。 ③ 20年度から、指定管理者による施設管理等を実施する。		決定	導入			4	文化振興課	
1 2 2	指定管理者業務の見直し検討	【高松市文化芸術ホール】 制度導入後の業務実態およびモニタリング等を踏まえて、指定管理者と協議する中で、年度協定締結時または次期指定管理更新時における、業務の範囲・内容、指定または募集条件等に係る見直しを検討する。 ① 利用料金制度の採用を検討する。 ② 利用者に対する安全対策の見直し等を検討する。	21年度から、業務評価制度を検討する中で、指定管理者による施設管理および文化事業を実施する。		検討	決定	更新		4	文化振興課	
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【高松市文化芸術ホール】 文化芸術ホールの現行の施設予約システムを更新時期にあわせて、より効率的で、機能的なシステムを構築し、施設の有効利用を促進する。	施設予約システムを、19年度の更新時期にあわせて構築する。	H19:▲ 4,911 H20:▲ 4,911 H21:▲ 4,911 累計 ▲14,733	▲4,911	▲4,911	▲4,911		2	文化振興課	
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【歴史資料館】 18年10月「歴史資料館等あり方検討委員会」から4館(歴史資料館、石の民俗資料館、香南歴史民俗郷土館、讃岐国分寺跡資料館)のあり方について報告書が提出された。それに基づき各館を運営するとともに、あわせて施設の効率的運営および利用率等の向上を図る。 ・「4つの館で一つの館である」を理念に掲げるとともに、各館に独自色を持たせた上で、所在地域毎の資料館として位置付けることとする。 ・上記の基本理念のもと、市民サービスの向上と施設の有効利用を促進し、来館者増、利用者増に努め、収入増を図る。 ・市民・関係団体の理解と協力を得ながら、無料観覧施設の展示を一部有料とする。 ・事業の実施方法、重複事業の見直しなど経費の削減する一方、施設維持管理契約の一元化を検討し、施設の効率的運営を図る。 ・合併に伴う常設展示の展示内容・機器等を予算の範囲内で早急に改修を実施する。	① 観覧者増、利用者数増を図るとともに、施設における各個人の滞在時間の延長を図る。 ② 展示以外の事業(講座等の教育普及事業)を積極的に展開し、利用者増につなげる。 ③ 常設展・特別展観覧料収入の収入増を図る。 ④ 施設使用料の収入増を図る。 ⑤ 運営事業および維持管理の一元化／施設の状況を考慮しながら、ソフト面での一元化を推進していく。	H19: 2,650 H20: 2,650 H21: 2,650 累計 7,950	②教育普及事業 130事業 ③2,000 ④650 ④施設使用料 収入 650	②130事業 ③2,000 ④650	②130事業 ③2,000 ④650		4	文化振興課	文化部
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【菊池寛記念館】 郷土ゆかりの作家コーナーと研究閲覧室の無料開放、館外での周知活動などにより、市民サービスの向上および施設の有効活用に取組んでいる。 事業については、文学展や文芸講座など各種事業を菊池寛顕彰会等関係団体との協働により実施するとともに、専門的知識を有する識者との連携強化を図っている。 ・市民サービスの向上と施設の有効利用を促進し、来館者増、利用者増に努め、収入増を図る。	① 観覧者増、利用者数増を図るとともに、施設における各個人の滞在時間の延長を図る。 ② 展示以外の事業(講座等の教育普及事業)を積極的に展開し、利用者増につなげる。 ③ 常設展観覧料収入増を図る。 ④ 実行委員会方式による事業推進で観覧者増、利用者増を図る。	H19 : 42 H20 : 42 H21 : 42 累計 126	②教育普及事業 14事業 ③42 ③観覧料収入 42	②14事業 ③42	②14事業 ③42		2	文化振興課	

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局	
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)				
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【図書館】 ① 中央図書館と地域館(4館)の休館日を異なる曜日に変更する。 ② 地域館4館への資料(図書等)配達業務の嘱託化 ③ 図書館サービスの充実向上のため、特化したコーナーの設置やレファレンスをはじめ、判例情報・経済情報・新聞記事などデータベースによる情報検索システムの構築を行う。 ④ 図書館広報紙を市ホームページに掲載するとともに、インターネットによるレファレンスサービスを行う。 ⑤ 香川電子自治体システムにより、視聴覚ホールの予約・貸出を行う。	① 利用者の利便を図る。 ② 資料の安定かつ効率的な配達に努める。 ③ 資料(情報)検索の効率化(調べものが容易になる。)を図る。 ④ 利用者の利便を図る。 ⑤ 利用者の利便を図る。		④ 推進 ⑤ 推進 ① 推進 ② 推進 ③ 推進				4	中央図書館		
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【美術館】 ・小中高校生を対象に、特別展のチラシ等を全員に配布するほか、園長・校長研修会等での周知活動による継続的な美術館の利用促進を図る。 ・教職員研修、美術教育研修等の受入れやプログラムの提案、有志教職員と連携した美術館主催講座の開催などを図るほか、学校現場等からの要請に応じたテレビ会議授業システム等による鑑賞教育授業への協力など学校教育活動面からの利用促進を図る。 ・減免措置等の弾力的運用による団体鑑賞、施設見学、職場体験学習等の積極的受け入れや、週休日無料開放制度の積極的なアピールにより利用促進を図る。 ・子どもに美術を楽しみながら鑑賞する力を身につけてもらうことを目指す「アートで遊ぼう！」を、年6回前後実施する。 ・子どもが美術を創造する力を養い、幅広い美術表現方法を体験して貰う「子どものアトリエ」を、年間3期(各期4回)実施する。	① 「アートで遊ぼう！」参加者数 : 120人(H17実績比+20%) ② 「子どものアトリエ」参加者数 : 140人(H17実績比+25%) ③ 学校教育活動による団体鑑賞、施設見学参加者数 : 1, 800人(H17実績比+20%) ④ 週休日無料開放参加者数 : 1, 400人(H17実績比+30%)		推進				1	美術館 美術課	文化部	
1 2 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	【市民文化センター】 ① 19年度から、かがわ電子自治体システムに加入し、貸館予約申込体制の充実を図る。 ② 別館の貸館については、人数貸しから使用面の部分貸しへ変更し、料金は20年度から施行する。 (※19年度の予約申込は本館が新システム、別館が従来の台帳方式の2本立ての対応となる。)	① 19年度に、新システムへ移行する。 ② 別館の貸館について、20年度利用分から新システム方式とし、人数貸しを面貸しへ変更する。 ③ 利用者への制度の周知徹底を図り、円滑な運営に努める。		① 實施 ② 推進				2	市民文化センター		
1 2 8	補助金等の見直し	【文化芸術ホール自主事業に対する補助金額の見直し】 文化芸術ホールの指定管理者が同ホールを利用して行う自主事業に対し補助金を支出しているが、入場料収入等の事業収入増を図るとともに、国等の補助制度を利用することにより、一般財源の抑制を促す。	20年度事業分から、補助金を減額する。	H20: ▲ 5,000 H21: ▲ 5,000 累計▲10,000		▲5,000	▲5,000			4	文化振興課	
1 2 12	収入増対策(広告料)	自主財源確保策の一環として、中央図書館管理のサンクリスマスタル高松の平面駐車場の市道に面しているフェンス(金網:長さ19m、高さ1m)への広告掲載を行う。 また、移動図書館車ボディのほか、駐車券・貸出レシート等、あらゆる媒体を活用した広告掲載についても検討を進める。	19年度より、平面駐車場への広告掲載を行う。	H19: 400 H20: 400 H21: 400 累計 1,200	400	400	400		1	中央図書館		

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標(千円) うち合併効果額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局	
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)				
1 2 13	合併協議事項	【合併地区における文化事業等の見直し】 ①「石のさとフェスティバル」については、次回開催時(21年度)に、事業内容を見直し、経費を縮減する中で効果的な事業実施に取組む。 ②「音のまつり」、「文化講演会」については、開催場所を限定せず、全市的事業として実施するものとし、あわせて入場料の有料化を検討する。 ③ 合併地区文化祭については、市の経費負担部分を見直し、将来的には市の地区文化祭と同じ位置づけとする。	① 20年度に、事業内容を見直す。 ② 19年度から段階的に見直す。 ③ 22年度以降において、支援経費の縮減を図る。	H19:▲ 3,340 H20:▲ 3,340 H21:▲ 3,340 累計▲ 10,020	▲10,020	② ▲3,340	② ▲3,340	② ▲3,340	① 石のさとフェスティバル～次回(24年度)開催内容等について見直し・検討 ② 音の祭り、文化講演会～継続 ③ 旧町文化祭～支援経費の縮減検討	3	文化振興課	
1 4 1	外郭団体等の見直し	【財】高松市文化芸術財団 高松市文化芸術ホールの指定管理者に指定 ① 事業運営体制や組織体制を再度見直すことにより、施設管理体制や事業実施体制の充実を図り、公共性と専門性を備え、かつ収益性を備えた財政基盤のしっかりとした財団とする。 ② 団体等に係る情報公開に取組む。	21年度指定更新 19年度の財団役員の改選に併せて、財団の組織体制を充実させる。		財団役員の改選	決定	更新		4	文化振興課		
2 1 1	合併後の文化施設(文化芸術の発表・鑑賞の場としてのホール)整備のあり方	類似市における文化施設整備基準や整備の考え方等について調査を行い、本市の財政状況を踏まえる中で、合併後の高松市域における文化施設等の整備方針を決定し、目的に応じた適正規模の施設整備を行う。	類似市の文化施設整備基準・整備の考え方等調査結果に基づき、19年度に本市における文化施設等の整備方針をまとめる。		庁内検討委員会の設置・協議・決定				3	文化振興課	文化部	
2 1 1	市民文化センター(平和記念室を含む。)のあり方検討	類似施設の耐用年数の関係で今後10年程度のうちに、市民文化センター施設(平和記念室を含む。)のあり方の検討を行う必要があることから、現施設での投資、保守、点検、修理は最小限にする。 駐車料金の有料化については、同施設のあり方検討の動向を見極める必要があり、施設改修経費の把握に努める。 ・こどもけ向けの科学を中心とした生涯学習拠点施設の整備の検討 ・庁内の検討組織の立上げ	21年度に、庁内組織を設置する。				施設整備について庁内での検討		1	市民文化センター		
4 1 1	収蔵品情報システムの内容拡充	歴史資料館、菊池寛記念館、美術館、市民文化センター平和記念室、文化振興課発掘調査担当部門の収蔵品の情報のうち、公開可能な情報をインターネットで公開しており、内容を充実する。	① 掲載する収蔵品情報の入力数の増加を図る。 ② 当該インターネットのアクセス数の増加を図る。 ③ 当該システムの変更時期である20年5月を期に、対象施設を拡大し、ソフトの充実を図る。	① 40,000件 (うち公開数 27,000件) ② 15,000件	① 43,000件 (29,000件)	① 46,000件 (31,000件)			4	文化振興課 美術館美術課 市民文化センター		
4 1 1	図書館サービスの向上	図書館のレベルアップを図るために、図書館運営体制として、各館における専門職員の確保の観点から、司書職員の育成を図り、利用者サービスの向上を図る。	専門性の確保(司書率40%)		34%	37%	37%	40%	4	中央図書館		

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系 番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部 局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
		背表紙（以下余白）									

《13 監査事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・議会事務局》

(1) 部局目標

ア 取組の概要と重点項目

<監査事務局>

【概要】

監査に当たっては、「最少の経費で最大の効果」および「組織および運営の合理化等」の趣旨にのっとって事業が行われているかどうか、また、適法性、効率性および妥当性の観点に留意し、行財政改革の推進に資する監査の実施に努めている。

【重点項目】

企画課行政改革推進室と連携し、定期監査および行政監査の実施に併行し、一層行財政改革に係る事務の監査に取り組みます。

<選挙管理委員会事務局>

【概要】

選挙管理委員会事務局が所管する業務の性質から、基本姿勢のうち、特に良質な公共サービスの提供と行財政システムの効率化の面を重視した取組を進めます。

実施項目数 市民サービスの向上(1件)

【重点項目】

投票区および投票所の見直しを検討します。

<農業委員会事務局>

【概要】

農業委員会事務局が所管する業務の性質から、基本姿勢のうち、特に行財政システムの効率化と財政健全化の面を重視した取組を進めます。

実施項目数

農業経営者協議会等への補助の見直し(1件)

塩江町、香川町および香南町地区で、合併前から組織・運営されている農業経営者協議会等への補助については、補助期間経過後に廃止しますが、役員会で、その後のあり方を検討します。

目標効果額

経営協議会等への補助の廃止(516千円)

【重点項目】

合併協議により、平成20年度までは補助することとしているが、その後のあり方については、役員会に諮り検討します。

<議会事務局>

【概要】

議会事務局では、基本姿勢のうち、行財政システムの効率化と財政健全化の面を重視した取組を進めます。

実施項目数 事務事業の改革1件、業務の改善1件の計2件について、取組を実施します。

目標効果額 議会交際費の見直し(1,500千円)、市議会間の儀礼の見直し(78千円)により、効果額目標1,578千円を達成します。

イ 計画項目数

計画項目	実施項目
4 件	5 件

ウ 目標効果額等

区分	計	内訳	
		歳入	歳出
目標効果額 (一般会計の一般財源)	2,094 千円	- 千円	2,094 千円
特別会計効果額	千円	千円	千円
企業会計効果額	千円	千円	千円

(2) 基本情報 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

1 正規職員数	管理職員	14人	3 予算規模 (歳出予算)	一般会計	1,142,581 千円
	係長級職員	18人		特別会計	千円
	一般職員	23人		企業会計	千円
	計	55人		計	1,142,581 千円
2 組織数	局	4	特別・企業会計：なし		
	課	5			
	室				
	係	9			
4 所管事務	<監査事務局> 定期監査、例月現金出納検査、決算審査および住民監査請求等に関する事項 <選挙管理委員会事務局> 各種選挙の管理執行に関する事項 <農業委員会事務局> 農地転用等および農政活動に関する事項 <議会事務局> 議会活動の補助に関する事項				



第4次行財政改革計画 実施項目一覧

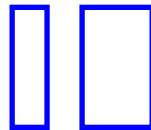
【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
1 2 1	監査機能の強化	「最少の経費で最大の効果」および「組織および運営の合理化等」の趣旨にのっとって事業が行われているかどうか、また、適法性、効率性および妥当性の観点に留意し、一層、行財政改革の推進に資する監査に取組む。	定期監査および行政監査の実施に併行し、行財政改革に係る事務の監査に取組む。		推進					4 監査課	監査事務局
4 1 1	選挙事務の地域間差異の解消	投票区、投票所 ・市町合併により、投票区が大幅に増加した(48箇所→98箇所)が、投票区毎の有権者数、面積等にはらつきがあることから、地理的条件も考慮のうえ、合併町の投票区の見直しを検討する。 ・建物の構造からスロープを設置できない投票所や土足で入れない投票所については、公共施設に変更し、スロープを利用できるようにするなど投票環境の向上を図る。	19年度から、見直しを検討する。		検討・見直し					4 選挙課	選挙管理委員会事務局
1 2 13	合併協議事項	【農業経営者協議会等への補助】 塩江町、香川町および香南町地区において、合併前から組織・運営されている農業経営者協議会等への補助を廃止する。	21年度から、廃止する。	H21: ▲ 516 ▲516			▲516			3 農政課	農業委員会事務局
1 2 1	議会交際費の見直し	議会交際費の縮減を図る。	19年度から、年額500千円を縮減する。	H19: ▲ 500 H20: ▲ 500 H21: ▲ 500 累計 ▲ 1,500	▲500	▲500	▲500			4 総務調査課	市議会事務局
4 1 2	市議会間の儀礼の見直し	関係市議会に対する年賀状や議長交代時の挨拶状ならびに県内市議会議長等の就任時の祝電の送付範囲等の見直しにより、事務の省力化と経費の節減を図る。	19年度から、年賀状を見直す。 20年度から、挨拶状・祝電を見直す。	H19: ▲ 6 H20: ▲ 36 H21: ▲ 36 累計 ▲ 78	① ▲ 6 ② ▲ 10 ③ ▲ 20	① ▲ 6 ② ▲ 10 ③ ▲ 20	① ▲ 6 ② ▲ 10 ③ ▲ 20			4 総務調査課	市議会事務局

第4次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】 1:旧計画継続 2:旧計画修正継続 3:合併関連事項 4:新たな課題

体系 番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円) うち合併効果 額目標	実施年度・内容と効果額見込み				区分	所属	部 局
					19年度	20年度	21年度	(22年度以降)			
		背表紙（以下余白）									



第六章 様式と参考資料

1 部局進行管理票(様式)

2 市民意見等

- (1) 高松市行財政改革推進委員会意見書
- (2) 市民アンケートの結果(概要)
- (3) パブリック・コメントの結果と対応(概要)

3 高松市職員数の適正化計画

4 関係資料

- (1) 人口推計
- (2) 平成18年中期財政収支見通し
- (3) 平成17年度決算状況
- (4) 平成17年度高松市人事行政の運営等の状況について(抜粋)
- (5) 高松市の給与・定員管理等について(抜粋)
- (6) 計画策定の経緯
- (7) 用語解説

1 部局進行管理票(様式)

第4次行財政改革計画

(計画期間：平成19年度～21年度)

部局名	
-----	--

正規職員数	4 / 1 現在	前年度比較
18年度		
19年度		
20年度		
21年度		

所管課数	4 / 1 現在			前年度比較				
	18年度	課	室	係	19年度	課	室	係
20年度								
21年度								

1. 所掌事務

2. 取組目標と実績(総括的事項)

計画策定期	取組実績の評価(部局評価)	
	平成 年度	[□中間 □年度末]
	①目標達成度	
	②成果と課題	
	③次期の取組方針	
	④行財政改革推進委員会の意見(※年度末のみ)	

3. 計画項目の進捗と達成度		平成	年度実績	取組実績(自己評価)										
計画体系	計画時点 ①計画 項目数	計画時点 ②目標 効果額		進捗状況(項目数) 未着手 着手 実施 中止				効果額 ③／① % ④実績 (累計) ⑤／② %		目標達成度(程度) 0% 25% 50% 75% 100%				
第1 戰略的取組(財政健全化)														
1 資産・債務の改革														
(1) 債務改善計画														
(2) 未利用資産の売却・活用														
(3) 市税滞納対策														
(4) 債権回収の取組														
(5) 公会計の整備														
(6) 施設維持管理の適正化														
2 事務事業の改革														
(1) 事務事業の改革(業務の総点検)														
(2) 外部委託等民間活力の導入														
(3) 業務の協働化														
(4) 業務の廃止														
(5) 施設の効率的運営および利用率等の向上														
(6) 業務の電子化														
(7) 契約等の見直し														
(8) 補助金等の見直し														
(9) 業務コストの抑制														
(10) 公共事業の見直し														
(11) 受益者負担の適正化														
(12) 収入増対策														
(13) 合併協議事項														
3 定員・給与・組織の改革														
(1) 定員・給与の適正化														
(2) 組織機構の見直し														
4 外郭団体等の改革														
(1) 外郭団体等の見直し														
5 特別会計の改革														
(1) 特別会計の効率的運営														
6 企業会計の改革														
(1) 企業会計の効率的運営														
第2 検討課題														
1 検討課題														
(1) 検討課題														
第3 実効性のある計画推進														
1 「新しい公共」を支える仕組づくり														
(1) 協働の推進と多様なパートナーシップの構築														
(2) 地域コミュニティの育成														
2 職員の意識改革と育成														
(1) 職員の意識改革														
(2) 人材育成・能力開発														
(3) 職員提案制度の活用														
3 わかりやすい情報の提供														
(1) 財政状況														
(2) 人事・給与の状況														
(3) 外部委託業務の状況														
(4) 行政コストの状況														
(5) 外郭団体の組織・運営状況														
(6) その他関連情報														
4 評価・監視等の体制整備(第三者機関)														
(1) 指定管理者選定組織														
(2) 行革取組結果・進捗状況の評価組織														
(3) 事務事業の評価組織														
(4) 外部委託化後の業務監視組織														
5 市民意識の把握と反映														
(1) 市民意識調査														
(2) 委託化業務調査														
(3) パブリック・コメントの運用														
第4 市民サービスの向上と業務の改善														
1 市民サービスの向上と業務の改善														
(1) 市民サービスの向上														
(2) 業務の改善														
計														

(注)この進行管理票は標準様式を示すものであり、作成要領その他の必要な事項は別に定めます。

2 市民意見等

(1) 高松市行財政改革推進委員会意見書

第4次高松市行財政改革計画策定に関する意見書

はじめに

地方自治体は、地域住民に密着した公共サービスの提供を責務としている。少子高齢化を基調とする社会経済構造の変化は、自治体経営のあり方について、発想の転換と抜本的かつ持続的な改革を求めている。

特に財政面では、多額の借入金残高を抱え、今後、税収の大幅な回復も見込めない。制約された財源のもとで、公共サービスの「選択と集中」と自治体経営の効率化は避けられない状況にある。

また、平成17年度、近隣6町との合併が実現した。これにより、都市規模は飛躍的に拡大し、行政組織や職員数も膨らむこととなった。

高松市は、現在、平成19年度を始期とする第4次高松市行財政改革計画(以下「次期計画」という。)の策定作業を進めている。市町合併はもとより、現行の行財政改革計画(以下「現行計画」という。)に基づく取組の成果と課題を踏まえながら、平成20年度に改訂される市総合計画の推進と実現に役立つ、実践的な計画とする方針である。

このような中、当委員会は、市から次期計画の策定に関する意見を求められた。ここに、検討すべき事項や見直しが必要な事項について、提言等を取りまとめたので、意見書として提出するものである。

なお、この意見書は、委員会意見(第1総括的事項、第2検討すべき課題)と委員会の4部会意見(第3各部会意見)で構成している。

市においては、この意見書の内容を厳正に検討され、市長のリーダーシップのもと、次期計画を実効性のある経営改革計画として策定するとともに、その着実な実施を通じて、健全で効率性の高い行財政システムの構築を進めるよう、切に要望する。

平成18年6月27日

高松市行財政改革推進委員会

委員長 野田 法子

第1 総括的事項

総括的な意見は、次の5項目である。

1 行財政改革の必要性

《市の都市水準》

高松市の都市水準は、公表資料によると非常に高位にある。これは、歴史的経緯や民間の経済活動とともに、市が公共サービスや都市整備などに取り組んできた結果であるといえよう。

総務省統計局「統計で見る市区町村のすがた 2005」

…総合評価は中核市 37 市中 6 位

民間リサーチ会社(東洋経済新報社)「都市の住みよさランキング」

…780 都市中 28 位 中核市中 3 位 中国・四国地区 1 位

《多額の借入金・義務的経費の増大等》

しかし、このような市の行政活動は、市の財政に大きな負担と影響を残している。多額の借入金が累積するとともに、少子高齢化の進展という社会構造の変化とも相まって、歳出面では、扶助費・公債費などの義務的経費や施設管理費等が急激に膨らんでいる。

借入金残高(17年度末、一般・特別会計合計)

2,689億円…1世帯当たり約154万円

義務的経費等の急激な増加 (一般会計決算)

区分	A 平成 6 年度	B 平成 16 年度	B/A
扶助費	129 億円	207 億円	160%
公債費	88 億円	213 億円	242%
物件費	81 億円	112 億円	138%

《市税収入の伸び悩み・基金の激減》

一方、歳入面でも、根幹となる市税収入は、各年度で収入額の増減はあるものの、歳入全体に占める割合は落ちてきている。不足する財源を補填するため、家計の預貯金にあたる基金の取り崩しが余儀なくされた結果、基金の残高は大幅に減少している。

(一般会計決算)

区分	A 平成 6 年度	B 平成 16 年度	B - A
市税収入 (歳入に占める割合)	525 億円 (51%)	521 億円 (43%)	4 億円 (-8%)
基金現在高 (財源対策 4 基金)	373 億円	77 億円	296 億円 (B/A=21%)

《財政構造の硬直化》

このような状況は、経常収支比率の悪化として如実に示されている。経常収支比率は、税収入等の経常的な収入が義務的経費などの経常的支出を賄っている度合いを示し、財政構造の健全性を測る尺度である。この比率が低いほど財政運営の自由度は高く、新たな行政ニーズや経費の増大に対して財源を弾力的に配分することができる。しかし、市の財政は、逆にこの比率を悪化させており、財政構造の硬直化が一段と進んでいる。

(普通会計決算)

区分	A 平成 6 年度	B 平成 16 年度	B - A	備考
経常収支比率	80.1%	88.9%	8.8%	目標値 80%

《今後の見通し…「団塊の世代」大量退職・人口構成の変化等》

今後に目を向けても、積極的な好転材料は見当たらない。少子高齢化による人口構成の変化は、収支両面で財政をさらに苦しくする。間近に迫る「団塊の世代」の大量退職は、税収入を減少させるだろうし、社会の高齢化を加速化させる。合併による財政構造の変化や政府の進める様々な構造改革の動向にも注視が必要である。

《50億円の財源不足》

昨年の中期財政収支見通しによると、このまま何らの改革や見直しをしないで推移した場合、平成 21 年度には 50 億円を超える財源不足(一般財源ベース)が見込まれている。「50 億円」は扶助費財源の約 2 分の 1 に相当する規模であり、その財源不足が解消されないとした場合の市民生活への影響は想像に難くない。

少子高齢化の進展と「団塊の世代」の大量退職

将来人口の推計(高松市高齢者保健福祉計画より抜粋) (単位:人、%)

区分	総人口	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老人人口 (65歳以上)	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18年	424,850	61,615	14.5	277,524	65.3	85,711	20.2
21年	423,767	60,460	14.3	271,765	64.1	91,542	21.6
26年	417,740	56,365	13.5	258,920	62.0	102,455	24.5

中期財政収支見通し(一般会計「一般財源ベース」) (単位:百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入 A	92,846	92,629	91,401
歳出	義務的経費	56,315	55,034
	人件費	28,704	27,839
	扶助費	9,728	10,194
	公債費	17,883	17,001
	その他経費	41,502	42,568
	計 B	97,817	97,602
財源不足 A - B	4,971	4,973	5,562

《今、何が必要か……行財政システムの改革》

このように、市の財政状況は、一切の楽観を許さない危機的な状況にある。限られた財源の中で、時代が要請する公共サービスを効果的に提供し続けるためには、「選択と集中」を徹底し、効率的な行財政システムを再構築しなければならない。ここに、行財政改革の必要性がある。

市町合併を契機とし、スピード感をもって、財政構造改革を主眼とする行政運営全般にわたる見直しを、果敢に進めるべきである。

行政の役割は、少子高齢化など時代が要請する新たな行政需要に的確に対応することと、市民生活の様々な分野に係る基礎的な公共サービスを安定的に供給することにある。

これまで進めてきたすべての施策を棚卸し、役割が終了したものや時代のニーズに合わなくなった施策を取りやめることを基本に、職員や組織の体制を適正化し、施設等の重複をなくすことが必要である。

2 市民への説明責任

現在の財政状況を市民にわかりやすく説明するとともに、公共サービスとして実施すべき範囲と市民の自助努力によるべき範囲について理解を求め、市民と行政がともに共通認識に立つことが改革を前進させる第一歩である。

市民には、行政依存の意識や体質、無関心の姿勢があることも一面の事実であろう。しかしながら、行財政の改革は市民生活に影響し、市民の理解と協力が必要である。そのためには、何よりもまず、市民の関心を高めること、ひいては、市民自らの問題として捉えられるようなアプローチが必要である。

わかりやすく啓発的な情報提供に併せて、例えば、一定年数後、現状の行財政システムのあり方を改革した場合としない場合で、市民サービスの内容はどのような違いが生じ、あるいは、市民の負担はどのように増減するかなどを明らかにすることが必要である。加えて、市の対応方針やその理由についても、十分な説明責任を果すことが重要である。

3 取組項目の具体化と評価、進行管理

次期計画は、数字合わせのためではなく、実質的な改革を実行するために策定しなければならない。2にも関連し、次期計画における取組は、抽象的・定性的ではなく、より具体的で実際的な内容を示し、現行の進行管理のあり方も見直す必要がある。

現行計画の取組項目は、「～～を目指す」「～～を図る」との記述が多く、内容が不明瞭である。

また、現行計画では「計画・実施・評価・改善」のP D C Aサイクルにより、進行管理することを明記している。しかし、公表される報告書は、情報量も膨大であるため、計画の進捗状況の把握は容易でない。現行計画の「実施済」「着手済」「未着手」等の区分も内容が不明瞭である。

計画の進行管理で重要なことは、計画が未達成となった原因を追究し、次年度以降どのように対処するかを明らかにすることである。現行計画で公表されている資料では、この部分が明確でない。

取組項目は、具体的に「何を、いつまでに、どこまでするのか」を明確にしないと、市民にはわかりにくい。

取組項目の具体化によってはじめて、的確な評価やチェックなど実効性のある進行管理が可能となり、市民に対する説明もわかりやすいものとなる。

4 職員の意識改革

トップが明確な意思を打ち出す中で、幹部職員から一般職に至るまで、市役所一丸となり、明確な目的と意欲をもって行財政改革に取り組もうとする意識改革を進めなければならない。

行財政改革の担い手は、まず、職員である。当委員会の委員も、様々な場面を通じて市の職員に接することが多い。個々の職員または部局および担当課によって、窓口応対の質に差異があるほか、改革の推進に対する姿勢も相当の温度差があるようを感じられる。改革を進めようとするのであれば、まず、その担い手である職員自身が変わらうとしなければならない。

次期計画においては、是非とも「職員の意識改革」を明確に位置付け、職員共通の認識としたうえで、主体的な取組を促すべきである。例えば、職場にポスターを掲示することや職場毎に改革スローガンを定めるなど、具体的な運動の推進が必要である。

なお、職員のやる気を喚起するという面からは、将来的には、総人件費の抑制を図る中で、職員の成果や業績を評価するなど、職員の能力に見合ったメリハリのある給与体系への移行が必要である。

また、目標達成度の評価についても、「予定(100%)以上」のランクにあるものが3割程度にとどまっている。企業経営では重点課題は100%達成しないと評価されない。目標達成度に対する評価や認識についても、発想の転換が必要である。

5 職員数の適正化

6町合併で市職員数は大幅に増加したが、市においても、「団塊の世代」の大量退職が迫っている。今後、平成18年度からの5年間で、市職員4,122人のうち約590人が定年退職する。これを好機とし、職員数の適正化と組織のスリム化、総人件費の抑制を実行すべきである。

そのためには、公民の役割分担の観点から、さらなる事務事業の総点検を実行し、中長期的なアウトソーシング計画と定員適正化計画を立案することが必要である。これにより新規採用の抑制はもとより、職員総数を減らす道筋が明確となり、総人件費の計画的な削減を見通すこととなる。

なお、これらの計画の立案に際しては、将来的な職員の年齢構成に留意するとともに、公務熟練者の大量退職や業務のアウトソーシングに伴って行政サービスの質が低下しないよう、適切な方策や措置を検討することが重要である。

第2 検討すべき課題

ここでは、「第1総括的事項」に掲げるもののほか、検討すべき基本項目および合併に伴う課題を整理している。

1 基本項目

(1) 取組項目

ア 重点化・戦略化

次期計画では、重点化・戦略化する方向性やビジョンを、具体的にわかりやすく方針や目標の中に盛り込む必要がある。

現行計画や次期計画の策定方針でも、「選択と集中」「重点化・戦略化」という用語が出てくるが、どの部分あるいはレベルでそれを実施する設定なのかわかりにくい。

その一方で、事務手続の改善項目と行財政改革項目は明確に区分し、同一の計画の中で捉えるべきでないと思われる。

イ 数値目標の設定と測定

取組項目については、「何を、いつまでに、どこまでする」という具体化とともに、可能な限り数値目標を設定し、各年度終了時に成果等を測定すべきである。

これにより、定量的な評価や目標・実績の比較、フィードバックが容易となるなど、改革の進捗状況が明確となる。

特に戦略的重点項目については、定量的な数値目標を設定するとともに、

成果やプロセスを誰にでもわかるように測定すべきである。

ウ グループ化

公表資料の作り方にも関わるが、重点項目を別掲とし、部局毎に取組項目を集約するなど、取組項目のグループ化を検討すべきである。

現行計画の取組項目はボリュームがあり、市民には全体像の把握が難しい。

これにより、重要なテーマ毎に成果等を要約しやすくなり、大きな枠組みでの議論も可能となる。また、市民も理解しやすくなる。

(2) 財政健全化計画の策定

ア 財政健全化の計画

財政健全化のための計画を明確にすべきである。

少子高齢化の進展に伴う福祉関係経費の増大など、新たな行政需要は常に発生している。「1行財政改革の必要性」にも掲げたように、依然として、健全財政の確立に向けた歳入・歳出両面の改革は急務である。

その計画は、例えば、各部局または部門毎にマクロ的な歳出抑制目標額を定め、それを達成することにより、財源不足が解消できるというような計画であることが必要である。

イ 各取組項目との関連性の明確化

次期計画では、各々の取組が財政構造の改革にどのように寄与するものであるか、その関連を明確にすべきである。

現行計画では、各取組項目の財政構造改革へのつながりや各々の効果が明確でない。

その意味で、現行計画の「行政改革」と「財政改革」を一本化することについても、検討すべきである。

ウ 嶽入増の対策

歳出の削減・抑制だけではなく、歳入を増やす方策を検討すべきである。

構造改革特区制度の活用も検討すべきである。

未利用資産の活用による収入増は、比較的容易に取り組めると思われる。

(3) 評価の視点

行政財政の改革は、市民側に何らかのデメリットを発生させる。定量的な評価や効果の検証にあたっては、サービスの受給者である市民側のニーズとズレがないか、常に留意し、市民満足度を高める視点が必要である。

第三者による外部評価や市民の意見を聞くパブリックコメントは有益である。

部局または部門毎に取組状況を採点するような評価も導入する必要がある。

(4) 外郭団体の見直し

市の財団など外郭団体の必要性については、再検討が必要である。

市から独立する法人ではあるものの、市民から見れば、役員・職員の採用や雇用条件、組織運営のあり方など、透明性の確保が望まれる。

また、統廃合の可能性も探る必要があると思われる。

(5) 公表資料の見直し

市民に公表する資料は、簡潔かつビジュアルな資料とすべきである。

現在の公表資料は非常に分量が多く、わかりにくいで見直す必要がある。

取組項目の重点化やグループ化とも関連させ、重点項目別、政策別、部門別等の区分毎に要約するほか、可能な限り、具体的かつ平易に表現するとともに、図やグラフ等を用いて、経年比較ができるような配慮が必要である。

2 合併に伴う検討課題

「1基本項目」に掲げるもののほか、ここでは、近隣6町合併に伴い、特に考慮が必要と認められる事項を整理している。

(1) 合併効果を生み出す戦略

今後も引き続き、合併効果が問われることになるが、原則的には行政経費を削減する方向での戦略を、次期計画で打ち出すことが必要である。

併せて、合併効果を評価する項目や指標も導入すべきである。

(2) 重複する組織や施設の見直し

合併で各町の組織や施設が統合されたが、合併協議の結果を踏まえて、統合に伴う重複や無駄について、見直しを検討すべきである。

人員、組織および各種施設について、重複を徹底的に排除したデッサンを描き、それに必要最低限のものを付加するという議論の仕方もあると思われる。

その一方で、旧市に施設を集中させないという視点も重要である。各町の特色ある施設については、旧市施設とのすみわけによる活用が必要である。

(3) 不要な資産の洗い出し

不要な固定資産等の洗い出しを行い、売却または有効活用を推進すべきである。

第3 各部会意見

ここでは、当委員会の4部会毎に集約された意見を掲げている。

1 補助金・使用料部会

当部会は、補助金・使用料について調査・審議する役割を担っている。この部会意見は、これまでの部会活動の成果として、補助金の見直しに係る意見を集約したものである。

(1) 補助金見直しの視点と市の姿勢

補助金見直しにあたっては、本当に必要な補助金か、既得権が恒常化していないか、交付団体等の自立化の妨げになっていないか、他の補助金との関係で事務経費部分の補助に重複がないか、補助をした効果は表れているか、などの視点が重要である。

このような視点に立ち、補助金交付の主体である市は、その原資が市民の税金であることを強く認識し、見直しを先送りするのではなく、当事者として交付先に対する様々な働きかけや調整に努めなければならない。

(2) 情報公開の必要性

補助金見直しにあたって、有効な方法は情報の公開であると考える。

個人情報の保護との関連を適切に整理し、補助金の交付先、金額、交付目的や理由をはじめ、その補助による効果または成果を開示することを検討すべきである。

補助金交付の実情を公表し、市民監視のもと、補助金交付先における自助努力を促すことが必要である。

(3) 見直しが必要な補助金

まず、市単独の補助金を対象とすべきであるが、長年継続し、陳腐化・矮小化しているものや零細な補助金等は、補助効果の面からも適切な評価を経て、見直しを進めるべきである。

(4) 補助金見直し基準の適用

市は、平成16年9月に「高松市補助金等交付システム見直し基準」を策定しているが、この基準を実際的に適用する内部システムを検討し、見直しの実効性を担保すべきである。

優れた基準であるので、この基準を積極的に適用すべきである。

2 アウトソーシング部会

当部会は、事務事業のアウトソーシング(民営化を含む業務の外部委託化。以下「委託化」という。)について調査・審議する役割を担っている。この部会意見は、これまでの部会活動の成果として、事務事業の委託化に係る意見を集約したものである。

(1) 職員の年齢構成等を踏まえた計画の立案

2007年問題に象徴されるように、市においても、団塊の世代が大量退職する。市の財政状況とともに、職員の年齢構成等を踏まえて、中長期的な視野から委託化計画を立案すべきである。

計画の実施にあたっては、適正手続の遵守とスピードアップの両立が必要である。

本年5月に成立した市場化テスト法(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)は、同法案で提起されている考え方や手法も考慮に入れる必要がある。

(2) 市民へのアプローチ

サービスの受給者であり、納税者である市民との関わりにおいては、「何でも行政がするのがあたりまえ」という市民感覚を変えていく努力が必要である。

市民にも同じ立場や視野に立ってもらうという観点が重要である。

市の財政状況など目に見えるものは積極的に公表して、関心を高めるとともに、案件によっては、関係者との十分な調整を図るほか、円滑な委託化を図るために必要な措置を講じるなど、市民の理解を得る努力が必要である。

市民団体等が受託者となる場合は、成功した先行の取組などを参考に、適切な働きかけを行うとともに、公的な役割を十分に伝える必要がある。

(3) 委託化業務の監視

委託化の見直しは、受託者の能力評価が重要であるため、専門知識を有する第三者機関の関与が望ましい。また、委託化した業務については、業務状況を的確に監視するなど、しっかりととしたチェック体制を整備する必要がある。

(4) その他

県と市で類似の事業をしている場合は、一体的な運営およびアウトソーシングを、今後の課題として検討する必要がある。

行政同士の連携が難しい場合でも、民間の受託者からみれば可能な場合もある。

3 行政評価部会

当部会は、市の事務事業に対する外部評価を担当している。この部会意見は、平成17年度外部評価の取組を通じて得た知見や経験を踏まえて集約したものである。

(1) 外部評価候補事業の選定基準の明確化

外部評価に対する市民などの反響の大きさを考慮すると、評価事業の選定理由を市民に説明できるようにすることが必要である。

外部評価の対象事業は、市側から一定数の候補事業(17年度73事業)が示され、その中から部会メンバー5名で責任を持って評価可能な最大数の事業(30~35事業)を選定している。

市の政策全体と事務事業の関わりの中で、どのような考え方や基準により、当該年度の外部評価候補事業が選ばれたのか、明確にする必要がある。

(2) 今後の外部評価対象事業

今後の外部評価の対象として、次のア~ケに掲げるような事務事業が考えられる。また問題を抱えている事業を優先することや、部局単位または政策体系毎の単位で総合的に評価すること、過去に策定された事業計画や数値目標、終了した事業の検証も必要と思われる。

- ア 所内事務(オフィス事務)
- イ 長期間継続しているもの
- ウ 政策目標に合致していないもの
- エ 担当課が異なるため政策目的が類似して重複の可能性があるもの
- オ 県・市の役割分担が不明確なもの
- カ 合併により他町の事業を引継いだもの
- キ 国・県補助の削減で市負担が増えそうなもの
- ク 指定管理者による管理業務
- ケ 市税の徴収事務、未納・滞納対策

(3) 外部評価方法等の見直し

外部評価の実施時期については、予算編成への反映や議会説明等の期間を考慮すると、外部評価の結果を事務事業の改善により活かすため、実施時期を繰上げるか、次の予算編成に反映させるなどの見直しが必要と思われる。

評価分析については、多くの事業は関係資料の確認とヒヤリング等により評価可能だが、いくつかの事業は現地視察や現場業務の確認、詳しい資料などによる分析に時間をとる必要があり、上記と合わせてスケジュールを検討すべきと考える。

報告書では、部会の総合評価とともに各委員の個別評価も記載しているが、評価の透明性の観点から適切であると思われる所以、今後も継続すべきと考える。

(4) 主管課の姿勢・意識改革の必要性

外部評価には、主管課の全面的な協力が必要である。特に、判断が難しい事例については、より積極的な姿勢と十分な情報提供が必要となる。全職員までには、行財政改革に取

り組む意識・熱意が浸透していないのではないかと思われる。職員の意識改革を徹底する必要がある。

4 公共施設等管理運営部会

当部会は、公の施設指定管理者選定委員会を兼ねている。この部会意見は、平成17年度の指定管理者選定の取組を通じて得た知見や経験を踏まえて、集約したものである。

(1) 指定管理者制度導入の基本

導入計画の策定にあたっては、まず、民営化・廃止・自立化など、「公共施設」として存続させる必要性を十分に検討する必要がある。

そのうえで、制度導入の結果として、施設管理人件費などトータルで行政コストを低減し、市全体の人員も減少するようにしなければならない。

そのためには、選定方法は既存の市外郭団体を指名する非公募ではなく競争性が発揮される「公募」と、経営効率の向上を促す「利用料金制度」を原則とすべきである。これに関連し、当該団体職員の雇用問題への対応が必要である。

施設管理経費を算定する際には、公共性と経済性の両面を考慮することが必要である。

例えば、公共性の高い分野においては、補助金による対応が必要となるため、有効性や市民満足度を測りながら、金額査定を行い、また、経済性で測るべき分野においては、委託費の検証を基本に、コストダウンの徹底を図るという見直しが必要となる。

(2) 非公募施設の解消と市外郭団体の見直し

現在の非公募施設は、3年後の指定更新時には公募選定に移行すべきである。

なぜなら、公募移行を明確にすることが、指定団体職員の創意工夫による経営効率の向上につながるためである。

今から公募選定に移行できるよう、当該団体の事業終息や職員の雇用問題も含め、当該団体見直しの年次計画を策定するなど、条件整備を進める必要がある。

また、当該団体職員の給与体系は年功序列型であり、毎年度の人員費上昇で管理費増となる構造を有している。サービスの対価は、本来、その質や内容によって決まるという経済原則に則り、管理費が固定化しないように見直すべきである。

なお、市外郭団体への市職員の再就職については、高齢者雇用の安定も考慮しながら、縮小する方向が望ましい。

(3) 利用料金制の採用

利用料金制は、指定管理者の経営効率や業務意欲を促す重要なインセンティブである。原則として、公募制とセットで実施すべきである。

(4) 指定管理者業務の監視とセーフティネット

市が支払った委託費についての指定管理者における支出状況をチェックできる仕組みが必要である。

特に、委託業務に係るコストダウン努力(人件費など)や再委託の範囲、料金水準などを検証し、次年度の管理費の効率化に反映させなければならない。

また、指定管理者の選定段階では申請者の供給能力や経営状況などを十分に確認する必要がある。

さらに、指定後の非行等を理由とする指定取消なども想定し、市民への公共的施設サービスの安定供給のためには、保険・保証制度のほか、代行者等を選定できる方策の検討が求められる。

意見書策定に係る高松市行財政改革推進委員会・各部会の開催状況

1 委員会：計 6 回

平成 18 年 1月 24 日 平成 17 年度第 3 回高松市行財政改革推進委員会
2月 22 日 平成 17 年度第 4 回高松市行財政改革推進委員会
3月 29 日 平成 17 年度第 5 回高松市行財政改革推進委員会
5月 10 日 意見書の中間集約会議
5月 30 日 平成 18 年度第 1 回高松市行財政改革推進委員会
6月 27 日 平成 18 年度第 2 回高松市行財政改革推進委員会

2 部会（補助金・使用料部会、アウトソーシング部会、行政評価部会、公共施設等管理運営部会）

平成 18 年 2月 22 日 平成 17 年度第 1 回補助金・使用料部会
平成 17 年度第 1 回アウトソーシング部会
平成 17 年度第 8 回行政評価部会
4月 10 日 平成 18 年度第 1 回アウトソーシング部会
4月 11 日 平成 18 年度第 1 回補助金・使用料部会
5月 9 日 平成 18 年度第 2 回補助金・使用料部会
平成 18 年度第 2 回アウトソーシング部会
5月 24 日 平成 18 年度第 1 回行政評価部会
5月 26 日 平成 18 年度第 1 回公共施設等管理運営部会
6月 22 日 平成 18 年度第 3 回アウトソーシング部会
6月 23 日 平成 18 年度第 3 回補助金・使用料部会

高松市行財政改革推進委員会 委員名簿

委員長	野田 法子	委 員	清家 和彦
副委員長	大西 均	委 員	中澤 正良
副委員長	中村 靖	委 員	松岡 久美
委 員	岩瀬 雅宏	委 員	村川 幸恵
委 員	岩村 浩司	委 員	湯浅 文代
委 員	大西 大介	委 員	吉井 幸子
委 員	合田 利男		
委 員	児玉 令江子	(委員は 50 音順 敬称略)	

(2) 市民アンケートの結果(概要)

期間 18年6月22日～7月31日

回収件数 507件(男性280 女性195)

地域別	旧高松市	合併地区	市外	その他
507	349 (69%)	64 (13%)	31 (6%)	63 (12%)

質問	選択肢	回答件数	構成比
1. 市が行財政改革に取り組んでいることを知っていますか。	知っている	382	76%
	知らない	118	24%
	計	500	
2. ここ数年間で、市の行財政改革は進んでいると思いますか。	進んでいる	211	44%
	進んでいない	162	34%
	後退している	11	2%
	その他	94	20%
	計	478	
3. ここ数年間で、市役所のサービスが良くなつたと思いますか。	良くなつた	162	33%
	変わらない	246	50%
	悪くなつた	22	4%
	その他	61	13%
	計	491	
4. ここ数年間で、市役所のムダが少なくなつたと思いますか。	少なくなつた	107	22%
	変わらない	262	54%
	増えた	13	3%
	その他	101	21%
	計	483	
5. 新しい計画では、どの分野に力点を置いて取り組むべきだと思いますか。	(1)事務事業の再編、廃止、統合	188	13%
	(2)民間委託等の推進	124	8%
	(3)外郭団体の見直し	132	9%
	(4)地域協働の推進	81	6%
	(5)組織の見直し	107	7%
	(6)定員管理の適正化	98	7%
	(7)給与の適正化	90	6%
	(8)人材育成の推進	118	8%
	(9)公正の確保と透明性の向上	121	8%
	(10)電子自治体の推進	37	2%
	(11)経費の節減合理化等財政の健全化	170	12%
	(12)補助金等の整理合理化	93	6%
	(13)公共工事の入札・契約の適正化	112	8%
	計(複数回答可)	1471	

(3) パブリック・コメントの結果と対応(概要)

パブリック・コメントの対象とした計画(素案)および計画(原案)ならびにぞれぞれに「寄せられた御意見と市の考え方」は、高松市のホームページで公開しています。

ホームページ：<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/2640.html>

ア 実施の概要

(ア) 次期行財政改革計画(素案)

・意見募集期間

平成18年12月15日(金)から平成19年1月19日(金)まで

・募集結果 41件(19人)

(イ) 第4次行財政改革計画(原案)

・意見募集期間

平成19年6月18日(月)から平成19年7月6日(金)まで

・募集結果 30件(20人)

イ 修正内容等の要点

パブリック・コメントで出された意見を踏まえて、計画を修正または計画へ反映した内容の要点は次のとおりです

「備考」欄：計画書で記載している代表頁

主な意見項目	修正・反映の内容	備考
① 市民への質の高い公共サービスの提供を市のミッションとして、より全面に打ち出しえべきである。行財政改革は、とかく事業の廃止縮小といった側面が強調される。しかし、行財政改革、政策評価とは本来、過去の経験を踏まえて新たな創意工夫に基づき業務を改革していく前向きのプロセスのはずである。したがって、計画の中でこうしたメッセージを明確にすべきと考える。	・ 「はじめに」のところで、「高松という共有財産を大きく育てるため、市民の皆さんとともに知恵を絞り、協働の汗をかくことによって、夢と誇りの持てる未来を切り拓くことができます」との趣旨で、市民皆さんへのメッセージを明確にしました。	「はじめに」
② 計画の目的と目標を明確にする。	・ 計画目標は「財政健全化」であることを明確に掲げ、計画全体の達成目標を効果額(数値)で設定しました。 ※ 計画期間における一般会計の経費節減等の目標効果額 70億円	p10
③ 市民にわかりやすい内容・表現とする。	・これまでのような専門用語と難しい言い回しをできる限り改め、簡潔で平易な記述に努めました。	p36
④ 用語解説を加える。	・ 計画書の末尾の章に「用語解説」を設けました。	p191
⑤ 職員の意識改革と計画目標を組織に浸透させることが重要である。	・各部局間で健全な比較競争を促すとともに、職員の意識改革を進めるため、新たに「部局進行管理体制」を導入しました。 ・また、そのための実践として、引き続き事務事業評価を継続することとしました。	p15
⑥ 経常収支比率の目標を85%とする理由は何か。	・「財政健全化」の数値(効果額)目標と連動したものとして、経常収支比率85%の目標を設定しました。	p11

主な意見項目	修正・反映の内容	備考
⑦ 主要施設や第3セクターも含め、新しい会計法でバランスシート等を作成し、公表するべきである。	・ 民間企業的な会計制度である「公会計」について、計画の実施項目として位置付けて整備を進めることとしました。	p21
⑧ 市の財政状況や行革取組の成果を公表する。	・ 「わかりやすい情報の提供」を計画項目と位置付け、市の財政状況や行財政改革に関する情報を積極的に公表することとしました。	p36
⑨ 政策や事業の実施においては、投資効果などの事前評価と実施事業の効率性の評価をすべきである。第三者による評価が必要。また、結果を公表する。	・ 引き続き、市民と有識者等で構成する第三者機関の協力も得て、事務事業評価を実施し、結果を公表します。	p37
⑩ 改革の活動的表現はされているが、市民が求めている生活への改革には程遠く、市民意識の把握がされていない。	・ 計画原案の作成に当たっては、市民や有識者で構成する行財政改革推進委員会の意見や市民アンケート、計画素案についてのパブリック・コメントの結果を参考にしています。 ・ また、改革が本当にうまくいっているのか、問題が生じていないか等の観点から、改革後の状態を監視・点検またはフォローする仕組を取り入れるほか、市民意識調査を実施するなど「市民ぐるみ」の改革となるよう努めることとしています。	p150 p38
⑪ 職員数適正化の計画は国の基準を上回るべきである。	・ 平成23年度までの5ヵ年について、業務の委託等を推進することにより、国の基準を上回る「職員数の適正化計画」を策定しました。 5ヵ年計画 ▲10.4% (▲431人)	P162
⑫ 職員数純減の目標もさることながら、総人件費を削減する目標を設定すべきである。	・ この5ヵ年計画のうち、第4次行財政改革計画(19～21年度の3ヵ年)では、▲7.4% (▲305人)の計画を位置付けています。 また、この3ヵ年間で約34億円の人件費抑制(累積)の目標額を設定しました。	p12
⑬ 「民間活力の導入」で生じる余剰人員の見直し、コストカット等を明確にするべきである。	・ 組織機構の改革として、「地方分権時代に即応した市民本位の政策主導型組織への転換」や政策形成機能の強化を図ることを明確にしました。	
⑭ 職員が意欲をもって働き、地域の長期的な発展を考えてプランを実行できる組織機能を確保すべきである。	・ 「民間企業的な発想の取り入れ」を積極的に進め、収入増を図ることとしました。	p28
⑮ 財源確保には民間企業的な発想が必要である。	・ 「民間企業的な発想の取り入れ」を積極的に進め、収入増を図ることとしました。	p26
⑯ 少子高齢化の対策で実効性をあげるために、若い人たちの本音を聞くべきである。	・ 実効性のある計画推進を図るため、定期的な市民意識調査などを実施することとしました。	p38
⑰ 市民との接点が最も多い地方自治体が住民ニーズをしっかりと把握し、市民と協働する形で改革に取り組む必要がある。	・ 計画項目として、「協働の推進と多様なパートナーシップの構築」を設け、『新しい公共』を支える仕組づくりを重点的な取組と位置付けました。 ・ (再掲)組織機構の改革として、「地方分権時代に即応した市民本位の政策主導型組織への転換」や政策形成機能の強化を図ることを明確にしました。	p32 p28
⑱ 計画原案はボリュームがあり、概要版では簡便すぎて内容がわからない。15頁前後で要点をまとめたものを示すべきである。	・ 御意見に沿い、市民の皆さんにわかりやすい要約版を作成し、公表します。	p36

3 高松市職員数の適正化計画

この計画は、平成18年度を基準とする平成19年度から23年度までの5カ年計画です。第4次行財政改革計画では、このうちの平成19年度から21年度までの3カ年分を対象とし、「職員数の適正化計画の目標値(p 12)」等に掲載しています。



高松市職員数の適正化計画

平成19年7月
高 松 市

目 次

1 計画策定の趣旨	1
(1) 合併への対応	1
(2) 行財政改革計画との関係	1
(3) 新地方行革指針等における定員管理	1
2 現行の職員数の適正化計画	2
3 新たな職員数の適正化計画	3
(1) 現行計画との関係	3
(2) 計画期間	3
(3) 適正化の手法	3
(4) 計画の対象となる部門および職員	4
(5) 削減人員および数値目標	4
(6) 部門・部局別適正化計画（平成 19 年度～平成 23 年度）	5
(7) 職種別適正化計画（平成 19 年度～平成 23 年度）	6
4 適正化計画による人件費等の削減効果	6
5 適正化計画の進捗状況等の公表	7
6 今後の取組予定	7
【参考資料】	8



1 計画策定の趣旨

(1) 合併への対応

職員数の適正化については、現行の職員数の適正化計画（平成15年度～平成19年度）に基づき、その実現に取り組んでいるが、近隣6町との合併（平成17年9月26日に塩江町、平成18年1月10日に牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町）により、組織や職員数の枠組みが大きく変化したこと、また、合併による簡素で効率的な行財政運営の観点から、より一層の職員数の適正化が求められていることを踏まえ、新たな適正化目標の設定が必要となっている。

(2) 行財政改革計画との関係

職員数の適正化は、本市行財政改革の一環として、新高松市行財政改革計画（平成15年度～平成18年度）と連携して取り組んでいるが、第4次行財政改革計画（平成19年度～平成21年度）は、合併後の状況を踏まえて策定することから、同計画との整合性を確保し、両計画の有効性を高めるため、同年度を初年度として同一視点に立った計画策定とする。

(3) 新地方行革指針等における定員管理

「新地方行革指針」¹（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）において、全地方公共団体での定員適正化計画の早急な策定・見直しを行うとともに、「集中改革プラン」（注）の中で数値目標を掲げて、それを公表することとされており、この数値目標については「行政改革推進法」²（平成18年法律第47号）において、平成17年4月1日の地方公務員の総数に対し、平成22年4月1日の総数が4.6%以上の減員となるよう求められている。その後、「基本方針2006」³（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、「地方行革新指針」⁴（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）においては、平成18年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の定員純減を行うとともに、2011（平成23）年度まで継続するよう求められている。

注 集中改革プランとは・・・国の「新地方行革指針」において、行政改革大綱に基づき具体的な取組みを集中的に実施するため、地方公共団体に対し、平成17年度を起点とし、平成21年度までの取組みを市民にわかりやすく明示した計画を公表するよう求められているもので、その策定にあたっては、可能な限り目標の数値化や住民にわかりやすい指標を用いることとされている。

- 1 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（【参考資料】参照）
- 2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（【参考資料】参照）
- 3 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（【参考資料】参照）
- 4 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（【参考資料】参照）

2 現行の職員数の適正化計画

現行の職員数の適正化計画は、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間を計画期間として、平成 15 年 7 月に策定し、その実現に取り組んでいる。

この計画では、地方分権の進展などによる新たな行政課題にも対応した上で、全部門のうち市長部門などでは、170 人程度の職員を純減することとし、事務処理体制の見直しなどによる事務の効率化、事務・事業の外部委託化、嘱託職員等の配置、組織機構の統廃合、情報化の推進、事務・事業の縮小・廃止などを実施して減員を進めることとしている。

合併前までの進捗状況は、平成 17 年度（4 月 1 日）までに 172 人（うち市長部門などでは 165 人）の減員を達成し、目標を大きく上回るペースで職員数の削減に努めてきた。なお、平成 17 年度の近隣 6 町との合併により、職員数が大幅に増加したもの、合併後の 2 年間で 228 人の減員に努めた。

【現行の職員数の適正化計画】

（単位：人）

区分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	増減数
計画	市長部門など	2,790	2,763	2,725	2,686	2,649	2,620	170
	消防部門	404	405	408	408	418	431	27
	水道部門	176	177	177	174	173	171	5
	合 計	3,370	3,345	3,310	3,268	3,240	3,222	148
	増減数		25	35	42	28	18	
実績	市長部門など	2,790	2,763	2,709	2,625	3,430	3,341	551
	消防部門	404	405	406	402	508	507	103
	水道部門	176	177	175	171	187	186	10
	合 計	3,370	3,345	3,290	3,198	4,125	4,034	664
	増減数		25	55	92	927	91	
		合併町職員		1,064				
		合 計		4,262	4,125			
		増減数				137		

平成 14 年度は 5 月 1 日現在、平成 15 年度以降は 4 月 1 日現在の職員数

平成 17 年度の合併町職員数は、平成 17 年 4 月 1 日現在（合併前）の合併 6 町の総職員数

平成 18 年度（実績）については、平成 17 年度中における合併に伴い職員数が増加したもの

3 新たな職員数の適正化計画

(1) 現行計画との関係

新たな職員数の適正化計画は、合併効果を最大限に活かし、義務的経費である人件費の抑制を継続的に図ることを目的として、平成19年度を初年度として策定する。

なお、これに伴い、現行の計画は平成18年度をもって終了する。

(2) 計画期間

計画期間は、平成18年4月1日の職員数を起点として、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

なお、地方分権の更なる推進等による新たな行政ニーズのほか、社会経済情勢の変化などに応じて、適宜、見直しを図るものとする。

(3) 適正化の手法

事務事業の廃止、縮小または見直し

事務事業については、その業務の必要性から具体的な実施手法まで、再構築を前提としてゼロベースでの見直しを行う。特に内部事務については、事務処理手続きの簡素化等の改善を図るとともに、関連する業務を集約することでより効率的な執行体制を構築する。

アウトソーシングの積極的な活用推進

平成16年9月に策定した「高松市公民の役割分担見直しおよびアウトソーシング検討基準」に基づき、公民の役割分担を見直し、市の行政体制のスリム化を図るため、市民サービスの水準のほか、公共性・公益性を確保しつつ、指定管理者制度の導入や民間委託が可能な業務について、積極的な活用を推進する。

適正な職員配置

職員の知識・能力や業務の質・量の的確な把握やジョブローテーションなどにより、効率的かつ効果的な人員配置をおこなう。

再任用職員、非常勤嘱託職員および臨時的任用職員等の活用

職務内容および勤務形態を勘案し、豊富な知識や経験を活かせる業務については定年退職職員等の再任用職員または再雇用職員を、非常勤嘱託職員で対応する方が有効な業務については非常勤嘱託職員を、短期的および突発的業務については臨時的任用職員を活用するなど、正規職員の必要性を検討し、職の要請に応じた柔軟な雇用形態を導入する。

部内応援体制の活用

これまでも、臨時的な業務の対応や繁忙期については、部内での応援体制を行ってきたが、今後においても、より積極的に活用し、必要に応じて部局を越えた応援体制を敷くなど、柔軟で効率的な対応を図る。

行政の情報化推進

庁内LANなどの基幹ネットワークの再構築を始め、電子入札システムの拡大、戸籍事務の電算化など、情報通信技術を活用した電子市役所を構築し、事

務の簡素化・効率化を推進する。

職員の資質・能力の向上

最小の経費で最大の効果を生み出すために、職員一人一人の意識を改革するとともに、自らの能力と意欲の向上を目的とした職員研修制度を充実させるなど、組織の活性化を図る。

新たな行政需要への対応

新規事業への対応や事業の拡大については、既存の事業の適時性や必要性を見直し、事業のスクラップを実施する中で、必要最小限の人員で行うなど、可能な限り現行の職員数で対応する。

(4) 計画の対象となる部門および職員

市長部門、教育委員会部門、各種行政委員会のほか消防部門、水道部門の全ての部門の職員を対象とする。ただし、本市が受け入れている香川県職員のうち相互交流派遣による職員は除く。

また、短時間勤務の再任用職員、非常勤嘱託職員（再雇用職員を含む。）および臨時の任用職員についても対象外とする。

(5) 削減人員および数値目標

新たな職員数の適正化計画における計画期間（平成 19 年度～平成 23 年度）での削減人員を 431 人とし、削減率 10.4%を数値目標とする。

部門別・部局別および職種別適正化計画については、(6)および(7)参照。

《参考》

第 4 次高松市行財政改革計画（平成 19 年度～平成 21 年度）に係る 3 年間の削減人員は、305 人（削減率 7.4%）である。

なお、行政改革推進法の規定に基づき要請されている平成 22 年 4 月 1 日における適正化目標値等については、下表のとおりであり、同法第 55 条第 1 項の規定で求められている 4.6%以上の職員数の削減を達成予定である。

（単位：人）

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
職員数	4,262	4,125	4,034	3,948	3,820	3,767	
増減数（前年 比）		137	91	86	128	53	495
削減率 (%)							11.6

平成 17 年 4 月 1 日（平成 17 年度の合併 6 町の職員数を含む。）を起点とする。

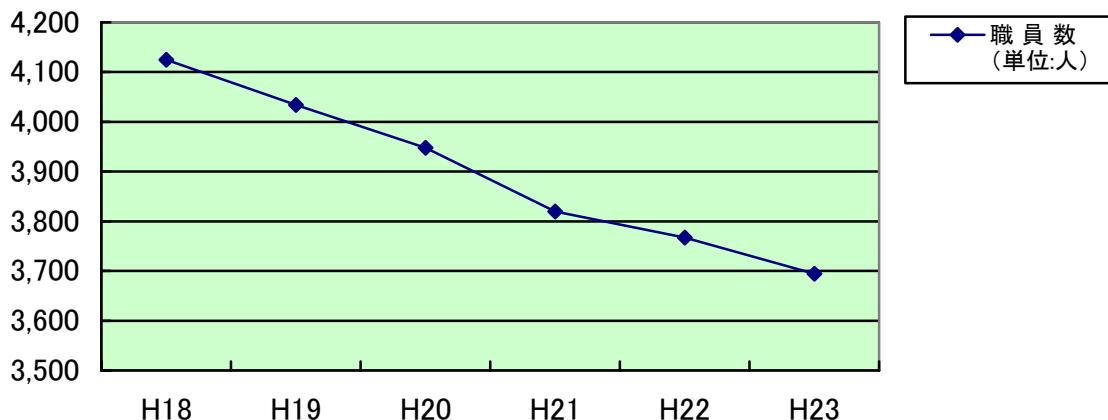
(6) 部門・部局別適正化計画(平成19年度～平成23年度)

(単位:人)

部局等		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	増減数	増減率(%)
市長部門	総務部	80	81	80	80	78	75	5	6.3
	企画財政部 (1)	217	213	207	204	201	200	17	7.8
	市民部	395	374	349	338	329	324	71	18.0
	健康福祉部	804	791	782	713	704	698	106	13.2
	病院部	509	504	512	509	509	505	4	0.8
	環境部	263	256	247	243	242	242	21	8.0
	産業部	121	116	113	111	111	111	10	8.3
	都市整備部 (2)	345	341	334	318	309	304	41	11.9
教育委員会部門	教育部	546	523	514	498	483	447	99	18.1
	文化部	95	87	84	83	83	82	13	13.7
行政委員会		55	55	53	53	53	52	3	5.5
消防部門		508	507	488	487	484	475	33	6.5
水道部門		187	186	185	183	181	179	8	4.3
合計 (対前年比)		4,125	4,034 (-91)	3,948 (-86)	3,820 (-128)	3,767 (-53)	3,694 (-73)	431	10.4

1 企画財政部には、出納室を含む。

2 平成19年度から、組織の再編整備により都市開発部と土木部を統合し、都市整備部となった。



(7) 職種別適正化計画(平成19年度～平成23年度) (単位:人)

部局等	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	増減数	増減率(%)
一般行政職等(1)	2,236	2,188	2,139	2,051	2,031	2,018	218	9.7
医療技術職等(2)	581	576	582	573	574	574	7	1.2
技能職	600	574	547	514	481	430	170	28.3
教員	200	189	192	195	197	197	3	1.5
消防職	508	507	488	487	484	475	33	6.5
合計	4,125	4,034	3,948	3,820	3,767	3,694	431	10.4

1 一般行政職等には、一般事務・技術(水道部門(企業会計)を含む。)のほか、保育士を含む。

2 医療技術等には、医師(歯科医師、獣医師を含む。), 保健師, 助産師, 看護師のほか、栄養士や診療放射線技師などの医療技術職を含む。

4 適正化計画による人件費等の削減効果

計画期間の平成19年度から平成23年度までの5年間で段階的に削減を予定している431人の正規職員の業務については、施設の民営化や指定管理者制度の導入、民間委託化、非常勤嘱託職員化などの運営・執行形態変更となり、5年間の累計で、8,223,179千円(平成18年度ベース)の削減効果を見込んでいる。

《参考》

第4次高松市行財政改革計画(平成19年度～平成21年度)に係る削減効果額は、3年間で3,443,419千円を見込んでいる。

5 適正化計画の進捗状況等の公表

職員数の適正化計画（平成 19 年度～平成 23 年度）の進捗状況等を、毎年度、広報たかまつおよび高松市ホームページで公表する。

6 今後の取組予定

この適正化計画は、現段階で考えられるあらゆる可能性を視野に入れ、組織体制や事務事業の簡素化・効率化を図りつつ、円滑な行政運営を確保するためのものである。

今後、新たな行政ニーズや社会経済情勢の変化による事務事業の増減が発生する場合は、計画の内容の見直しを適宜図っていく。

【参考資料】

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知＝新地方行革指針）（抜粋）

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、全地方公共団体において定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行すること。定員適正化計画を策定していない一部の市町村にあっては、早急にこれを策定するとともに、すでに策定している団体にあっては、積極的に計画を見直すこと。

なお、定員適正化計画の策定・見直しに当たっては、以下の点を踏まえて行うこと。

ア　過去 5 年間の地方公共団体の総定員の状況は、各団体の努力により 4.6%（平成 11 年から平成 16 年）純減している。今後は、市町村合併の進展、電子自治体や民間委託等の推進等を踏まえると、過去の実績を上回る総定員の純減を図る必要がある。各地方公共団体においては、このような観点からそれぞれの行財政運営の状況を踏まえ、明確な数値目標を設定すること。

イ　将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析すること。

ウ　定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用すること。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号＝行政改革推進法）（抜粋）

（地方公務員の職員の純減）

第 55 条　政府は、平成 22 年 4 月 1 日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成 17 年 4 月 1 日における当該数からその 1000 分の 46 に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。

2　政府は、前項の規定の趣旨に照らして、地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すほか、地方公共団体の事務及び事業に係る施策については、地方公務員の増員をもたらすことのないよう努めるものとする。

3　政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び

教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）第 2 条第 3 項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（平成 36 年法律第 188 号）第 2 条第 1 項に規定する教職員をいう。）その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。

- 4 地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うとともに、職員数を厳格に管理するものとする。
- 5 地方公共団体は、公立の大学及び地方公営企業について、組織形態の在り方を見直し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）又は一般地方独立行政法人（同法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。）その他の法人への移行を推進するものとする。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定＝基本方針 2006）（抜粋）

地方公務員

地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点から様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年 4 月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5 年間で行政機関の国家公務員の定員純減（ 5.7% ）と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

<既に決まっている改革>

- ・ 国の給与構造改革を踏まえた改革を行う。

<更なる改革>

本年 4 月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5 年間で行政機関の国家公務員の定員純減（ 5.7% ）と同程度の定員純減（ 2010 年度まで）を行う。

定員純減を 2011 年度まで継続する。

比較対象企業規模を見直す必要がある（ 100 人以上 50 人以上）。

地域の民間給与の更なる反映を図る。

ボーナスの支給月数の地域格差の反映を図る。

特殊勤務手当を削減する。

互助会への補助金を削減する。

級別職員構成を是正する。

知事等の高額な退職手当を適正化する。

教職員等人件費を削減する。

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日付け総務事務次官通知=地方行革新指針)(抜粋)

1 地方公務員の職員数

地方公共団体の定員管理については、新地方行革指針に基づき、平成17年度中に公表することとされた各団体の「集中改革プラン」の中で、平成22年4月1日における数値目標を掲げるよう要請していたところであるが、行政改革推進法第55条においては、地方公共団体は、職員数の厳格な管理を行うこととされ、また、「基本方針2006」においては、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を行うとされているとともに、定員純減を2011年度まで継続することとされている。

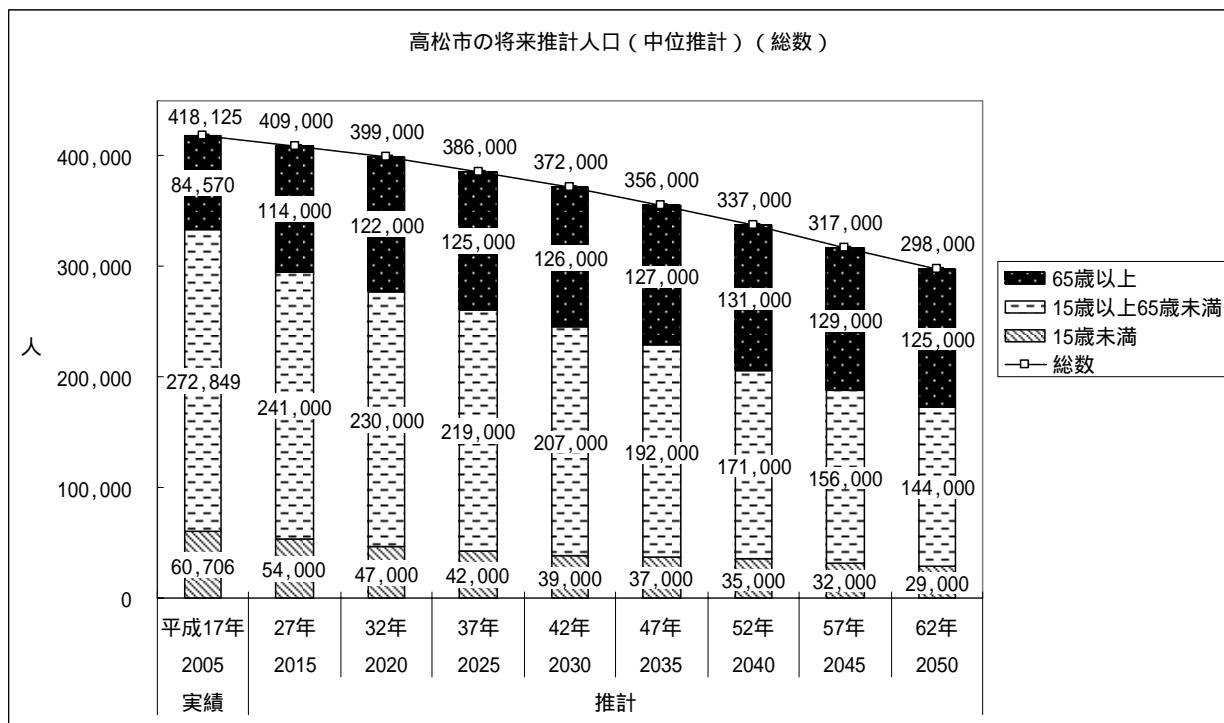
以上を達成すべく、各地方公共団体においては、「集中改革プラン」における定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、各分野ごとの数値目標の検証・分析を行いつつ、国が定める地方公務員の定員関係の基準等の見直しや公共サービス改革の取り組みについて適切に反映することなどを通じて、職員数の一層の純減を図ること。

4 関係資料

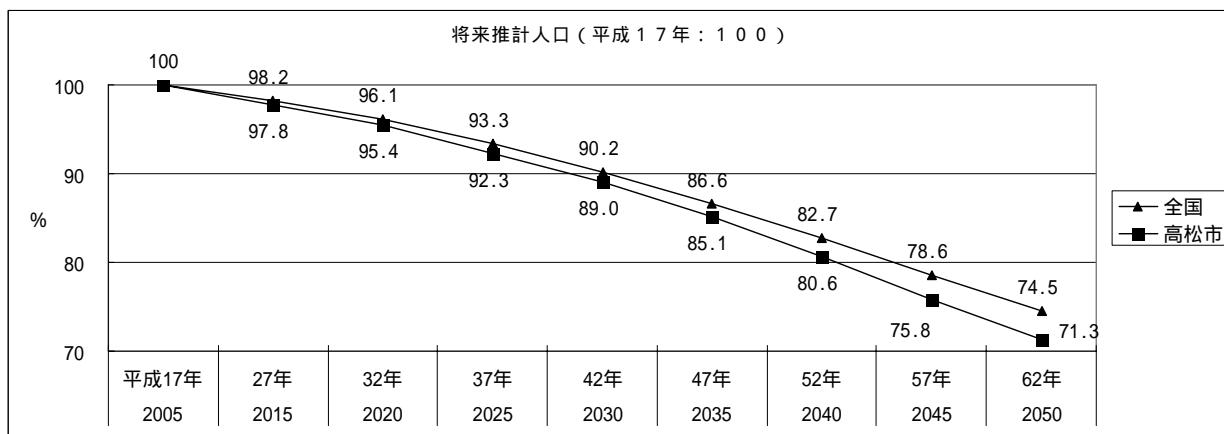
(1) 人口推計

(平成19年6月高松市新総合計画(仮称) 基本構想(素案)より抜粋)

本市の総人口は、今後、全国の傾向と同様に、減少が続き、平成27年には40万9,000人(平成17年の97.8%)、42年には37万2,000人(同89.0%)、62年には29万8,000人(同71.3%)になると推計されます。



年齢階層別では、62年には17年に比べ、15歳未満および15歳以上65歳未満の人口がおおむね半数となるのに対し、65歳以上の人口はおおむね1.5倍になると推計され、少子・高齢化が一層進行するものと予測されます。



(注) 平成17年国勢調査報告(総務省)における本市総人口を基準人口とするコーホート要因法による高松市推計

19年4月1日現在の市町の境界に組み替えるとともに、年齢不詳人口を各年齢階層に按分して計上

全国の値は、日本の将来推計人口(18年12月推計(国立社会保障・人口問題研究所))の出生中位・死亡中位推計から作成

参考資料

(国立社会保障・人口問題研究所19年5月29日公表資料より作成)

将来の都道府県別総人口 (1,000人)

地 域	①平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	②平成47年 (2035)	減少率 ②／①(%)
秋 田 県	1,146	1,094	1,037	975	911	847	783	68.32
和 歌 山 県	1,036	994	949	898	846	793	738	71.24
青 森 県	1,437	1,386	1,330	1,266	1,196	1,124	1,051	73.14
山 口 県	1,493	1,444	1,387	1,321	1,250	1,178	1,103	73.88
島 根 県	742	717	688	656	622	588	554	74.66
高 知 県	796	771	742	708	671	634	596	74.87
岩 手 県	1,385	1,342	1,292	1,234	1,171	1,106	1,040	75.09
長 崎 県	1,479	1,431	1,379	1,319	1,255	1,187	1,117	75.52
山 形 県	1,216	1,178	1,134	1,084	1,032	979	925	76.07
愛 媛 県	1,468	1,429	1,380	1,323	1,260	1,195	1,127	76.77
徳 島 県	810	788	762	730	696	659	622	76.79
新 潟 県	2,431	2,366	2,286	2,193	2,092	1,986	1,875	77.13
奈 良 県	1,421	1,389	1,349	1,298	1,240	1,175	1,104	77.69
北 海 道	5,628	5,513	5,360	5,166	4,937	4,684	4,413	78.41
福 島 県	2,091	2,039	1,976	1,902	1,821	1,737	1,649	78.86
宮 崎 県	1,153	1,127	1,095	1,055	1,010	962	912	79.10
富 山 県	1,112	1,090	1,058	1,019	975	929	880	79.14
鹿 児 島 県	1,753	1,708	1,656	1,595	1,529	1,460	1,389	79.24
香 川 県	1,012	991	963	927	887	846	802	79.25
大 分 県	1,210	1,186	1,154	1,115	1,070	1,022	971	80.25
長 野 県	2,196	2,155	2,095	2,021	1,941	1,858	1,770	80.60
鳥 取 県	607	596	580	561	540	518	495	81.55
石 川 県	1,174	1,155	1,128	1,093	1,053	1,009	960	81.77
熊 本 県	1,842	1,809	1,766	1,712	1,649	1,582	1,510	81.98
佐 賀 県	866	850	829	804	775	744	712	82.22
福 井 県	822	807	788	763	736	707	676	82.24
茨 城 県	2,975	2,935	2,873	2,790	2,690	2,577	2,451	82.39
広 島 県	2,877	2,842	2,784	2,706	2,613	2,509	2,393	83.18
山 梨 県	885	872	853	829	802	772	739	83.50
岐 阜 県	2,107	2,083	2,041	1,984	1,917	1,842	1,761	83.58
大 阪 府	8,817	8,736	8,582	8,358	8,072	7,741	7,378	83.68
群 馬 県	2,024	2,001	1,961	1,908	1,845	1,776	1,699	83.94
宮 城 県	2,360	2,334	2,291	2,231	2,158	2,074	1,982	83.98
静 岡 県	3,792	3,771	3,712	3,623	3,511	3,384	3,242	85.50
岡 山 県	1,957	1,942	1,910	1,864	1,808	1,746	1,677	85.69
三 重 県	1,867	1,854	1,823	1,779	1,725	1,666	1,600	85.70
兵 庫 県	5,591	5,564	5,482	5,355	5,193	5,007	4,799	85.83
京 都 府	2,648	2,629	2,590	2,533	2,459	2,372	2,274	85.88
栃 木 県	2,017	2,006	1,978	1,934	1,879	1,816	1,744	86.47
全 国	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224	110,679	86.62
福 岡 県	5,050	5,034	4,977	4,884	4,759	4,609	4,440	87.92
埼 玉 県	7,054	7,082	7,035	6,923	6,752	6,527	6,258	88.72
千 葉 県	6,056	6,108	6,087	6,008	5,879	5,706	5,498	90.79
愛 知 県	7,255	7,367	7,392	7,359	7,276	7,152	6,991	96.36
神 奈 川 県	8,792	8,962	9,018	8,993	8,896	8,737	8,525	96.96
滋 賀 県	1,380	1,401	1,406	1,401	1,388	1,368	1,341	97.17
東 京 都	12,577	12,906	13,059	13,104	13,047	12,905	12,696	100.95
沖 繩 県	1,362	1,394	1,416	1,429	1,433	1,431	1,422	104.41
減少県*	32	40	42	45	46	47	47	

(2) 平成18年度中期財政収支見通し

この資料は、平成18年10月に公表している「財政運営指針」から引用したものです。

中期財政収支見通し(一般会計の一般財源ベースで試算)

別 表

歳入

(単位：百万円)

区分	平成18年度 金額	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
		金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	
一般財源	市 税	61,507	65,300	106.2%	65,915	100.9%	64,648	98.1%	64,929	100.4%
	地方譲与税・交付金	12,240	8,643	70.6%	7,712	89.2%	8,625	111.8%	8,035	93.2%
	地方交付税等	18,160	17,999	99.1%	18,130	100.7%	18,071	99.7%	18,251	101.0%
	うち臨時財政対策債	3,861		0.0%						
	競輪事業収入	100	100	100.0%	100	100.0%	100	100.0%	100	100.0%
	その他の	4,671	812	17.4%	632	77.8%	632	100.0%	632	100.0%
	合 計 A	96,678	92,854	96.0%	92,489	99.6%	92,076	99.6%	91,947	99.9%

歳出

(単位：百万円)

区分	平成18年度 金額	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度			
		金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率		
一般財源充当	義務的経費	55,576	57,618	103.7%	56,001	97.2%	55,797	99.6%	55,782	100.0%	
	内訳	人件費	27,158	28,694	105.7%	27,689	96.5%	27,677	100.0%	28,252	102.1%
		扶助費	10,928	11,256	103.0%	11,211	99.6%	11,547	103.0%	11,893	103.0%
		公債費	17,490	17,668	101.0%	17,101	96.8%	16,573	96.9%	15,637	94.4%
	投資的経費	6,047	5,644	93.3%	5,950	105.4%	6,477	108.9%	6,471	99.9%	
	その他の経費	35,436	33,349	94.1%	34,196	102.5%	33,745	98.7%	33,586	99.5%	
	合 計 B	97,059	96,611	99.5%	96,147	99.5%	96,019	99.9%	95,839	99.8%	

財源不足 A - B	381	3,757		3,658		3,943		3,892	
------------	-----	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--

* 地方交付税等は、地方交付税と臨時財政対策債との合算額

参考資料

4 基金の年度末現在高の推移

資料 1

(単位:千円)

年度	財政調整基金	減債基金	生活環境施設整備基盤	建設事業基金	計	対前年度比	平成7年度 = 100.0	備考
7	10,361,627	4,472,744	4,468,466	13,401,731	32,704,568	90.3%	100.0	
8	7,783,434	4,700,876	3,318,912	10,012,765	25,815,987	78.9%	78.9	
9	7,844,430	4,623,543	2,231,915	8,857,133	23,557,021	91.2%	72.0	
10	5,677,986	3,652,700	1,496,229	5,806,741	16,633,656	70.6%	50.9	
11	5,890,080	2,164,618	801,111	3,549,714	12,405,523	74.6%	37.9	
12	6,922,419	2,602,724	23,992	1,634,271	11,183,406	90.1%	34.2	
13	6,252,799	4,105,460	24,015	1,537,109	11,919,383	106.6%	36.4	
14	7,546,483	4,107,582	24,020	1,057,770	12,735,855	106.8%	38.9	
15	6,931,118	4,110,443	24,027	3,858,205	14,923,793	117.2%	45.6	
16	1,494,830	2,312,970	24,034	3,860,679	7,692,513	51.5%	23.5	
17	旧市分	2,248,104	314,495	24,042	3,183,778	5,770,419	75.0%	17.6
	6町分	4,708,000	124,000	0	512,000	5,344,000	-	16.3
	計	6,956,104	438,495	24,042	3,695,778	11,114,419	144.5%	34.0
18	4,963,062	438,934	24,067	3,699,376	9,125,439	82.1%	27.9	

16年度までは旧高松市の決算額

18年度は見込み(9月補正後)

市債残高等の推移

資料 2

(単位:千円)

年度	一般会計				特別会計				計				公債費比率 (普通会計)	市債残高比率 (普通会計)	
	発行額	前年度比	年度末現債額	前年度比	発行額	前年度比	年度末現債額	前年度比	発行額	前年度比	年度末現債額	前年度比			
7	11,730,700	109.7%	79,992,110	110.1%	8,587,900	164.1%	59,121,996	113.6%	20,318,600	127.6%	139,114,106	111.6%	12.5%	1.41	
8	17,534,500	149.5%	92,291,755	115.4%	8,202,200	95.5%	65,675,271	111.1%	25,736,700	126.7%	157,967,026	113.6%	13.1%	1.59	
9	16,889,800	96.3%	103,626,046	112.3%	7,824,800	95.4%	71,503,779	108.9%	24,714,600	96.0%	175,129,825	110.9%	13.7%	1.74	
10	14,042,300	83.1%	111,132,736	107.2%	12,540,600	160.3%	81,564,864	114.1%	26,582,900	107.6%	192,697,600	110.0%	14.5%	1.83	
11	11,287,900	80.4%	114,965,596	103.4%	8,723,200	69.6%	87,191,666	106.9%	20,011,100	75.3%	202,157,262	104.9%	14.3%	1.78	
12	14,077,600	124.7%	120,458,586	104.8%	7,087,000	81.2%	90,914,293	104.3%	21,164,600	105.8%	211,372,879	104.6%	15.0%	1.82	
13	8,760,700	62.2%	119,629,645	99.3%	3,152,200	44.5%	90,721,684	99.8%	11,912,900	56.3%	210,351,329	99.5%	15.6%	1.81	
	7,310,700	51.9%	118,179,645	98.1%	3,152,200	44.5%	90,721,684	99.8%	10,462,900	49.4%	208,901,329	98.8%	—	1.79	
14	13,570,318	154.9%	122,911,968	102.7%	5,973,200	189.5%	92,528,648	102.0%	19,543,518	164.1%	215,440,616	102.4%	16.4%	1.89	
	10,285,318	140.7%	118,176,968	100.0%	5,973,200	189.5%	92,528,648	102.0%	16,258,518	155.4%	210,705,616	100.9%	—	1.83	
15	19,633,000	144.7%	131,406,693	106.9%	4,270,200	71.5%	92,133,340	99.6%	23,903,200	122.3%	223,540,033	103.8%	17.3%	2.10	
	14,103,900	137.1%	121,142,593	102.5%	4,270,200	71.5%	92,133,340	99.6%	18,374,100	113.0%	213,275,933	101.2%	—	1.95	
16	15,124,229	77.0%	128,056,606	97.5%	4,487,500	105.1%	91,125,802	98.9%	19,611,729	82.0%	219,182,408	98.1%	18.5%	2.05	
	11,145,529	79.0%	113,813,806	94.0%	4,487,500	105.1%	91,125,802	98.9%	15,633,029	85.1%	204,939,608	96.1%	—	1.84	
17	市のみ	6,430,400	42.5%	123,009,843	96.1%	6,102,000	136.0%	91,763,793	100.7%	12,532,400	63.9%	214,773,636	98.0%	—	—
	6町合計	3,264,000	29.3%	105,511,252	92.7%	6,102,000	136.0%	91,763,793	100.7%	9,366,000	59.9%	197,275,045	96.3%	—	—
18	一部事務組合	2,342,600	-	26,940,370	-	895,700	-	17,022,868	-	3,238,300	-	43,963,238	-	—	—
	合計	1,237,200	-	22,070,949	-	895,700	-	17,022,868	-	2,132,900	-	39,093,817	-	—	—
	582,300	-	10,165,791	-	0	-	0	-	582,300	-	10,165,791	-	—	—	
	9,355,300	61.9%	160,116,004	125.0%	6,997,700	155.9%	108,786,661	119.4%	16,353,000	83.4%	268,902,665	122.7%	17.9%	2.03	
	5,083,500	45.6%	137,747,992	121.0%	6,997,700	155.9%	108,786,661	119.4%	12,081,200	77.3%	246,534,653	120.3%	—	1.75	
18	10,050,800	107.4%	154,563,831	96.5%	7,716,600	110.3%	110,030,048	101.1%	17,767,400	108.6%	264,593,879	98.4%	—	—	
	6,190,000	121.8%	128,836,076	93.5%	7,716,600	110.3%	110,030,048	101.1%	13,906,600	115.1%	238,866,124	96.9%	—	—	

平成16年度末までは旧高松市の決算額、18年度末は見込(9月補正後)

平成13~18年度下段は臨時財政対策債を除いた額

(3) 平成17年度決算状況

ア 高松市の財政状況等一覧表

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	理会計からの 繰入金	備考
一般会計	150,496	142,344	8,152	7,227	137,748	487	直営から5336百万円 繰入
老人福祉センター奥の湯温泉事業	72	72	0	0	0	22	
母子寡婦福祉貸付金事業	105	83	22	22	0	3	
中小企業労働者福祉共済事業	285	285	0	0	0	118	
太田第2土地区画整理事業	5,092	4,704	388	387	11,821	2,448	
普通会計	155,907	145,609	10,298	9,273	172,231	397	

2 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）

	総収益	総費用	純損益	不良債務	地方債現在高	理会計からの 繰入金	備考
介護老人保健施設	339	497	△ 158	—	373	15	法適用企業
水道	9,181	7,575	1,606	—	17,267	94	法適用企業
塩江簡易水道	108	80	28	—	618	44	法適用企業
病院	8,155	8,669	△ 514	—	2,662	1,217	法適用企業
	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	理会計からの 繰入金	備考
下水道（公共）	15,728	15,828	23	0	81,455	3,723	法非適用企業
下水道（特環）	1,082	1,162	0	0	5,625	407	法非適用企業
下水道（生活排水）	2	2	0	0	4	0	法非適用企業
下水道（農集排水）	18	18	0	0	88	15	法非適用企業
港湾整備	3	5	3	3	0	0	法非適用企業
中央卸売市場	441	441	0	0	852	61	法非適用企業
食肉センター	557	557	0	0	2,400	492	法非適用企業
駐車場	584	766	56	56	5,431	37	法非適用企業
国民健康保険事業（事業勘定）	35,399	34,633	766	766	0	3,112	
国民健康保険事業（直診勘定）	34	34	0	0	0	15	
老人保健事業	40,181	40,161	20	20	0	2,761	
介護保険事業	22,025	21,649	376	376	0	3,126	
競輪事業	16,660	15,862	798	798	370	0	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 不良債務が～百万円となるときは、「△～」と表記している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円、%)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	形式収支 (純損益)	実質収支 (不良債務)	地方債現在高	当該団体の 負担割合	備考
高松地区広域市町村圏振興事務組合 (一般会計)	464	246	218	218	2	82.9	
高松地区広域市町村圏振興事務組合 (介護サニビス事業)	153	161	70	70	0	85.2	
高松地区広域市町村圏振興事務組合 (衛生処理センター事業特別会計)	822	729	93	93	719	78.6	
高松地区広域市町村圏振興事務組合 (西部広域クリーンセンター事業特別会計)	1,549	1,469	80	80	1,481	94.6	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(千円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
高松市土地開発公社	84	84,586	5,000	0	6,927,851	12,749,780	0	
高松市学校建設公社	3	11,357	10,000	0	0	0	0	
高松市学校給食会	△ 2,895	7,977	10,000	65,960	0	0	0	
高松市福祉事業団	0	20,000	20,000	0	0	0	0	
高松市水道サービス公社	1,400	108,091	5,000	0	0	0	0	
高松市丸亀町まちづくり	△ 6,360	△ 10,420	5,000	0	0	0	0	
香川県市町村職員互助会	62,304	825,753	6,366	33,519	0	0	0	
高松市スポーツ振興事業団	0	10,000	10,000	0	0	0	0	
高松市花と緑の協会	1,336	517,810	10,000	10,300	0	0	0	
高松市国際交流協会	798	469,526	430,000	16,554	0	0	0	
高松勤労者総合福祉振興協会	0	100,000	65,000	0	0	0	0	
高松観光コンベンション・ビューロー	169	545,116	300,000	76,995	0	0	0	
高松市食肉卸売市場公社	7	32,243	15,000	0	0	0	0	
高松市文化芸術財団	4,704	21,214	10,000	56,742	0	0	0	
湯遊しおのえ	291	18,528	2,250	0	0	0	0	
香南地域振興	31	24,435	22,000	0	0	0	0	
香南町農業振興公社	△ 901	9,099	9,500	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指標

財政力指標	0.790	実質収支比率	10.9
実質公債費比率	16.3	経常収支比率	88.9

(注) 実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成15年度から平成17年度の3カ年平均である。

イ 普通会計決算における主な財政指標の推移

この資料は、前掲の「財政運営指針」からの引用です。

普通会計決算における主な財政指標の推移

資料 4

項目	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
標準財政規模(千円)	62,309,233	64,585,562	66,573,146	68,530,693	72,734,753	74,150,987	74,192,491	72,237,949	68,986,861	85,309,136	84,852,275
財政力指数	1.025	1.016	1.006	0.993	0.941	0.893	0.857	0.854	0.849	0.783	0.790
経常一般財源比率(%)	98.6	98.9	97.1	96.9	101.9	102.6	104.2	103.8	110.4	111.7	108.9
一般財源比率(%)	65.1	61.3	62.1	63.2	63.4	65.0	70.3	69.2	67.2	74.9	72.9
自主財源比率(%)	65.4	63.2	63.5	62.5	57.6	55.8	59.4	56.4	54.0	58.9	61.4
実質収支比率(%)	2.5	2.7	3.0	2.7	3.4	4.2	3.2	3.1	4.0	5.5	10.9
経常収支比率(%)	80.7	82.3	83.8	86.1	80.5	81.1	82.3	83.7	82.3	87.5	88.9
公債費比率(%)	12.5	13.1	13.7	14.5	14.3	15.0	15.6	16.4	17.3	17.7	17.9
実質公債費比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16.3
公債費負担比率(%)	11.7	12.4	13.3	14.8	15.2	16.2	17.1	18.7	18.4	17.1	17.0
起債制限比率(%)	11.1	11.0	11.0	11.5	11.7	12.0	12.1	12.5	12.9	12.6	13.2
歳入構成比率(%)											
市税比率	50.2	47.3	48.6	47.5	44.9	43.9	47.1	46.3	41.7	39.9	39.8
市債比率	12.9	16.0	16.0	13.2	10.0	11.7	7.9	12.4	16.2	7.9	6.6
その他歳入	36.9	36.7	35.4	39.3	45.1	44.4	45.0	41.3	42.1	52.2	53.6
歳出性質別構成比率(%)											
義務的経費	42.8	40.1	42.0	44.4	44.5	44.0	48.5	50.8	48.0	50.5	50.1
人件費	21.3	19.2	19.9	20.3	19.4	19.5	21.1	21.8	19.5	21	20.7
扶助費	13.2	12.7	13.3	14.2	14.9	13.3	14.6	15.4	15.5	15.8	15.9
公債費	8.3	8.2	8.8	9.9	10.2	11.2	12.8	13.6	13.0	13.7	13.5
投資的経費	29.9	33.3	30.9	30.3	26.5	27.7	20.7	20.0	22.6	14.1	15.9
その他経費	27.3	26.6	27.1	25.3	29.0	28.3	30.8	29.2	29.4	35.4	34.0
積立金現在高(千円)	35,463,492	30,574,020	30,027,460	23,127,328	21,705,220	17,198,352	17,626,883	17,767,763	15,038,533	18,671,233	12,114,082
市債現在高(千円)	88,019,004	102,408,743	116,088,249	125,106,079	129,667,917	135,172,877	133,920,341	136,744,009	144,663,643	178,218,340	172,231,292
債務負担行為額(千円)	24,270,383	27,544,623	28,943,767	30,947,517	32,806,818	44,010,428	41,515,345	40,888,658	34,909,526	54,621,728	35,142,818
市債残高比率(%)	1.41	1.59	1.74	1.83	1.78	1.82	1.81	1.89	2.10	2.09	2.03
基金残高比率(%)	0.57	0.47	0.45	0.34	0.30	0.23	0.24	0.25	0.22	0.22	0.14

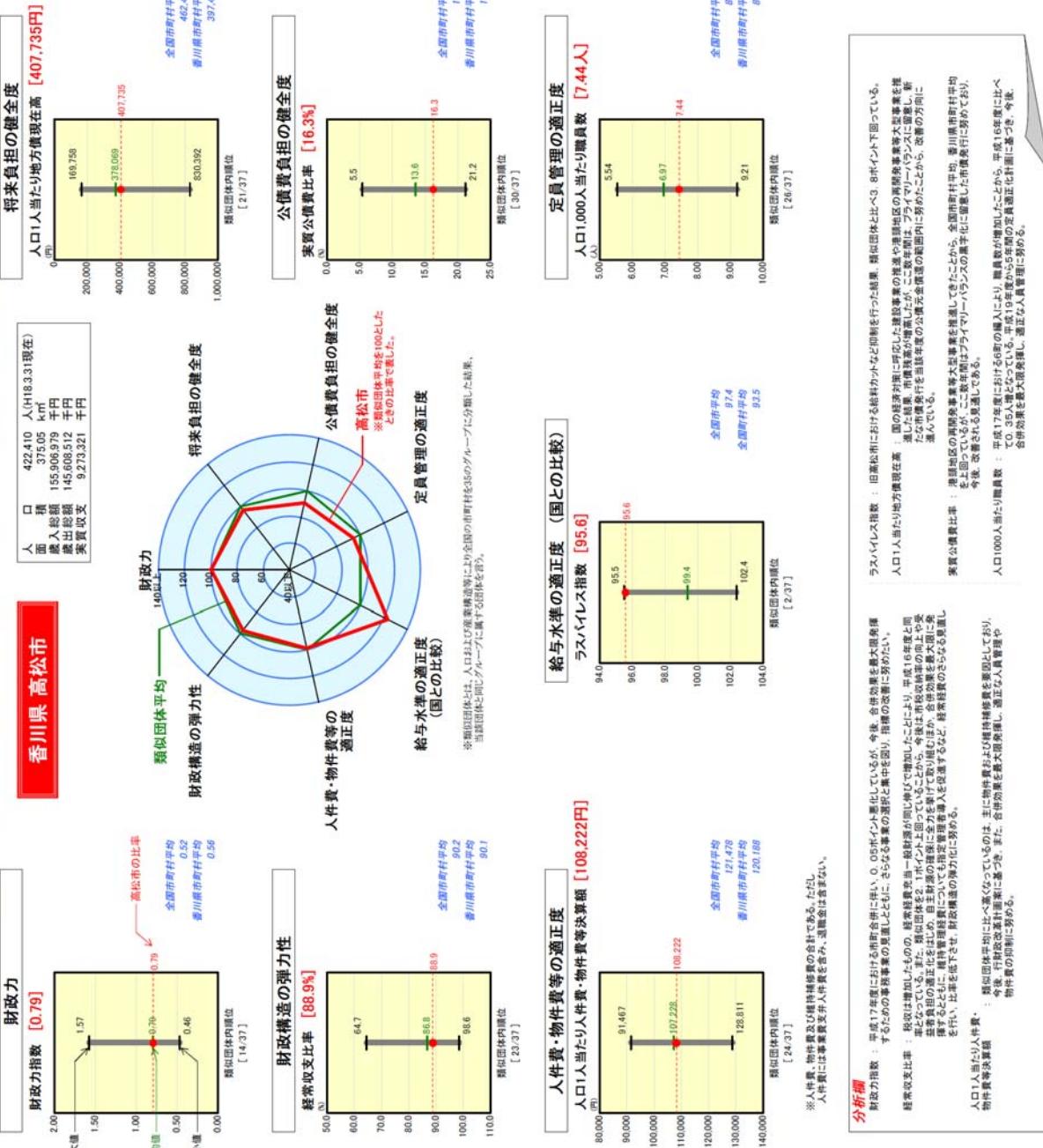
平成 16 , 17 年度は、合併町および一部事務組合を含んだ数値

財政指標の算式等

標準財政規模(千円)	標準税収入 + 普通交付税など
財政力指数	基準財政収入額 3年分 × 1/3 基準財政需要額
経常一般財源比率(%)	経常一般財源 標準財政規模
一般財源比率(%)	一般財源 歳入総額
自主財源比率(%)	自主財源 歳入総額
実質収支比率(%)	実質収支額 標準財政規模
経常収支比率(%)	経常経費充当一般財源 経常一般財源
公債費比率(%)	公債費充当一般財源 標準財政規模
実質公債費比率(%)	公債費の元利償還金など 標準財政規模

公債費負担比率(%)	公債費充当一般財源 一般財源
起債制限比率(%)	15~20% : 要注意 20%~ : 起債の制限を受ける
市税比率(%)	市 稅 歳入総額
市債比率(%)	市 債 歳入総額
義務的経費比率(%)	義務的経費 歳出総額
投資的経費比率(%)	投資的経費 歳出総額
積立金現在高(千円)	財源対策4基金の合計額
市債残高比率(%)	市債残高 標準財政規模
基金残高比率(%)	積立金現在高 標準財政規模

市町村財政比較分析表(平成17年度普通会計決算)



分析結果

財政力指標 : 平成17年度における市町合併に伴い、Oのポイント黒化しているが、今後、合併影響を最大限發揮するためには、さらになる事業の選択・集中を図り、指標の改善に努めたい。

経常収支比率 : 稽査は増加したものの、経常収支比率は依然として赤字化していることよりも、今後、合併収支比率の向上と収益性の適正化に努めなければならない。

人件費比率 : 人件費比率は減少したが、依然として高い水準である。今後、合併効率化を最大限に發揮するためには、人件費比率の適正化に努めなければならない。

公債負担率 : 公債負担率は依然として高い水準であるが、今後、合併効率化を図ることで、経常収支比率の適正化に努めなければならない。

定員管理の適正度 : 人口1000人当たり職員数は、高松市は7.44人であるが、全国市町村平均は7.44人である。

給与水準の適正度 (国との比較) : 人口1000人当たり人件費・物件費等決算額は、高松市は95.6であるが、全国市町村平均は95.5である。

公債負担の健全度 : 将来負担の健全度は、高松市は407,735円であるが、全国市町村平均は407,735円である。

分析結果

財政力指標 : 高松市における市町合併に伴い、Oのポイント黒化しているが、今後、合併影響を最大限發揮するためには、さらになる事業の選択・集中を図り、指標の改善に努めたい。

経常収支比率 : 稽査は増加したものの、経常収支比率は依然として赤字化していることよりも、今後、合併収支比率の向上と収益性の適正化に努めなければならない。

人件費比率 : 人件費比率は減少したが、依然として高い水準である。今後、合併効率化を最大限に發揮するためには、人件費比率の適正化に努めなければならない。

公債負担率 : 公債負担率は依然として高い水準であるが、今後、合併効率化を図ることで、経常収支比率の適正化に努めなければならない。

定員管理の適正度 : 人口1000人当たり職員数は、高松市は7.44人であるが、全国市町村平均は7.44人である。

給与水準の適正度 (国との比較) : 人口1000人当たり人件費・物件費等決算額は、高松市は95.6であるが、全国市町村平均は95.5である。

公債負担の健全度 : 将来負担の健全度は、高松市は407,735円であるが、全国市町村平均は407,735円である。

参考資料

普通会計決算における主な財政指標の状況

資料3

区分	平成16年度		平成17年度	
	高松市	中核市平均	高松市	中核市平均
標準財政規模(千円) A	85,309,136	85,722,750	84,852,275	89,816,977
財政力指数(3ヵ年平均)	0.783	0.784	0.790	0.779
経常一般財源比率(%)	111.7	107.5	108.9	107.6
経常一般財源比率(%) (減税補てん債、臨時財政対策債を除く。)	103.6	100.6	102.9	102.3
一般財源比率(%)	74.9	70.1	72.9	70.6
自主財源比率(%)	58.9	57.1	61.4	56.4
実質収支比率(%)	5.5	3.4	10.9	3.5
経常収支比率(%)	87.5	86.6	88.9	86.9
経常収支比率(%) (減税補てん債、臨時財政対策債を除く。)	94.4	92.9	94.1	91.5
公債費比率(%)	17.7	15.8	17.9	15.6
実質公債費比率(%) (3ヵ年平均)	-	-	16.3	14.1
公債費負担比率(%)	17.1	16.3	17.0	16.6
起債制限比率(%)	12.6	10.8	13.2	11.0
歳入構成比率(%)				
市税比率	39.9	42.4	39.8	43.0
市債比率	7.9	9.7	6.6	9.1
その他歳入	52.2	47.9	53.6	47.9
歳出性質別構成比率(%)				
義務的経費	50.5	49.1	50.1	49.5
人件費	21.0	20.3	20.7	20.0
扶助費	15.8	16.5	15.9	17.0
公債費	13.7	12.3	13.5	12.5
投資的経費	14.1	16.1	15.9	15.4
その他経費	35.4	34.8	34.0	35.1
積立金現在高(千円) B	18,671,233	19,619,957	12,114,082	20,826,200
市債現在高(千円) C	178,218,340	177,384,282	172,231,292	183,320,629
債務負担行為額(千円) D	54,621,728	29,305,850	35,142,818	33,153,229
市債残高比率(%) C / A	2.09	2.06	2.03	2.03
基金残高比率(%) B / A	0.22	0.23	0.14	0.24

平成16、17年度は、合併町および一部事務組合を含んだ数値

「財政指標の算式等」は、P177を参照

(4) 平成17年度高松市人事行政の運営等の状況について(抜粋)

この資料は、毎年9月に前年度分を公表しており、ここでは、そのうち職員数に係る部分を抜粋して掲載しています。

平成17年度高松市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2および高松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年高松市条例7号)第6条の規定に基づき、平成17年度の高松市的人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成18年9月29日

1 任免および職員数

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

(単位:人、平成17年度)

区分	採用	退職		
		定年	勧奨	自己都合 その他
一般行政職	事務	8	17	8 19
	福祉			
	司書			
	学芸員			
	文化財専門員			
	土木		2 2	
	農業土木			1
	建築		3 1	
	機械			
	電気		1	1
	化学		1	
	農業			
	水産			
	園芸			
	造園			
	保育士	4	2 5	15
	医師	9	1 1	11
	歯科医師			1
	薬剤師	1	1 1	
	栄養士	1		
診療放射線技師				
臨床検査技師				
臨床工学技士				
理学療法士				
視能訓練士				
作業療法士				
言語聴覚士				
歯科衛生士				
あん摩マッサージ指圧師				
臨床心理士				
獣医師				
保健師				
助産師				
看護師				
消防職員				
技能職員				
計		36	42 34	73

このほか、市町合併により、1,001人の町および一部事務組合の職員を受け入れている。

(2) 採用試験の実施状況 《省略》

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位:人, 各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一般行政	議 会	18	18	0	【増要因】 地域コミュニティの推進 1人
	総務企画	326 (1)	322 (2)	4	子育て支援等 1人
	税 務	111 (1)	108 (1)	3	【減要因】
	民 生	464	453	11	事務の効率化 △28人
	衛 生	286	282	4	再任用・嘱託化 △3人
	労 働	4	4	0	事務・事業の縮小 △16人
	農林水産	57	50 (2)	7	
	商 工	27	25	2	
	土 木	220	210	10	
小 計		1,513 (2)	1,472 (5)	41	
特別行政	教 育 防	515 (1) 406	499 (1) 402	16 4	【減要因】 学校職員の配置変更△15人
	小 計	921 (1)	901 (1)	20	
公営企業等会計	病 院	397 (3)	388 (3)	9	【減要因】 看護師の配置変更 △9人
	水 道	175	171	4	事務の外部委託化 △8人
	下 水 道	102	94	8	
	そ の 他	109	104 (1)	5	
小 計		783 (3)	757 (4)	26	
合 計		3,217 (6)	3,130 (10)	87	
高松広域派遣職員		70	67	3	
県派遣受入職員		6	4	2	
総 合 計		3,293 (6)	3,201 (10)	88	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いている。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(2) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

定員適正化目標

計画期間内(平成15~19年度)に市長部門などの職員数を170人減員する。

定員適正化手法の概要

事務処理体制の見直しなどによる事務の効率化、外部委託化、嘱託職員などの配置、組織機構の統廃合、情報化の推進、事務・事業の縮小・廃止などを積極的に進め、計画の実現に向けて取組む。

定員適正化計画の年次別進捗状況

(単位：人)

区分	H14 年度 (計画前年)		H15 年度 (1 年目)		H16 年度 (2 年目)		H17 年度 (3 年目)		H15 年度～ H17 年度 増減の計	(参考) 数値目標	
	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減		職員数	増減
市長 部門 など	2,790	-	2,763	27	2,709	54	2,625	84	165	2,620	170
消防 局	404	-	405	1	406	1	402	4	2	431	27
水道 局	176	-	177	1	175	2	171	4	5	171	5
計	3,370	-	3,345	25	3,290	55	3,198	92	172	3,222	148

《以下省略》

(5) 高松市の給与・定員管理等について(抜粋)

この資料は、毎年4月に前年度分を公表しており、ここでは、関係部分を抜粋して掲載しています。

高松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成16年度の入件費率
平成17年度	42万1,132人	1,456億851万2千円	92億7,332万1千円	308億6,470万4千円	21.2%	21.6%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B	一人当たり	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
			給与費 B/A	
平成17年度	3,165人	20,081,969千円	6,345千円	6,907千円

(注) 1 給与費には退職手当を含まない。

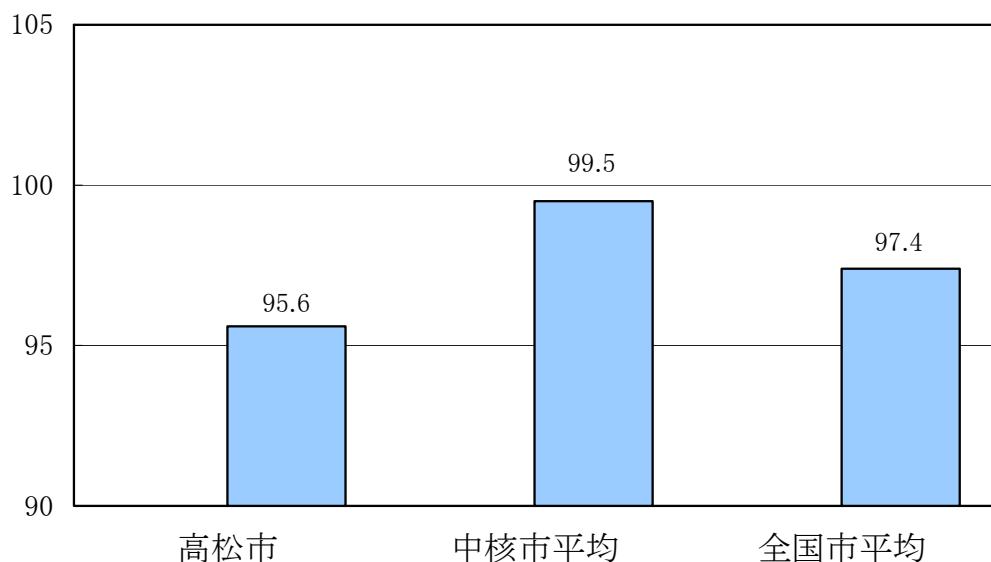
2 職員数は、旧高松市、旧塩江町、旧牟礼町、旧庵治町、旧香川町、旧香南町、旧国分寺町、旧木田香川地区町村税滞納整理組合、旧讃岐地区広域消防組合、旧香川南部葬祭場組合および旧高松地区広域市町村圏振興事務組合のうち旧南部広域クリーンセンターの平成17年4月1日現在の人数の合計である。

(3) 特記事項

近隣町との合併:平成17年9月26日 塩江町を編入

平成18年1月10日 牟礼町、庵治町、香川町、香南町および国分寺町を編入
職員給料の削減:平成17・18年度の2年間、全職員の給料の月額を職務の級に応じて2~5%減額

(4) ラスパイレス指数の状況(平成18年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標である。

2 中核市平均とは、中核市(中核市は、指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するべく設けられたものです。近隣では、松山市や高知市などが中核市です。)のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

改定なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高松市	43.9歳	348,908円	409,470円	376,854円
香川県	43.2歳	349,231円	400,849円	369,969円
国	40.4歳	328,477円	—	381,212円
中核市平均	43.2歳	356,272円	445,028円	403,819円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高松市	45.9歳	323,292円	367,258円	339,017円
香川県	47.8歳	348,505円	393,565円	364,903円
国	48.4歳	286,500円	—	318,595円
中核市平均	45.8歳	336,538円	390,515円	365,487円
民間事業者平均	53.4歳	—	372,479円	—

③高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	42.6歳	381,346円	424,758円
香川県	43.0歳	385,452円	432,830円
中核市平均	44.8歳	408,973円	473,889円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	41.8歳	342,172円	371,645円
香川県	44.7歳	392,749円	435,592円
中核市平均	43.8歳	360,500円	401,364円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区分	高松市	香川県	国
一般行政職	大学卒	166,796円	165,094円
	高校卒	135,632円	134,248円
技能労務職	高校卒	139,062円	138,904円
	中学卒	—	123,869円
高等学校教育職	大学卒	186,690円	184,785円
	高校卒	144,060円	142,590円
小・中学校 (幼稚園) 教育職	大学卒	186,690円	184,785円
	高校卒	144,060円	142,590円

1 高松市と香川県の額は、いざれも給料の減額後の額である。

2 国の一般行政職の初任給は、II種採用者のものである。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,496円	319,824円
	高校卒	215,992円	265,360円
技能労務職	高校卒	213,507円	243,079円
	大学卒	315,502円	373,356円
高等学校教育職 小・中学校 (幼稚園)教育職	大学卒	296,178円	363,672円
	高校卒	—	—

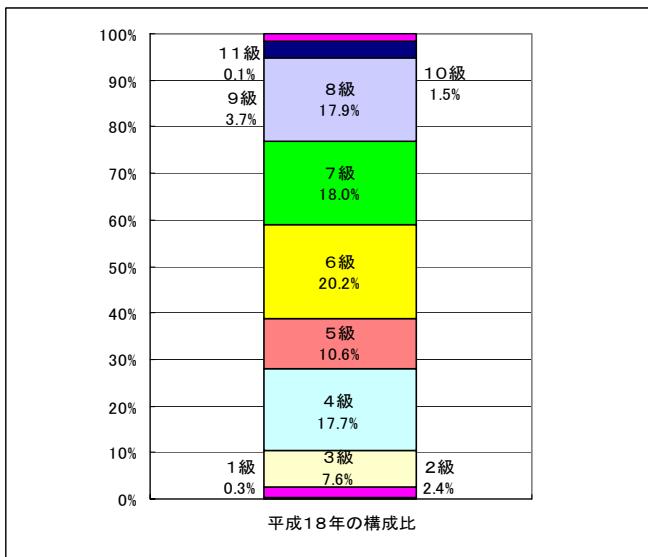
3 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師、事務員、技術員	5人	0.3%
2級	主事、技師、事務員、技術員	37人	2.4%
3級	主事、技師	118人	7.6%
4級	係長	274人	17.7%
5級	係長	165人	10.6%
6級	係長	313人	20.2%
7級	課長補佐	279人	18.0%
8級	課長、課長補佐	278人	17.9%
9級	部次長、課長	58人	3.7%
10級	部長、部次長	23人	1.5%
11級	部長	2人	0.1%

(注)1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 松 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,697 千円	1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,859 千円	—
(平成17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.4 月分 (1.6)月分 (0.7)月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20% ・管理監督加算 10 ~ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20% ・管理職加算 10 ~ 25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

高 松 市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.0 月分 32.76 月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分
勤続25年 33.75 月分 42.12 月分	勤続25年 33.5 月分 41.34 月分
勤続35年 47.5 月分 59.28 月分	勤続35年 47.5 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 % ~ 20 % 加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 % ~ 20 % 加算)
(退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 430万5千円 2,795万8千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 《省略》

5 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

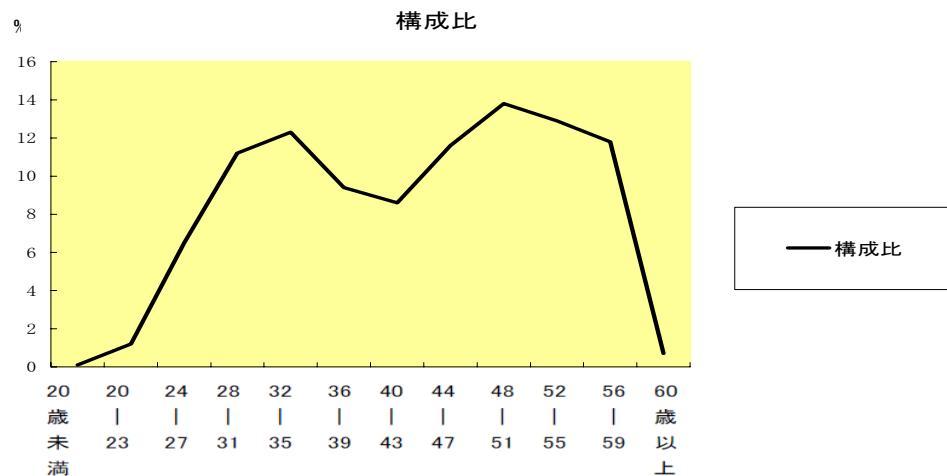
区分		給料	月額	等		
給 料	市区町村長	1,033,000 (1,110,000 助役 844,000 (897,000 収入役 738,000 (776,000 円)	(参考)類似団体における最高／最低額 1,267,000 円／ 824,000 円			
	助役	844,000 (897,000 円)	1,008,000 円／ 738,000 円			
	収入役	738,000 (776,000 円)	862,000 円／ 657,000 円			
報 酬	議長	727,000 (727,000 副議長 647,000 (647,000 議員 608,000 (608,000 円)	863,000 円／ 625,000 円			
	副議長	647,000 (647,000 円)	779,000 円／ 235,000 円			
	議員	608,000 (608,000 円)	710,000 円／ 304,700 円			
期末手当	市区町村長	(平成17年度支給割合)				
	助役	3.3 月分				
	収入役					
退職手当	議長	(平成17年度支給割合)				
	副議長	3.3 月分				
	議員					
退職手当	市区町村長	(算定方式) 111万円 × 勤続年数×500/100	(1期の手当額) 22,200,000円	(支給時期) 任期毎		
	助役	89.7万円 × 勤続年数×400/100	14,352,000円	任期毎		
	収入役	77.6万円 × 勤続年数×300/100	9,312,000円	任期毎		
備考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

年齢別職員構成の状況(平成18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳未満	24歳未満	28歳未満	32歳未満	36歳未満	40歳未満	44歳未満	48歳未満	52歳未満	56歳未満	60歳以上	計
職員数	人 3	人 50	人 267	人 460	人 508	人 388	人 354	人 479	人 567	人 532	人 486	人 28	人 4,122

7 公営企業職員の状況 《省略》

(6) 計画策定の経緯

高松市行財政改革推進本部会等	高松市行財政改革推進委員会	市議会
	部会	
平成 18 年 6 月議会 ・次期計画の始期を平成 19 年度とすることを表明	平成 18 年 1 月 24 日 第 3 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・次期計画策定方針(骨子)を協議 ・次期計画に対する委員意見の提出を依頼	
平成 18 年 2 月 16 日 第 4 回高松市行財政改革推進本部会開催 ・次期計画策定方針(案)を審議	平成 18 年 2 月 22 日 第 4 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・次期計画策定方針(案)を協議 ・次期計画策定に関する意見取りまとめを依頼	平成 18 年 2 月 22 日 第 1 回補助金・使用料部会開催 第 1 回アウトソーシング部会開催 第 8 回行政評価部会開催
平成 18 年 3 月 24 日決裁 ・現行計画の 1 年延長適用と次期計画の策定方針を決定	平成 18 年 3 月 29 日 第 5 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・次期計画策定方針を説明 ・意見書(総論等)取りまとめについて意見交換	平成 18 年 3 月 22 日 総務消防調査会開催 ・次期計画策定方針(案)を説明
平成 18 年 4 月 ・第 1 次部局検討を開始	平成 18 年 5 月 10 日 委員会役員による意見書中間集約会議開催 ・意見書の中間集約等を協議	平成 18 年 4 月 10 日 第 1 回アウトソーシング部会開催 平成 18 年 4 月 11 日 第 1 回補助金・使用料部会開催
行財政改革計画に関する市民意見を募集 期間:18. 6. 22 ~ 7. 31	平成 18 年 5 月 30 日 第 1 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・意見書(総論等)の集約を協議 ・全員で部会テーマごとに意見交換	平成 18 年 5 月 9 日 第 2 回補助金・使用料部会開催 第 2 回アウトソーシング部会開催 平成 18 年 5 月 24 日 第 1 回行政評価部会開催
	平成 18 年 6 月 27 日 第 2 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・意見書集約(各部会意見を含む。) ・市長へ提出	平成 18 年 5 月 26 日 第 1 回公共施設等管理運営部会開催 平成 18 年 6 月 22 日 第 3 回アウトソーシング部会開催 平成 18 年 6 月 23 日 第 3 回補助金・使用料部会開催

高松市行財政改革推進本部会等	高松市行財政改革推進委員会	市議会 部会
	部会	
平成 18 年 7 月 3 日 第 2 回高松市行財政改革推進本部会開催 ・次期計画の基本的な枠組と今後の対応を審議		
平成 18 年 7 月 31 日 第 3 回高松市行財政改革推進本部会開催 ・次期計画策定に係る検討状況の報告および第 2 次部局検討を決定		
平成 18 年 11 月 22 日 第 5 回高松市行財政改革推進本部会開催 ・次期計画（素案）を審議	平成 18 年 11 月 27 日 ・次期計画（素案）を委員へ送付し、素案についての意見提出を依頼	平成 18 年 11 月 28 日 議員全員協議会開催 ・次期計画（素案）を説明
次期計画（素案）のパブリック・コメントを実施 期間：18.12.15～19.1.19	平成 19 年 2 月 27 日 第 4 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・次期計画（素案）パブリック・コメントの結果を報告	
	平成 19 年 3 月 31 日 委員任期満了	
	平成 19 年 4 月 1 日 新委員任期開始	
平成 19 年 6 月 7 日 第 1 回高松市行財政改革推進本部会開催 ・第 4 次計画原案の審議	平成 19 年 4 月 20 日 第 1 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・部会の編成替えを決定	
計画（原案）のパブリック・コメントを実施 期間：19.6.18～19.7.6	平成 19 年 6 月 14 日 第 2 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・第 4 次計画原案について	平成 19 年 6 月 27 日 議員全員協議会開催 ・第 4 次計画原案について
平成 19 年 7 月 13 日 第 4 次高松市行財政改革計画決定		

(7) 用語解説

用語	解説
あ行	
新しい公共	総務省の研究会などが提唱する考え方で、社会が必要とする公的なサービスを行政だけではなく、地域の様々な主体(市民、NPOや企業など)が提供する、より広い範囲の「公共」をいいます。従来の行政直営による『公共』サービスや市場経済を通じて民間企業が提供する民間サービスに加えて、地域の様々な主体が公的なサービスを提供する領域を創出しようとする考え方で、社会を支える新たなシステムづくりが志向されています。
新しい総合計画	市の行政活動の最も基本となる基本構想のこととて、新しい計画は平成20年度にスタートさせる予定です。
委託化業務調査	民間委託した業務などが適切に処理されているかどうか、問題は生じていないかなどを把握し、改善へつなげるための調査をいいます。
一般会計からの繰出	特定の歳入をもって特定の歳出に充てる事業を行う特別会計に対して、一般会計が一定の基準に基づき特定の経費を支払うことをいいます。
一般会計からの負担金等の繰出	地方公営企業法に基づき民間企業的な事業経営を行う企業会計に対して、一般会計が一定の基準に基づき特定の経費を支払うことをいいます。
一般会計	市の会計の一つで、最も中心となる会計のことです。行政運営の基本的な経費を網羅して計上します。一般会計と別に、特別会計、企業会計があります。
一般財源	市の行政活動の原資となる財源のうち、その使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。地方税(市税)、地方譲与税、地方交付税などがあります。
N P O	自発性、公益性、非営利性のある市民活動を行う組織体をいい、特定非営利活動法人格の有無は問いません。
か行	
改革後の監視評価	委託化業務調査の結果などに対して、必要があれば改善につなげるため、その状態を評価し、点検することです。
外郭団体	主に市が出資して設立している公益法人のことをいい、広い意味では自治会や婦人会など、市民を構成員とする市の関係団体も含まれます。
外部監査	地方自治法の規定に基づき、外部の公認会計士などが市の業務を監査することです。
香川滞納整理推進機構	香川県と県内すべての市町、滞納整理組合が構成員となって、平成17年8月に設立された組織で、県の税務職員が市町の担当者などと一緒に、滞納整理を進めています。
各種債権	市が有している貸付金の返還金や費用徴収の収入金などの債権のことです。
各種収入金	市税以外の使用料・手数料、財産収入、その他様々な市の収入金のことです。
各種団体	自治会や婦人会など、市民を構成員とする団体のことです。
課税客体	課税の目的となるべきものをいい、課税物件ともいいます。たとえば、固定資産税の課税客体は、土地、家屋および償却資産です。
合併	市町合併のこととて、高松市は平成17年度に近隣6町(塩江町・香川町・国分寺町・香南町・庵治町・牟礼町)と合併しました。
合併支所	平成17年度の合併で設置した支所のことです。合併6町に設置しています。
監視・事後評価機能	民間委託した業務などが適切に処理されているかどうか、問題は生じていないかなど、委託化後の状態を評価して、必要があれば改善につなげることをいいます。改革後の監視評価と同じ意味です。

用語	解説
企業会計	民間企業的な事業経営をしている会計のことと、地方公営企業法全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のことです。市には、水道事業や病院事業などの企業会計があります。
基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設けられる資金または財産をいい、市には財政調整基金などがあります。
起債制限比率	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つです。地方債元利償還金および公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額(地方交付税が措置されるものを除く。)に充当された一般財源の標準財政規模および臨時財政対策債発行可能額の合計額(普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。)に対する割合で過去3年間の平均値のことです。起債制限比率が20%以上の団体については、一定の地方債(一般単独事業に係る地方債)の起債が制限され、30%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる(一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される)こととなります。
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定したものです。次の算式により算出します。 ※標準的な地方税収入×75/100+地方譲与税等
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を算定するものです。行政項目ごとに、次の算式により算出します。 ※単位費用(測定単位1当たり費用)×測定単位(人口・面積等)×補正係数(寒冷補正等)
義務的な経費	支出が義務的で任意に削減できない経費をいいます。職員給与費等の人物費、生活保護費等の扶助費、地方債(市債)の元利償還金等の公債費などです。
給与	公務員である職員に対して、勤務の対価として支給する報酬・給料・各種手当のことです。
給与の適正化	公務員である職員の給与水準を民間企業の給与との均衡を図るなど、給与制度のあり方を見直すことです。
行財政改革	一般に行政の改革を「行政改革」といいますが、市では財政面の改革も重要と考えており、「行財政改革」という表現を用いています。
行財政改革推進委員会	市の行財政改革の推進に関する意見や提言等をいただくため市が設置している、市民や有識者等で構成する委員会のことです。
業務の総点検	市が実施している多種多様な業務を、市が本当に直営すべきかどうか、効率的にできているかどうかを見直し、改善する作業のことです。
行政評価システム	施策・政策の目標に対する達成度や有効性を評価する仕組のことです。
協働	複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいます。一般的には、市民やNPOと行政との「協働」という使われ方がされます。
行財政システム	行政活動の手段や財政運営のあり方など、行政全般の仕組のことです。
競争入札	「入札」という競争方法を用いて契約の相手方を決定する手法のことです。
業務コスト	行政が実施している一つ一つの業務にかかっている経費・費用のことです。業務コストを分析することで、職員のコスト意識の浸透や経費の縮減につながります。

用語	解説
国の基本方針2006	平成13年1月に設置された経済財政諮問会議(議長:内閣総理大臣)が示した2006年度版「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」のことです。経済政策・財政政策の柱となるとから、一般に「骨太の方針」とも呼れます。三位一体改革や公務員の総人件費削減・定員の純減目標の設定など、地方行政に大きな影響を持っています。基本方針2006では、「2011年度における国・地方のプライマリーバランスの黒字化」が答申されています。
繰出金	性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間または特別会計相互間において支出される経費のことです。
経過措置事項	平成17年度の近隣6町との合併に伴い、高松市制度への統一のために設けている激変緩和措置のことです。
経常的な収入	市の歳入において、毎年度連続的に、しかも安定的に確保できる見込みの収入のことです。地方税などがその代表です。歳入総額に占める経常的収入が多いほど、歳入構造は安定的であるといえます。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減税補てん債および臨時財政対策債の合計額に占める割合のことです。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表わします。
契約一元化	例えば、A施設とB施設で共通する電気設備保守点検業務を、別々に発注するのではなく、一つの契約としてまとめて発注することをいいます。一般的に契約の規模が大きいほど、単位当たりの経費は少なくなります。
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称して建設副産物といいます。中間処理をしないでそのまま原材料として利用される建設発生土などがあります。
公共サービス	一般的には、税を原資に行政が提供するサービス(様々な公的な給付や役務の提供、道路等の公共施設整備など)のことをいい、行政が公務員を通じて直接提供する場合のほか、民間事業者に委託してサービス提供する場合があります。通常、前者による手法を「直営」、後者を「外部委託(アウトソーシング)」といいます。なお、最近では広く社会が必要とする公的なサービスを含める場合もあります。「新しい公共」参照。
公債費	市が借り入れを起こした借金(市債・地方債)を返済する支払、元利償還費のことです。
公債費負担比率	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことです。公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表わします。
公民の役割分担	行政と民間の役割分担のことをいい、この計画でも「民間にできることは民間に委ねる」という考え方を基本としています。
財源対策4基金	市の一般財源が不足した際に、その財源を賄うために積み立てる基金をいい、市では、財政調整基金、減債基金、生活環境施設整備基金、建設事業基金を財源対策4基金としています。端的には、一般家庭の「預貯金」に相当するものです。
さ行	
歳出	その会計年度における地方公共団体の経費(支出)のことです。その経費は、行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に区分されます。また、経費の経

用語	解説
	済的性質に着目した性質別分類では、義務的経費(人件費、物件費、扶助費)、投資的経費などに区分します。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、財源対策4基金のうちの主要なものです。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のことです。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。
財政健全化	この計画で戦略的取組としている内容です。新たな市民ニーズにも柔軟に対応できるよう財政運営の体質を改善することをいい、経費節減と収入確保を基本とし、プライマリーバランスの黒字維持や市債残高の抑制、事業の選択と集中などに取り組むことです。財政健全性は、「財政收支比率」などの複数の財政指標からおおむね把握することができます。
財政指標	「財政收支比率」「実質公債費比率」「市債現在高」など、財政状況を客観的な数値で表わす指標のことです。
さわやかサービス	市が実施している、市民の皆様を温かく迎えるさわやかな市役所づくりの取組のこと、「笑顔でいさつ」「お客様には「様付け」を」「電話のコールは3回以内、そして名前を名乗る」の3点を重点項目としています。
三位一体改革	国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革、すなわち「国庫補助負担金の廃止・縮減」「税財源の移譲」「地方交付税」の一体的な見直しをいいます。
時間コスト	費用概念の一つですが、端的には「時は金なり」ということです。「時間コスト=適時・機敏」とも説明されます。時間は目には見えませんが、様々なコスト(費用)はそれにかける時間が決めています。たとえば、日本の多くの企業や公共部門では、通常の業務執行においてだけでなく、様々な意思決定を行う際にも時間コストを考慮しないことが大きな問題であると指摘されています。
市債	市が借り入れを起こした借金のことです。地方債ともいいます。平成18年度末現在(見込)で一般会計には、約1500億円の市債残高があります。
自主財源	市自らの権限で収入できる財源のことです。自主財源の中心は地方税であり、そのほか、条例や規則で徴収できる使用料や手数料なども自主財源です。これに対する用語が「依存財源」です。自治体の裁量が制限されている財源で、その典型は国庫支出金(補助金)などです。
実質収支	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した収支のことです。
実質収支比率	実質収支の標準財政規模に対する割合のことです。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を表わします。
実質公債費比率	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、起債(地方債の借り入れをすること)に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられます。この指標は、起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債に当たり許可が必要となります。
指定管理者制度	市が設置している駐車場や市民会館などの市民利用施設(公の施設)の管理者を市議会の議決を経て指定する制度のこと、現在は、民間の株式会社も管理者となることができます。
指定管理者業務	指定管理者に委ねる業務をいい、一般的には施設の管理運営業務を指します。
事務処理権限の出先機関や下位職への委譲	事務処理に関する権限を、本庁から本庁以外の出先機関へ、あるいは上位の職員から下位の職員に委ねることです。

用語	解説
社会コスト	費用概念の一つで、公害、環境破壊等により社会全体あるいは第三者が被る損失＝負担する費用のことです。
受益者負担	サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から、受益者に対しその受益に応じた一定の負担を求めることがあります。
少子高齢社会	少子高齢化とは、出生率の低下により子供の数が減ると同時に、平均寿命の伸びが原因で、人口全体に占める子供の割合が減り、65歳以上の高齢者の割合が高まることをいいます。先進諸国共通の現象とされています。
使用料・手数料	使用料とは公共施設等を使用した場合の対価をいい、手数料とは特定の者のために提供する公の役務の対価をいいます。
ジョブローテーション	職員採用後の一定期間に、計画的に異なった分野の職務経験を積みながら人材育成を図ることです。市では、若手職員を対象に窓口部門や管理部門などのローテーションを実施しています。
随意契約	契約方法の一つで、契約の目的や性質から競争によらずに契約の相手方を決定する方法をいいます。随意契約は、法令が認める場合に限り、これによることができます。
政策主導型組織	市民に身近なところで、市民本位の政策展開を図るために編成される組織のことです。この計画でも、市の行政組織を政策主導型に転換することを明記しています。
説明責任	行政が住民に対して負う責任の一つで、政策や事業について、その意義、目的、成果などを事前・事後に説明する責任のことです。説明責任は、行政評価制度の導入や積極的な情報公開により果されるとされていますが、さらには行政と住民の間のコミュニケーションの促進や信頼関係の構築にも寄与します。
総合評価方式	平成17年4月1日より「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、同年8月26日に基本方針が示されています。この法および基本方針を受けて、単なる「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」を図ろうとする方法のことです。
た行	
第4次行財政改革計画(素案)	この計画書の素案のことです、平成18年11月27日に公表しました。
高松市水道事業基本計画(高松市水道ビジョン)	高松市水道局が平成19年3月に作成した計画で、水道事業運営の中長期的指針として、今後12年間、高松市水道局が取り組む事業方針と施策を示したものです。
地域行政組織	支所・主張所のほか、本庁以外の出先機関の組織を指しています。
地域分権や地域自治	地方分権が推進される中で、地域住民自らが地域を支える考え方や仕組のことです。市では、「地域自らのまちづくり」を目標に、市民と行政のパートナーシップによる自主的・主体的なまちづくりをめざし、地域コミュニティの育成を積極的に推進しています。
地方公営企業法の全部適用	現在、市の病院事業は地方公営企業法の財務規定を一部適用していますが、水道事業は同法を全部適用しています。水道事業のように、同法を全面適用することをいいます。
中核市	中核市は、平成6年6月の地方自治法改正により創設されました。政令指定都市以外の都市で規模能力(人口)が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようになります。現在は、人口30万人以上の都市が対象となります。中核市が処理することとなる主な事務は、保健所が処理する事務(保健所を設置することになるため)、民生行政に関する事務、都市計画等に関する事務、環境保全行政に関する事務などがあります。平成19年4月1日現在、全国に35市あります。高松市は平成11年4月に中核市となりました。近隣では松山市、高知市、岡山市、倉敷市などが中核市です。

用語	解説
中長期的な維持補修計画(仮称)	市は図書館や美術館などの住民利用施設のほか、支所・出張所や保健センター、コミュニティセンターなどの様々な行政施設(建物)を設置していますが、これらの施設の維持管理や補修費負担について、各施設管理者が作成を検討する中長期的な計画のことです。アセットマネジメント(資産管理)の考え方を参考にする必要があります。
長期継続契約	単年度契約ではなく、複数年次の契約をいいます。法令の規定に基づき、長期継続契約をすることができます。一般的に経費節減等が図れます。
庁内分権	市長にある権限や特定部局に集中している権限を、各部局長や現場に降ろすなど、庁内的にも権限を分権化することです。
定員管理	市の正規職員数を業務量やその性質に照らして適正に見直し、管理することです。
電子申請・届出システムや電子調達システム	インターネットの技術やサービスを活用して、各種の申請や届出、競争入札などを行う仕組のことです。
投資的経費	投資的経費の支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいい、公共事業費や施設建設事業費等のことです。普通建設事業費や災害復旧事業費などの区分があります。
特殊勤務手当	職員に対する給与のうち、著しく危険、不快、不健康な業務や、その他困難な業務に従事した職員に支給する手当のことです。厳しい財政状況や社会情勢の変化などにより、特殊勤務手当の見直しが要請されています。
特定財源	市の行政活動の原資となる財源のうち、その使途が特定されている財源のことです。国庫支出金、県支出金、地方債(市債)、分担金、負担金、使用料、手数料などがあります。
特別会計	一般会計に対して、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計で、市には国民健康保険事業や下水道事業などの特別会計があります。
特別会計への地方公営企業法の適用	より効率的な事業運営や経営の透明性を高めるため、法令の定めに従つて、特別会計に地方公営企業法を適用することをいいます。
特別滞納整理班	特別滞納整理班は、滞納税額の縮減が県市共通の課題となっている現状から、本市の滞納整理強化の一環として、県が創設した税務職員併任徴収制度を活用して、市が平成16年12月に県税職員と本市職員により整えた体制です。現在、県税職員12名と本市職員9名の計21名で、高額・悪質な滞納案件に取り組んでいます。
は行	
パートナーシップ	市民・企業と行政、または市民とNPOなどが、対等の関係に立って協力し合い、相互に補完的な関係を築きあげることです。
パブリック・コメント	市の制度や施策を決定する前の段階で広く住民に計画案などを公表して、住民からの意見や情報を募集し、寄せられた意見・情報に対する市の考えを明らかにしたうえで、市の意思決定を行う制度のことです。この計画もパブリック・コメントを経て策定しています。
非公募と公募(指定管理者の指定)	公の施設の管理者となる「指定管理者」は、原則として公募または競争により指定するものですが、その施設の性質などから公募競争によることが適さない場合は、公募によらず「非公募」、すなわち特定の団体を指名する方法によることがあります。管理者選定の公平性や透明性、市の外郭団体の経営改善の観点からは、公募選定が望ましいとされています。
P D C A サイクル(計画・実施・評価・改善)	PDCAサイクルとは、計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Action)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。PDCAサイクルの最大の特徴は、計画から改善に至るプロセスを、さらに次

用語	解説
	の計画に結びつけることがあります。近年、行政においても、行政評価(政策評価)を導入する動きがあり、この行政評価はPDCAサイクルを念頭に置いて導入することで高い効果を得られるとされています。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額のことです。
部局	市の組織のうちの、各部または行政委員会の事務局などを指します。
副市長への市長権限の委任	平成19年4月1日施行の改正地方自治法で、市長を補佐する助役制度が見直され、副市長を置くこととなりました。これに併せて、副市長の権限が明確に定められ、市長の命を受けて政策および企画をつかさどることや市長からの委任を受けて自らの権限と責任で事務を行えるようになっていきます。
扶助費	端的には「福祉」に要する費用のことです。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、市が被扶助者に対して支給する費用(現金)や物品の提供に要する経費などをいいます。
普通会計	個々の地方公共団体では各々の会計が担当する範囲が異なっており、財政状況を統一的に把握し、比較するためには、各団体の財政状況を標準的なモデルに置き換えることが必要です。そのため、地方財政統計上、便宜的に用いられる全国標準の会計区分のことを「普通会計」といいます。地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額です。
普通財産	市が所有する公有財産の区分の一つであり、公共の用に供している行政財産以外の財産のことです。
物件費	市が支出する費用のうち、人件費や扶助費、補助費、普通建設事業費など以外の消費的性質の経費の総称です。アルバイトの賃金、旅費、交際費、消耗品などを購入する需用費、委託料、原材料費などの経費です。
プライマリーバランスの黒字化を堅持する市債の発行	プライマリーバランス(基礎的収支)の黒字を維持するために、借入金(市債)の返済額を考慮しながら、適切な管理のもとで市債発行額を定めることをいいます。
包括的民間委託	施設の運転・維持管理について、一定の要求水準(性能要件)を満足することを条件に、民間事業者(受託者)の裁量に任せる「性能発注」の考え方に基づく委託方式のことです。
補助費等	性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法の規定に基づく繰出金も含まれます。わかりやすい例としては、各種団体や特定事業に対する補助金または助成金などがこれに当たる経費です。
ら行	
ライフサイクルコスト	建物にかかる生涯コスト(費用)のことです。建築コストだけではなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物の全期間にわたるコストをいいます。
利用料金制	指定管理者制度で認められている料金制度のことです。条例で定めが必要ですが、公の施設を管理する指定管理者が利用者が支払う施設使用料を自らの収入として扱える仕組であり、管理者のやる気につながります。
類似都市	一般的に人口や面積などの都市規模が類似している都市のことをいいますが、高松市は「中核市」であることから、通常、類似都市という場合、他の中核市を指します。平成19年4月現在、全国に中核市は35市あります。